

意匠審査基準

特許庁

意匠審査基準について

意匠審査基準は、意匠審査における意匠法の統一的な条文解釈及びその運用を図るためのものであり、古くは昭和５年頃に「意匠審査取極」として既に存在し、その後昭和３４年改正意匠法に対応すべく昭和４３年６月に公表された「意匠審査基準」が数度の若干の追加修正等を経つつも約３０年以上に渡り活用されてきた。

その後、平成１０年に大幅な意匠法の改正が行われ、更に平成１１年においても一部の条文について改正が行われ、その改正条文の解釈及びその運用に関し、「平成１０年改正意匠法 意匠審査の運用基準」、「平成１１年改正意匠法 意匠審査の運用基準」において統一的な運用を図ってきたが、審査実務においては、それらに加え既存の「意匠審査基準」をも併せ読む必要があった。

このような状況を踏まえ、意匠審査基準室では既存の「意匠審査基準」、「平成１０年改正意匠法 意匠審査の運用基準」、「平成１１年改正意匠法 意匠審査の運用基準」に基づき、意匠の審査実務に関わる条文ごとに「意匠審査基準」を再編集し、公表することとした。

平成１４年１月
特許庁審査業務部意匠課
意 匠 審 査 基 準 室

意匠審査基準（平成１８年改正意匠法対応）について

「意匠法等の一部を改正する法律」（平成１８年法律第５５号）が平成１８年６月７日に公布され、意匠法の主たる改正項目につきましては平成１９年４月１日から施行されることになりました。これに伴って、これまで公表してきた意匠審査基準のうち、次の部分を改正しました。また、各章の関連条文についても併せて修正しました。

この意匠審査基準は、平成１９年４月１日以降の意匠登録出願について適用します。
（なお、第３部「新規性の喪失の例外」は、平成１８年９月１日以降の意匠登録出願について適用します。）

- ◎ 第２部 第２章 「意匠の類否判断」
- ◎ 第２部 第４章 「先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外」
- ◎ 第３部 「新規性の喪失の例外」
- ◎ 第６部 「先願」
- ◎ 第７部 第１章 「部分意匠」
- ◎ 第７部 第３章 「関連意匠」
- ◎ 第７部 第４章 「意匠法第２条第２項に規定する画像を含む意匠」

平成１９年４月
特許庁審査業務部意匠課
意 匠 審 査 基 準 室

意匠審査基準の一部改正について

この度、既存の「意匠審査基準」のうち、第 7 部第 4 章「意匠法第 2 条第 2 項に規定する画像を含む意匠」及び第 10 部「パリ条約による優先権等の主張の手続」を改正しました。なお、改正部分については、平成 20 年 7 月に行われた産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会（以下、意匠制度小委員会という。）第 1 回意匠審査基準ワーキンググループにおいて検討され、その後、平成 20 年 9 月から 10 月にかけて特許庁内外の意見聴取を行い、それを踏まえて必要な修正を行い、平成 20 年 10 月に開催された意匠制度小委員会第 2 回意匠審査基準ワーキンググループにおいて承認されたものです。

この意匠審査基準第 7 部第 4 章及び同第 10 部については、平成 20 年 10 月 31 日以降に審査される出願に適用します。

- ◎ 第 7 部 第 4 章 「意匠法第 2 条第 2 項に規定する画像を含む意匠」
- ◎ 第 10 部 「パリ条約による優先権等の主張の手続」

平成 20 年 10 月
特許庁審査業務部意匠課
意 匠 審 査 基 準 室

意匠審査基準の一部改訂について

この度、「特許法等の一部を改正する法律」(平成 20 年 4 月 18 日法律第 16 号) による意匠法の改正に伴い、意匠審査基準の以下の項目において「30 日」を「3 月」に修正する改訂を行いました。

「第 8 部第 2 章 補正の却下」及び「第 9 部第 4 章 補正後の意匠についての新出願」の改訂内容は、平成 21 年 4 月 1 日以降に却下の決定の謄本が送達された出願に適用され、「第 9 部第 2 章 出願の変更」の改訂内容は、平成 21 年 4 月 1 日以降にもとの特許出願について拒絶すべき旨の最初の査定の謄本が送達された出願に適用されます。

- ◎ 第 8 部 第 2 章 「補正の却下」
- ◎ 第 9 部 第 2 章 「出願の変更」
- ◎ 第 9 部 第 4 章 「補正後の意匠についての新出願」

平成 21 年 7 月
特許庁審査業務部意匠課
意 匠 審 査 基 準 室

意匠審査基準の一部改訂について

この度、新たに 第 1 1 部「審査の進め方」を追加致しました。この「審査の進め方」は、意匠の実体審査の進め方の概要を示したもので、平成 2 1 年度に開催された産業構造審議会 知的財産政策部会 意匠制度小委員会（以下単に「意匠制度小委員会」という。）第 3 回 意匠審査基準ワーキンググループ（平成 2 1 年 1 1 月開催）及び 意匠制度小委員会 第 4 回 意匠審査基準ワーキンググループ（平成 2 2 年 1 月開催）においてその内容が検討され、その後、平成 2 2 年 2 月に特許庁内外の意見聴取を行い、それを踏まえて必要な修正を行い、意匠制度小委員会 意匠審査基準ワーキンググループにおいて承認されたものです。

また、第 1 1 部に「審査の進め方」を追加したことに伴い、従来の 第 1 1 部「その他」を繰り下げて 第 1 2 部「その他」と致しました。

この意匠審査基準については、平成 2 2 年 4 月 1 日以降に審査される出願に適用します。

- ◎ 第 1 1 部 「審査の進め方」
- ◎ 第 1 2 部 「その他」

平成 2 2 年 4 月
特許庁審査業務部意匠課
意 匠 審 査 基 準 室

意匠審査基準の一部改訂について

この度、既存の「意匠審査基準」のうち、第２部第１章「工業上利用することができる意匠」、第７部第１章「部分意匠」、第７部第４章「画像を含む意匠」を改正しました。なお、改正部分については、産業構造審議会 知的財産政策部会 意匠制度小委員会（以下「意匠制度小委員会」という。）第５回意匠審査基準ワーキンググループ（平成２３年３月開催）、及び 意匠制度小委員会 第６回意匠審査基準ワーキンググループ（平成２３年５月開催）においてその内容が検討され、その後、平成２３年５月から６月にかけて特許庁内外の意見聴取を行い、それを踏まえて必要な修正を行い、意匠制度小委員会 意匠審査基準ワーキンググループにおいて承認されたものです。

この意匠審査基準第２部第１章、第７部第１章、第７部第４章については、平成２３年８月１日以降の意匠登録出願について適用します。

平成２３年７月
特許庁審査業務部意匠課
意 匠 審 査 基 準 室

意匠審査基準の一部改訂について

この度、新たに第 1 1 部「国際意匠登録出願」を追加するとともに、第 2 部第 4 章「先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外」、第 6 部「先願」、第 7 部第 3 章「関連意匠」、第 9 部第 1 章「意匠登録出願の分割」、第 1 0 部「パリ条約による優先権等の主張の手続」、第 1 2 部「審査の進め方」を修正致しました。今般の改訂は、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定に対応したもので、産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会第 1 回意匠審査基準ワーキンググループ（平成 2 6 年 1 0 月開催）及び、同第 2 回意匠審査基準ワーキンググループ（平成 2 6 年 1 0 月開催）においてその内容が検討され、その後、平成 2 6 年 1 0 月から 1 1 月にかけて特許庁内外の意見聴取を行い、それを踏まえて必要な修正を行った後、同第 3 回意匠審査基準ワーキンググループ（平成 2 6 年 1 2 月開催）において承認されたものです。

また、第 1 1 部に「国際意匠登録出願」を追加したことに伴い、従来の第 1 1 部「審査の進め方」、及び第 1 2 部「その他」を繰り下げて、それぞれ、第 1 2 部「審査の進め方」、第 1 3 部「その他」と致しました。

この意匠審査基準については、平成 2 7 年 5 月 1 3 日以降に審査される出願に適用します。

- ◎ 第 2 部 第 4 章 「先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外」
- ◎ 第 6 部 「先願」
- ◎ 第 7 部 第 3 章 「関連意匠」
- ◎ 第 9 部 第 1 章 「意匠登録出願の分割」
- ◎ 第 1 0 部 「パリ条約による優先権等の主張の手続」
- ◎ 第 1 1 部 「国際意匠登録出願」
- ◎ 第 1 2 部 「審査の進め方」
- ◎ 第 1 3 部 「その他」

平成 2 7 年 4 月
特許庁審査第一部意匠課
意 匠 審 査 基 準 室

意匠審査基準の一部改訂について

この度、第 7 部第 4 章「画像を含む意匠」の項を改訂しました。今般の改訂は、産業構造審議会 知的財産分科会 意匠制度小委員会（以下「意匠制度小委員会」という。）報告書「創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援について」（平成 26 年 1 月）を受け、意匠制度小委員会意匠審査基準ワーキンググループにおいて内容が検討され（平成 27 年 3 月から 11 月）、その後、意匠制度小委員会における確認及び意見募集手続を経て承認されたものです（平成 28 年 1 月）。

この改訂意匠審査基準第 7 部第 4 章は、「74.4.3 創作非容易性」については平成 28 年 4 月 1 日以降に審査される意匠登録出願に、「74.4.3 創作非容易性」を除く部分については同日以降の意匠登録出願に、それぞれ適用します。

◎ 第 7 部 第 4 章 「画像を含む意匠」

平成 28 年 3 月
特許庁審査第一部意匠課
意 匠 審 査 基 準 室

意匠審査基準の一部改訂について

この度、第 1 部第 2 章「意匠登録出願に係る意匠の認定」、第 2 部第 1 章「工業上利用することができる意匠」、及び第 3 部「新規性の喪失の例外」の項を改訂しました。

今般の改訂は、産業構造審議会 知的財産分科会 意匠制度小委員会 意匠審査基準ワーキンググループにおいて内容が検討され（平成 28 年 12 月から平成 29 年 2 月）、その後、意見募集を行い（平成 29 年 2 月から 3 月）、それを踏まえて必要な修正を行ったものです。

この改訂意匠審査基準は、平成 29 年 4 月 1 日以降に審査される意匠登録出願に適用します。

- ◎ 第 1 部 第 2 章 「意匠登録出願に係る意匠の認定」
- ◎ 第 2 部 第 1 章 「工業上利用することができる意匠」
- ◎ 第 3 部 「新規性の喪失の例外」

平成 29 年 3 月
特許庁審査第一部意匠課
意 匠 審 査 基 準 室

意匠審査基準の一部改訂について

この度、意匠審査基準の「第２部 第１章 工業上利用することができる意匠」、「第７部 第１章 部分意匠」、及び「第１１部 第８章 部分意匠の国際意匠登録出願」の項を改訂しました。

今般の改訂は、産業構造審議会 知的財産分科会 意匠制度小委員会 意匠審査基準ワーキンググループにおいて内容が検討され（平成３０年２月）、その後、意見募集を行い（平成３０年３月から４月）、それを踏まえて必要な修正を行ったものです。

この改訂意匠審査基準は、平成３０年５月１日以降に審査される意匠登録出願に適用します。

- ◎ 第２部 第１章 「工業上利用することができる意匠」
- ◎ 第７部 第１章 「部分意匠」
- ◎ 第１１部 第８章 「部分意匠の国際意匠登録出願」

平成３０年４月
特許庁審査第一部意匠課
意 匠 審 査 基 準 室

意匠審査基準の一部改訂について

この度、「不正競争防止法等の一部を改正する法律」(平成30年5月30日法律第33号)による意匠法の改正に伴い、意匠審査基準の第3部「新規性の喪失の例外」の項において、「6月」を「1年」に修正する改訂を行いました。

改訂後の審査基準は、平成29年12月9日以降に公開された意匠について、平成30年6月9日以降に出願された場合の審査に適用されます。

◎ 第3部 「新規性の喪失の例外」

平成30年6月
特許庁審査第一部意匠課
意 匠 審 査 基 準 室

意匠審査基準の一部改訂について

この度、意匠審査基準の「第5部 一意匠一出願」、「第7部第2章 組物の意匠」及び「第13部別添 組物の構成物品表」について改訂を行いました。

今般の改訂は、産業構造審議会 知的財産分科会 意匠制度小委員会 意匠審査基準ワーキンググループにおいて内容が検討され（平成30年9月から10月）、その後、意見募集を行い（平成30年11月から12月）、それを踏まえて必要な修正を行ったものです。

この改訂意匠審査基準は、平成31年1月10日以降に審査される意匠登録出願に適用します。

- ◎ 第5部 「一意匠一出願」
- ◎ 第7部 第2章 「組物の意匠」
- ◎ 第13部 別添 「組物の構成物品の例」

平成31年1月
特許庁審査第一部意匠課
意 匠 審 査 基 準 室

意匠審査基準の一部改訂について

この度、意匠審査基準の「第1部 願書・図面」、「第2部第1章 工業上利用することができる意匠」、「第6部 先願」、「第7部第1章 部分意匠」、「第7部第3章 関連意匠」、「第7部第4章 画像を含む意匠」、「第8部第2章 補正の却下」、「第10部 パリ条約による優先権等の主張の手続」、「第11部第8章 部分意匠の国際意匠登録出願」、及び「第12部 第2章 各論」について改訂を行いました。

今般の改訂は、産業構造審議会 知的財産分科会 意匠制度小委員会 意匠審査基準ワーキンググループにおいて内容が検討され（平成30年9月から10月）、その後行った意見募集（平成30年11月から12月）、及び平成31年4月に公布された意匠法施行規則の改訂を踏まえて必要な修正を行ったものです。

この改訂意匠審査基準は、本年5月1日以降の意匠登録出願に適用します。

- ◎ 第1部 「願書・図面」
- ◎ 第2部 第1章 「工業上利用することができる意匠」
- ◎ 第6部 「先願」
- ◎ 第7部 第1章 「部分意匠」、第3章「関連意匠」、第4章「画像を含む意匠」
- ◎ 第8部 第2章 「補正の却下」
- ◎ 第10部 「パリ条約による優先権等の主張の手続」
- ◎ 第11部 第8章 「部分意匠の国際意匠登録出願」
- ◎ 第12部 第2章 審査の進め方「各論」

平成31年4月
特許庁審査第一部意匠課
意 匠 審 査 基 準 室

意匠審査基準の改訂について

この度、「特許法等の一部を改正する法律」（令和元年 5 月 17 日法律第 3 号）による意匠法の改正に伴い、「第Ⅰ部 審査総論」、「第Ⅱ部 意匠の認定・意匠ごとの出願」、「第Ⅲ部 意匠登録の要件」、「第Ⅳ部 個別の意匠登録出願」、「第Ⅴ部 関連意匠」、及び「第Ⅶ部 パリ条約による優先権」について改訂を行いました。

加えて、今般の改訂では、明確化及び簡潔化の観点から、意匠審査基準の構成と記載の内容について、全般的な見直しを行いました。

今般の改訂は、産業構造審議会 知的財産分科会 意匠制度小委員会 意匠審査基準ワーキンググループにおいて内容が検討され（令和元年 7 月から令和 2 年 2 月。この間令和元年 1 2 月から令和 2 年 1 月に意見募集を実施）、令和 2 年 3 月に公布された意匠法施行規則の改訂を踏まえて必要な修正を行ったものです。

この改訂意匠審査基準は、本年 4 月 1 日以降の意匠登録出願に適用します。

- ◎ 第Ⅰ部 「審査総論」
- ◎ 第Ⅱ部 「意匠の認定・意匠ごとの出願」
- ◎ 第Ⅲ部 「意匠登録の要件」
- ◎ 第Ⅳ部 「個別の意匠登録出願」
- ◎ 第Ⅴ部 「関連意匠」
- ◎ 第Ⅶ部 「パリ条約による優先権」

令和 2 年 3 月
特許庁審査第一部意匠課
意 匠 審 査 基 準 室

意匠審査基準の一部改訂について

この度、「規制改革実施計画」（令和２年７月１７日閣議決定）において押印を求めている手続について見直しを行うこととされたこと、また、産業構造審議会 第１３回 知的財産分科会において、申請手続等のデジタル化（紙・押印の原則廃止）による利用者の利便性向上を目指すこととされたこと等を受け、意匠審査基準の第Ⅲ部第３章「新規性の喪失の例外」において、意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書の押印を廃止する改訂を行いました。

改訂後の審査基準は、令和２年１２月１６日以降に審査される意匠登録出願に適用されます。

◎ 第Ⅲ部第３章 「新規性喪失の例外」

令和２年１２月
特許庁審査第一部意匠課
意 匠 審 査 基 準 室

意匠審査基準 沿革

昭和43年 6月12日

昭和60年 6月27日一部追加

昭和60年 6月27日一部改正

昭和60年12月11日一部修正

昭和62年 3月 5日一部追加

昭和63年 3月15日一部追加

平成 元年 3月23日一部追加

平成 5年 4月23日一部修正

平成 5年11月 8日一部修正

平成 6年 6月16日一部修正

平成14年 1月31日一部追加

平成14年 1月31日一部修正

平成19年 4月 1日一部追加

平成19年 4月 1日一部修正

平成20年10月31日一部修正

平成21年 7月 1日一部修正

平成22年 4月 1日一部追加

平成23年 8月 1日一部修正

平成27年 4月10日一部追加

平成27年 4月10日一部修正

平成28年 3月11日一部修正

平成29年 3月31日一部修正

平成30年 4月27日一部修正

平成30年 6月 6日一部修正

平成31年 1月 9日一部修正

平成31年 4月26日一部修正

令和2年 3月19日改訂

令和2年12月16日一部修正

目 次（全体）

第Ⅰ部 審査総論

第1章 審査の基本方針と審査の流れ

第2章 意匠審査の手順

関連規定

第Ⅱ部 意匠の認定・意匠ごとの出願

第1章 意匠登録出願に係る意匠の認定

第2章 意匠ごとの出願

関連規定

第Ⅲ部 意匠登録の要件

第1章 工業上利用することができる意匠

第2章 新規性・創作非容易性

第1節 新規性

第2節 創作非容易性

第3節 新規性・創作非容易性の審査の留意事項

第3章 新規性喪失の例外

第4章 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外

第5章 先願

第6章 意匠登録を受けることができない意匠

関連規定

第Ⅳ部 個別の意匠登録出願

第1章 画像を含む意匠

第2章 建築物の意匠

第3章 組物の意匠

第4章 内装の意匠
関連規定

第V部 関連意匠
関連規定

第VI部 補正
第1章 補正
第2章 補正の却下
関連規定

第VII部 パリ条約による優先権
関連規定

第VIII部 特殊な出願
第1章 意匠登録出願の分割
第2章 出願の変更
第3章 特許協力条約に基づく国際出願に係る出願の変更の特例
第4章 補正後の意匠についての新出願
関連規定

第IX部 国際意匠登録出願
第1章 意匠登録出願とみなされる国際出願
第2章 国際意匠登録出願に係る意匠の認定
第3章 国際意匠登録出願における意匠ごとの出願
第4章 国際意匠登録出願における意匠登録の要件
第5章 国際意匠登録出願における新規性の喪失の例外
第6章 国際意匠登録出願における組物の意匠
第7章 国際意匠登録出願における補正

第 8 章 国際意匠登録出願におけるパリ条約による優先権
関連規定

第 X 部 その他

第 1 章 特徴記載書
関連規定

別添 組物の意匠の構成物品等の例

本意匠審査基準を参照するにあたっての留意事項

本意匠審査基準においては、「画像を含む意匠」、「建築物の意匠」、「組物の意匠」及び「内装の意匠」といった、個別の意匠登録出願について、特に留意すべき事項については、第Ⅳ部「個別の意匠登録出願」の各章において記載した。

上記以外の一般的な事項については、その他の部に記載しており、審査官は、出願された意匠の内容に則して、該当する箇所をそれぞれ参照しつつ審査を進められたい。

凡 例

全体において使用される省略記載等

省略記載等	意 味
願書に添付した図面等	願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本
形状等	形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合 ※「画像」の場合について、改正意匠法第2条の「画像」は、物品の場合における用途及び機能に該当する要素と形状等の要素が一体となったものであるが、本意匠審査基準において、「画像」の視覚的要素のみについて言及する場合は、物品又は建築物の場合と同様に「形状等」と記載する。
意匠の構成要素	意匠に係る物品等の形状、模様又は色彩
公知意匠	意匠法第3条第1項第1号又は第2号の意匠
公開意匠	公知意匠に該当するに至った意匠
電子的意匠情報	インターネットを通じて得られる意匠情報
当業者	その意匠の属する分野における通常の知識を有する者
先願に係る意匠として開示された意匠	先願の意匠登録出願人によって、願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分に属する物品等の形状等として開示された意匠
一組の図面	立体的なものの場合は、意匠登録を受けようとする意匠を表す正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図及び底面図、又はそれらと置き換え可能な図。平面的なものの場合は、表面図及び裏面図
その他必要な図	一組の図面だけでは意匠登録出願に係る意匠を十分表現できないときに加える、展開図、断面図、切断部端面図、拡大図、斜視図その他必要な図
別表第一	意匠法施行規則別表第一
別表第二	意匠法施行規則別表第二

画像を含む意匠関係

画像意匠	令和元年意匠法改正で追加された、物品から離れた画像自体の意匠
物品等の部分に画像を含む意匠	物品又は建築物の一部に画像を含む意匠を総称したもの
画像を含む意匠	「画像意匠」及び「物品等の部分に画像を含む意匠」を総称したもの
操作画像	機器の操作の用に供される画像。対象の機器が機能に従って働く状態にするための指示を与える画像
表示画像	機器がその機能を発揮した結果として表示される画像。何らかの機器の機能と関わりのある表示を含む画像

物品の機能を発揮するための操作画像	画像を表示する物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供されるもの
物品の機能にとって必要な表示画像	画像を表示する物品の機能を果たするために必要な表示を行うもの
建築物の機能を発揮するための操作画像	画像を表示する建築物の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供されるもの
建築物の機能にとって必要な表示画像	画像を表示する建築物の機能を果たするために必要な表示を行うもの
物品等の機能を発揮するための操作の画像	物品の機能を発揮するための操作画像及び建築物の機能を発揮するための操作画像を総称したもの。
物品等の機能を果たするために必要な表示を行う画像	物品の機能にとって必要な表示画像及び建築物の機能にとって必要な表示画像を総称したもの。

建築物の意匠関係

建築物	土地の定着物であり、かつ、人工構造物であるもの。意匠登録の対象とするものは、建築基準法の定義等における建築物の用語の意よりも広く、建設される物体を指し、土木構造物を含む。 ※ こうした意匠審査基準における定義は、意匠の創作の対象となるものは広く意匠法で保護されるべきとの意匠法の法目的に基づくものである。
-----	---

内装の意匠関係

内装	店舗、事務所その他の施設の内部の設備及び装飾
----	------------------------

組物の意匠関係

構成物品等	組物を構成する物品、建築物及び画像の意匠
-------	----------------------

関連意匠関係

本意匠	自己の意匠登録出願に係る意匠のうちから選択した一の意匠
基礎意匠	最初に本意匠として選択した一の意匠
基礎意匠に係る関連意匠	基礎意匠の関連意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠

国際意匠登録出願関係

ジュネーブ改正協定	意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定
指定締約国	ハーグ協定のジュネーブ改正協定第1条(xix)に規定する指定締約国
国際出願	ジュネーブ改正協定第1条(vii)に規定する国際出願

国際公表	ジュネーブ改正協定第 10 条(3)(a)の規定による公表
国際登録の日	ジュネーブ改正協定第 10 条(2)に規定する国際登録の日
国際登録	ジュネーブ改正協定第 1 条(vi)に規定する国際登録
国際意匠登録出願	意匠法第 60 条の 6 第 1 項及び同条第 2 項の規定により意匠登録出願とみなされた国際出願
国際登録簿	ジュネーブ改正協定第 1 条(viii)に規定する国際登録簿
国際意匠登録出願に係る願書の記載	国際意匠登録出願において、意匠法第 6 条第 1 項等の規定により提出した願書に記載されたと認められるもの
国際意匠登録出願に係る図面の記載	国際意匠登録出願において、意匠法第 6 条第 1 項の規定により提出した図面に記載されたと認められるもの
国際意匠分類	千九百七十九年九月二十八日に修正された千九百六十八年十月八日にロカルノで署名された意匠の国際分類を定めるロカルノ協定が定める意匠の国際分類

第 I 部

審査総論

第 I 部	1
第 1 章 審査の基本方針と審査の流れ	1
1. 審査の基本方針	1
2. 審査の流れ	1
第 2 章 意匠審査の手順	1
1. 意匠登録出願に係る意匠の認定	1
2. 先行意匠等の調査	1
2.1 参考文献	2
2.2 先行意匠等の調査の手法	2
2.3 先行意匠等の調査の終了	3
3. 新規性、創作非容易性等の検討	3
3.1 資料の書誌的事項の確認	4
3.2 新規性等の判断における意匠の類否判断	4
3.3 創作非容易性の判断	5
3.4 意匠法第 17 条各号に該当するか否かの判断	5
4. 拒絶理由の通知（国際意匠登録出願を除く）	6
4.1 拒絶理由の通知を行う際の留意事項	6
4.2 出願人との意思疎通の確保	7
5. 協議指令（国際意匠登録出願を除く）	8
5.1 協議指令を行う際の留意事項	8
6. 国際意匠登録出願の場合の拒絶の通報	9
6.1 拒絶の通報	9
7. 意見書又は手続補正書が提出されたとき	10
8. 査定	11
8.1 登録査定	11
8.2 拒絶査定	11
関連規定	1

第1章 審査の基本方針と審査の流れ

1. 審査の基本方針

審査官は、意匠登録出願について、意匠権が付与されるべきものかどうかに関わる実体的な審査を行う。審査官には、高度な専門知識のもとに、公正な判断を行うことが求められる。

審査官は、審査を行うにあたり、特に以下の点に留意する。

- (1) 迅速性、的確性及び公平性を確保することに留意しつつ、審査基準等の指針に則って、統一のとれた審査をする。
- (2) 先行意匠等の調査及び登録要件等の判断に関し、審査の質の維持と一層の向上に努める。
- (3) 出願人及び代理人（以下「出願人」という。）との意思疎通の確保に留意しつつ、効率的な審査をする。

2. 審査の流れ

審査官は、以下の流れで意匠登録出願の審査を行う。それぞれの手順の詳細については、第2章「意匠審査の手順」を参照されたい。また、実体審査の主な流れを図1に示す。

(1) 意匠登録出願に係る意匠の認定

審査官は、まず意匠登録出願に係る意匠（以下「出願された意匠」という場合がある。）を認定する。意匠の認定においては、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断する。審査官は、出願された意匠の認定を行いつつ、工業上利用することができる意匠に該当するかどうか（意匠法第3条第1項柱書）、意匠ごとに出願された意匠であるかどうか（意匠法第7条）についても検討を行う。また、組物の意匠として出願されたものについては、意匠法第8条の要件を、内装の意匠として出願されたものについては、意匠法第8条の2の要件を満たしているかどうかについても検討を行う。

(2) 先行意匠等の調査

審査官は、出願された意匠の新規性、創作非容易性等の登録要件（意匠法第3条第1項各号及び第2項、同第3条の2）、先願の要件（意匠法第9条）及び関連意匠の要件

（意匠法第10条）の判断に資する ①先行意匠、②日本国内又は外国において公然知られ、頒布された刊行物に記載され、又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（形状等）又は画像（以下、①と②を併せて「先行意匠等」という。）を発見するために、先行意匠等の調査を行う。

（3）新規性、創作非容易性等の検討

審査官は、先行意匠等の調査にて発見された先行意匠等の内容が、出願された意匠の新規性、創作非容易性等の登録要件（意匠法第3条第1項各号及び第2項、同第3条の2）、又は先願の要件（意匠法第9条）に関する拒絶理由を構成するものであるか否かについて検討する。

また、審査官は、その他、意匠登録出願が意匠法第17条各号に規定された拒絶理由に該当するものか否かについて検討する。

（4）拒絶理由の通知、協議指令

審査官は、検討の結果、拒絶理由を発見した場合は、拒絶理由を通知する（意匠法第19条において準用する特許法第50条）。拒絶理由は、できるだけ平明な文章で、要点をわかりやすく記載する。

同一又は類似の意匠について同日に二以上の意匠登録出願があった場合は、当該二以上の意匠登録出願は、意匠法第9条第2項の前段の規定に該当し、意匠法第9条第4項の規定による特許庁長官名の協議指令を行う。

国際意匠登録出願の場合には、拒絶理由の通知又は協議指令は、国際事務局に対する拒絶の通報（ジュネーブ改正協定第12条）により行う。

（5）意見書、手続補正書等の検討

審査官は、意見書又は手続補正書が提出された場合は、意見書を精読し、意見書の内容を十分に理解した上で、意見書において主張されている各事項について検討を行い、また、手続補正書の内容を十分に検討し、先に示した拒絶理由が解消されたかどうかを判断する。

審査官は、手続補正書が提出された場合は、出願当初と補正後の各々の意匠について比較し、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨が変更されていないことを確認する。

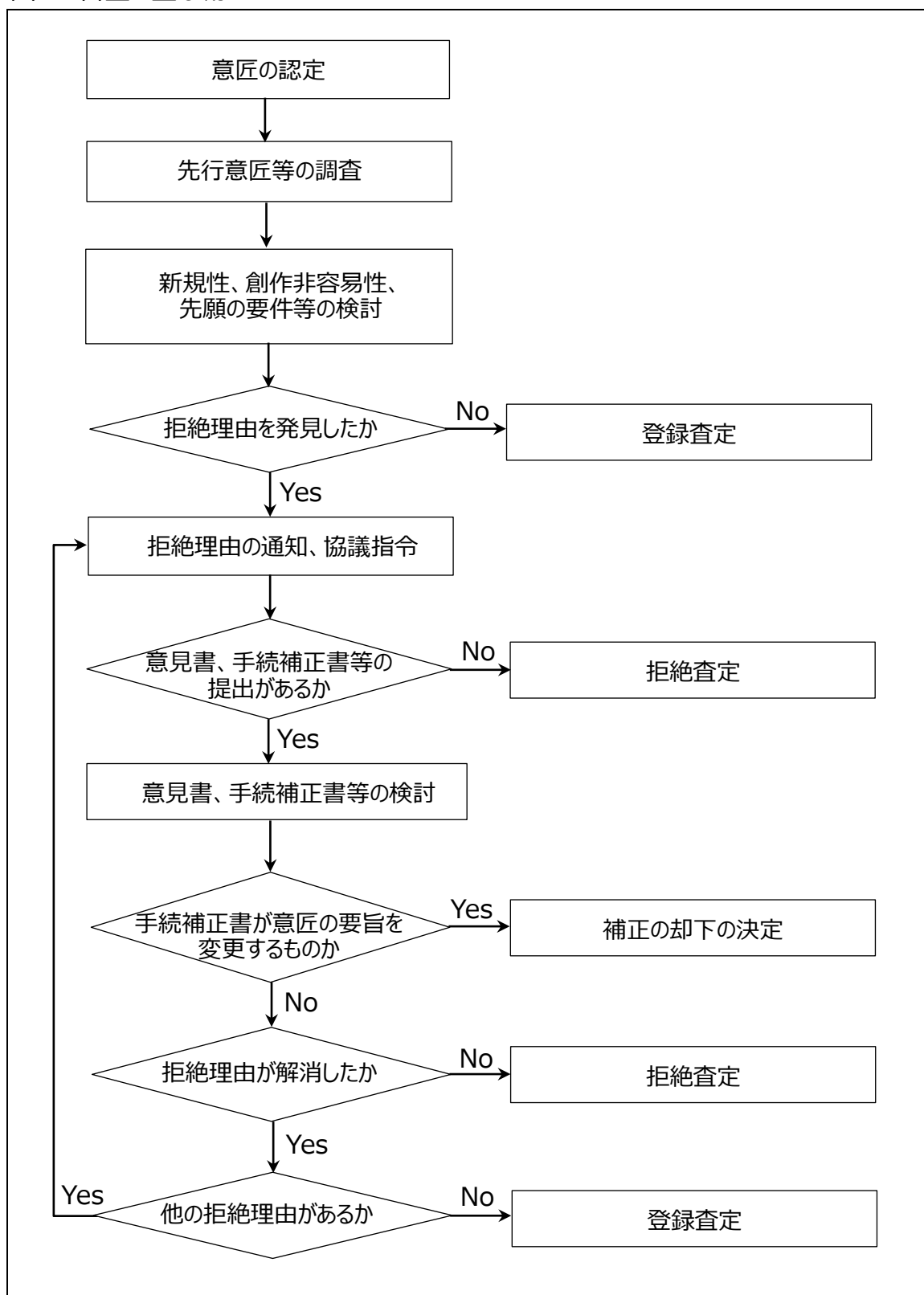
審査官は、願書又は図面等に対してなされた補正が、意匠の要旨を変更するものであるときは、その補正を決定をもって却下する。

(6) 査定

審査官は、拒絶理由を発見しない場合は登録査定をする。意見書又は手続補正書の提出により拒絶理由が解消され、他に拒絶理由を発見しない場合は登録査定をする（意匠法第18条）。

また、審査官は、意見書又は手続補正書の内容を検討しても、通知した拒絶理由が解消されていないと判断したときは、拒絶査定をする（意匠法第17条）。審査官は、拒絶査定に際しては、通知した拒絶理由が解消されていない具体的な理由を平明な文章で記載する。

図1 審査の主な流れ



第 2 章 意匠審査の手順

1. 意匠登録出願に係る意匠の認定

(1) 概要

審査官は、出願された意匠が新規性、創作非容易性等の登録要件を満たしているか否かを判断する前提として、意匠の内容を把握し、理解する必要がある。これを意匠の認定という。

(2) 意匠の認定

出願された意匠の認定において、審査官は、その意匠の属する分野における通常の知識（当業者の知識）に基づいて願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断する。

優先権証明書、意匠法第 4 条第 3 項の規定により提出された証明する書面、及び特徴記載書については、意匠の認定の基礎となる資料とはしない。

願書の記載及び願書に添付した図面等が補正されている場合は、審査官は、補正の内容についても、十分に理解する。

(3) 意匠の認定の際の留意事項

審査官は、出願された意匠の認定の際に、願書の記載又は願書に添付した図面等に記載不備を発見した場合は、当該記載不備が具体的な意匠を認定する上で合理的に善解し得るか否かを判断する。

なお、審査官は、出願人が創作範囲外と考える部位の開示がなされていない場合であっても、開示された範囲を意匠登録を受けようとする部分と捉えることで、一の創作の内容が特定できる場合は、意匠が具体的なものであると判断する。

2. 先行意匠等の調査

審査官は、出願された意匠の新規性、創作非容易性等の登録要件（意匠法第 3 条第 1 項各号及び第 2 項、同第 3 条の 2）、先願の要件（意匠法第 9 条）及び関連意匠の要件（意匠法第 10 条）の判断に資する先行意匠等を発見するために、先行意匠等の調査を行う。

なお、審査官は、出願された意匠の属する分野を特定することができないときは、先行意匠等の調査に先立ち、工業上利用することができる意匠に該当するかどうか（意匠法第 3 条第 1 項

柱書）、二つ以上の意匠が包含されていないかどうか（意匠法第7条）、組物の意匠の場合は、組物の意匠と認められる要件を満たしているかどうか（意匠法第8条）、内装の意匠として認められる要件を満たしているかどうか（意匠法第8条の2）について検討し、拒絶理由を発見した場合は拒絶理由を通知する。

2.1 参考文献

出願された意匠の新規性、創作非容易性等の判断に資する先行意匠等が掲載されている審査資料を参考文献という。

審査官は、出願された意匠と意匠全体として又は各部の形状等において共通する点が認められる先行意匠等を発見し、それが掲載されている審査資料を参考文献として記録する。

また、審査官は、出願された意匠及びその意匠の属する分野を理解するための参考とした先行意匠等が掲載されている審査資料がある場合にも、参考文献として記録する。

2.2 先行意匠等の調査の手法

- （1）出願人が意匠登録出願を行う際は、出願人がその意匠において重要と考える形状等や、その物品、建築物、画像（以下これらをまとめて「物品等」という。）において重視される部分についての説明を記載することは必須の記載事項として求められていない。よって、審査官は、まず、先行意匠等の調査における審査資料の範囲の設定や参考文献の抽出のために、先行意匠等の調査に先立って、願書の記載及び願書に添付した図面等に基づき、自らその意匠の形状等について注意を引く部分や注意を引く程度を推測する。その推測においては、特徴記載書が提出されている場合は、特徴記載書の内容も参考にする。
- （2）審査官は、意匠登録出願、公知資料（国内外の図書、国内外の雑誌、国内外のカatalog、国内外の特許庁の意匠公報、インターネット上のウェブページ）、公開特許公報及び登録実用新案公報等の審査資料を対象として、先行意匠等の調査を行う。
- （3）審査官は、審査官としての知識、経験及び出願された意匠の属する分野における過去の意匠登録出願の審査判断に基づき、調査すべき審査資料の範囲を設定し、出願された意匠と関連性の高い分野から優先して調査を行う。また、案件ごと、必要に応じ、以下の「調査範囲拡大の例」のように、調査範囲を拡大して調査を行う。

＜調査範囲拡大の例＞

- ① 審査官は、出願された意匠の意匠に係る物品等と用途（使用目的、使用状態等）及び機能に共通性がある物品等が含まれる可能性がある日本意匠分類又はロカルノ協定

(注) が定める意匠の国際分類（以下「国際意匠分類」という。）がある場合は、その日本意匠分類又は国際意匠分類に属する意匠登録出願及び公知資料の調査を行う。

(注) 正式には、千九百七十九年九月二十八日に修正された千九百六十八年十月八日にロカルノで署名された意匠の国際分類を定めるロカルノ協定。

- ② 審査官は、出願された意匠の構成要素が表されている可能性がある日本意匠分類又は国際意匠分類がある場合は、その日本意匠分類又は国際意匠分類に属する意匠登録出願及び公知資料の調査を行う。
- ③ 審査官は、出願された意匠が部品の意匠又は物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠であり、その部品又は「意匠登録を受けようとする部分」の形状等を一部に有する先行意匠が含まれる可能性がある物品等を含む日本意匠分類又は国際意匠分類がある場合は、その日本意匠分類又は国際意匠分類に属する意匠登録出願及び公知資料の調査を行う。
- ④ 審査官は、出願された意匠の意匠に係る物品等に関連する特許の技術分野があり、その技術分野の公開特許公報及び登録実用新案公報等に当該物品等の形状等が表されている可能性がある場合は、その技術分野に属する公開特許公報及び登録実用新案公報等の調査を行う。
- ⑤ 審査官は、出願された意匠が創作非容易性の登録要件を満たさない可能性がある場合は、必要に応じて、創作非容易性の判断の基礎とする資料の調査を行う。
- ⑥ 審査官は、発見された先行意匠等に参考文献が記録されている場合は、その先行意匠等の参考文献の調査を行う。
- ⑦ 審査官は、意匠登録出願の出願人が過去に意匠登録出願をしている場合は、その過去の意匠登録出願及びその参考文献の調査を行う。

2.3 先行意匠等の調査の終了

審査官は、出願された意匠について、新規性、創作非容易性等を判断するのに十分な先行意匠等が発見されたとき、又は、調査範囲を拡大しても、有意義な先行意匠等が発見する可能性が非常に小さくなったときは、先行意匠等の調査を終了する。

3. 新規性、創作非容易性等の検討

審査官は、先行意匠等の調査にて発見された先行意匠等の内容が、出願された意匠の新規性、創作非容易性等の登録要件（意匠法第3条第1項各号及び第2項、同第3条の

2)、先願の要件(意匠法第9条)に関する拒絶理由を構成するものであるか否かについて、以下の要領で検討する。

また、審査官は、その他、意匠登録出願が意匠法第17条各号に規定された拒絶理由に該当するものか否かについて検討する。

3.1 資料の書誌的事項の確認

審査官は、意匠法第3条第1項各号及び第2項の規定の適用を検討する場合には、先行意匠等の公知日と出願された意匠の登録要件等の判断の基準日との関係を確認する。(意匠法第3条第1項各号及び第2項の規定の適用を検討する際には、日のみでなく時分も考慮する。)

審査官は、意匠法第3条の2及び意匠法第9条の規定の適用を検討する場合には、先行意匠(先願の意匠)の登録要件等の判断の基準日及び公報発行日と、出願された意匠の登録要件等の判断の基準日との関係を確認する。また、先行意匠(先願の意匠)の出願人又は意匠権者と、出願された意匠の出願人との関係を確認する。

なお、ここでいう「登録要件等の判断の基準日」とは以下のいずれかの日のことをいう。

- (1) 出願日
- (2) パリ条約による優先権等の基礎となる第一国への最初の出願の日
- (3) 分割出願、変更出願の場合のもとの出願の出願日
- (4) 補正却下後の新出願の場合の手続補正書の提出日

審査官は、発見された先行意匠が、新規性の喪失の例外(意匠法第4条第1項又は第2項)の規定の適用を受けようとする公開意匠であるときは、新規性喪失の例外の規定の適用の申請が所定の要件を満たしているか否かを確認する。

3.2 新規性等の判断における意匠の類否判断

審査官は、新規性(意匠法第3条第1項各号)、先願(意匠法第9条)、先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外(意匠法第3条の2)に関する拒絶理由を検討する際の、先行意匠と出願された意匠との対比及び判断は、主に以下の点に留意して行う。

- (1) 出願された意匠と拒絶理由の通知において引用する先行意匠(以下「引用意匠」という。)の類否判断は、需要者(取引者を含む)を判断主体とする。
- (2) 出願された意匠と引用意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能が同一又は類似であるか否かを判断する。この場合、物品等の詳細な用途及び機能を比較した上でその類否を

決するまでの必要はなく、物品等の用途（使用目的、使用状態等）及び機能に共通性がある物品等であれば、物品等の用途及び機能に類似性があると判断するに十分である。

- (3) 出願された意匠と対比可能な程度に十分に引用意匠が表されていることを確認し、出願された意匠と引用意匠を対比し、意匠に係る物品等の全体の形状等（基本的構成態様）及び各部の形状等における共通点及び差異点を認定したうえで、さらに共通点及び差異点の個別評価を以下の①と②の観点から行う。

① その形状等を対比観察した場合に注意を引く部分か否かの認定及びその注意を引く程度の評価

② 先行意匠群との対比に基づく注意を引く程度の評価

物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠については「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能、位置、大きさ、範囲、形状等の共通点及び差異点を認定したうえで、さらに共通点及び差異点の個別評価を行う。

- (4) 両意匠の全ての共通点及び差異点を総合的に観察した場合に、意匠全体として需要者（取引者を含む）に対して異なる美感を起こさせるか否かを判断する。

3.3 創作非容易性の判断

審査官は、創作非容易性（意匠法第 3 条第 2 項）の判断は、出願された意匠が、先行する公知の形状等に基づいて、容易に創作をすることができたものであるか否かを検討することにより行う。

創作非容易性の判断は、主に以下の点に留意して行う。

- (1) その意匠の属する分野における通常の知識を有する者（当業者）を創作非容易性の判断主体とする。
- (2) 創作非容易性の判断の基礎となる資料が、公知の形状等、画像又は意匠であること、又は、頒布された刊行物に記載され、若しくは電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった形状等、画像又は意匠であることを確認する。
- (3) 当業者にとってありふれた手法によって創作された意匠であると判断する場合は、それを示す具体的な事実の証拠を確認する。

3.4 意匠法第 17 条各号に該当するか否かの判断

審査官は、意匠登録出願が意匠法第 17 条各号に規定された拒絶理由に該当するものか否かについて検討する。例えば、審査官は、出願された意匠に不登録事由があるかどうか（意匠法第 5 条各号）、意匠登録出願が経済産業省令で定める物品の区分又はそれと同程度の区分により意匠ごとに出願されたものかどうか（意匠法第 7 条）、関連意匠として出願されたもので

ある場合は、関連意匠として意匠登録を受けるための要件を満たすかどうか（意匠法第 10 条）等について検討する。

4. 拒絶理由の通知（国際意匠登録出願を除く）

審査官は、拒絶理由を発見した場合には、出願人に対し、拒絶理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書の提出の機会を与える（意匠法第 19 条において準用する特許法第 50 条）。

4.1 拒絶理由の通知を行う際の留意事項

審査官は、拒絶理由の通知を行う際には、主に以下の点に留意して、出願人が拒絶理由の主旨を明確に理解できるように具体的に指摘する。

- （１）拒絶理由は、出願人が理解しやすいようにできるだけ平明な文章で、要点をわかりやすく記載する。
- （２）審査官は、意匠が具体的なものではなく、意匠法第 3 条第 1 項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当しないことが明らかな意匠については、願書の記載及び願書に添付した図面等における不備の箇所及びその理由を具体的に示す。
- （３）審査官は、出願された意匠が意匠法第 3 条第 1 項各号、同第 3 条の 2、同第 9 条第 1 項の規定に該当し、新規性、先願等の要件を満たさない場合は、拒絶理由通知書に審査判断の理由を具体的に示す。また、引用意匠の特定にあたっては、引用意匠の出典がわかる情報（文献名、発行日、号、巻、掲載頁、掲載位置等）を記載する。その際、出願された意匠が部品の意匠又は物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠である場合は、必要に応じて対比、判断をするための引用部分を明示する。

なお、審査官は、出願された意匠が意匠法第 3 条の 2 の規定と意匠法第 9 条第 1 項の規定に同時に該当する場合（出願された意匠と先願の意匠が同一又は類似の物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠であり、それぞれの出願人が同一でない場合）は、審査実務上、意匠法第 3 条の 2 の規定を適用する。

ただし、審査官は、先願が秘密にすることを請求した出願であり、その秘密請求期間の経過後の意匠公報の発行を待ってから、意匠法第 3 条の 2 による拒絶理由を通知する必

要がある場合は、審査の迅速化の観点から、その秘密請求期間の経過後の意匠公報の発行を待たず、意匠法第 9 条第 1 項による拒絶理由を通知する。

- (4) 審査官は、出願された意匠が意匠法第 3 条第 2 項の規定に該当し、創作非容易性の登録要件を満たさない場合は、拒絶理由通知書に審査判断の理由を具体的に示す。その際、提示を要しないほど明らかな場合を除き、創作非容易性の判断の基礎となる資料及び当業者にとってありふれた手法によって創作された意匠であることを示す具体的な事実を提示する。

審査官は、創作非容易性の判断の基礎となる資料の提示にあたっては、出典がわかる情報（文献名、発行日、号、巻、掲載頁、掲載位置等）を記載する。

なお、審査官は、意匠法第 3 条第 2 項の規定は、出願された意匠が、第 3 条第 1 項各号に規定する意匠に該当しない場合に限り適用する。

- (5) 審査官は、意匠登録出願が意匠法第 7 条に規定する一意匠一出願の要件を満たさない場合は、拒絶理由通知書に経済産業省令で定める物品の区分又はそれと同程度の区分により意匠ごとにされているものとは認められない理由を具体的に示す。
- (6) 審査官は、意匠登録出願がその他の拒絶理由に該当する場合は、その理由を具体的に記載する。

4.2 出願人との意思疎通の確保

- (1) 審査官は、迅速、的確な審査に資すると認められる場合には、出願人との意思疎通を確保するための補助的な手段として、電話、ファクシミリ、面接等を活用し、出願人に対して丁寧でわかりやすい対応に努める。面接等は『面接ガイドライン【意匠審査編】』に基づいて行い、手続の透明性を確保すべく面接記録又は応対記録を作成する。なお、意匠登録出願に代理人がある場合は、原則として代理人と面接等を行う。

なお、審査官は、意匠に係る物品等の全体の形状等の開示がなされていない場合に、開示された範囲を意匠登録を受けようとする部分と捉えることで、一の創作の内容が特定できる場合等、拒絶理由に該当しない場合は、開示されていない部分について出願人の意図を確認したり、補正を促したりするための応対は行わない。

- (2) 審査官は、担当が変更されても、審査の継続性を維持、確保する運用が行われるようにする。もし、前任の審査官と異なる判断をする場合には、特に出願人との意思疎通に留意する。

5. 協議指令（国際意匠登録出願を除く）

同一又は類似の意匠について同日に二以上の意匠登録出願があった場合、同一人による意匠登録出願であるか他人による意匠登録出願であるかにかかわらず、当該二以上の意匠登録出願は、意匠法第 9 条第 2 項前段の規定に該当し、意匠法第 9 条第 4 項の規定による協議指令の対象となる。

5.1 協議指令を行う際の留意事項

審査官は、協議指令を行う際には、以下の点に留意する。

- (1) 同一又は類似の意匠について同日にされた他人による意匠登録出願の取扱い
- ①意匠法第 9 条第 4 項の規定により各意匠登録出願人に特許庁長官名で協議を指令する。
 - ②指定期間内に協議の結果の届出があった場合には、協議により定めた一の意匠登録出願人の意匠登録出願についてのみ意匠登録をすべき旨の査定をする。
 - ③指定期間内に協議の結果の届出がなかった場合には、意匠法第 9 条第 5 項の規定により協議が成立しなかったものとみなし、各意匠登録出願人に意匠法第 9 条第 2 項後段の規定により拒絶理由を通知する。
- (2) 同一又は類似の意匠について同日にされた同一人による意匠登録出願の取扱い
- ①意匠法第 9 条第 4 項の規定により意匠登録出願人に特許庁長官名で協議を指令する。
ただし、同一人の場合には、協議のための時間は必要ではないと認められることから、特許庁長官名の協議指令と同時に意匠法第 9 条第 2 項後段の規定に基づく拒絶理由を通知する。
 - ②指定期間内に協議の結果の届出がなかった場合は、意匠法第 9 条第 5 項の規定により協議が成立しなかったものとみなし、各意匠登録出願に対し、先に通知した意匠法第 9 条第 2 項後段の規定による拒絶理由により拒絶をすべき旨の査定をする。

(3) 協議対象の一部の意匠登録出願にのみ出願取下げ又は出願放棄あるいは補正の手続が行われ、協議の結果の届出がない場合の取扱い

審査官は、協議対象となった一部の意匠登録出願についてのみ出願取下げ又は出願放棄あるいは補正の手続が行われても、それによって直ちに協議が成立したものとみなすことはできず、指定期間の満了まで、協議の結果の届出を待たなければならない。

協議対象の意匠登録出願それぞれについて協議の結果の届出が原則必要であり、指定期間を経過しても協議の結果の届出がない場合は、意匠法第 9 条第 5 項の規定により協議が成立しなかったものとみなすことができるが、指定期間内に協議対象の意匠登録出願に係る意匠について本意匠あるいはその関連意匠とする補正が行われていたり、協議対象の意匠登録出願の一方が既に取り下げられたり、放棄されているものについては、その補正あるいは出願取下げ又は出願放棄の手続によって協議の理由が解消しているので、審査官は協議が成立しなかったものとはみなさない。

6. 国際意匠登録出願の場合の拒絶の通報

審査官は、国際意匠登録出願が我が国の法令に基づく保護の付与のための条件を満たしていない場合、拒絶の通報を行う（ジュネーブ改正協定第 12 条(1)及び(2)）。

6.1 拒絶の通報

審査官は、拒絶の通報を行う際には、以下の点に留意する。

(1) 国際意匠登録出願が我が国の法令に基づく保護の付与のための条件を満たしていない場合には、以下の場合が含まれる。

- ① 当該国際意匠登録出願が拒絶理由（意匠法第 17 条各号）を有する場合
- ② 当該国際意匠登録出願が協議指令（意匠法第 9 条第 4 項）の対象である場合
- ③ 当該国際意匠登録出願に関する手続又は処分の確定を待つ必要がある場合
- ④ 当該国際意匠登録出願以外の出願に関する処分の確定を待つ必要がある場合（待ち通知）

一度拒絶の通報を行った場合、以後の手続では、拒絶理由の通知等は拒絶の通報によらず、通常の拒絶理由通知等により行う。

(2) 拒絶の通報は、国際公表後 12 月以内に国際事務局に対して行う（ジュネーブ改正協定第 12 条(2)(a)、ハーグ協定共通規則第 18 規則(1)(b)）。

- (3) 拒絶の通報には、その根拠となる全ての理由（注）を記載する（ジュネーブ改正協定第12条(2)(b)）。また、当該理由に対応する法令の主要な規定について言及する（ハーグ協定共通規則第18規則(2)(iii)）。

（注）拒絶の通報に記載すべき「全ての理由」は、拒絶の通報を行う時点で提示し得る理由であって、同時に通知することが合理的な範囲のものとする。

- (4) 拒絶の通報は英語で行う（ハーグ協定共通規則第6規則(3)(i)）。

7. 意見書又は手続補正書が提出されたとき

(1) 意見書又は手続補正書の内容の検討

拒絶理由を通知した後に、意見書又は手続補正書が提出された場合は、意見書を精読し、意見書の内容を十分に理解した上で、意見書において主張されている各事項について検討を行い、また、手続補正書の内容を十分に検討し、先に示した拒絶理由が解消されたかどうかを判断する。

(2) 手続補正書の取扱い

願書又は図面等に対してなされた補正が、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものと認められる場合（以下①②に示す場合）には、当該補正を決定をもって却下する（意匠法第17条の2）。補正の却下の決定は、その理由（複数ある場合はその全ての理由）を示して行う。

- ① その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる意匠の同一の範囲を超えて変更する補正
- ② 出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとする補正

審査官は、補正が、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものでない場合は、補正後の願書の記載及び願書に添付した図面等に基づいて審査を継続する。

なお、補正は、意匠登録出願が審査、審判又は再審に係属している場合に限り、することができる（意匠法第60条の24）。

(3) 意見書又は手続補正書提出後の拒絶理由の通知

審査官は、意見書又は手続補正書の提出により先に通知した拒絶理由は解消されたが、他に拒絶理由を発見したときは、改めて拒絶理由を通知する。

8. 査定

8.1 登録査定

審査官は、意匠登録出願について拒絶理由を発見しない場合は登録査定をする。また、意見書又は手続補正書の提出により拒絶理由が解消され、他に拒絶理由を発見しない場合は登録査定をする（意匠法第18条）。

登録査定に際しては、出願された意匠について、拒絶理由を構成するには至らないが、以下に示す先行意匠等に該当し、審査において特に参考にしたものについては、その先行意匠等が掲載されている審査資料を参考文献として意匠公報に掲載する。

- (1) 出願された意匠と、意匠全体として共通点が認められる先行意匠
- (2) 出願された意匠と、形状等の一部において共通点が認められる先行意匠等
- (3) 特徴記載書に特徴として記載された形状等に共通点が認められる先行意匠等

8.2 拒絶査定

審査官は、拒絶理由の通知に対する意見書及び手続補正書によっても、拒絶理由が解消しない場合は、すみやかに拒絶査定をする（意匠法第17条）。

拒絶査定に際しては、以下の点に留意する。

- (1) 拒絶理由が解消されていない具体的な理由がわかるように、平明な文章で記載する。
- (2) 意見書において主張されている事項については、拒絶理由の主旨に添って、審査官の判断を明確に記載する。
- (3) 通知した拒絶理由にとらわれて、新たな先行意匠等を引用しなければ拒絶査定を行うことができない場合には、当該先行意匠等も引用し、改めて拒絶理由を通知して、出願人が意見を述べる機会を確保しなければならない。ただし、出願された意匠の分野において、ありふれた形状等であることや当業者にとってありふれた手法であることを補強するための先行意匠等の提示を行うことはできる。

関連規定

意匠法：第 16 条、第 17 条、第 17 条の 2、第 18 条、第 19 条

特許法：第 50 条、第 52 条

ジュネーブ改正協定：第 12 条

第Ⅱ部

意匠の認定・意匠ごとの出願

第Ⅱ部	1
第1章 意匠登録出願に係る意匠の認定	1
1. 概要.....	1
第2章 意匠ごとの出願	1
1. 概要.....	1
2. 意匠ごとに出願されたものであるか否かの判断	1
2.1 二以上の物品等を表したものであるか否かの判断	2
2.2 一つの物品等の中に、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれている場合.....	6
2.2.1 形状等の一体性がある場合	6
2.2.2 機能的な一体性がある場合	7
2.2.3 ある用途及び機能を果たすための部分や、形状等のまとまりを有する部分を「その他の部分」としたものである場合	8
2.2.4 開示がなされていない部分によって隔てられ、意匠登録を受けようとする部分が図面上物理的に分離した状態で表れたものである場合.....	9
3. 経済産業省令で定める物品の区分.....	10
3.1 経済産業省令で定める物品の区分とは	10
3.2 物品の区分によらない願書の「意匠に係る物品」の欄の記載の例	10
関連規定	1

第1章 意匠登録出願に係る意匠の認定

1. 概要

出願された意匠の認定は、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、どのような機能及び用途を有する物品等に対し、どのような形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合（注）の創作がなされたか、ということその意匠の属する分野における通常の知識に基づいて行う。

これは、意匠登録を受けようとする者が意匠登録出願をする際には、願書に必要な事項を記載し、意匠登録を受けようとする意匠を願書に添付した図面等により表して特許庁長官に提出しなければならない（意匠法第6条）とされており、また、登録意匠の範囲を定める際は、願書の記載及び願書に添付した図面等により表された意匠に基づいて行われなければならない（意匠法第24条）とされているからである。

したがって、どのような意匠について意匠登録を受けようとするのかは、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容から定められるものであって、開示されていない範囲の形状等（他の図と同一又は対称の説明記載により図示省略された形状等を除く。）については、意匠登録を受けようとする部分の形状等として取り扱わない。

なお、願書に添付した図面等において、「参考図」として表された図における、一組の図面及びその他必要な図に表されたものと異なる形状、模様又は色彩は出願の意匠の形状等に係る認定において考慮しない。また、一組の図面及びその他必要な図には開示がなされておらず、「参考図」として表された図においてのみ開示された部分については、意匠登録を受けようとする部分として取り扱わない。

願書又は願書に添付した図面等に該当しない書類、例えば、特徴記載書、優先権証明書、意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるための証明書等は、出願された意匠の認定の基礎となる資料とはしない。

（注）

第Ⅳ部第3章「組物の意匠」3.3「組物全体として統一があること」を除き、以下「形状等」という。

第2章 意匠ごとの出願

1. 概要

意匠法第7条は、意匠登録出願は意匠ごとにしなければならない旨を規定している。

一意匠一出願の要件は、一つの意匠について意匠権を一つ発生させることにより、権利内容の明確化及び安定性を確保するとともに、無用な紛争を防止するという、手続上の便宜及び権利侵害紛争上の便宜を考慮したものである。

他方、二以上の意匠を含む出願であっても、具体的な意匠が特定できるものであって、その他の実体的要件に不備がなければ、一意匠一出願の要件を満たさない二以上の意匠について異なる意匠登録出願とすべきであったという手続上の不備があるのみである。したがって、一意匠一出願の要件を満たさない意匠登録出願がそのまま登録となることは、直接的に第三者の利益を著しく害することにはならない。このため、意匠法第7条の要件は、拒絶理由ではあるが、無効理由とはされていない。このような事情に鑑み、審査官は、一つの出願に二つ以上の意匠を含んではならないとの要件について必要以上に厳格に判断することがないよう留意する。

上記の要件に加えて、同規則においては、一つの意匠権の内容が広範に過ぎるものとならないよう、意匠登録を受けようとする意匠は、用途及び機能が明確なものでなければならないとの要件をも規定している。

また、意匠法第6条で願書に記載する旨規定している「意匠に係る物品」の欄の記載を意匠登録出願人の自由にまかせて、例えば、「陶器」という記載を認めたのでは、「花瓶」と記載した場合に比べて、その用途及び機能において非常に広汎な意匠について意匠登録出願を認めたものと同一の結果を生ずる。したがって、物品の区分については別に経済産業省令で定めることとしている。

2. 意匠ごとに出願されたものであるか否かの判断

審査官は、意匠登録出願が、例えば以下に該当する場合は、二以上の意匠を包含し、意匠ごとにした意匠登録出願に該当しないと判断する。

- (1) 二以上の物品等を願書の「意匠に係る物品」の欄に並列して記載した場合
- (2) 図面等において二以上の物品等を表した場合
(数個の物品等を配列したものの場合を含む。)

ただし、組物の意匠又は内装の意匠の意匠登録出願である場合を除く。

- (3) 一つの物品等の中に、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれている場合

2.1 二以上の物品等を表したものであるか否かの判断

図面等において、意匠に係る物品等が複数の構成物により表されている場合、審査官は出願された意匠が二以上の物品等に係るものであるか否かの判断は、以下のとおり行う。

(1) 二以上の物品等に該当するか否かの判断における考え方

- ① 図面等に複数の構成物が表されている場合であっても、社会通念上それら全ての構成物が一の特定の用途及び機能を果たすために必須のものである場合は、審査官は一の物品等であると判断する。
- ② 当該結びつきが強固ではない場合であっても、以下に該当するものである場合は、審査官は、それらの点も補完的に考慮して、一の物品等であるか否かを判断する。

(ア) 全ての構成物が物理的に一かたまりのものである場合や、形状等において密接な関連性を持って一体的に創作がなされている等、一の形状等としてのまとまりがある場合

(イ) 社会通念上一体的に実施がなされ得るものである場合

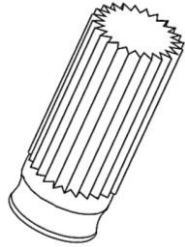
- ③ 複数の構成物において一の特定の用途及び機能を果たすための結びつきが何ら認められない場合は、審査官は二以上の物品等と判断する。

ただし、社会通念上一体的に流通がなされ得るものであり、かつ、全ての構成物が形状等の密接な関連性を持って一体的に創作がなされている場合は、審査官は、一の物品等であると判断する。

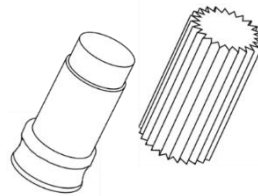
(2) 一の物品等と判断するものの例

【事例1】「容器付き固形のり」

【斜視図】



【蓋を外した状態の斜視図】

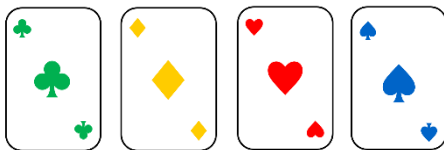


※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※一般に固形のりを手につかないように塗布したり、乾燥することを避け保管したりするためには容器に入れることが必要であり、社会通念上固形のり及び蓋付き容器は固形のりの用途及び機能を果たすために必須であるものと認められることから、審査官は一の物品と判断する。

【事例2】「トランプ」

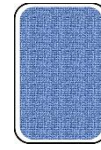
【表面図1】



【表面図2】



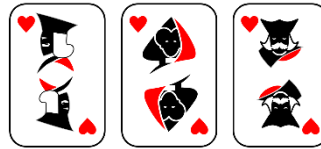
【裏面図】



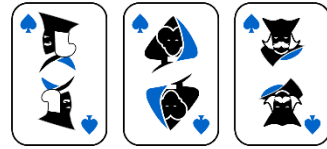
【表面図3】



【表面図4】



【表面図5】

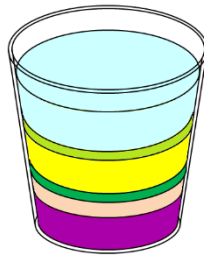


※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※トランプは、ハート、ダイヤ、クラブ、スペードの13枚4組（1～10の数字札、ジャック、クイーン及びキングからなる絵札の13枚からなる）にジョーカーを加えたカードゲームとして広く知られており、社会通念上トランプの用途及び機能を果たすためにはこれらのカードが揃っていることが必須であることから、審査官は一の物品と判断する。

【事例3】「容器付きゼリー」

【斜視図】

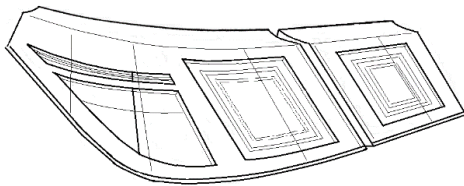


※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

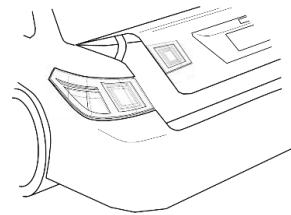
※容器付きゼリーは、容器から出してゼリーのみを食器等に移すことも可能であるから、一の特定の用途及び機能を果たすために必須とまではいえないが、透明容器とその外方から視認可能な複数色からなるゼリーとが一体的に創作されており、また、社会通念上一体的に製造され、一体的に市場で流通するとともに、食に付すときにおいても一体的であることを補完的に考慮し、審査官は一の物品と判断する。

【事例4】「乗用自動車用尾灯」

【斜視図】



【自動車に装着した状態を示す参考図】

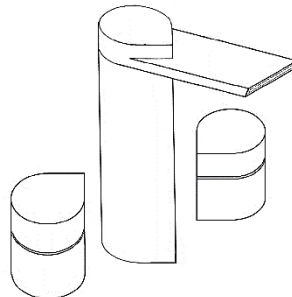


※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※この自動車用尾灯は、トランクに取り付ける部品と車体に取り付ける部品とで物理的に分離しているものであるが、社会通念上これら2つの部品を一のまとまりとして自動車用尾灯と認識され、かつ、いずれも自動車用尾灯の用途及び機能を果たすために必須のものであるので、審査官は一の物品と判断する。

【事例5】「湯水混合水栓」

【斜視図】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※この湯水混合水栓は、吐水口とハンドルが物理的に分離しているが、社会通念上これらの3つの部品が一のまとまりとして湯水混合水栓と認識され、かつ、いずれも湯水混合水栓の用途及び機能を果たすために必須のものであることに加え、一のまとまりある造形がなされていることから、審査官は一の物品と判断する。

【事例6】「歯磨き粉、包装用容器付き歯ブラシ」

【正面図】

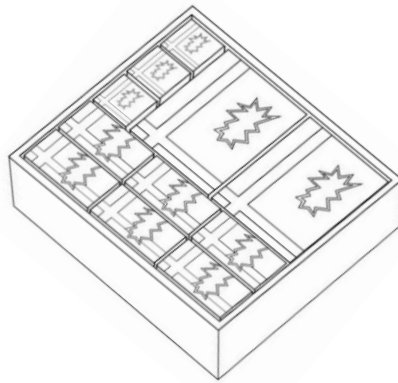


※説明の都合上願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※歯ブラシに加えて、歯磨き粉及び包装用容器が表されているが、歯磨き粉及び包装用容器は、歯ブラシと社会通念上一体的に流通がなされ得るものであり、かつ、全ての構成物が形状等の密接な関連性を持って一体的に創作がなされていることから、審査官は一の物品として取り扱う。

【事例7】「詰め合わせクッキー及び食卓用皿入り包装用容器」

【斜視図】



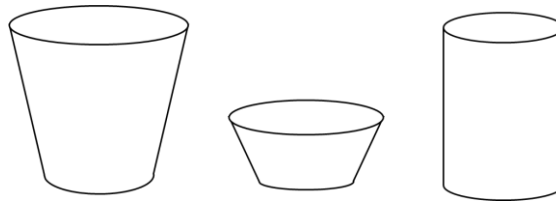
※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※複数の構成物が表されているが、社会通念上一体的に流通がなされ得るものであり、かつ、全ての構成物が形状等の密接な関連性を持って一体的に創作がなされていることから、審査官は一の物品として取り扱う。

(3) 二以上の物品等と判断するものの例

【事例】「コップ」

【斜視図】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※これら複数のコップが社会的通念上一の固有の用途及び機能を果たすために必須のものであるとは認められず、また、これらコップ全てについての造形上、まとまりのある創作がなされているともいい得ないことから、審査官は二以上の物品と判断する。

2.2 一つの物品等の中に、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれている場合

物品等の部分について意匠登録を受けようとする出願において、一の物品等の中に、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものは、原則、意匠ごとにした意匠登録出願と認められない。

しかしながら、審査官は出願された意匠が以下のいずれかに該当する場合は、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものであっても、一意匠と取り扱う。

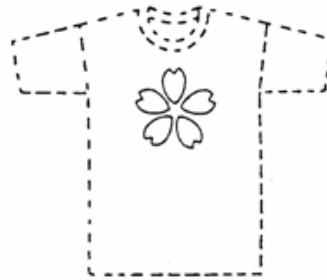
- (1) 形状等の一体性がある場合
- (2) 機能的な一体性がある場合
- (3) ある用途及び機能を果たすための部分や、形状等のまとまりを有する部分を「その他の部分」としたものである場合
- (4) 開示がなされていない部分によって隔てられ、意匠登録を受けようとする部分が図面上物理的に分離した状態で表れたものである場合

2.2.1 形状等の一体性がある場合

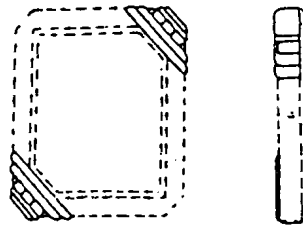
審査官は、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」であっても、対称となる形状等や、一組となる形状等のように、関連性をもって創作されるものについては、形状等の一体性があると判断し、一意匠として取り扱う。

一意匠と判断するものの例

【事例】「TEEシャツ」



【事例】「腕時計用側」

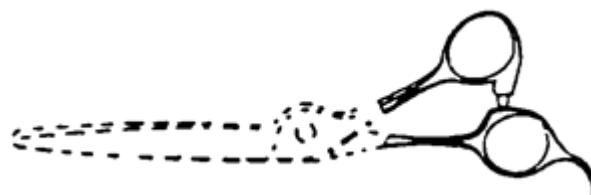


2.2.2 機能的な一体性がある場合

審査官は、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」であっても、全体として一つの機能を果たすことから一体的に創作される関係にあるものは、機能的な一体性があると判断し、一意匠として取り扱う。

一意匠と判断するものの例

【事例】「理容用はさみ」



【事例】「携帯電話」

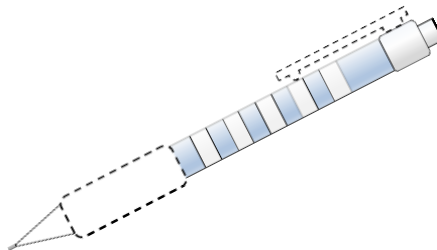


2.2.3 ある用途及び機能を果たすための部分や、形状等のまとまりを有する部分を「その他の部分」としたものである場合

審査官は、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれる場合であっても、ある用途及び機能を果たすための部分や、形状等のまとまりを有する部分を「その他の部分」としたものである場合は、一意匠として取り扱う。

一意匠と判断するものの例

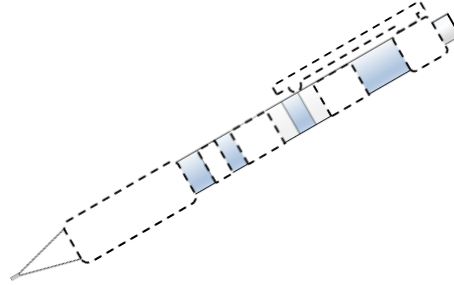
【事例】「シャープペンシル」



他方、意匠登録を受けようとする部分が物理的に多数分離し、他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る一の意匠としてのまとまりがないものについては、審査官は一意匠として取り扱わない。

二以上の意匠と判断するものの例

【事例】「シャープペンシル」

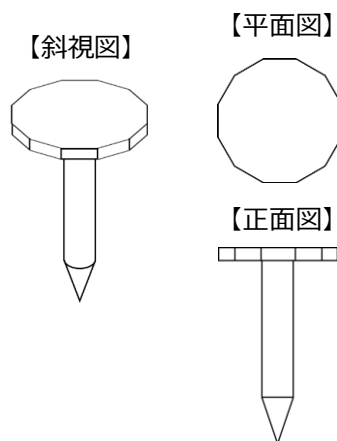


2.2.4 開示がなされていない部分によって隔てられ、意匠登録を受けようとする部分が図面上物理的に分離した状態で表れたものである場合

審査官は、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれる場合であっても、開示がなされていない部分によって隔てられ、意匠登録を受けようとする部分が図面上物理的に分離した状態で表れたにすぎないものである場合、一意匠として取り扱う。

一意匠と判断するものの例

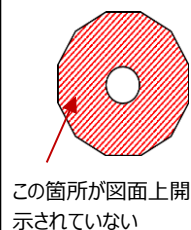
【事例】「くぎ」



【意匠に係る物品の説明】：（記載なし）

【意匠の説明】背面図、右側面図、及び左側面図は正面図と同一につき、省略する。

【底面図】



この箇所が図面上開示されていない

底面図の提出が無く、赤色斜線部は開示がなされていないため、「意匠登録を受けようとする部分以外の部分」である。

その結果、くぎの頭部と胴部とは、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」として図面上表れるが、このような場合は、一意匠と判断する。

3. 経済産業省令で定める物品の区分

3.1 経済産業省令で定める物品の区分とは

経済産業省令で定める「物品の区分」とは、意匠法施行規則第7条に規定する別表第一に表された「物品の区分」である。

意匠法第7条の経済産業省令で定める「物品の区分」によりという規定を受けた別表第一は、「物品の区分」を例示している。ただし、2,400余りの物品の区分を単に50音順に列記したのでは適切な区分の検索が容易でないので、それらを67の物品群に大別し、さらにその中を適宜共通する群ごとにまとめている。別表第一の上段及び中段の表示は、単に下段の「物品の区分」の見出しとして位置づけられるものである。

下段に記載された「物品の区分」は、その意匠を認識するために必要な物品の名称の大きさや、適切な建築物又は画像の用途の記載例を示すものであって、その物品等の用途が明確に理解されるものである。

3.2 物品の区分によらない願書の「意匠に係る物品」の欄の記載の例

以下に該当する願書の「意匠に係る物品」の欄の記載は、「物品の区分」又はそれと同程度の区分による「物品の区分」によらないものである。

- (1) 当該分野において一般的な名称となっていないもの
- (2) 商標名、何何式等固有名詞を付したもの
- (3) 総括名称を用いたもの
(例、雨戸と記載するのを建築用品と記載する場合等)
- (4) 外国文字を用いたもの
(ただしアルファベットを用いることは可)
- (5) 省略された物品の区分であって普通名称化していないもの
- (6) 意匠法施行規則別表第二（以下「別表第二」という。）によらないものであるにもかかわらず「一組」との語を用いたもの

関連規定

意匠法

第六条 意匠登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書に意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面を添付して特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 意匠登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 意匠の創作をした者の氏名及び住所又は居所
- 三 意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途

2 経済産業省令で定める場合は、前項の図面に代えて、意匠登録を受けようとする意匠を現わした写真、ひな形又は見本を提出することができる。この場合は、写真、ひな形又は見本の別を願書に記載しなければならない。

3 第一項第三号の意匠に係る物品若しくは意匠に係る建築物の用途の記載又は願書に添付した図面、写真若しくはひな形によつてはその意匠の属する分野における通常の知識を有する者がその意匠に係る物品又は建築物の材質又は大きさを理解することができないためその意匠を認識することができないときは、その意匠に係る物品又は建築物の材質又は大きさを願書に記載しなければならない。

4 意匠に係る物品の形状、模様若しくは色彩、建築物の形状、模様若しくは色彩又は画像がその物品、建築物又は画像の有する機能に基づいて変化する場合において、その変化の前後にわたるその物品の形状等、建築物の形状等又は画像について意匠登録を受けようとするときは、その旨及びその物品、建築物又は画像の当該機能の説明を願書に記載しなければならない。

5 第一項又は第二項の規定により提出する図面、写真又はひな形にその意匠の色彩を付するときは、白色又は黒色のうち一色については、彩色を省略することができる。

6 前項の規定により彩色を省略するときは、その旨を願書に記載しなければならない。

7 第一項の規定により提出する図面に意匠を記載し、又は第二項の規定により提出する写真若しくはひな形に意匠を現す場合において、その意匠に係る物品、建築物又は画像の全部又は一部が透明であるときは、その旨を願書に記載しなければならない。

第七条 意匠登録出願は、経済産業省令で定める物品の区分により意匠ごとにしなければならない。

第二十四条 登録意匠の範囲は、願書の記載及び願書に添附した図面に記載され又は願書に添附した写真、ひな形若しくは見本により現わされた意匠に基いて定めなければならない。

2 登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものとする。

意匠法施行規則

第四条 意匠法第六条第二項の規定により同条第一項の図面に代えて写真を提出することができる場合は、写真により意匠が明瞭に現される場合とする。

2 写真を提出するときは、様式第七によらなければならない。

第五条 意匠法第六条第二項の規定により同条第一項の図面に代えてひな形又は見本を提出することができる場合は、そのひな形又は見本が次の各号に該当するものである場合とする。

一 こわれにくいもの又は容易に変形し若しくは変質しないもの

二 取扱い又は保存に不便でないもの

三 次項の規定により袋に納めた場合において、その厚さが七ミリメートル以下のもの

四 その大きさが縦二十六センチメートル、横十九センチメートル以下のもの。ただし、薄い布地又は紙地を用いるときは、縦横それぞれ一メートル以下の大きさのものとすることを妨げない。

2 ひな形又は見本を提出するときは、丈夫な袋に納め、様式第八により作成した用紙をその袋にはり付けなければならない。この場合において、前項第四号ただし書の規定によりひな形又は見本を提出するときは、その布地又は紙地を七ミリメートル以下の厚さに折りたたんで袋に納めなければならない。

第七条 意匠法第七条の経済産業省令で定める物品の区分は、別表第一の物品の区分の欄に掲げるとおりとする。

別表第一 備考

一 この表の上欄一から六十五までに掲げる物品に係る物品の区分に属する物品について意匠登録出願をするときは、その物品の属する物品の区分を願書の「意匠に係る物品」の欄に記載しなければならない。

二 この表の上欄六十六に掲げる建築物に係る物品の区分に属する建築物について意匠登録出願をするときは、その建築物の属する物品の区分を願書の「意匠に係る物品」の欄に記載しなければならない。

三 この表の上欄六十七に掲げる画像に係る物品の区分に属する画像について意匠登録出願をするときは、その画像の属する物品の区分を願書の「意匠に係る物品」の欄に記載しなければならない。

四 この表の下欄に掲げる物品の区分のいずれにも属さない物品、建築物又は画像について意匠登録出願をするときは、その下欄に掲げる物品の区分と同程度の区分による物品の区分を願書の「意匠に係る物品」の欄に記載しなければならない。

様式第2〔備考〕

40 別表第一の下欄に掲げる物品の区分のいずれにも属さない物品、建築物又は画像について意匠登録出願をするときは、「【意匠に係る物品の説明】」の欄にその物品、建築物又は画像の使用の目的、使用の状態等、物品、建築物又は画像の理解を助けることができるような説明を記載する。

第Ⅲ部

意匠登録の要件

第Ⅲ部	1
第1章 工業上利用することができる意匠	1
1. 概要	1
2. 意匠該当性要件についての判断	1
2.1 物品等と認められるものであること	2
2.2 物品等自体の形状等であること	5
2.3 視覚に訴えるものであること	6
2.4 視覚を通じて美感を起こさせるものであること	6
2.5 他の意匠と対比の対象となり得る一定の範囲を占める部分であること	7
3. 意匠が具体的なものであること	8
3.1 意匠が具体的なものであることの要件	8
3.2 意匠が具体的ではないと判断するものの例	10
3.2.1 意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等が不明な場合	10
3.2.2 図が相互に整合せず、意匠の内容を特定できない場合	10
3.2.3 図面、写真などが不鮮明な場合	10
3.2.4 意匠が抽象的に説明されている場合	11
3.2.5 材質又は大きさの説明が必要な場合にその記載がない場合	12
3.2.6 変化する状態の図面を必要とする場合にその図面及び説明の記載がない場合	12
3.2.7 着色した図面において一部に着色していない部分がある場合	12
3.2.8 図面から物品等の全部又は一部が透明であると認められるものについて、その旨の説明が願書の「意匠の説明」の欄に記載されていない場合	12
3.2.9 図形の中に、中心線、基線、水平線、影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号又は文字その他意匠を構成しない線、符号又は文字が表されたことにより、意匠が特定できない場合	12
3.2.10 立体を表す図面が以下に該当する場合	14
3.2.11 平面的なものを表す図面等が以下に該当する場合	15
3.2.12 形状若しくは模様が連続し、又は繰り返し連続するものを表す図面等において、その連続状態が明らかに分からない場合	16
3.2.13 コードなどの中間省略をした図面等に不備がある場合	18

3.2.14	6面図又は2面図だけでは意匠が十分表現できない場合において、その他の図がない場合	19
3.2.15	断面図などの切断面及び切断箇所の表示に不備がある場合	19
3.2.16	部分拡大図について、その拡大箇所の表示がない場合	19
3.2.17	分離できる物品が以下に該当する場合	19
3.2.18	透明な意匠の図面に不備がある場合	20
3.2.19	図面中（参考図を除く）に意匠登録を受けようとする意匠以外のものが表されている場合	20
3.2.20	出願に係る意匠の意匠に係る物品等が不明である場合	21
3.2.21	いずれの部分について意匠登録を受けようとするものであるかが不明である場合	22
3.2.22	「意匠登録を受けようとする部分」の具体的な用途及び機能が明らかでない場合	23
3.2.23	「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲を特定できない場合	23
3.2.24	「意匠登録を受けようとする部分」の形状等が明らかでない場合	24
3.2.25	「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界が不明確な場合	25
3.3	物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠が具体的であると判断するものの例	26
3.3.1	「意匠の説明」と図面等により物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠であることが明らかな場合	26
3.3.2	「意匠の説明」の欄の記載がなくても、図面等により「意匠登録を受けようとする部分」が明らかな場合	27
3.3.3	境界線の表示がなくても、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」との境界が明らかな場合	28
3.3.4	物品等の一部のみが表されているものの、当該部分の明確性に問題が無い場合	28
3.3.5	「その他の部分」が一部しか示されていないものの、「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲を導き出すことができる場合	30
4.	工業上利用することができるものであること	30
第2章	新規性・創作非容易性	1
第1節	新規性	1

1. 概要.....	1
2. 新規性の判断.....	1
2.1 新規性の判断の基礎となる考え方.....	1
2.2 類否判断.....	2
2.2.1 判断主体.....	2
2.2.2 類否判断の手法.....	2
2.2.2.1 意匠の類否判断の観点.....	3
2.2.2.2 対比する両意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能の認定及び類否判断.....	4
2.2.2.3 物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の場合の、当該部分における用途及び機能の共通点及び差異点の認定.....	4
2.2.2.4 物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の場合の、当該部分の位置、大きさ、範囲の共通点及び差異点の認定.....	4
2.2.2.5 対比する両意匠の形状等の認定及び形状等の共通点及び差異点の認定.....	5
2.2.2.6 対比する両意匠の形状等の共通点及び差異点の個別評価.....	5
2.2.2.7 総合的な類否判断.....	9
2.2.2.8 公知意匠に類似する物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の例.....	11
第2節 創作非容易性.....	1
1. 概要.....	1
2. 創作非容易性の判断主体.....	1
3. 創作非容易性の判断に係る基本的な考え方.....	1
4. 創作非容易性の具体的な判断.....	2
4.1 創作非容易性の判断の基礎とする資料.....	2
4.2 ありふれた手法と軽微な改変.....	3
4.2.1 ありふれた手法の例.....	3
4.2.2 軽微な改変の例.....	3
4.3 当業者の立場から見た意匠の着想の新しさや独創性について.....	4
5. 創作非容易性の判断の基礎となる資料の提示.....	4
5.1 出願前に公知となった構成要素や具体的態様等の提示.....	4
5.2 当該分野においてありふれた手法等であることの提示.....	4
6. 創作容易な意匠の事例.....	5

6.1	置き換えの意匠	5
6.2	寄せ集めの意匠	10
6.3	一部の構成の単なる削除による意匠	13
6.4	配置の変更による意匠	14
6.5	構成比率の変更による意匠	15
6.6	連続する単位の数が増減による意匠	16
6.7	物品等の枠を超えた構成の利用・転用による意匠	17
第3節	新規性・創作非容易性の審査の留意事項	1
1.	新規性及び創作非容易性の規定の適用関係	1
2.	判断の根拠とする資料	1
2.1	「頒布された刊行物に記載された」(第3条第1項第2号、第3条第2項)....	1
2.2	「電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった」(第3条第1項第2号、第3条第2項)	3
2.3	「公然知られた」(第3条第1項第1号、第3条第2項)	4
第3章	新規性喪失の例外	1
1.	概要	1
2.	第4条第2項の規定を適用するための要件	1
2.1	意匠登録を受ける権利を有する者	2
2.2	公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して、当該公開意匠が公開された事実	2
3.	意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるための具体的な手続	2
4.	「証明する書面」に基づく意匠法第4条第2項の規定の適用についての判断手続	3
4.1	以下に示す書式に従って作成された「証明する書面」が提出されている場合	3
4.2	上記4.1に示す書式と異なる書式による「証明する書面」が提出されている場合	4
4.3	意匠法第4条第2項の規定の適用を認めずに拒絶理由を通知した後の判断手続	4
5.	意匠法第4条第2項の規定の適用についての判断に係る留意事項	4
5.1	同一の意匠が複数回公開された場合における先の意匠法第4条第2項の「該当するに至った日」と意匠登録出願の間になされた公開行為についての取扱い	4
5.2	出願された意匠と異なる意匠が公開された場合等における意匠法第4条第2項の規定の適用についての取扱い	5

5.2.1	相互に類似する意匠 A 及び意匠 A' が意匠登録出願前に公開され、意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願 A の「証明する書面」には公開意匠 A のみが記載された場合の取扱い.....	6
5.2.2	本意匠である意匠登録出願 A については、意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を受けようとして「証明する書面」にその意匠登録出願前に公開された公開意匠 A を記載したが、その後関連意匠として出願した意匠登録出願 A' については、意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を受けるための所要の手続をしなかった場合における、意匠登録出願 A' についての公開意匠 A の取扱い.....	7
5.2.3	相互に類似する意匠 A 及び意匠 A' が意匠登録出願前に公開され、意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願 A 及び意匠登録出願 A' がなされたが、それぞれの「証明する書面」には出願の意匠と同一の公開意匠しか記載されていない場合の取扱い.....	8
6.	意匠法第 4 条第 1 項の規定を適用するための要件	9
6.1	公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者	9
6.2	意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して公開された事実	9
6.3	意匠法第 4 条第 1 項の規定の適用を受けるための手続	10
6.4	意匠法第 4 条第 1 項の規定の適用についての判断	10
第 4 章	先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外	1
1.	概要	1
2.	意匠法第 3 条の 2 本文の規定の適用の基礎となる意匠公報	1
3.	願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に現された意匠	2
4.	先願に係る意匠として開示された意匠を特定するための図	2
4.1	全体意匠の意匠登録出願の場合	2
4.2	物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の意匠登録出願の場合 ..	3
4.3	組物の意匠又は内装の意匠の意匠登録出願の場合	3
5.	意匠の一部について	3
6.	先願に係る意匠として開示された意匠の一部と後願の全体意匠との類否判断	3
7.	先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠	4
7.1	先願に係る意匠として開示された意匠の一部と後願の物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠との類否判断	4
7.2	意匠法第 3 条の 2 の規定に該当する物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の意匠登録出願の例	5

8. 意匠法第3条の2ただし書の規定の適用の判断	5
8.1 意匠登録出願の出願人と先の意匠登録出願の出願人とが同一の者であること .	5
8.2 第20条第3項の規定により先の意匠登録出願が掲載された意匠公報（同条 第4項の規定により同条第3項第4号に掲げる事項が掲載されたものを除く。）の 発行の日前に当該意匠登録出願があったこと	5
9. 意匠法第3条の2の規定の適用に関する時期的要件	6
9.1 意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の意匠についての新出願に対する 意匠法第3条の2の規定に関する判断の基準日	6
9.2 パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願の意匠法第3条の2の規定 の判断の基準日	7
9.3 意匠法第3条の2の規定により拒絶理由を通知する時期	7
9.4 国際意匠登録出願の意匠法第3条の2の規定の判断の基準日	7
10. 意匠法第3条の2の規定に該当する全体意匠の意匠登録出願の例	8
第5章 先願	1
1. 概要	1
2. 先願の要件についての判断	1
2.1 先願の要件についての判断に係る基本的な考え方	1
2.2 先願として取り扱われる意匠登録出願の類型	2
2.3 先願又は同日の出願として取り扱われない意匠登録出願の類型	2
2.4 意匠法第9条第1項又は第2項の規定の適用の対象となる意匠登録出願 ...	2
3. 類否判断	3
3.1 全体意匠同士の類否判断	3
3.2 「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」同士の類否判断	3
3.2.1 「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」同士の類否判断の 観点	4
3.2.2 意匠法第9条第1項において類似するものと認められる「物品等の部分につ いて意匠登録を受けようとする意匠」の意匠登録出願の例	5
3.3 全体意匠と「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」との類否判断	5
3.3.1 全体意匠と「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」の類否 判断の観点	6
3.3.2 意匠法第9条第1項において類似するものと認められる全体意匠と「物品等 の部分について意匠登録を受けようとする意匠」の意匠登録出願の例	7

4. 出願人及び出願日に関する取扱い	7
4.1 同一の意匠について異なった日にされた意匠登録出願	7
4.2 類似の意匠について異なった日にされた意匠登録出願	8
4.3 同一の意匠について同日にされた意匠登録出願	8
4.4 類似の意匠について同日にされた意匠登録出願	9
4.5 同一の意匠について異なった日にされた意匠登録出願の取扱い	9
4.6 類似の意匠について異なった日にされた意匠登録出願の取扱い	9
4.7 同一又は類似の意匠について同日にされた意匠登録出願の取扱い	10
4.7.1 複数の協議指令に対する届出の内容が相互に矛盾すると認められるものの例	11
4.7.2 協議指令に対する届出を伴わず、そのうちの一部の意匠登録出願にのみ出 願取下げ又は出願放棄あるいは補正の手続が行われた場合の取扱い...	11
5. 意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の意匠についての新出願の意匠法第 9条第1項又は第2項の規定の判断の基準日	12
6. パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願の意匠法第9条第1項又は第 2項の規定の判断の基準日	12
7. 国際意匠登録出願の意匠法第9条第1項又は第2項の規定の判断の基準日 ..	13
第6章 意匠登録を受けることができない意匠	1
1. 概要	1
2. 不登録事由に該当するか否かの判断に係る基本的な考え方	1
3. 不登録事由に該当するか否かの具体的な判断	2
3.1 公の秩序を害するおそれがある意匠	2
3.2 善良の風俗を害するおそれがある意匠	2
3.3 他人の業務に係る物品、建築物又は画像と混同を生ずるおそれがある意匠	2
3.4 物品の機能を確保するために不可欠な形状、若しくは建築物の用途にとって不可 欠な形状のみからなる意匠又は画像の用途にとって不可欠な表示のみからなる意匠	2
4. 不登録事由に該当するか否かの判断に係る審査の進め方	6
関連規定	1

第1章 工業上利用することができる意匠

1. 概要

意匠法第3条第1項柱書は、工業上利用することができる意匠の創作をした者が、その意匠について意匠登録を受けることができることを規定している。

意匠法における「意匠」は、意匠法第2条第1項において、「物品（物品の部分を含む。以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（以下「形状等」という。）、建築物（建築物の部分を含む。以下同じ。）の形状等又は画像（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限り、画像の部分を含む。（中略）以下同じ。）」と定義されている。

この定義にいう「意匠」に該当しないものについては意匠登録を受けることができない。また、この定義にいう「意匠」に該当するものであっても、意匠登録を受けようとする意匠は、工業上利用することができる意匠でなければならない。

意匠法第3条第1項柱書の規定から導き出される要件は、以下の三つである。

- （1）意匠法上の「意匠」を構成するものであること（以下この章においてこの要件を「意匠該当性要件」という。）
- （2）意匠が具体的なものであること
- （3）工業上利用することができるものであること

この章では、上記の三つの要件の判断について取り扱う。

なお、この章においては、意匠該当性要件を満たしたものを「意匠」と表記することとする。また、意匠該当性要件を満たさないもの又は該当するとの判断を未だ受けていないものについては、「意匠」とは区別し、「意匠登録出願されたもの」と記載することとする。

2. 意匠該当性要件についての判断

意匠とは、物品若しくは建築物の形状等又は画像であって、視覚を通じて美感を起こさせるものである（意匠法第2条第1項）。よって、審査官は、意匠登録出願されたものが、以下の全ての要件を満たしていない限り、意匠該当性要件を満たしていないと判断する。

- (1) 物品、建築物又は画像（以下、「物品等」という。）と認められるものであること
（→2.1 参照）
- (2) 物品等自体の形状等であること（→2.2 参照）
- (3) 視覚に訴えるものであること（→2.3 参照）
- (4) 視覚を通じて美感を起こさせるものであること（→2.4 参照）

また、審査官は、意匠登録出願されたものが、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠である場合は、上記の各要件に加えて、以下の全ての要件を満たしていない限り、意匠登録の要件を満たしていないと判断する。

- (5) 他の意匠との対比の対象となり得る一定の範囲を占める部分であること
（→2.5 参照）

2.1 物品等と認められるものであること

意匠登録出願されたものが意匠該当性要件を満たすためには、物品若しくは建築物の形状等又は画像についての創作でなければならない。

意匠登録出願されたものが、意匠法上の物品に該当するための要件等は、以下のとおりである。意匠登録出願されたものが、意匠法上の建築物に該当するための要件については、第Ⅳ部第2章「建築物の意匠」3.1「意匠法上の建築物に該当するための要件」、意匠法上の画像に該当するための要件については第Ⅳ部第1章「画像を含む意匠」3.「意匠法の保護の対象となる画像」を参照されたい。

なお、物品又は建築物と形状等とは一体不可分であることから、物品又は建築物を離れた形状等のみの創作、例えば、模様又は色彩のみの創作は、物品又は建築物の意匠とは認められない。

(1) 意匠法の対象とする物品について

意匠法の対象とする物品とは、有体物のうち、市場で流通する動産をいう。

(2) 物品と認められないものの例

①原則として動産でないもの

土地及びその定着物であるいわゆる不動産は、物品とは認められない。ただし、使用時には不動産となるものであっても、工業的に量産され、販売時に動産として取り扱われるもの（例：門、組立てバンガロー）は、物品と認められる。

②固体以外のもの

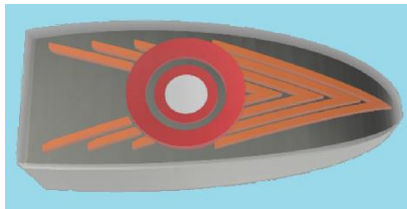
電気、光、熱などの無体物は物品と認められず、有体物であっても、気体、液体など、そのもの固有の形状等を有していないものは、物品と認められない。

なお、点灯部を有する物品（注）であって、当該物品の点灯部を点灯させることにより、当該物品自体に模様又は色彩が表れる場合は、当該模様や色彩についても、出願に係る意匠を構成する要素として取り扱う。

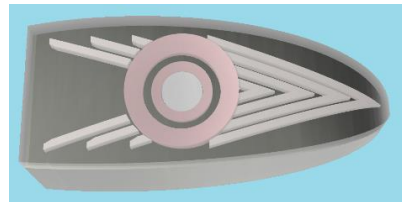
（注）例えば屋内外の照明器具、自動車用の灯火器等の周囲を明るく照らすための物品や、物品の一部に警告表示や電源表示のためのランプ部を有する物品等。

【事例】自動車用尾灯

【正面図】



【消灯状態を示す正面図】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

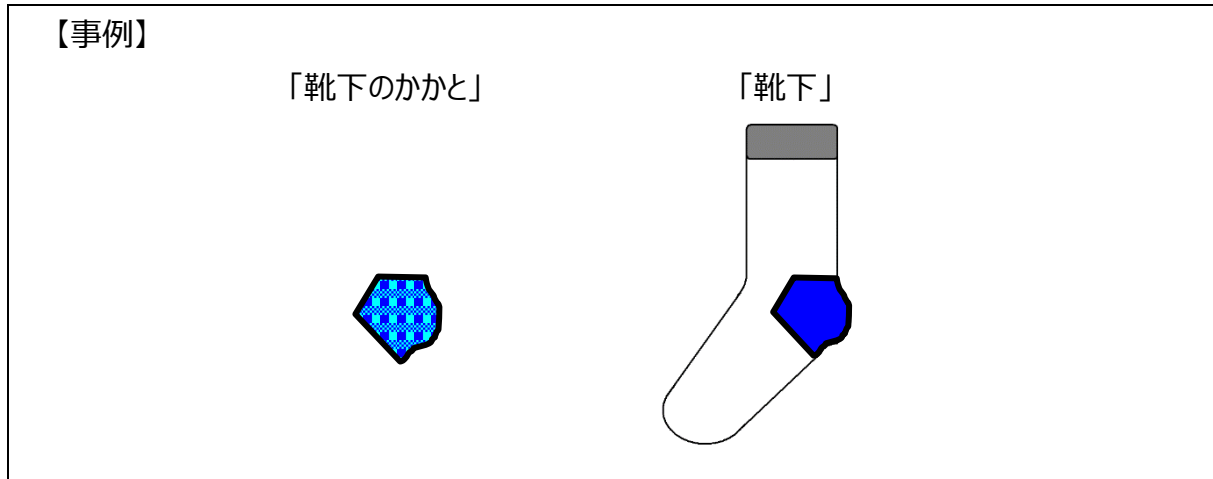
（本事例においては、事例の明確化のために「消灯状態を示す正面図」も記載しているが、同図の記載がなくても、点灯している状態の図のみでハウジングの形状等が特定できるため点灯部の形状等の特定には支障が無いものと認められる。なお、消灯状態を示す図がなければ意匠が具体的でないと判断されるものの例については、本章 3.2.3「図面、写真などが不鮮明な場合」（3）参照）

③粉状物及び粒状物の集合しているもの

粉状物、粒状物などは、構成する個々のものは固体であって一定の形状等を有していても、その集合体としては特定の形状等を有さないものであることから、物品とは認められない。ただし、構成する個々の物が粉状物又は粒状物であっても、その集合したものが固定した形状等を有するもの、例えば、角砂糖は、物品と認められる。

④物品の一部であるもの

その物品を破壊することなしには分離できないもの、例えば、「靴下」の一部である「靴下のかかと」は、そのみで通常取引状態において独立の製品として取引されるものではないことから、物品とは認められない。ただし、完成品の中の一部を構成する部品（部分品）は、それが互換性を有しており、かつ通常取引状態において独立の製品として取引される場合には、物品と認められる。



なお、意匠登録出願されたものが、物品等の部分について意匠登録を受けようとするものである場合であっても、意匠に係る物品は、以下の「物品に該当するものの例」のように、意匠法の対象とする物品に該当するものでなければならない。

<物品に該当するものの例>

- (i) 意匠に係る物品が意匠法の対象とする物品と認められる「靴下」であって、「意匠登録を受けようとする部分」が意匠法の対象とする物品とは認められない「靴下のかかと部分」であるもの
- (ii) 意匠に係る物品が意匠法の対象とする物品と認められる「包装用容器」であって、「意匠登録を受けようとする部分」が意匠法の対象とする物品と認められる「包装用容器の蓋」の部分であるもの

<物品に該当しないものの例>

- (i) 「意匠登録を受けようとする部分」として模様のみを図面に表し、意匠に係る物品を「繊維製品に表す模様」としたもの

2.2 物品等自体の形状等であること

意匠は、物品等の形状等であることから、審査官は、物品等自体の形状等と認められないものは、意匠法上の意匠に該当しないと判断する。

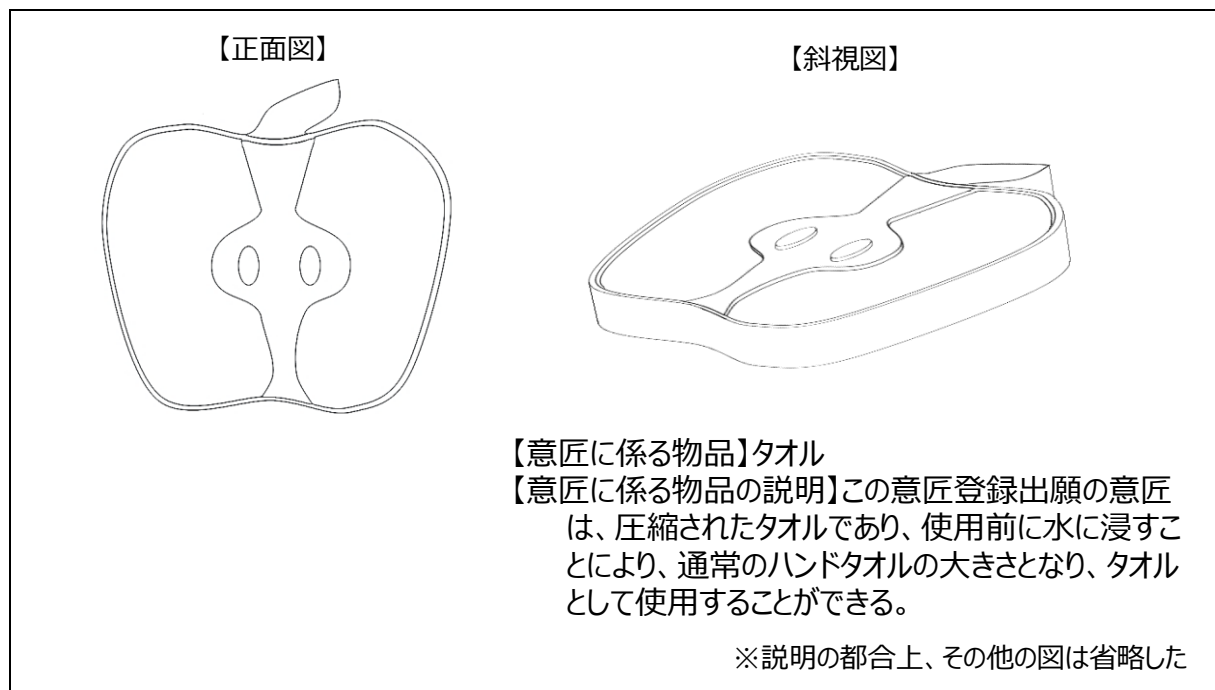
(1) 物品等自体の形状等について

物品等自体の形状等とは、物品等そのものが有する特徴又は性質から生じる形状等をいう。

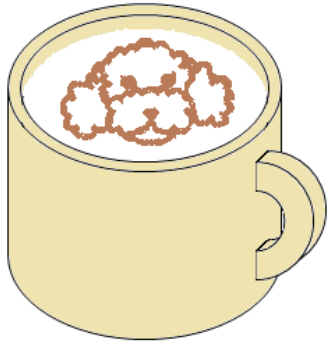
審査官は、販売を目的とした形状等についても、当該形状等を維持することが可能なものについては、物品等自体の形状等として取り扱う。

他方、当該形状等を維持することができないものについては、物品等自体の形状等に該当しないと判断する。

(2) 物品等自体の形状等と判断するものの例



(3) 物品等自体の形状等と判断しないものの例

【斜視図】 	【意匠に係る物品】カップ入り飲料 【意匠に係る物品の説明】この意匠登録出願の意匠は、カップに入ったカフェラテであり、泡立てたミルクとコーヒーにより、表面に模様を描いたものである。 ※説明の都合上、その他の図は省略した
(説明) この事例においては、そのままの形状等を保ったまま流通等がなされることができないことから、物品等自体の形状等には該当しないと判断する。	

2.3 視覚に訴えるものであること

意匠法第2条の定義より、意匠とは視覚を通じて美感を起こさせるものをいうことから、視覚に訴えないものは、意匠とは認められない。

(1) 視覚に訴えるものについて

視覚に訴えるものとは、意匠登録出願されたものの全体の形状等が、肉眼によって認識することができるものをいう。

(2) 視覚に訴えるものと認められないものの例

①粉状物又は粒状物の一単位

その一単位が、微細であるために肉眼によってはその形状等を認識できないものは、視覚に訴えるものとは認められない。

②物品の一部について意匠登録を受けようとする意匠において「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形状等が、意匠に係る物品の通常取引状態において、外部から視認できないもの

③物品の一部について意匠登録を受けようとする意匠において「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形状等が微細であるために、肉眼によってはその形状等を認識することができないもの

2.4 視覚を通じて美感を起こさせるものであること

意匠法第2条の定義より、意匠とは視覚を通じて美感を起こさせるものをいうことから、美感を起こさせないものは、意匠とは認められない。

美感は、音楽のように聴覚を通じて起こる場合もあるが、意匠については、視覚を通じて起こる場合に限られる。

(1) 美感について

意匠法第2条第1項に規定する美感は、美術品のように高尚な美を要求するものではなく、何らかの美感を起こすものであれば足りる。

(2) 視覚を通じて美感を起こさせるものと認められないものの例

- ①機能、作用効果を主目的としたもので、美感をほとんど起こさせないもの
- ②意匠としてまとまりがなく、煩雑な感じを与えるだけで美感をほとんど起こさせないもの

2.5 他の意匠と対比の対象となり得る一定の範囲を占める部分であること

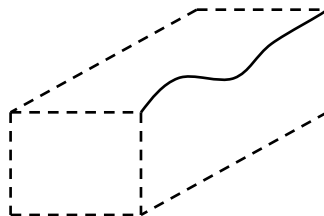
物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の場合、「意匠登録を受けようとする部分」は、意匠に係る物品全体の形状等の中で、他の意匠との対比の対象となり得る一定の範囲を占める部分、すなわち、当該意匠の外観の形状等の中に含まれる一つの閉じられた領域でなければならない。また、意匠登録を受けようとする部分とその他の部分の境界が明確でなければならない。

(1) 他の意匠との対比の対象となり得る一定の範囲を占める部分に該当すると判断しないものの例

①「意匠登録を受けようとする部分」が稜線のみのも

稜線は面積を持たないものであるため、他の意匠との対比の対象となり得る一定の範囲を占める部分に該当しない。

【事例】「建築用コンクリートブロック」



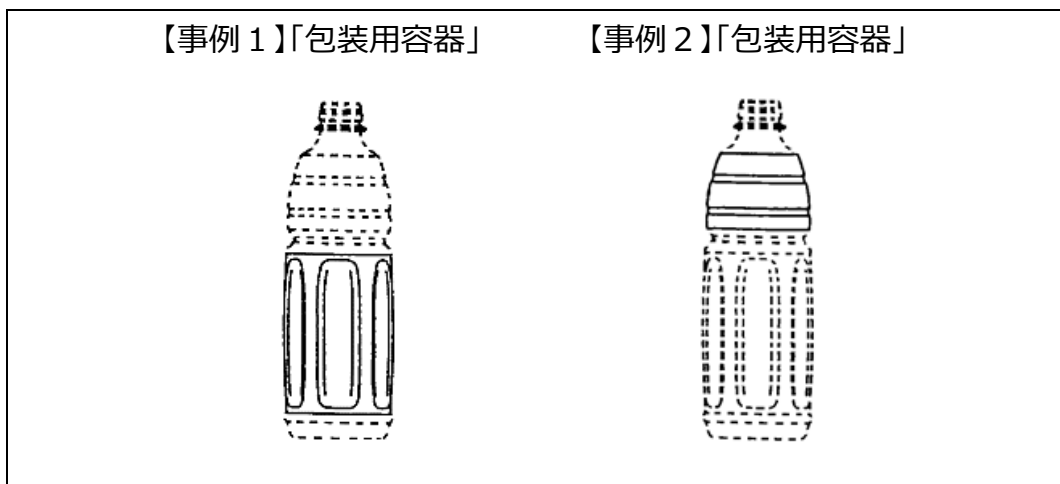
②意匠に係る物品全体の形状等のシルエットのみを表したもの

当該意匠の外観の形状等の中に含まれる一つの閉じられた領域とは認められないため、他の意匠との対比の対象となり得る一定の範囲を占める部分に該当しない。

【事例】乗用自動車の側面を投影したシルエットのみを表したもの

(2) 他の意匠との対比の対象となり得る一定の範囲を占める部分に該当すると判断するものの例

以下の事例は、いずれも「意匠登録を受けようとする部分」が包装用容器という物品全体の形状等の中で他の意匠との対比の対象となり得る一定の範囲を占める部分である。



3. 意匠が具体的なものであること

3.1 意匠が具体的なものであることの要件

意匠権の客体となる意匠登録を受けようとする意匠は、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から具体的な一の意匠の内容、すなわち、以下の①及び②についての具体的な内容が、直接的に導き出されなくてはならない。

- ①意匠に係る物品等の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能
- ②意匠登録を受けようとする意匠の形状等

物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠である場合は、上記に加え、以下の③から⑤の具体的な内容についても、直接的に導き出されなくてはならない。また、「意匠登録を受けようとする部分」を含む図面に、願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された意匠に係る物品又は建築物若しくは画像の用途を認識するのに必要な最低限の構成要素が具体的に表されていなければならない。

③「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能

④「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲

ただし、「その他の部分」全体が示されていない場合であっても、物品の性質に照らし、意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲を導き出すことができる場合は、具体的な意匠と認められる。

⑤「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界

意匠として保護されるのは、願書の記載及び願書に添付した図面等を通じて把握される無体の財産としての物品等に関する美的創作であるので、願書の記載及び願書に添付した図面等から、出願された意匠の内容について、具体的に導き出すことができればよく、願書に添付した図面等についてみれば、意匠の創作の内容を特定する上で必要なものが含まれていれば十分であり、また、必ずしも製品設計図面のように意匠の全体について均しく高度な正確性をもって記載されていることが必要となるものではない。

意匠に係る物品等の全体の形状等が図面に表されていない場合、審査官は、図面において開示されていない範囲の形状等（規則に従い省略した場合を除く。）については意匠登録を受けようとする部分として取り扱わず、図面において表された部分について意匠登録を受けようとする部分とする意匠として扱う。また、願書又は願書に添付した図面等に誤記や不明瞭な記載などの記載不備を有していても、それが以下のいずれかに該当する場合は、具体的な意匠と判断する。

(a) その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて総合的に判断（注）した場合に、合理的に善解し得る場合

(b) いずれが正しいか未決定のまま保留しても意匠の要旨の認定（第Ⅵ部第2章「補正の却下」参照）に影響を及ぼさない程度の微細な部分についての記載不備である場合

（注）総合的に判断とは、願書又は願書に添付した図面等に記載不備を有している場合に、当該記載不備に対して合理的に善解し得るか否かの判断をも含むものであり、以下同様である。また、以下単に、総

合的に判断と記載されている場合には、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて行うことを前提としている。

3.2 意匠が具体的ではないと判断するものの例

審査官は、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断したとしても、以下の3.2.1 から 3.2.25 のように、具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出せない場合、意匠が具体的ではないと判断する。

3.2.1 意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等が不明な場合

審査官は、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断したとしても、意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等が不明な場合は、意匠が具体的ではないと判断する。

3.2.2 図が相互に整合せず、意匠の内容を特定できない場合

審査官は、願書に添付した図面等の図が相互に整合せず、意匠の内容を特定できない場合は、意匠が具体的ではないと判断する。

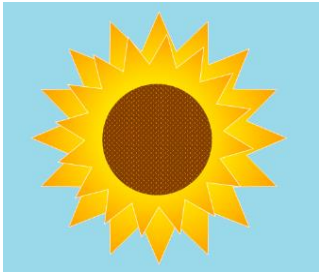
3.2.3 図面、写真などが不鮮明な場合

審査官は、願書に添付した図面、写真などが、例えば以下のように不鮮明な場合は、意匠が具体的ではないと判断する。

- (1) 図面、写真などが不鮮明であることなどにより、正確に意匠の内容を知ることができない場合
- (2) 背景、ハイライト、陰影などがあらわされたものであるか否かが判断できず、正確に意匠の内容を特定できない場合

審査官は、例えば、下の例のように、図全体が出願の意匠の形状等を表しているのか、図中に背景の彩色が含まれているのかが不明である場合には、意匠が具体的ではないと判断する。

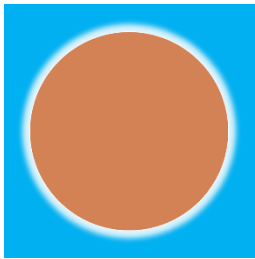
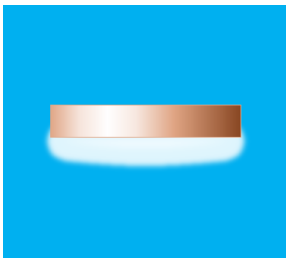
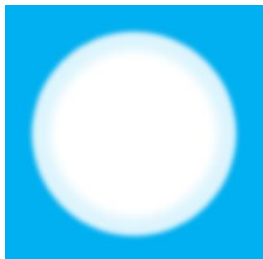
＜背景の彩色についての説明が必要なものの例＞

【表面図】  (この例では、出願に係る意匠が、ひまわり模様部のみであるのか、水色の外縁部も含めた図形全体であるのか不明)	【意匠に係る物品】装飾用シール 【意匠に係る物品の説明】(記載なし) 【意匠の説明】裏面図は無模様のため省略する。
--	---

- (3) 点灯部を有する意匠について、点灯した状態を表したことにより、意匠の形状等が不明確となる場合

ただし、点灯した状態のみを表していても、意匠の形状等の特定に支障が無い場合、又は消灯した状態の図若しくは断面図等の提出がなされており、意匠の形状等が特定できる場合は、意匠が具体的なものと判断する（本章 2.1「物品等と認められるものであること」②「固体以外のもの」参照）。

＜点灯した状態のみを表しており、形状等が特定できないものの例＞

【意匠に係る物品】天井じか付け灯		
【平面図】 	【正面図】 	【底面図】 
※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。		

3.2.4 意匠が抽象的に説明されている場合

審査官は、願書又は図面中に文字、符号などを用いて、形状、模様及び色彩に関して抽象的に説明がなされている場合は、意匠が具体的ではないと判断する。

3.2.5 材質又は大きさの説明が必要な場合にその記載がない場合

審査官は、材質又は大きさの説明が必要な場合にその記載がない場合は、意匠が具体的ではないと判断する（意匠法第6条第3項）。

3.2.6 変化する状態の図面を必要とする場合にその図面及び説明の記載がない場合

審査官は、動くもの、開くものなどの意匠であって、その動き、開きなどの意匠の変化の状態の図面がなければその意匠を十分表現することができない場合において、その図面及びその旨の説明が願書の「意匠の説明」の欄に記載されていない場合は、意匠が具体的ではないと判断する（意匠法第6条第4項）（意匠法施行規則様式第6備考22）。

3.2.7 着色した図面において一部に着色していない部分がある場合

審査官は、着色した図面において一部に着色していない部分がある場合は、意匠が具体的ではないと判断する。ただし、願書の「意匠の説明」の欄に、無着色の部分が白色又は黒色である旨の説明を記載した場合を除く（意匠法第6条第6項）。

3.2.8 図面から物品等の全部又は一部が透明であると認められるものについて、その旨の説明が願書の「意匠の説明」の欄に記載されていない場合

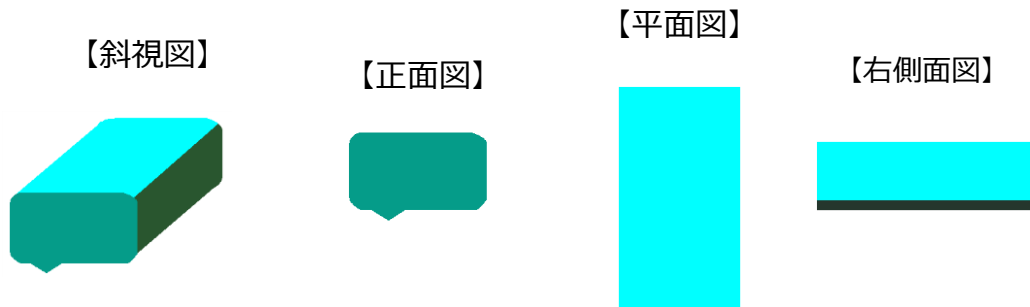
審査官は、図面から物品等の全部又は一部が透明であると考えられるものについて、その旨の説明が願書の「意匠の説明」の欄に記載されておらず、意匠が特定できない場合は、意匠が具体的ではないと判断する（意匠法第6条第7項）（意匠施行規則様式第6備考27）。

3.2.9 図形の中に、中心線、基線、水平線、影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号又は文字その他意匠を構成しない線、符号又は文字が表されたことにより、意匠が特定できない場合

審査官は、図形の中に、中心線、基線、水平線、影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号又は文字その他意匠を構成しない線、符号又は文字が表されたことにより、意匠が特定できない場合は、意匠が具体的ではないと判断する。

<意匠が特定できないものの例>

【意匠に係る物品】消しゴム

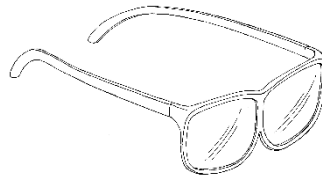


(説明がないと、面ごとに異なる色彩である創作なのか、単色の創作で光の当たり方による陰の濃さの変化により色彩に違いが出ているのか明確でない。)

ただし、形状を特定するための線、点その他のものを記載した場合であって、願書の「意匠の説明」の欄にその旨及びいずれの記載によりその形状が特定されているのかを記載した場合（意匠法施行規則様式第6備考7）、並びに、意匠に係る物品等の性質や各部の用途及び機能に照らし、当該説明の記載がなくても形状を特定するための線、点等であることが明らかな場合を除く。

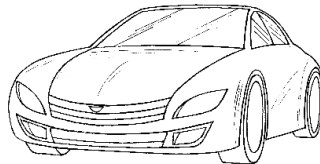
<説明の記載がなくとも形状を特定するための線、点等であることが明らかなものの例>

【意匠に係る物品】眼鏡



(説明)「眼鏡」の物品の性質上、レンズ中央に線模様等を表すことは一般的ではないことから、形状を特定するための線についての説明の記載がなくとも、意匠が特定できる。

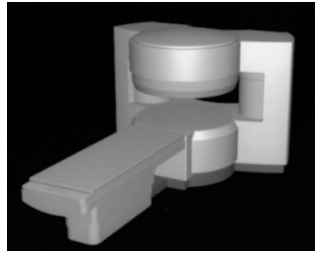
【意匠に係る物品】乗用自動車



(説明)「乗用自動車」の物品の性質上、車体部や窓部に線模様を表すことは一般的でないことから、形状を特定するための線についての説明の記載がなくとも、意匠が特定できる。

＜説明の記載がなくても明度変化が「陰」であることが明らかなものの例＞

【意匠に係る物品】医療用画像撮影機



【意匠に係る物品】電子計算機用マウス



物品等に表された文字、標識は、専ら情報伝達のためだけに使用されているものを除き、意匠を構成するものとして扱う。

＜専ら情報伝達のためだけに使用されている文字等の例＞

- a 新聞、書籍の文章部分
- b 成分表示、使用説明などを普通の態様で表した文字

3.2.10 立体を表す図面が以下に該当する場合

(1) 審査官は、図が正投影図法等により明確に作成されておらず、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、意匠登録を受けようとする意匠の内容が特定できない場合は、意匠が具体的ではないと判断する。

審査官は、願書に添付された図面等に意匠に係る物品全体の形状等が表されておらず、図を省略する旨の記載がない場合は、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠として取り扱う。

なお、他の図と同一又は対称である図は、いずれの図と同一又は対称なのかが願書の「【意匠の説明】」の欄に記載されている場合は、図示が省略されていてもよい。

また、等角投影図法により作成した図又は斜投影図法により作成した図(キャビネット図(幅対高さと奥行きの比率が1対1対2分の1のもの)又はカバリエ図(当該比率が1対1対1のもの)に限る。)であって、次の表の左の欄に掲げるものは、その右の欄に掲げる図に代えて記

載されていてもよい。この場合において、斜投影図法により作成されているときは、キャビネット図又はカバリエ図の別及び傾角が図ごとに願書の「【意匠の説明】」の欄に記載されている必要がある。

正面、平面及び右側面を表す図	正面図、平面図又は右側面図
背面、底面及び左側面を表す図	背面図、底面図又は左側面図
正面、左側面及び平面を表す図	正面図、左側面図又は平面図
背面、右側面及び底面を表す図	背面図、右側面図又は底面図
正面、右側面及び底面を表す図	正面図、右側面図又は底面図
背面、左側面及び平面を表す図	背面図、左側面図又は平面図
正面、底面及び左側面を表す図	正面図、底面図又は左側面図
背面、平面及び右側面を表す図	背面図、平面図又は右側面図

- (2) 審査官は、各図の縮尺が相違し、一の意匠が特定できない場合は、意匠が具体的ではないと判断する。ただし、各図の縮尺が相違したとしても、具体的な一の意匠を導き出すことができる場合は除く。
- (3) 審査官は、斜投影図法により作成された図ごとにキャビネット図又はカバリエ図の別又は傾角が願書の「意匠の説明」の欄に記載されていないことにより、具体的な一の意匠を特定することができない場合は、意匠が具体的ではないと判断する（意匠法施行規則様式第6備考9）。

3.2.11 平面的なものを表す図面等が以下に該当する場合

審査官は、平面的なものについて、意匠が具体的であるか否かの判断は以下のように行う。

なお、平面的なものとは、包装紙、ビニール地、織物地など薄手のものをいう。ただし、包装用袋のように重合部があり使用時において立体的なもの、植毛ビニール地のように厚手のものなどは立体的なものとして扱う。

- (1) 審査官は、図面等が表面図及び裏面図により明確に作成されておらず、願書の記載及び願書に添付したその他の図面等に基づいて総合的に判断しても、一の意匠が特定できない場合は、意匠が具体的ではないと判断する。

審査官は、願書に添付された図面等において意匠に係る物品全体の形状等が表されておらず、省略する旨の記載のない場合は、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意

匠として取り扱う。なお、表面図と裏面図が同一若しくは対称の場合又は裏面が無模様の場合には裏面図の図示を省略してもよい。この場合は、その旨を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

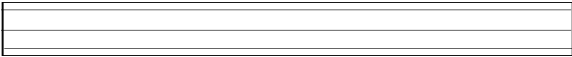
- (2) 審査官は、各図の縮尺が相違し、一の意匠を特定することができない場合は、意匠が具体的ではないと判断する。ただし、各図の縮尺が相違したとしても、具体的な一の意匠を導き出すことができる場合は除く。

3.2.12 形状若しくは模様が連続し、又は繰り返し連続するものを表す図面等において、その連続状態が明らかに分らない場合

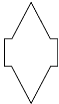
審査官は、形状若しくは模様が連続し、又は繰り返し連続するものを表す図面において、その連続状態が明らかに分らない場合は、意匠が具体的ではないと判断する（意匠法施行規則様式第6備考13）。以下の各例については連続状態が明らかであると判断する。

<連続状態が明らかに分かるものの例1>

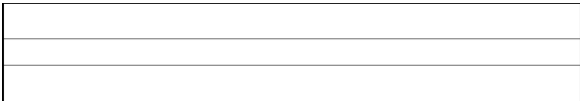
【平面図】



【左側面図】



【正面図】

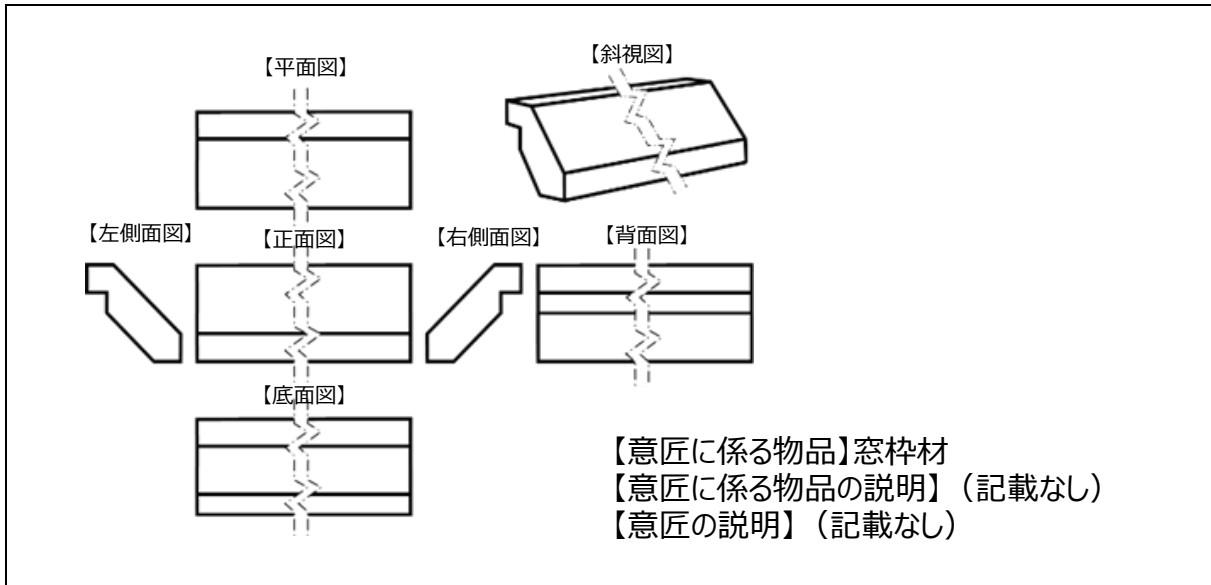


【意匠に係る物品】針金

【意匠に係る物品の説明】（記載なし）

【意匠の説明】背面図は正面図と、右側面図は左側面図と、底面図は平面図と同一につき、省略する。この意匠は、正面図において左右にのみ連続するものである。

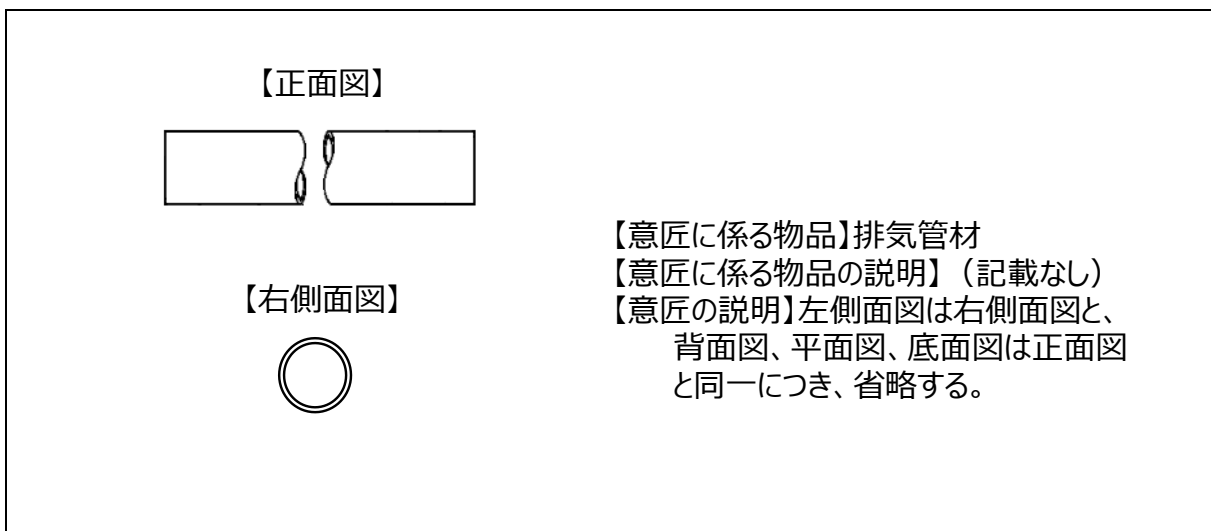
<連続状態が明らかに分かるものの例 2>



図面の記載及び「窓枠材」という物品の性質上、意匠の説明の欄の記載がなくても、連続状態が明らかである。

なお、意匠に係る物品の欄の記載を「〇〇材」とするものであって、図面の記載が、同じ形状若しくは模様が一方向にのみ連続又は繰り返し連続するもの（以下、「長尺物」という）のように描かれており、かつ、意匠の説明の欄において長さについての特段の記載が無い場合は、長尺物として認定する。

<連続状態が明らかに分かるものの例 3>



図面の記載及び「排気管材」という物品の性質上、意匠の説明の欄の記載がなくても、連続状態が明らかである。

なお、意匠に係る物品の欄の記載を「〇〇材」とするものであって、図面の記載が長尺物のように描かれており、かつ、意匠の説明の欄において長さについての特段の記載が無い場合は、長尺物として認定する。

3.2.13 コードなどの中間省略をした図面等に不備がある場合

審査官は、中間省略をした図面（意匠法施行規則様式第6備考14）が以下に該当する場合は、意匠が具体的ではないと判断する。

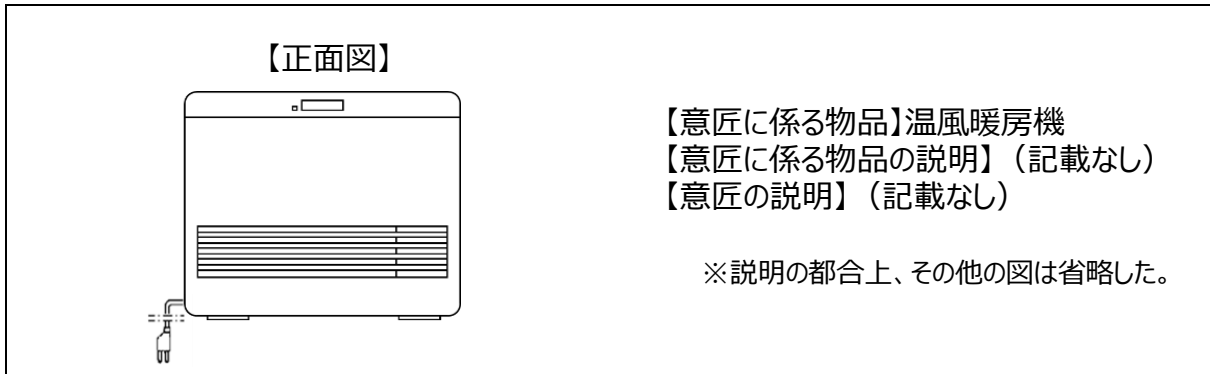
- （1）何れの部位を省略しているのか不明確である場合
- （2）省略箇所が不適切であったり、省略箇所が図面上何 cm 省略されているかの説明の記載がなかったりすることから、意匠登録を受けようとする意匠全体の構成比率が特定できず、位置・大きさ・範囲を特定できない場合

＜意匠全体の構成比率が特定できず、位置・大きさ・範囲が不明なもの例＞



ただし、省略箇所の説明がない場合であっても、省略箇所の長さが物品の性質上特定できる場合や、省略箇所が電源コードの中間部分のように、種々の長さのバリエーションがあるものであって、当該長さが意匠の特徴とはなり得ないものであるような場合は、省略箇所についての説明がなくても、開示がなされた部分についての意匠の内容が特定できるものと判断する。

＜省略箇所の説明がなくても意匠の内容が特定できるものの例＞



3.2.14 6面図又は2面図だけでは意匠が十分表現できない場合において、その他の図がない場合

審査官は、以下の図がないことにより、意匠を特定することができない場合は、意匠が具体的ではないと判断する。

- (1) 意匠法施行規則様式第6備考15に規定する展開図、断面図、拡大図、斜視図など
- (2) 積み木、組木、建築物にあっては意匠法施行規則様式第6備考20に規定する斜視図

3.2.15 断面図などの切断面及び切断箇所の表示に不備がある場合

審査官は、断面図などの切断面及び切断箇所の表示が以下に該当し、意匠を特定することができない場合は、意匠が具体的ではないと判断する。

- (1) 切断面を表す平行斜線が不完全又ははない場合
- (2) 切断箇所が表示（切断鎖線、符号及び矢印）によって明確に示されていない場合

ただし、何面図中央縦断面図、何面図中央横断面図のように記載することにより、切断箇所を明示した場合を除く（意匠法施行規則様式第6備考16）。

3.2.16 部分拡大図について、その拡大箇所の表示がない場合

審査官は、部分拡大図について、その拡大箇所の表示がないことにより（意匠法施行規則様式第6備考17）、意匠を特定することができない場合は、意匠が具体的ではないと判断する。

3.2.17 分離できる物品が以下に該当する場合

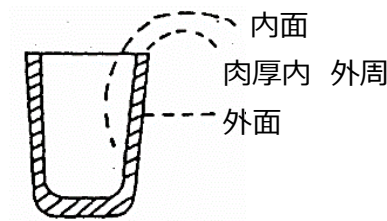
審査官は、ふたと本体のように分離することができる物品であって、組み合わせたままでは十分に意匠を表現することができない場合に、組み合わせた図とそれぞれの構成部分についての図面

がなく（意匠法施行規則様式第6備考19）、意匠を特定することができない場合は、意匠が具体的ではないと判断する。

3.2.18 透明な意匠の図面に不備がある場合

審査官は、透明な意匠の図面が意匠法施行規則様式第6備考27の規定によって作成されていないことにより、意匠を特定することができない場合は、意匠が具体的ではないと判断する。

＜備考27に規定する「外周」についてコップの縦断面図による例示＞



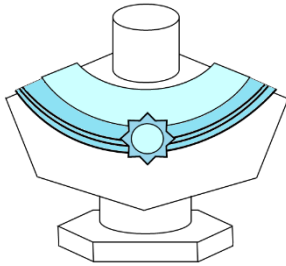
- （1）電球のように、透けて見える部分をそのまま表さなくては、その意匠を十分表現できないものは、備考27イの要領で表す（ただし、肉厚は表さない）こととされている。
- （2）その他のものは不透明体のように表し、形状、模様が重合する場合は備考27ロ、ハの要領で表すこととされている。なお、鳥かごのように後面が透けて見えるもので、その形状、模様が重合する場合も同様（意匠法第6条第7項）（上記3.2.8参照）。

3.2.19 図面中（参考図を除く）に意匠登録を受けようとする意匠以外のものが表されている場合

審査官は、図面中（参考図を除く）に意匠登録を受けようとする意匠以外のものが表されている場合は、意匠が具体的ではないと判断する。ただし、意匠の説明において、当該意匠登録を受けようとする意匠以外のものについての説明がある場合や、図面等において描き分けがあることにより、意匠登録を受けようとする意匠とそれ以外のものを明確に認識できる場合を除く。

＜意匠登録を受けようとする意匠とその他のものが明確に特定できるものの例＞

【正面図】



【意匠に係る物品】首飾り
【意匠に係る物品の説明】（記載なし）
【意匠の説明】白色で表したトルソは、意匠登録を受けようとする意匠以外の物品である。

※説明の都合上、その他の図は省略した。

＜意匠登録を受けようとする意匠とその他のものは特定できるが、意匠登録を受けようとする意匠の形状等が不明であり、意匠が具体的でないものの例＞

【正面図】



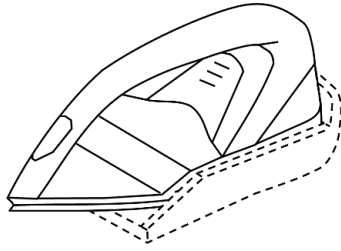
【意匠に係る物品】マフラー
【意匠に係る物品の説明】（記載なし）
【意匠の説明】写真中、黒い針金で形成した展示具及びテーブルクロスは、意匠登録を受けようとする意匠以外の物品である。

※説明の都合上、その他の図は省略した。

3.2.20 出願に係る意匠の意匠に係る物品等が不明である場合

審査官は、出願に係る意匠の意匠に係る物品等が不明である場合は、意匠が具体的ではないと判断する。

【斜視図】



【意匠に係る物品】Part of Iron
 【意匠に係る物品の説明】（記載なし）
 【意匠の説明】（記載なし）

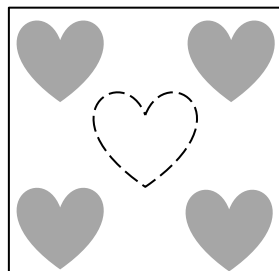
※説明の都合上、その他の図は省略した。

（説明）意匠に係る物品の欄の記載が不適切であり、かつ、意匠の説明の欄の記載もなく、図面の記載をみても、意匠に係る物品が、アイロン本体と充電台を含めたものであって、そのアイロン本体を意匠登録を受けようとする部分として出願しているのか、意匠に係る物品が充電台を除くアイロン本体部品のみであって、充電台はそれとともに用いる物品を表しているにすぎないのかが不明であり、具体的な意匠と認められない。

3.2.21 いずれの部分について意匠登録を受けようとするものであるかが不明である場合

審査官は、出願された意匠が、出願当初の願書の「意匠の説明」の欄に「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法についての記載がなく、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、物品等の部分について意匠登録を受けようとするものであるか、物品等の全体について意匠登録を受けようとするものであるかが明らかでない、又は図面等において描き分けられたいずれの部分が「意匠登録を受けようとする部分」であるか明らかでない場合は、意匠が具体的ではないと判断する。

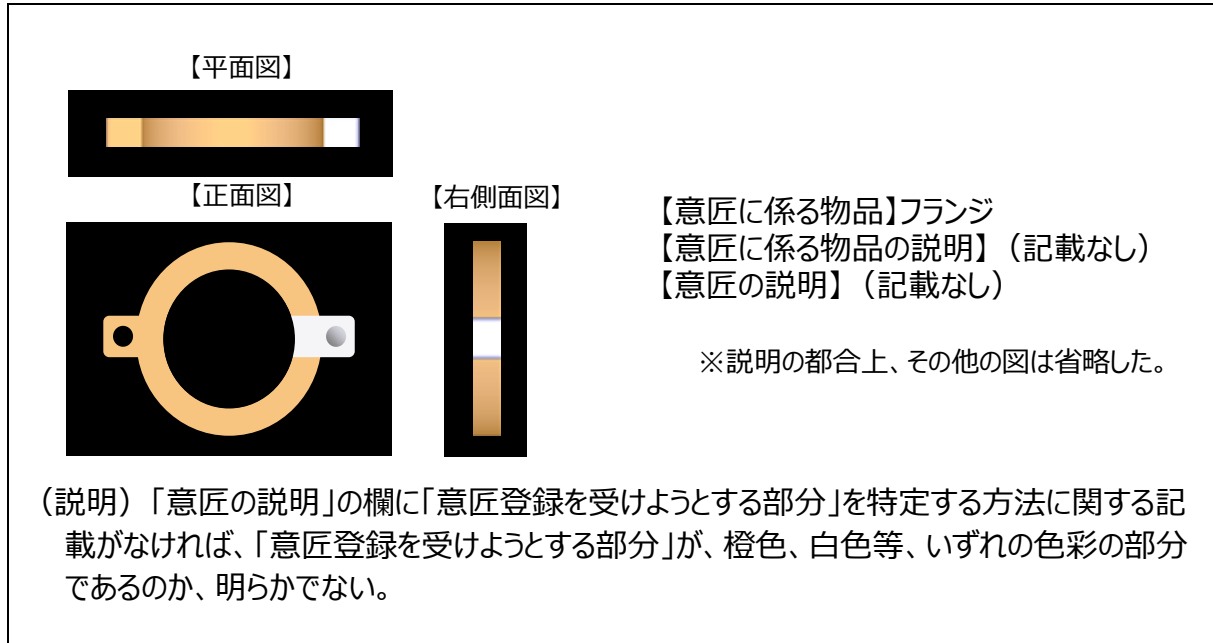
【表面図】



【意匠に係る物品】ハンカチ
 【意匠に係る物品の説明】（記載なし）
 【意匠の説明】（記載なし）

※説明の都合上、その他の図は省略した。

（説明）「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する「意匠の説明」の欄の記載がなく、意匠登録を受けようとする部分以外の部分を破線で表した意匠登録出願であるのか、中央にステッチを施した全体意匠の意匠登録出願であるか、明らかでない。



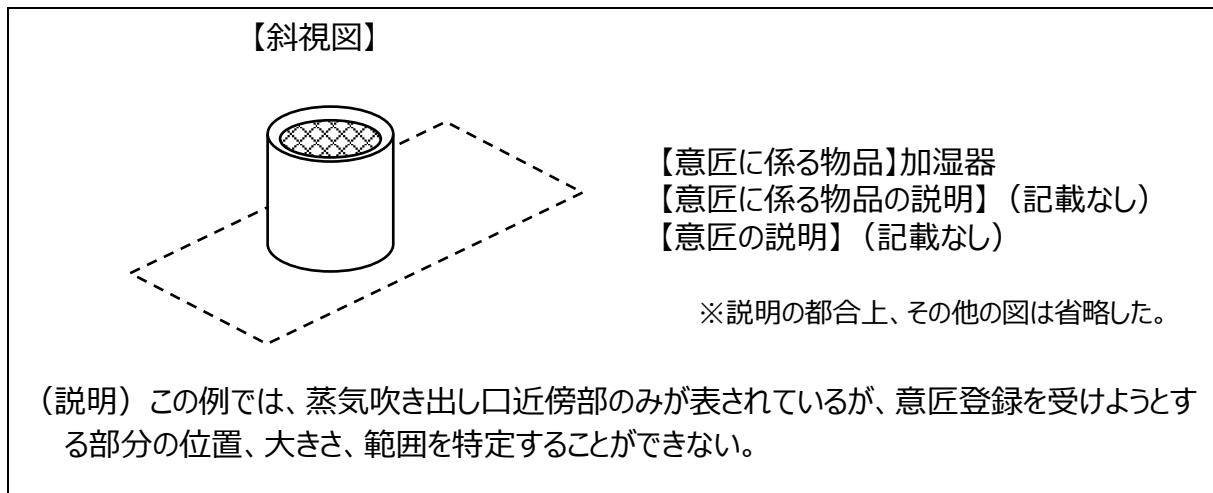
3.2.22 「意匠登録を受けようとする部分」の具体的な用途及び機能が明らかでない場合

審査官は、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠について、当該部分の具体的な用途及び機能が明らかでない場合は、意匠が具体的ではないと判断する。

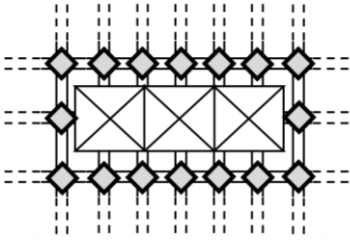
3.2.23 「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲を特定できない場合

審査官は、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠について、例えば以下のように、当該部分の位置、大きさ、範囲が明らかでない場合は、意匠が具体的ではないと判断する。

- （１）「その他の部分」が開示されておらず、物品等の性質に照らしても、意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲を導き出すことができない場合



【正面図】



【意匠に係る物品】ガーデンフェンス
【意匠に係る物品の説明】（記載なし）
【意匠の説明】（記載なし）

※説明の都合上、その他の図は省略した。

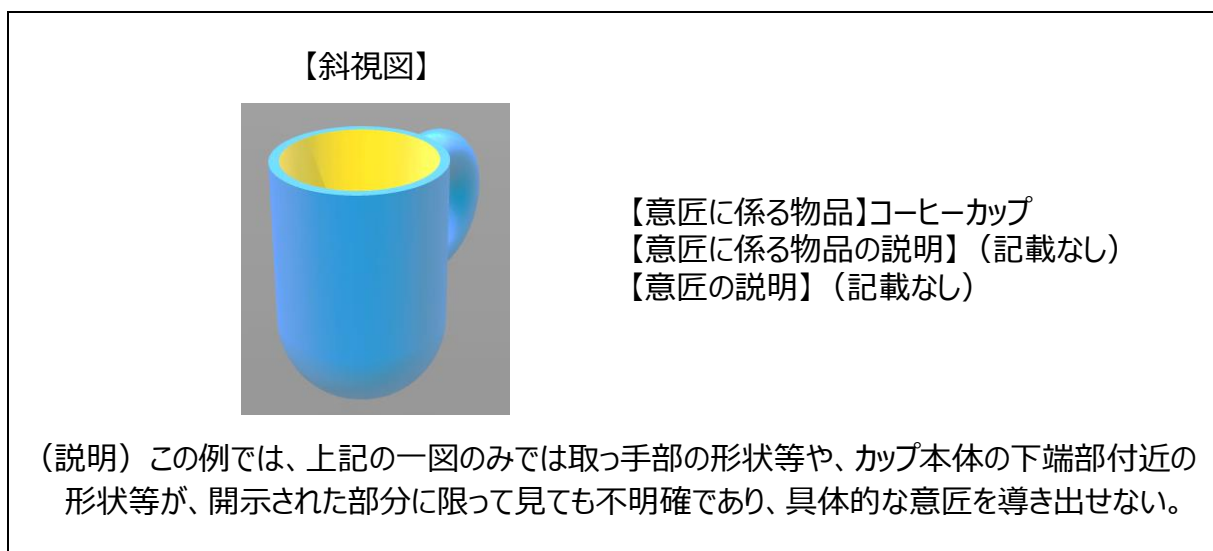
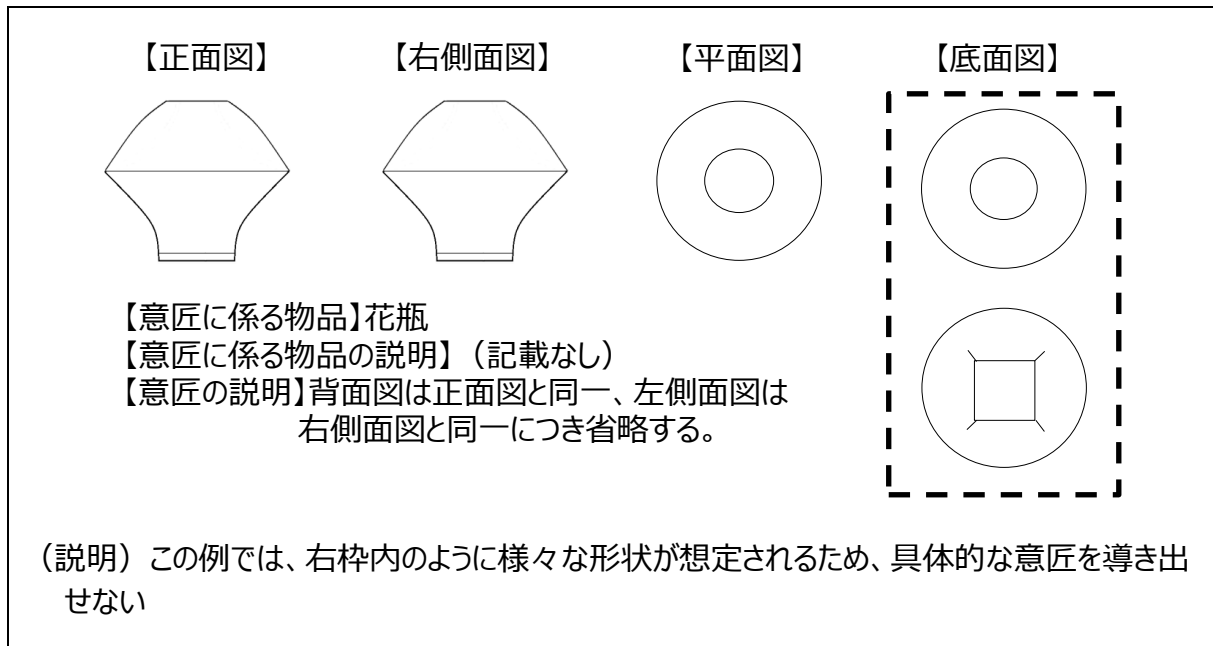
（説明）この例では、意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲を特定することができない

- （２）破線等で表された「その他の部分」の形状等が、各図不整合により具体的でなく、その結果「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品等の全体の形状等の中での位置、大きさ、範囲が具体的とならない場合

3.2.24 「意匠登録を受けようとする部分」の形状等が明らかでない場合

審査官は、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠について、例えば以下のように、当該部分の形状等が明らかでない場合は、意匠が具体的ではないと判断する。

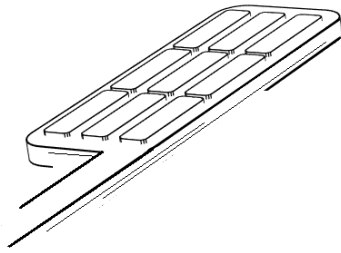
- （１）「意匠登録を受けようとする部分」の形状等が、各図不整合の場合
- （２）「意匠登録を受けようとする部分」が一つの閉じられた領域でない場合
- （３）「意匠登録を受けようとする部分」を参考図のみで特定している場合
- （４）願書の「意匠の説明」の欄の文章でのみ「意匠登録を受けようとする部分」を特定し、図面において「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」との必要な描き分けを行っていない場合
- （５）意匠登録を受けようとする部分について複数の形状等が考えられ一の形状等を導き出すことができない場合



3.2.25 「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界が不明確な場合

審査官は、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠について、当該部分と「その他の部分」の境界が不明確な場合は、意匠が具体的ではないと判断する。

【斜視図】



【意匠に係る物品】ブレーキペダル
【意匠に係る物品の説明】（記載なし）
【意匠の説明】（記載なし）

3.3 物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠が具体的であると判断するものの例

審査官は、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断し、以下の 3.3.1 から 3.3.5 のように、具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出せるときは、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠が具体的であると判断する。

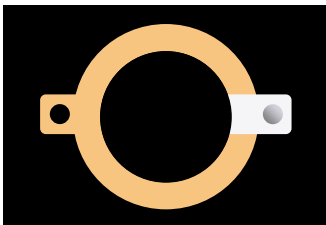
3.3.1 「意匠の説明」と図面等により物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠であることが明らかな場合

審査官は、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠について、願書の「意匠の説明」の欄の記載及び願書に添付した図面等の具体的な表現によって、当該意匠登録出願が物品等の部分について意匠登録を受けようとするものであることが明らかな場合は、願書や図面等のその他の記載に不備が無い限り、意匠が具体的であると判断する。

【平面図】



【正面図】



【右側面図】

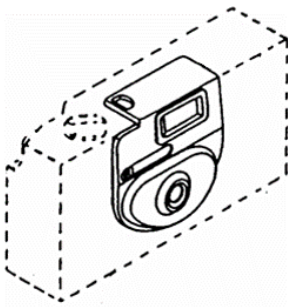


【意匠に係る物品】フランジ
【意匠に係る物品の説明】（記載なし）
【意匠の説明】橙色に着色された部分以外の部分が、意匠登録を受けようとする部分である。

3.3.2 「意匠の説明」の欄の記載がなくても、図面等により「意匠登録を受けようとする部分」が明らかな場合

審査官は、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠について、出願当初の願書に意匠登録を受けようとする部分を特定する方法についての「意匠の説明」の欄の記載がなくても、願書に添付した図面等の具体的な表現によって、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の意匠登録出願に関するものであること及び「意匠登録を受けようとする部分」が明らかな場合は、意匠が具体的であると判断する。

【斜視図】



【意匠に係る物品】デジタルカメラ
【意匠に係る物品の説明】（記載なし）
【意匠の説明】（記載なし）

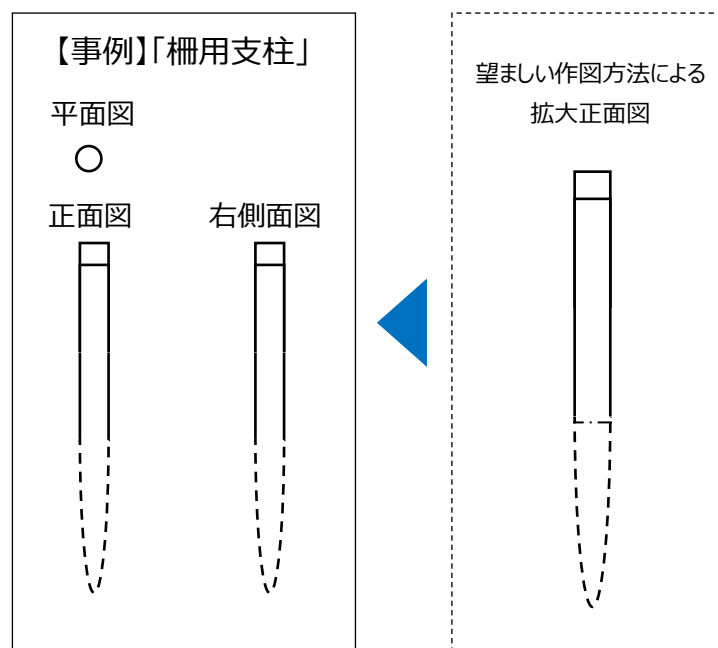
（説明）この例では、願書に添付した図面の各図が実線と破線により明確に描き分けられており、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法についての意匠の説明がなくても、実線部分について意匠登録を受けようとする意匠であると当然に導き出すことができる。

3.3.3 境界線の表示がなくても、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」との境界が明らかな場合

審査官は、境界線の表示がないことが作図上の誤記と認められ、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断すれば、「意匠登録を受けようとする部分」の境界を当然に導き出すことができる場合は、意匠が具体的であると判断する。

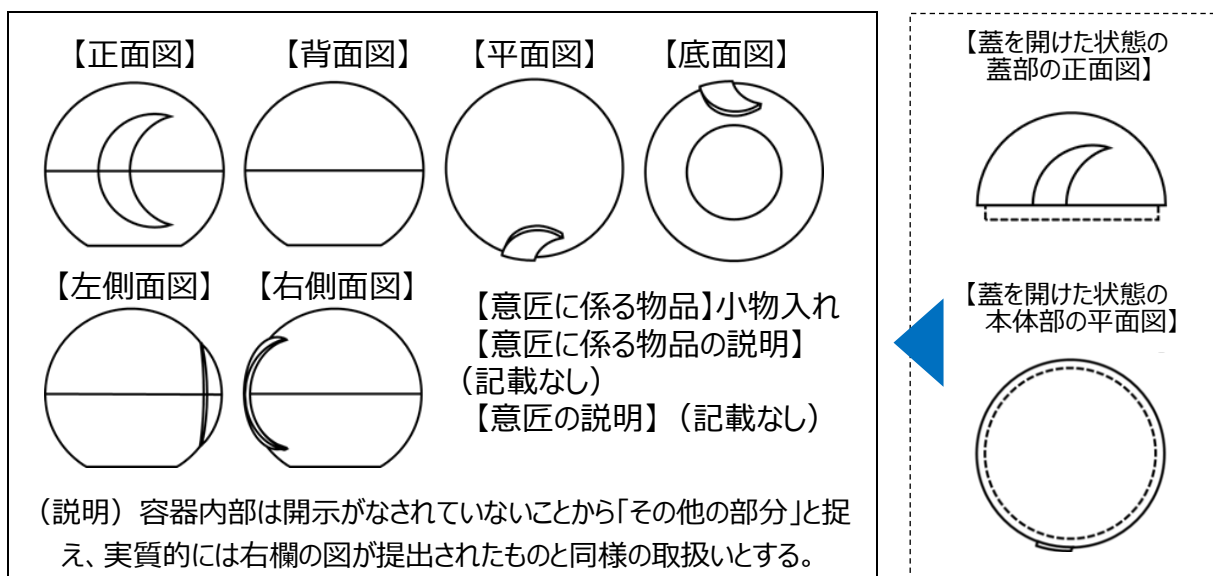
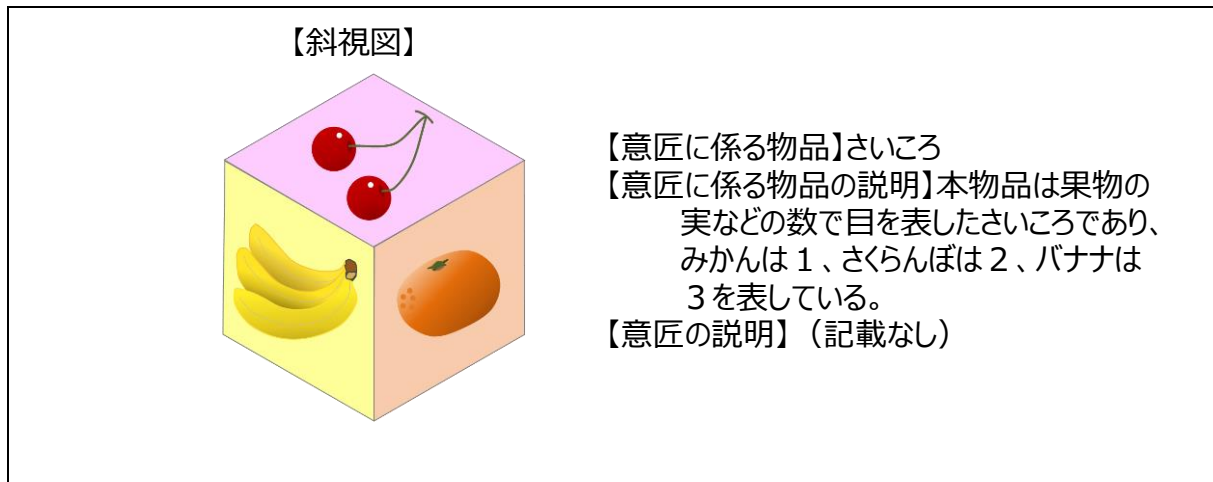
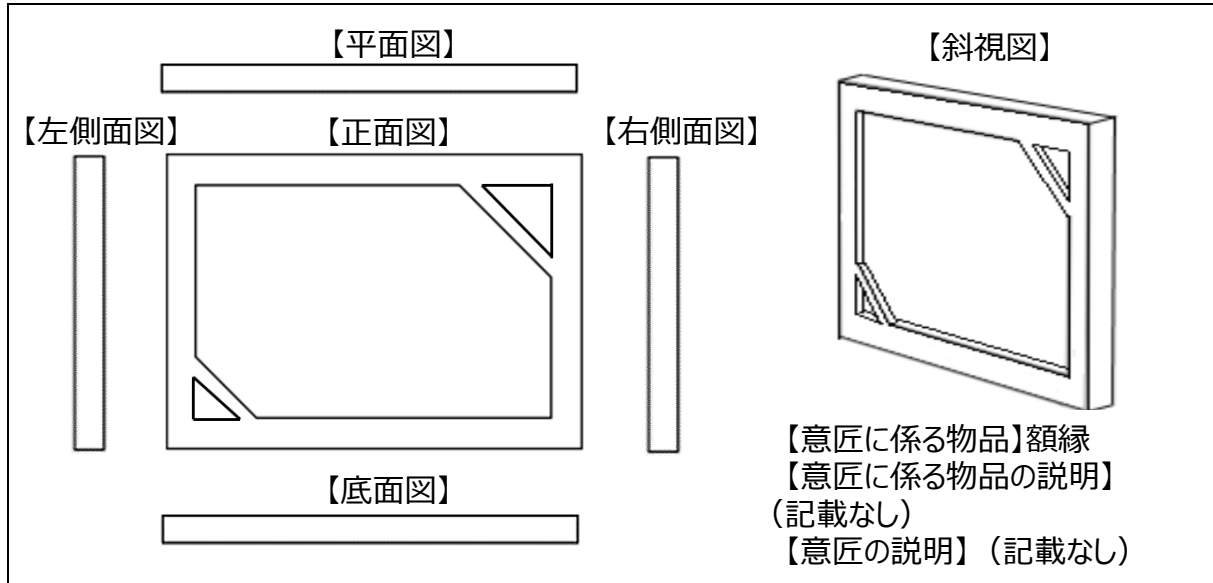
「意匠登録を受けようとする部分」は、意匠に係る物品等の全体の形状等の中で一定の範囲を占める部分、すなわち、当該意匠の外観の中に含まれる一つの閉じられた領域でなければならない（上記 2.5「他の意匠との対比の対象となり得る一定の範囲を占める部分であること」参照）。

ただし、例えば、下記の「柵用支柱」のように線材、棒状のようなものであって、各図の記載や当該物品の特質等から総合的に判断した場合に、「意匠登録を受けようとする部分」の外形を表す実線の端部を直線で連結した位置を境界とみなすことに問題がないと認められるときは、「意匠登録を受けようとする部分」が一定の範囲を占めているものとして取り扱う。



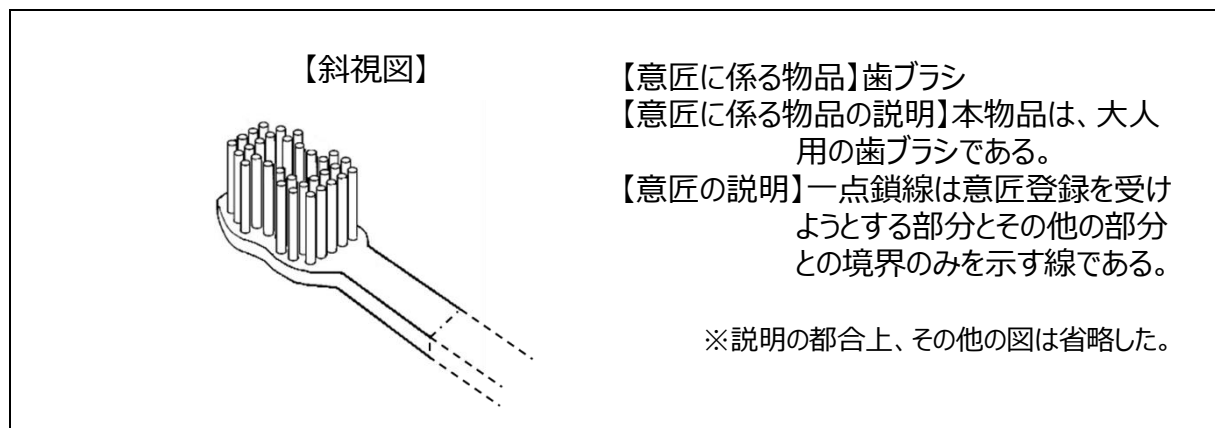
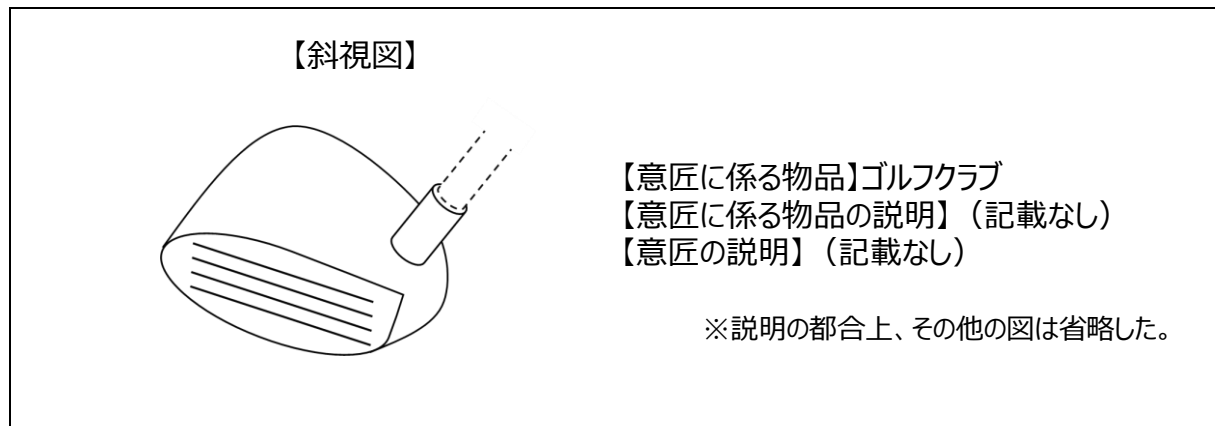
3.3.4 物品等の一部のみが表されているものの、当該部分の明確性に問題が無い場合

審査官は、願書に添付された図面等に、意匠登録を受けようとする物品等の一部のみが表されており、他の図と同一又は対称であることを理由に省略する旨の記載のない場合であっても、「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能、意匠登録を受けようとする部分の形状等、物品全体に占める位置、大きさ、範囲並びに「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界が明確な場合は、意匠が具体的であると判断する。



3.3.5 「その他の部分」が一部しか示されていないものの、「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲を導き出すことができる場合

審査官は、「その他の部分」が一部しか示されていない場合であっても、物品の性質に照らし、「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲を導き出すことができる場合は、意匠が具体的であると判断する。



4. 工業上利用することができるものであること

意匠法で保護される意匠は、同一のものを複数製造したり、建築したり、作成したりすることができるものに限られる。

なお、例えば、農具は農業に使用するものであるが、農具そのものは工業的技術を利用して複数製造し得るものであるから、その意匠は工業上利用することができるものに該当する。

審査官は、出願された意匠が、物品等の部分について意匠登録を受けようとするものである場合は、当該部分が工業上利用することができるものであるか否かを判断するのではなく、出願された意匠の意匠に係る物品等全体が、本要件を満たすものであるか否かを判断する。

(1) 工業上利用することができることについて

物品の意匠の場合に、工業上利用することができるとは、同一のものを複数製造し得ることをいう。

建築物の意匠の場合に、工業上利用することができるとは、同一のものを複数建築（物品の意匠の場合の「製造」に該当）し得ることをいう。

画像の意匠の場合に、工業上利用することができるとは、同一のものを複数作成（物品の意匠の場合の「製造」に該当）し得ることをいう。

なお、いずれの意匠の場合も、現実には工業上利用されていることを要せず、その可能性を有していれば足りる。

(2) 工業上利用することができるものと認められないものの例

以下に該当するものは、工業上利用することができるものと認められず、意匠法第3条第1項柱書の規定により意匠登録を受けることができない。

①自然物を意匠の主たる要素として使用したもので量産できないもの

自然石をそのまま使用した置物のように、ほとんど加工を施さない自然物をそのままの形状で使用するもの、すなわち自然が生み出した造形美というべきものを意匠の主たる要素としたものであって、工業的技術を利用して同一物を反復して多量に生産し得るものでないことから、工業上利用することができるものに該当しない。

②純粋美術の分野に属する著作物

純粋美術の分野に属する著作物は、工業的技術を利用して同一物を反復して多量に生産することを目的として製作されたものではないため、工業上利用することができるものに該当しない。

第2章 新規性・創作非容易性

第1節 新規性

1. 概要

意匠法第3条第1項は、意匠登録出願前に日本国内又は外国において、公然知られた意匠（第1号）や、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠（第2号）（以下、これらをまとめて「公知意匠」という。）に加え、これらの公知意匠に類似する意匠（第3号）についても、意匠登録を受けることができない旨を規定している。

意匠制度は、意匠の創作を奨励し、産業の発達に寄与することを目的とするものであることから、意匠登録の対象となる意匠は、新しい創作がなされたものでなければならない。同項は、この要件を客観的に認定するために設けられた規定である。

この節では、出願された意匠の新規性の判断について取り扱う。

2. 新規性の判断

2.1 新規性の判断の基礎となる考え方

審査官は、出願された意匠が新規性を有しているか否かを判断するにあたり、出願された意匠と公知意匠（注）とを対比し、その結果、両意匠が同一であると認められる場合は、出願された意匠が新規性を有していないと判断する。加えて、両意匠の間に差異点がある場合であっても、両意匠が類似すると認められる場合は、同様に、出願された意匠が新規性を有していないと判断する。

意匠が類似するか否かの判断（以下、「類否判断」という。）は、以下2.2「類否判断」に記載のとおり行う。

なお、新規性の判断の根拠とする資料については、本章第3節「新規性・創作非容易性の審査の留意事項」2.「判断の根拠とする資料」を参照されたい。

（注）刊行物に記載される等して公知となった物品等に係る意匠はもちろんのこと、その物品等の中に含まれる、その物品等とは非類似の物品等に係る意匠（例えば部品に係る意匠）であっても、当該意匠自体の具体的な形状等を認識できるものについては、新規性の判断の基礎とする資料として取り扱う。ま

た、意匠公報に掲載された物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の「意匠登録を受けようとする部分」以外の「その他の部分」において、意匠に係る物品等の具体的な形状等を識別できるものについても同様に、新規性等の判断の基礎とする資料として取り扱う。

2.2 類否判断

以下に説明する意匠の類否判断の手法は、意匠審査における客観的な類否判断を担保するために必要な意匠的特徴、すなわち、意匠の美感を形成する要素の抽出方法と、その対比方法に関する基本的な考え方を示したものである。

2.2.1 判断主体

類否判断の判断主体は、需要者（取引者を含む）である。

新規性の判断における類否判断の判断主体については、意匠法の条文上規定がなされていない。しかしながら、登録意匠の範囲を規定する意匠法第24条第2項において、「登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものとする。」と規定されていることから、新規性の判断における類否判断の判断主体も、同様に需要者（取引者を含む）とする。また、同規定でいう「需要者」は、取引者を含む概念であることから、ここでは「需要者（取引者を含む）」としており、物品の取引、流通の実態に応じた適切な者とする。

類否判断は、人間の感覚的な部分によるところが大きいですが、その判断を行う際は、創作者の主観的な視点を排し、需要者（取引者を含む）が観察した場合の客観的な印象をもって判断する。

2.2.2 類否判断の手法

意匠は、物品等と形状等が一体不可分のものであるから、対比する両意匠の意匠に係る物品等が同一又は類似でなければ意匠の類似は生じない。

したがって、審査官は、対比する両意匠が以下の全てに該当する場合に限り、両意匠は類似すると判断する。

なお、物品、画像、建築物の各意匠の間においても、対比する両意匠が以下の全てに該当する場合は、両意匠は類似すると判断する。

（１）出願された意匠が物品等の全体について意匠登録を受けようとするものである場合

- ① 出願された意匠と公知意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能が同一又は類似であること
- ② 出願された意匠と公知意匠の形状等が同一又は類似であること

なお、上記①及び②がいずれも同一の場合、両意匠は同一と判断する。

(2) 出願された意匠が物品等の部分について意匠登録を受けようとするものである場合

- ① 出願された意匠と公知意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能が同一又は類似であること
 - ② 出願された意匠の「意匠登録を受けようとする部分」と、公知意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する部分の用途及び機能が同一又は類似であること
 - ③ 出願された意匠の「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品等の全体の形状等の中での位置、大きさ、範囲と、公知意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する部分の当該物品等の全体の形状等の中での位置、大きさ、範囲とが、同一又は当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであること
 - ④ 出願された意匠の「意匠登録を受けようとする部分」と、公知意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する部分の形状等が同一又は類似であること
- (注)「その他の部分」の形状等のみについては対比の対象とはしない。

なお、上記①から④が全て同一の場合、両意匠は同一と判断する。

2.2.2.1 意匠の類否判断の観点

審査官は、次の(ア)から(キ)の観点により、類否判断を行う。

- (ア) 対比する両意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能の認定及び類否判断
(→2.2.2.2 参照)
- (イ) 物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の場合、当該部分における用途及び機能の共通点及び差異点の認定 (→2.2.2.3 参照)
- (ウ) 物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の場合、当該部分の位置、大きさ、範囲の共通点及び差異点の認定 (→2.2.2.4 参照)
- (エ) 対比する両意匠の形状等の認定 (→2.2.2.5 参照)
- (オ) 対比する両意匠の形状等の共通点及び差異点の認定 (→2.2.2.5 参照)
- (カ) 対比する両意匠の形状等の共通点及び差異点の個別評価 (→2.2.2.6 参照)
- (キ) 総合的な類否判断 (→2.2.2.7 参照)

2.2.2.2 対比する両意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能の認定及び類否判断

対比する両意匠の意匠に係る物品等の使用の目的、使用の状態等に基づき、意匠に係る物品等の用途及び機能を認定する。

意匠の類似は、対比する意匠同士の意匠に係る物品等の用途及び機能が同一又は類似であることを前提とする。

物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の場合も同様であり、例えば、カメラのグリップ部分について意匠登録を受けようとする意匠が意匠登録出願された場合、権利の客体となる意匠に係る物品は、当該グリップ部分を含む「カメラ」であることから、新規性の判断の基礎となる資料は、「カメラ」及びそれに類似する物品等に係る意匠となる。

上記の「意匠に係る物品等の用途及び機能が同一又は類似であること」の判断は、物品等の詳細な用途及び機能を比較した上でその類否を決するまでの必要はなく、具体的な物品等に表された形状等の価値を評価する範囲において、用途（使用目的、使用状態等）及び機能に共通性があれば物品等の用途及び機能に類似性があると判断するに十分である。

意匠に係る物品等の用途（使用目的、使用状態等）及び機能に共通性がない場合には、意匠は類似しない。

2.2.2.3 物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の場合の、当該部分における用途及び機能の共通点及び差異点の認定

出願された意匠が、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠である場合は、「意匠登録を受けようとする部分」と公知意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する部分のそれぞれの用途及び機能について共通点及び差異点を認定する。

2.2.2.4 物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の場合の、当該部分の位置、大きさ、範囲の共通点及び差異点の認定

出願された意匠が、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠である場合は、「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品等全体の形状等の中での位置、大きさ、範囲と、公知意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する部分の当該物品等全体の形状等の中での位置、大きさ、範囲について共通点及び差異点を認定する。

なお、位置、大きさ、範囲は、当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであれば、ほとんど影響を与えない。

2.2.2.5 対比する両意匠の形状等の認定及び形状等の共通点及び差異点の認定

（１）肉眼による観察

観察は、肉眼による視覚観察を基本とする（ただし、肉眼によって認識できないものであっても、取引の際、拡大観察することが通常である場合には、肉眼によって認識できるものと同様に扱う。）。

これは、通常物品等は肉眼によって観察され、肉眼によって認識することのできる形状等全体からなる美感が、その意匠に係る物品等の選択・購入を左右するからである。なお、意匠に係る物品等の全体の形状等は肉眼によって認識することができるが、一部の形状等は微細なために肉眼によっては認識できない場合には、審査官は肉眼によって認識できる形状等のみを意匠の形状等として認定し、類否判断を行う。

（２）観察方法

類否判断は、意匠に係る物品等を観察する際に通常用いられる観察方法により行う。

例えば、購入の際にも使用時にも実際に手に持って視覚観察する筆記具の意匠の場合は、意匠全体を同じ比重で観察するが、通常の設置状態では背面及び底面を見ることのないテレビ受像機の意匠の場合は、審査官は主に正面、側面、平面方向に比重を置いて観察する。

（３）形状等の認定

審査官は両意匠の意匠に係る物品等の全体の形状等（意匠を大づかみに捉えた際の骨格的形状等、基本的構成態様ともいう。）及び各部の形状等を認定する。

（４）形状等における共通点及び差異点の認定

審査官は両意匠の意匠に係る物品等の全体の形状等（基本的構成態様）及び各部の形状等における共通点及び差異点を認定する。

出願された意匠が、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠である場合は、「意匠登録を受けようとする部分」と公知意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する部分のそれぞれの全体の形状等及び各部の形状等について共通点及び差異点を認定する。ただし、「その他の部分」の形状等については直接共通点及び差異点を認定しない。

2.2.2.6 対比する両意匠の形状等の共通点及び差異点の個別評価

両意匠の各共通点及び差異点における形状等に関し、審査官は以下の（１）その形状等を対比観察した場合に注意を引く部分か否かの認定及びその注意を引く程度の評価と、（２）先行意匠群との対比に基づく注意を引く程度の評価を行う。

各共通点及び差異点における形状等が（１）及び（２）の観点からみてどの程度注意を引くものなのかを検討することにより、各共通点及び差異点が意匠全体の美感に与える影響の大きさを判断する。

（１）対比観察した場合に注意を引く部分か否かの認定及び評価

両意匠の各共通点及び差異点における形状等が、対比観察した場合に注意を引く部分か否か及びその注意を引く程度は、①その部分が意匠全体の中で占める割合の大小、及び②その部分が意匠に係る物品等の特性からみて視覚的印象に大きな影響を及ぼす部分かにより、認定及び評価を行う。

なお、具体的な評価方法及び評価結果は個別の意匠ごとに異なるが、一般的には以下のとおり。

（a）意匠全体に占める割合についての評価

出願された意匠と公知意匠の共通点あるいは差異点に係る部分について、その大きさが意匠に係る物品等全体に占める割合が大きい場合には、小さい場合と比較して、その部分が注意を引く程度は大きい。

意匠に係る物品等の全体の形状等（基本的構成態様）は、意匠の骨格ともいえるものなので、視覚的印象に与える影響は、通常最も大きい。

（b）物品の大きさの違いについての評価

両意匠の意匠に係る物品等自体の大きさ（説明の記載がない場合に認定する通常の大さの範囲を含む。）が異なっていたとしても、それが物品等の用途及び機能の認定に影響を及ぼさない限り、その違いは、強く注意を引くものとはならない。

（c）物品の特性に基づき観察されやすい部分か否かの評価

意匠には、視覚観察を行う場合に観察されやすい部分、観察されにくい部分が存在する。両意匠の共通点及び差異点における形状等が観察されやすい部分の形状等であれば、注意を引きやすいといえる。

観察されやすい部分は、意匠に係る物品等の用途（使用目的、使用状態等）及び機能、その大きさ等に基づいて、（１）意匠に係る物品等が選択・購入される際に見えやすい部位か否か、（２）需要者（取引者を含む）が関心を持って観察する部位か否かを認定することにより抽出する。

ただし、このようにして抽出される部分であったとしても、その形状等が機能的必然性のみに基づくものであった場合には、意匠的特徴としては考慮しない。

(d) 物品等の内部の形状等の評価

意匠は、意匠に係る物品等を観察する際に目に付きやすい部位の形状等を中心に比較されるべきであるから、類否判断においては、通常の使用状態において目にすることのない内部の形状等は、意匠の特徴として考慮しない。他方、通常の使用状態において内部の形状等を観察するものについては、使用時に目に付きやすい形状等が注意を引きやすい部分となる。

例えば、冷蔵庫の意匠の場合、扉を開けた状態も使用時の形状等である一方、冷蔵庫の用途及び機能は、扉を閉めた状態で内部に食品等を冷却保管するものであるから、通常は、扉を閉めた状態で視覚観察されるものであるといえる。よって、このような場合は扉を閉じた状態の外観が注意を引く程度は内部の形状等のそれよりも大きい。一方、人が内部に入って使用する浴室の意匠等の場合には、内部の形状等が注意を引く部分となる。

(e) 流通時にのみ視覚観察される形状等の評価

使用時・設置時にはその一部が目に触れないような物品等（例えば、一部が土に埋まるフェンスや、壁や天井に一部が埋め込まれる照明器具等）の場合、流通時にのみ視覚観察される部位が注意を引く程度は、原則として、その他の部位よりも小さい。

ただし、その他の部位における形状等が、ありふれた形状等であるなど意匠全体の美感に与える影響が小さいような場合には、相対的に、流通時にのみ視覚観察される部位の意匠全体の中での重要度が上がり、意匠全体での最終的な判断の際に類否を左右する場合もある。

(2) 先行意匠群との対比に基づく評価

出願された意匠と公知意匠の各共通点及び差異点における形状等が、先行意匠群と対比した場合に、注意を引きやすい形状等か否かを評価する。形状等が注意を引きやすいものか否かは、同じ形状等を持つ公知意匠の数や、他の一般的に見られる形状等とどの程度異なった形状等であるか、又その形状等の創作的価値の高さによって変わる。

(a) 先行意匠調査を前提とする共通点の評価

出願された意匠と公知意匠の各共通点における形状等が、他の先行意匠においてごく普通に見られるありふれた態様であった場合には、その形状等は特徴的な形状等とはいえない

い。したがって、他の先行意匠においても見られる形状等ではあるが、ごく普通に見られるありふれた態様とはいえない場合と比べて、その形状等が注意を引く程度は小さい。

いずれの場合も、ありふれた形状等や、公然知られた形状等を単純に除外することはしない。

(b) 先行意匠調査を前提とする差異点の評価

出願された意匠と公知意匠との対比によって認定される各差異点における形状等が、他の先行意匠には見られない新規な形状等であって、創作的価値が高いと認められる場合、その形状等は、過去のものとは異なっているという強い印象を与え、強く注意を引くものである。各差異点における形状等が、他の先行意匠においてごく普通に見られるありふれた態様である場合は、その形状等は、強く注意を引くものとはなり得ない。ただし、ありふれた形状等や公然知られた形状等の組合せによっては、その組合せの態様が、注意を引く場合もある。

(3) 機能的意味を持つ形状等及び材質に由来する形状等の取扱い

機能的意味を持つ形状等及び材質に由来する形状等について、一般的には以下のように扱う。

(a) 機能的形状の評価

機能的な要求の実現に造形的な自由度があり、その形状でなければならない必然性がない場合の形状については、その造形的な特徴を考慮する。ただし、物品等の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠は、意匠法が本来保護を予定しない技術的思想の創作に対して排他的独占権を付与することになるため、保護しない（意匠法第5条第3号）。

また、視覚に大きな影響のない僅かな形状の相違について、その相違が機能に大きく関わっていても、ことさら重要視しない。

(b) 物品等の機能面からの要求を加味して構成された模様の評価

単に装飾を目的とする模様（例えば、食卓用皿の表面に付される模様。）に加え、近年、シートキーやタッチパネルなど、入力・操作部の態様が凹凸の立体形状を伴わない平面的な図形等として構成される例が多くなってきている。このような意匠に係る物品等との関係において一定の機能を有する模様についての意匠的な特徴の評価は、その模様が有する意味、すなわち、何を意図した模様なのか、物品等の用途及び機能との関係においてどのよう

な機能を担う模様なのか、という点を理解した上で行うものであり、形状の場合と同様に評価する。

(c) 材質から生じる模様及び色彩の評価

意匠の構成要素として真に考慮すべき模様及び色彩は、創作者の創作行為に基づいて表された模様及び色彩であるが、願書に添付した図面等に表された意匠が、意匠に係る物品等を製造等する際に通常用いられる材質そのままの模様・色彩をもって表されていると認められる場合、その模様・色彩はその意匠の属する分野においてはありふれたものであるから、その模様・色彩が意匠全体の美感に与える影響は極めて小さい。

2.2.2.7 総合的な類否判断

両意匠の形状等における各共通点及び差異点についての個別評価に基づき、意匠全体として両意匠の全ての共通点及び差異点を総合的に観察した場合に、需要者（取引者を含む）に対して異なる美感を起こさせるか否かを判断する。

意匠は、全体が有機的なつながりを持って結合されたものであるから、各共通点及び差異点を個別に評価するだけでは、類否を判断することはできない。各形状等の組合せにも注意しつつ共通点及び差異点を総合的に検討した場合に、それら共通点及び差異点が意匠全体の美感の類否に対し、どのような影響を与えているかを評価しなければならない。

基本的な考え方は以下のとおり。

(1) 共通点及び差異点についての総合判断

ある共通点又は差異点が類否判断をする上で最も重要な要素となるか否かは、他の共通点及び差異点との相対的な関係で決まる。ある共通点又は差異点が類否判断に与える影響の大きさを考えるとき、他の共通点及び差異点が意匠全体の美感に与える影響が小さければ、その共通点又は差異点が類否判断に与える影響は相対的に大きいものとなる。他方、意匠全体の美感に与える影響が同程度、あるいはより大きな共通点又は差異点があれば、その共通点又は差異点が類否判断に与える影響の大きさは、相対的に小さくなる。

(2) 意匠に係る物品等の全体の形状等（基本的構成態様）

意匠に係る物品等の全体の形状等（基本的構成態様）は、意匠の骨格ともいえるものであって、視覚を通じて起こさせる美感への影響が最も大きい。よって、意匠が類似するためには、原則として、意匠に係る物品等の全体の形状等（基本的構成態様）が共通することが必要である。

ただし、出願された意匠と公知意匠の意匠に係る物品等の全体の形状等（基本的構成態様）に差異点があったとしても、いずれもありふれた形状等であって、かつ、各部の形状等における共通点が顕著であるような場合には、意匠に係る物品等の全体の形状等（基本的構成態様）における差異を超えて両意匠が類似する場合もある。

例えば、模様付きの直方体型包装用箱において、箱全体の縦、横、高さの比率が異なる2つの意匠があった場合、いずれも包装用箱の比率としてはありふれていて注意を引くものではなく、かつ、共通する模様が特徴的で強く注意を引くものと認められるならば、意匠に係る物品等の全体の形状等（基本的構成態様）における差異（箱全体の縦、横、高さの比率）を超えて、両意匠は類似することがある。

各部の形状等における差異点についても類否判断に与える影響の大きさが小さい場合には、共通する意匠に係る物品等の全体の形状等（基本的構成態様）がありふれたものであっても、なお、その意匠の中で最も類否判断に与える影響が大きいものとなり、両意匠が類似する場合もある。

また、公知又は周知の形状等を寄せ集めた意匠であったとしても、その組合せの態様が新規であって、意匠に係る物品等の全体の形状等（基本的構成態様）として新規である場合には、その組合せによる意匠に係る物品等の全体の形状等（基本的構成態様）が新規な形状等として評価される。

（３）出願に係る意匠中に用いられた公知の形状等

出願意匠中に用いられた公知の形状等が類否判断に与える影響の大きさは、新規な形状等に比べて一般的に小さくなるが、意匠は全体が有機的な結合によって成立するものであるから、共通点又は差異点における形状等が公知の形状等であったとしても、その共通点又は差異点を単純除外して、その他の共通点及び差異点のみについて判断することはしない。

公知の形状等の組合せが新規である場合は、その組合せに係る態様を評価する。

（４）意匠の構成要素間の関係

意匠の構成要素である形状、模様、色彩のうち、どの構成要素が類否判断に大きな影響を与えるかは、一概には言えず、先行する公知意匠群との関係において、最も特徴が大きく注意を引くものが類否判断に与える影響が大きいといえる。

しかしながら、形状及び模様は、人知に基づく創作を必要とする場合が多いのに比し、色彩はそれが模様を構成しない限り、創作というよりも選択と形容するのが適当であって、色彩のみを変更した多数の製品バリエーションが通常用意されていることから、色彩は形状及び模様よりも注意

を引きにくいといえる。したがって、一般的に色彩は、形状及び模様よりも類否判断に与える影響が小さい。

（５）同一の物品等の分野における既存の類否判断事例との関係

一般に、対比する２つの意匠の共通点及び差異点が意匠全体の美感に与える影響の大きさについての評価が、同一の物品等の分野の既存の判断事例と同様の場合には、既存の類否判断事例と同様の結果となる。

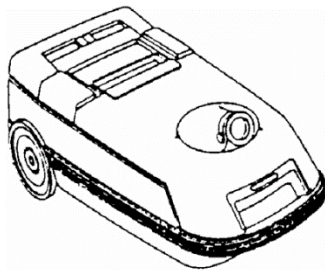
しかし、意匠の類否判断は、その他の部分を含む意匠全体について行うものであるため、対比する２つの意匠が、既存の判断事例と同様の共通点あるいは差異点を有していたとしても、それらが物品等の特性等からみて、意匠全体の中で注意を引く部分における共通点又は差異点なのか否かの認定、及びその注意を引く程度についての評価は、常に同じというわけではない。また、先行公知意匠は日々累積されるものであるので、当該先行公知意匠群との対比に基づく評価は常に同じというわけではない。

このように、同様の共通点・差異点を有していても、それらが類否判断に与える影響の大きさについての評価は常に同じとは限らないことから、同一の物品等の分野における既存の類否判断事例であっても、その結論のみを別の事例に単純には適用しない。

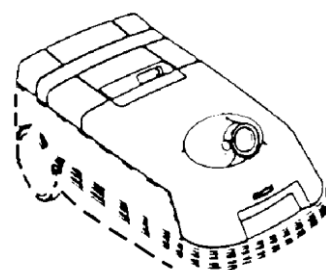
2.2.2.8 公知意匠に類似する物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の例

【事例１】

公知意匠
「電気掃除機本体」

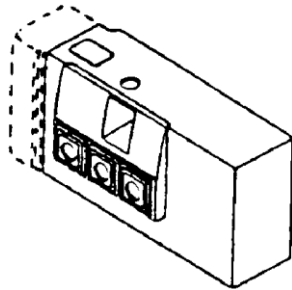


出願された意匠
「電気掃除機本体」

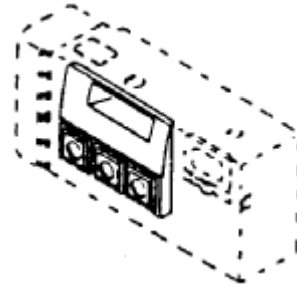


【事例2】

公知意匠
「カメラ」
(意匠公報掲載の意匠(部分))

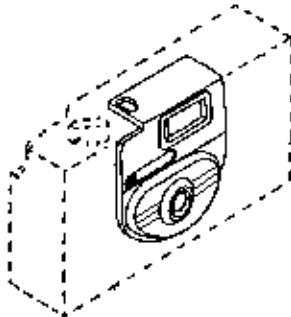


出願された意匠
「カメラ」



【事例3】

公知意匠
「カメラ」
(意匠公報掲載の意匠(部分))



出願された意匠
「ファインダー付カメラ用レンズ」



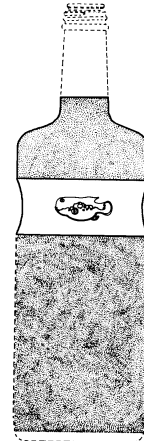
(注) 「ファインダー付カメラ用レンズ」との記載は、事例の説明のためのものであって、別表第一に掲げられた物品の区分と同程度と認められる具体的な物品の区分の事例を示したものではない点に注意されたい。

【事例4】

公知意匠
「包装用びん」
(意匠公報掲載の意匠(部分))

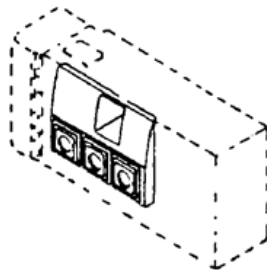


出願された意匠
「包装用びん」

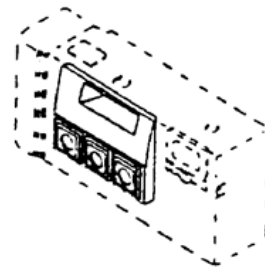


【事例5】

公知意匠
「カメラ」
(意匠公報掲載の意匠(部分))

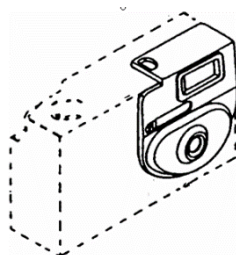


出願された意匠
「カメラ」

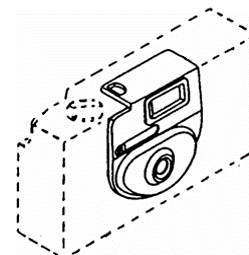


【事例6】

公知意匠
「デジタルカメラ」
(意匠公報掲載の意匠(部分))



出願された意匠
「デジタルカメラ」



第2節 創作非容易性

1. 概要

意匠法第3条第2項は、出願された意匠について、その意匠の属する分野における通常の知識を有する者（以下、「当業者」という。）が容易に創作をすることができる場合は、意匠登録を認めない旨を規定している。

当業者が容易に創作をすることができる意匠に排他的な権利を与えることは、産業の発展に役立たず、かえってその妨げとなるからである。

審査官は、新規性についての拒絶理由を発見しない場合のみ、この要件の判断を行う。

この節では、出願された意匠の創作非容易性について、審査官がどのように判断するかを取り扱う。

2. 創作非容易性の判断主体

審査官は、出願された意匠の創作非容易性について、当業者の視点から検討及び判断する。

当業者とは、その意匠に係る物品を製造したり販売したりする業界において、当該意匠登録出願の時に、その業界の意匠に関して、通常の知識を有する者をいう。

3. 創作非容易性の判断に係る基本的な考え方

意匠法第3条第2項は、意匠登録出願前に、当業者が公知となった（注）形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（形状等）又は画像に基づいて容易に意匠の創作をすることができたときは、その意匠については意匠登録を受けることができないと規定している。

よって、審査官は、出願された意匠が、出願前に公知となった構成要素や具体的態様を基礎とし、例えばこれらの単なる寄せ集めや置き換えといった、当該分野におけるありふれた手法などにより創作されたにすぎないものである場合は、創作容易な意匠であると判断する。

また、審査官は上記の判断に関し、出願された意匠において、出願前に公知となった構成要素や具体的態様がほとんどそのままあらわされている場合に加えて、改変が加えられている場合で

あっても、当該改変が、その意匠の属する分野における軽微な改変にすぎない場合は、なおも創作容易な意匠であると判断する（本節 4.2「ありふれた手法と軽微な改変」参照）。

ただし、当業者の立場からみた意匠の着想の新しさや独創性が認められる場合には、その点についても考慮して判断する（本節 4.3「当業者の立場から見た意匠の着想の新しさや独創性について」参照）。

また、出願された意匠が、物品等の部分について意匠登録を受けようとするものである場合は、その創作非容易性の判断にあたり、「意匠登録を受けようとする部分」の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合や、用途及び機能を考慮するとともに、「意匠登録を受けようとする部分」を、当該物品等の全体の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合の中において、その位置、その大きさ、その範囲とすることが、当業者にとって容易であるか否かについても考慮して判断する。

（注）ここでいう、「公知となった」とは、「日本国内又は外国において公然知られ、頒布された刊行物に記載され、又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった」ことをいう。

（画像の意匠については第Ⅳ部第1章「画像の意匠」、建築物の意匠については同第2章「建築物の意匠」、内装の意匠については同第4章「内装の意匠」参照）

4. 創作非容易性の具体的な判断

4.1 創作非容易性の判断の基礎とする資料

審査官は、以下の資料を、創作非容易性の判断の基礎とすることができる。

日本国内又は外国において公然知られ、頒布された刊行物に記載され、又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（形状等）又は画像

形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が刊行物等に記載される場合は、それ自体単独で表されることはほとんどなく、物品等と一体的な状態で表されることが多い。創作非容易性の判断においては、このような場合でも、形状等又は画像が具体的に識別できる場合は、審査官は、それらの構成要素を、創作非容易性の判断の基礎とすることができる。

また、上記の資料には、形状等又は画像が、物品等と一体となった意匠も含まれる。

なお、審査官が創作非容易性の判断の基礎とする資料は、出願された意匠と同一又は類似の分野に限られない。

4.2 ありふれた手法と軽微な改変

4.2.1 ありふれた手法の例

審査官は、出願された意匠が、出願前に公知となった構成要素や具体的な態様を基本として創作されたものであると判断した場合、その意匠の属する分野における「ありふれた手法」により創作されたものか否かを検討する。

多くの物品等の分野に共通する主な「ありふれた手法」の例は以下のとおりであるが、審査官は、出願された意匠について、当該意匠の属する分野の創作の実態に照らして検討を行う。

(a) 置き換え（→6.1 参照）

意匠の構成要素の一部を他の意匠等に置き換えることをいう。

(b) 寄せ集め（→6.2 参照）

複数の既存の意匠等を組み合わせて、一の意匠を構成することをいう。

(c) 一部の構成の単なる削除（→6.3 参照）

意匠の創作の一単位として認められる部分を、単純に削除することをいう。

(d) 配置の変更（→6.4 参照）

意匠の構成要素の配置を、単に変更することをいう。

(e) 構成比率の変更（→6.5 参照）

意匠の特徴を保ったまま、大きさを拡大・縮小したり、縦横比などの比率を変更することをいう。

(f) 連続する単位の数増減（→6.6 参照）

繰り返し表される意匠の創作の一単位を、増減させることをいう。

(g) 物品等の枠を超えた構成の利用・転用（→6.7 参照）

既存の様々なものをモチーフとし、ほとんどそのままの形状等で種々の物品に利用・転用することをいう。

4.2.2 軽微な改変の例

審査官は、上記 4.2.1 の判断に関し、出願された意匠において、出願前に公知となった構成要素や具体的な態様がありふれた手法などによりそのままあらわされているのではなく、それらの構成要素や具体的な態様に改変が加えられた上であらわされている場合は、当該改変が、その意匠の属する分野における「軽微な改変」にすぎないものであるか否かを検討する。

「軽微な改変」の例は以下のとおりであるが、審査官は、出願された意匠について、当該意匠の属する分野の創作の実態に照らして検討を行う。

- (a) 角部及び縁部の単純な隅丸化又は面取り
- (b) 模様等の単純な削除
- (c) 色彩の単純な変更、区画ごとの単純な彩色、要求機能に基づく標準的な彩色
- (d) 素材の単純な変更によって生じる形状等の変更

4.3 当業者の立場から見た意匠の着想の新しさや独創性について

審査官は、出願された意匠の創作非容易性を検討する際、意匠全体が呈する美感や各部の態様等、意匠の視覚的な特徴として現れるものであって、独自の創意工夫に基づく当業者の立場から見た意匠の着想の新しさや独創性が認められる場合には、その点についても考慮する。

ただし、審査官はこの判断を行うにあたり、特徴記載書や意見書の記載を参酌する場合は、出願当初の願書の記載及び図面等から導き出される範囲のものについてのみ考慮する。

5. 創作非容易性の判断の基礎となる資料の提示

5.1 出願前に公知となった構成要素や具体的態様等の提示

(1) 公然知られた形状等、画像又は意匠、(2) 頒布された刊行物に記載され、若しくは電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった形状等、画像又は意匠を創作非容易性の判断の基礎となる資料とする場合には、当該意匠が記載された刊行物の書誌事項及び当該意匠の掲載ページ等を拒絶理由通知書に記載して意匠登録出願人に当該意匠を提示することが必要である。

一方、広く知られた形状等、画像又は意匠を創作非容易性の判断の基礎となる資料とする場合については、証拠の提示を要さない。

5.2 当該分野においてありふれた手法等であることの提示

審査官は、意匠法第3条第2項の規定により拒絶理由を通知する場合、原則、出願された意匠の創作の手法が、当該分野におけるありふれた手法や、軽微な改変などにすぎないものであることを示す具体的な事実を出願人に提示することが必要である。

一方、その手法が当該分野においてありふれたものであることや、軽微な改変等にすぎないことが、審査官にとって顕著な事実と認められる場合、例えば、玩具の分野において、本物の自動車の形状等をほとんどそのまま自動車おもちゃの意匠に転用するという手法等の場合には、必ずしもその提示を要さない。

6. 創作容易な意匠の事例

以下に示す各事例は、いずれも新規性を有するものと仮定した場合における、創作非容易性の判断手法を模式的に表したものである。

6.1 置き換えの意匠

【事例1】「なべ」

公知のなべの蓋を、ほとんどそのまま他のなべ用蓋に置き換えて表したにすぎない意匠



(注) 本事例は、なべの分野において、蓋部を他のなべ用蓋に置き換えることが、ありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想の新しさや独創性が見受けられないと仮定した場合の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

【事例2】「帽子」

公知の帽子のワッペン部を、他のワッペンに置き換えて表したにすぎない意匠



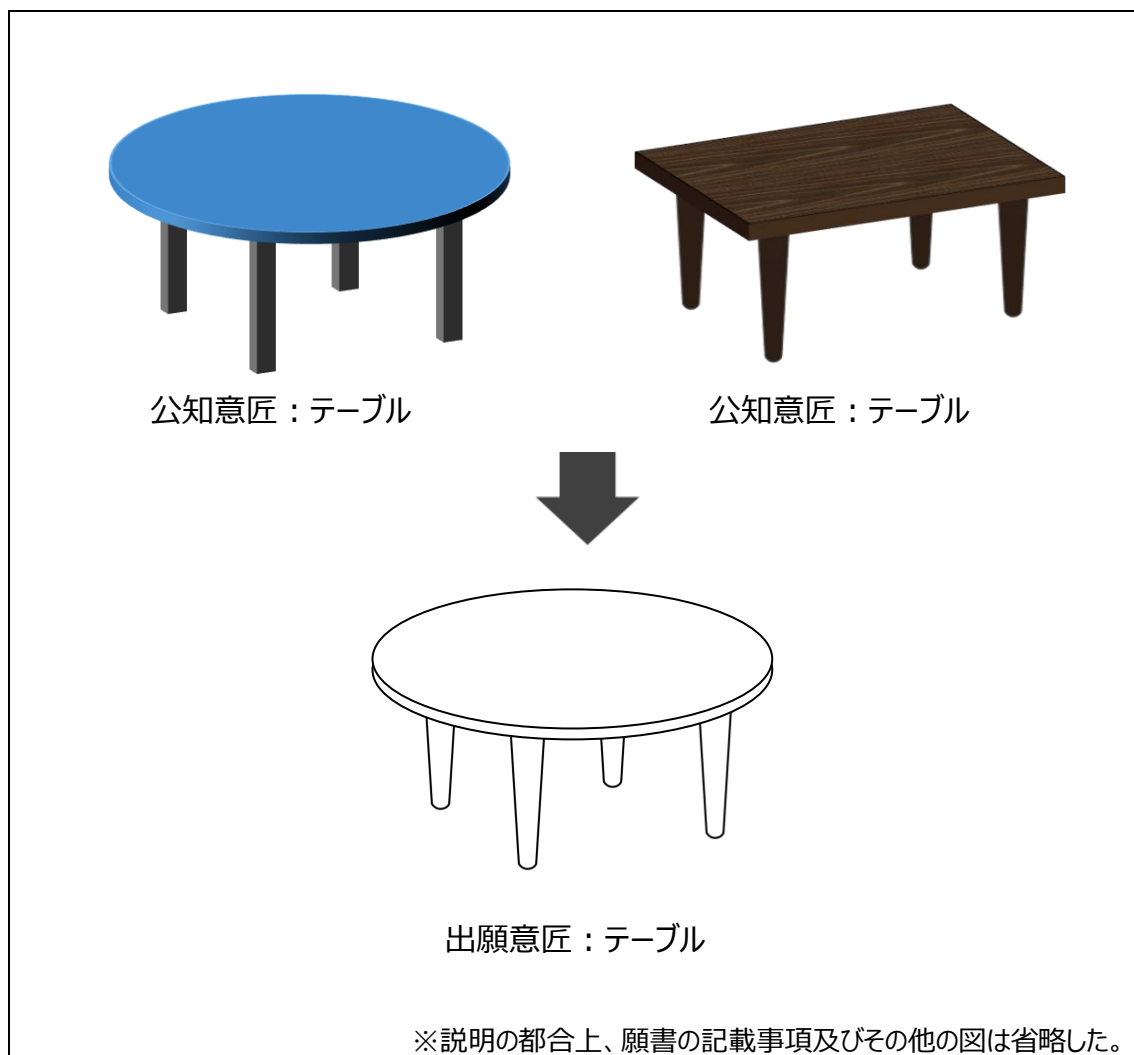
なお、上記事例について、以下の例のように、出願意匠が帽子本体及びワッペンの色彩を変更したものである場合であっても、当該変更が帽子の分野における軽微な改変と判断される場合は、審査官は、当該色彩の変更を創作非容易性の判断において評価せず、創作容易な意匠であると判断する。



(注) 上記各事例は、いずれも帽子の分野において、ワッペン部を他のワッペンに置き換えることが、ありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想の新しさや独創性が見受けられないと仮定した場合の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

【事例3】「テーブル」

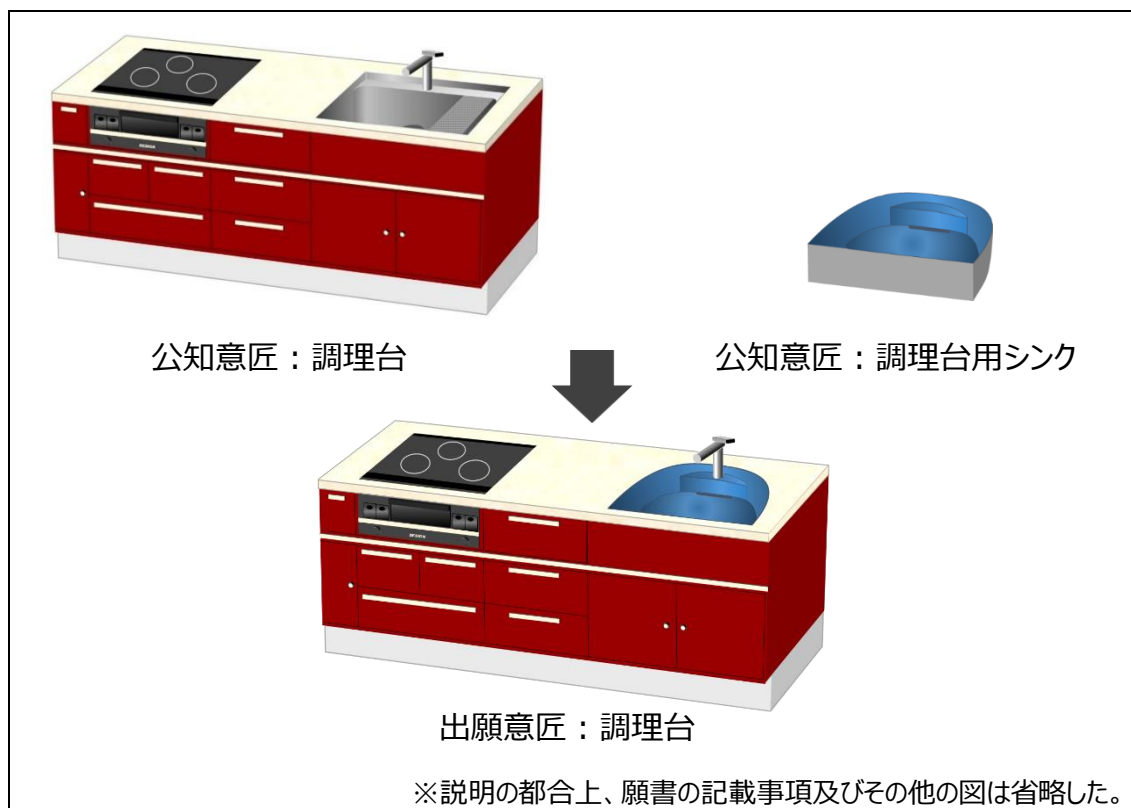
公知のテーブルの脚部を、他のテーブルの脚にほとんどそのまま置き換えて表したにすぎない意匠



(注) 上記事例は、テーブルの分野において、脚部を他の脚に置き換えることが、ありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想の新しさや独創性が見受けられないと仮定した場合の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

【事例4】「調理台」

公知の調理台のシンク部を他のシンクに置き換えて表したにすぎない意匠



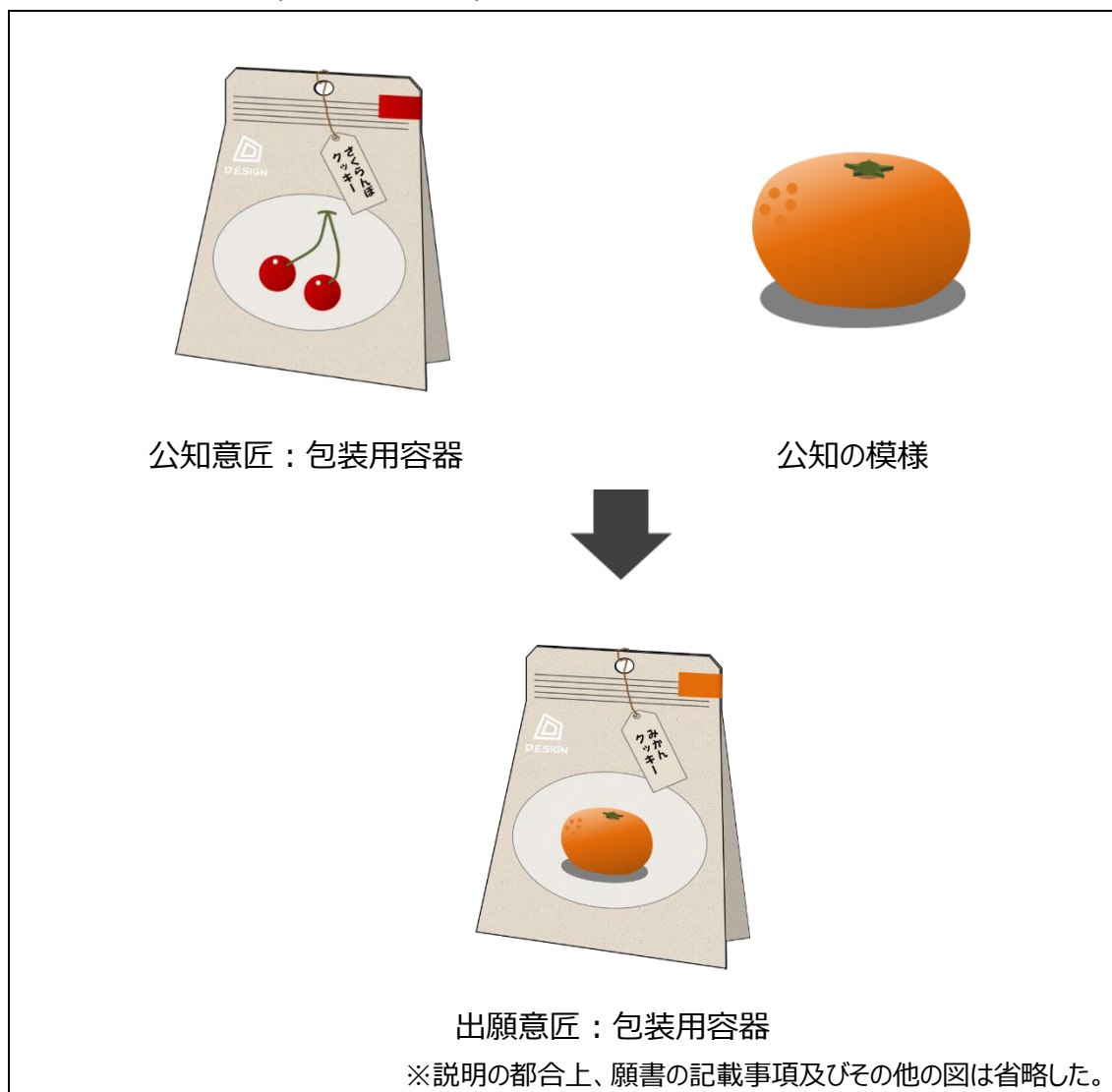
なお、上記事例について、以下の例のように、出願意匠が扉部の色彩を変更したものである場合であっても、当該色彩の変更が調理台の分野における軽微な改変と判断される場合は、審査官は、当該色彩の変更を創作非容易性の判断において評価せず、創作容易な意匠であると判断する。



(注) 上記の各事例は、いずれも調理台の分野において、シンク部を他の調理台用シンクに置き換えることが、ありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想の新しさや独創性が見受けられないと仮定した場合の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

【事例5】「包装用容器」

公知の包装用容器の模様部を、他の模様に置き換えて表したにすぎない意匠

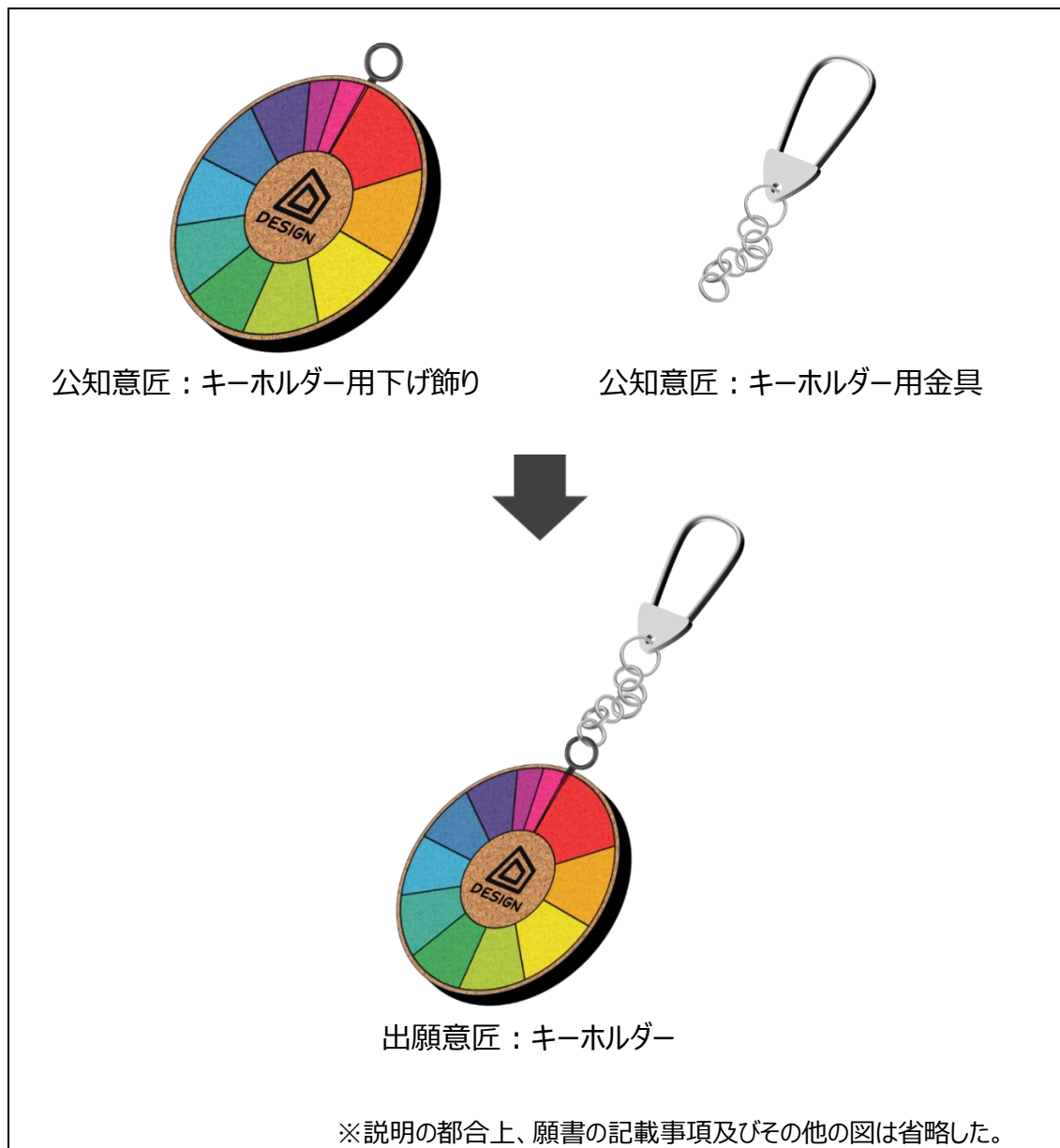


(注) 上記事例は、包装用容器の分野において、前面の模様部を他の模様に置き換えることが、ありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想の新しさや独創性が見受けられないと仮定した場合の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

6.2 寄せ集めの意匠

【事例1】「キーホルダー」

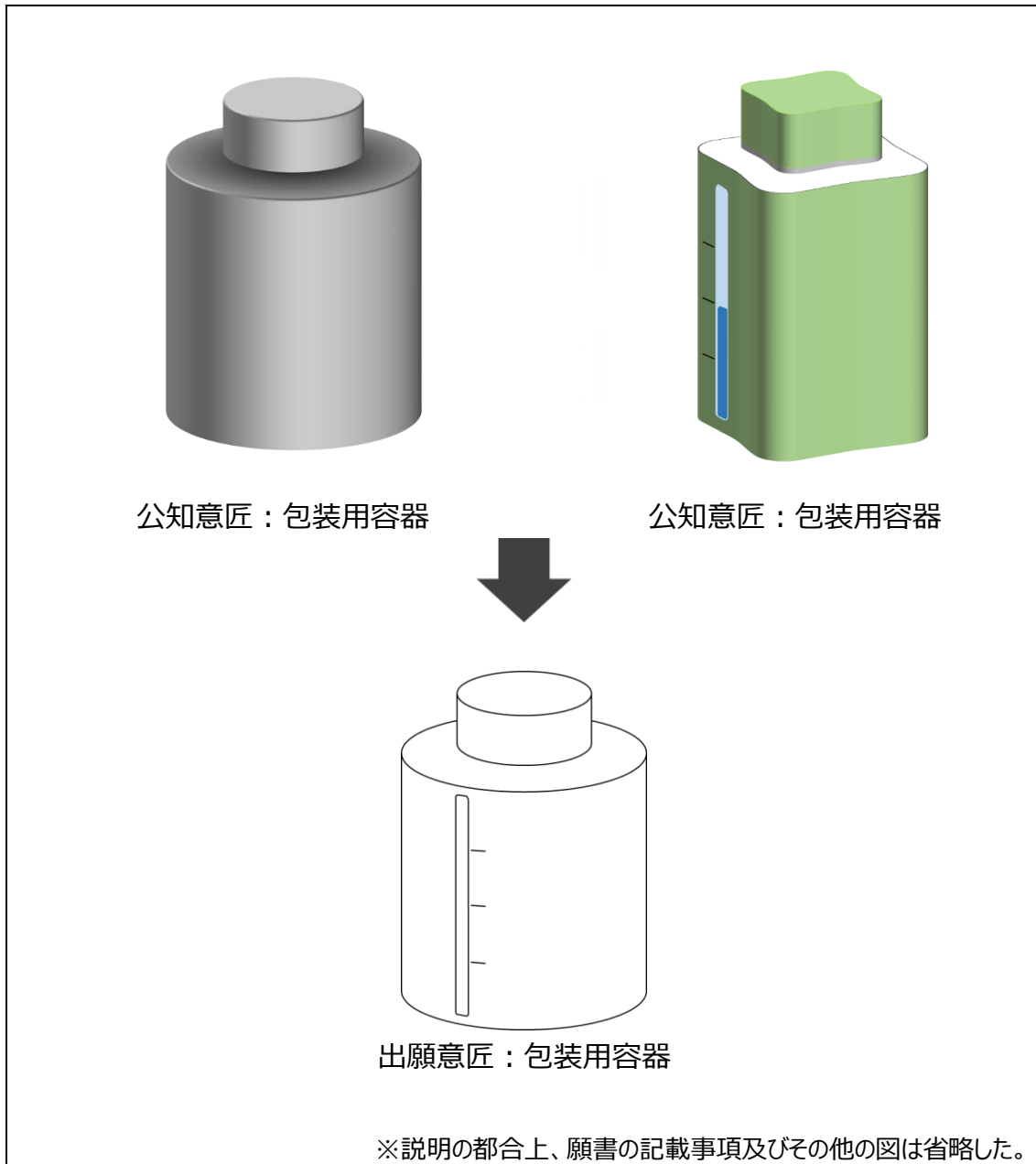
公知のキーホルダー用下げ飾りとキーホルダー用金具を寄せ集めて表したにすぎない意匠



(注) 上記事例は、キーホルダーの分野において、キーホルダー用下げ飾りと、キーホルダー用金具とを寄せ集めることが、ありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想の新しさや独創性が見受けられないと仮定した場合の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

【事例2】「包装用容器」

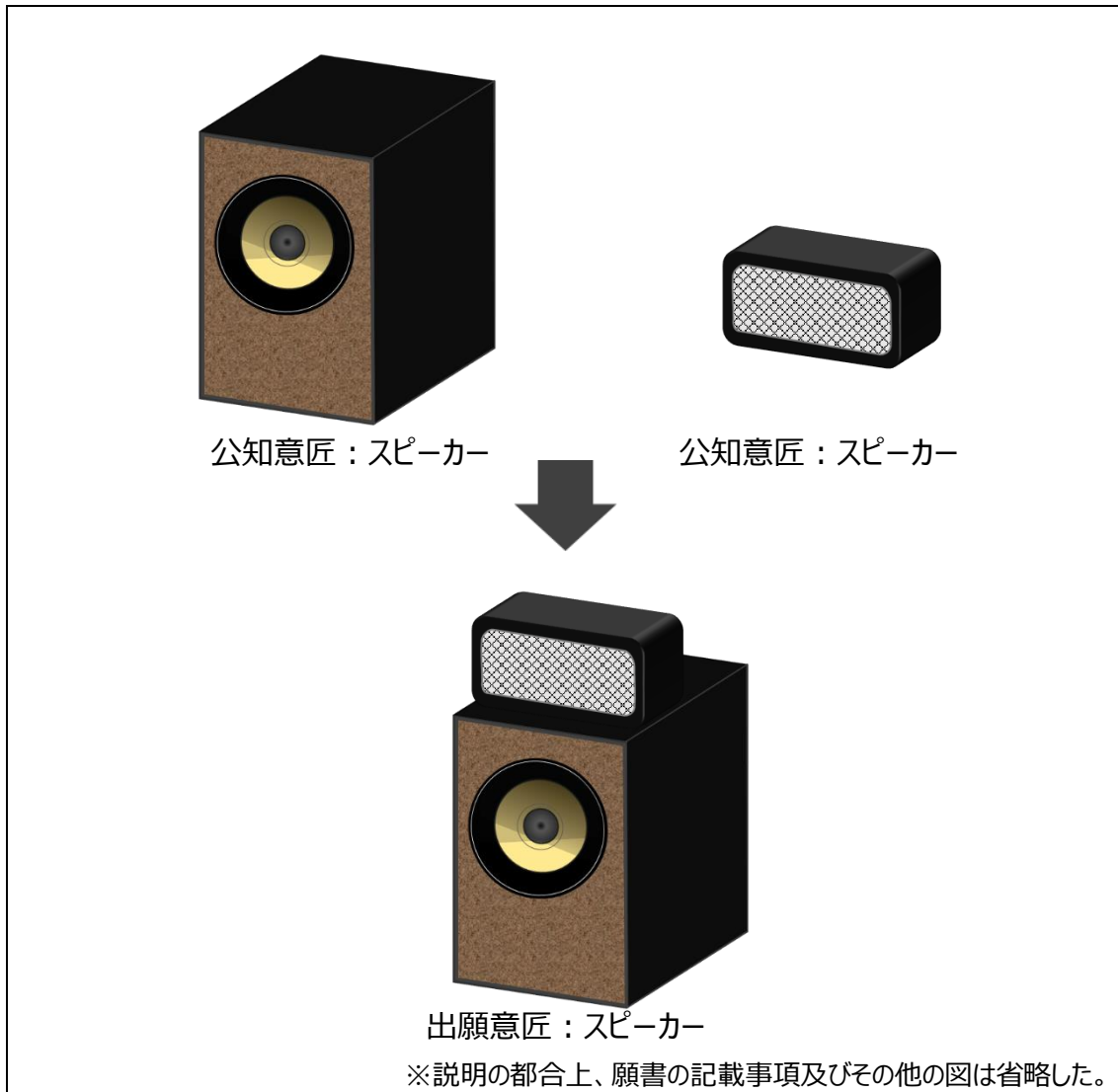
公知の包装用容器と、公知の包装用容器の窓部を寄せ集めて表したにすぎない意匠



(注) 上記事例は、包装用容器の分野において、包装用容器と包装用容器の窓部とを寄せ集めることが、ありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想の新しさや独創性が見受けられないと仮定した場合の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

【事例3】「スピーカーボックス」

公知のスピーカーを寄せ集めて表したにすぎない意匠

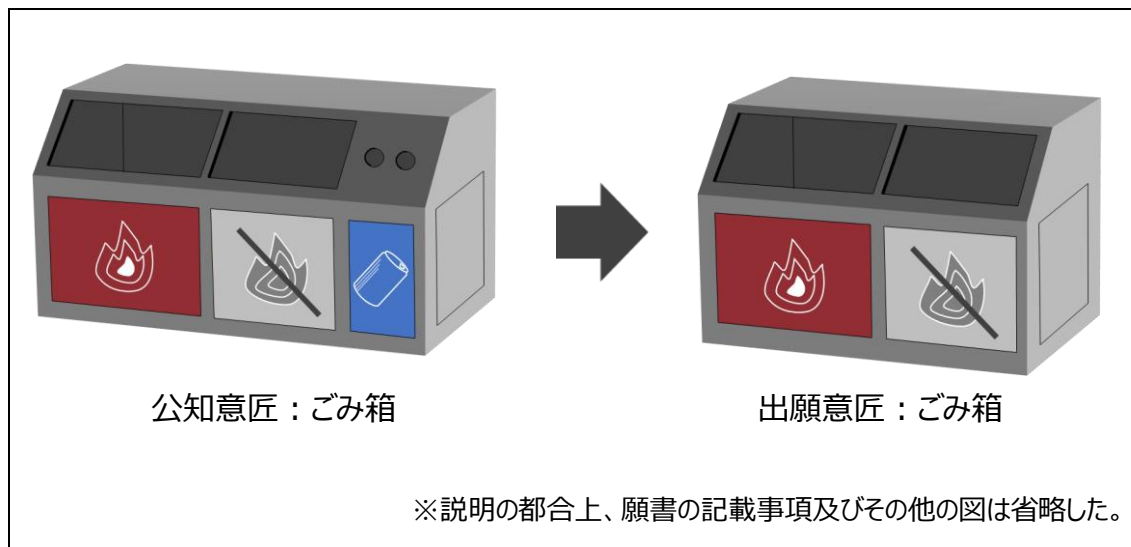


(注) 上記事例は、スピーカーの分野において、複数のスピーカーを寄せ集めて一つのスピーカーボックスとすることがありふれた手法であり、かつ、略直方体形状のスピーカーの上面前方寄りの位置に、同じ幅のスピーカーを重ねて載置する配置も一般に見受けられるものであることに加え、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想の新しさや独創性が見受けられないと仮定した場合の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

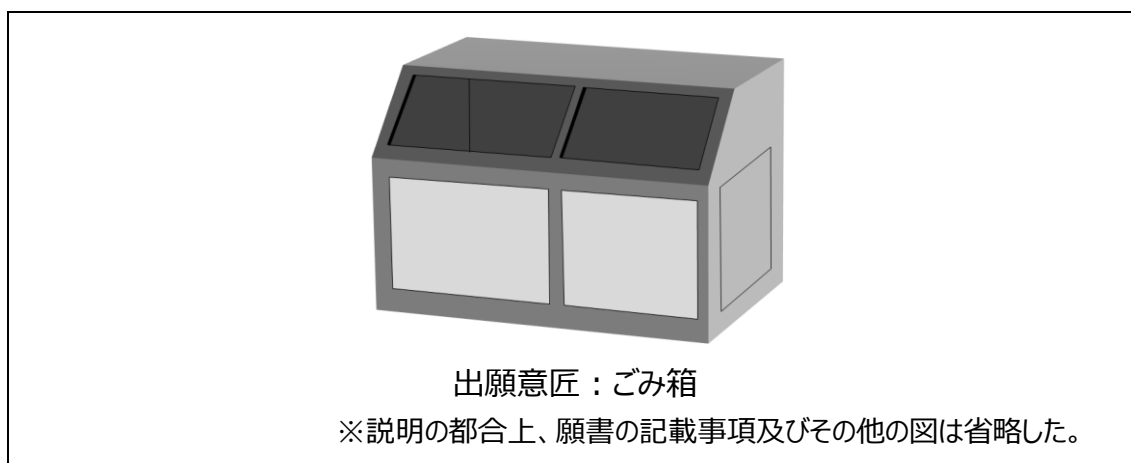
6.3 一部の構成の単なる削除による意匠

【事例】「ごみ箱」

公知のごみ箱の一部の構成を削除して表したにすぎない意匠



なお、上記事例について、以下の例のように、出願意匠が模様等を削除したものである場合であっても、当該改変がごみ箱の分野における軽微な改変と判断される場合は、審査官は、当該改変を創作非容易性の判断において評価せず、創作容易な意匠であると判断する。

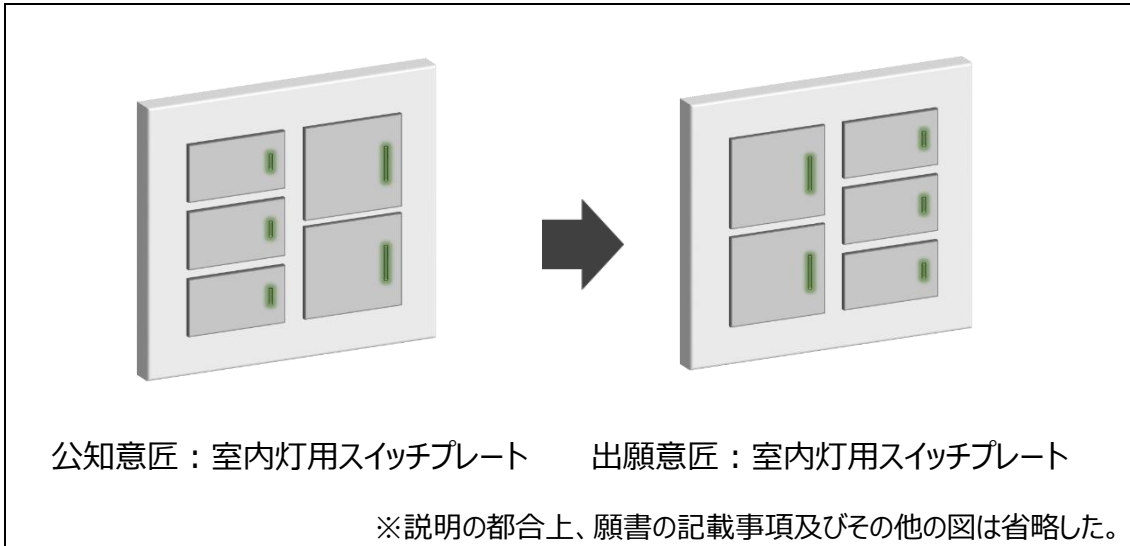


(注) 上記各事例は、いずれもごみ箱の分野において、一部の構成を削除することが、ありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想の新しさや独創性が見受けられないと仮定した場合の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

6.4 配置の変更による意匠

【事例】「室内灯用スイッチプレート」

公知の室内灯用スイッチプレートのボタンの配置を変更したにすぎない意匠



なお、上記事例について、以下の例のように、出願意匠が角部を隅丸状に改変したものであっても、当該改変が室内灯用スイッチプレートの分野における軽微な改変と判断される場合は、審査官は、当該改変を創作非容易性の判断において評価せず、創作容易な意匠であると判断する。



(注) 上記の各事例は、いずれも室内用スイッチプレートの分野において、ボタンの配置を変更することが、ありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想の新しさや独創性が見受けられないと仮定した場合の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

6.5 構成比率の変更による意匠

【事例】「包装用容器」

公知の包装用容器の構成比率を変更したにすぎない意匠



なお、上記事例について、以下の例のように、出願意匠が一部の区画の色彩を変更したものであっても、当該変更が包装用容器の分野における軽微な改変と判断される場合は、審査官は、当該改変を創作非容易性の判断において評価せず、創作容易な意匠であると判断する。

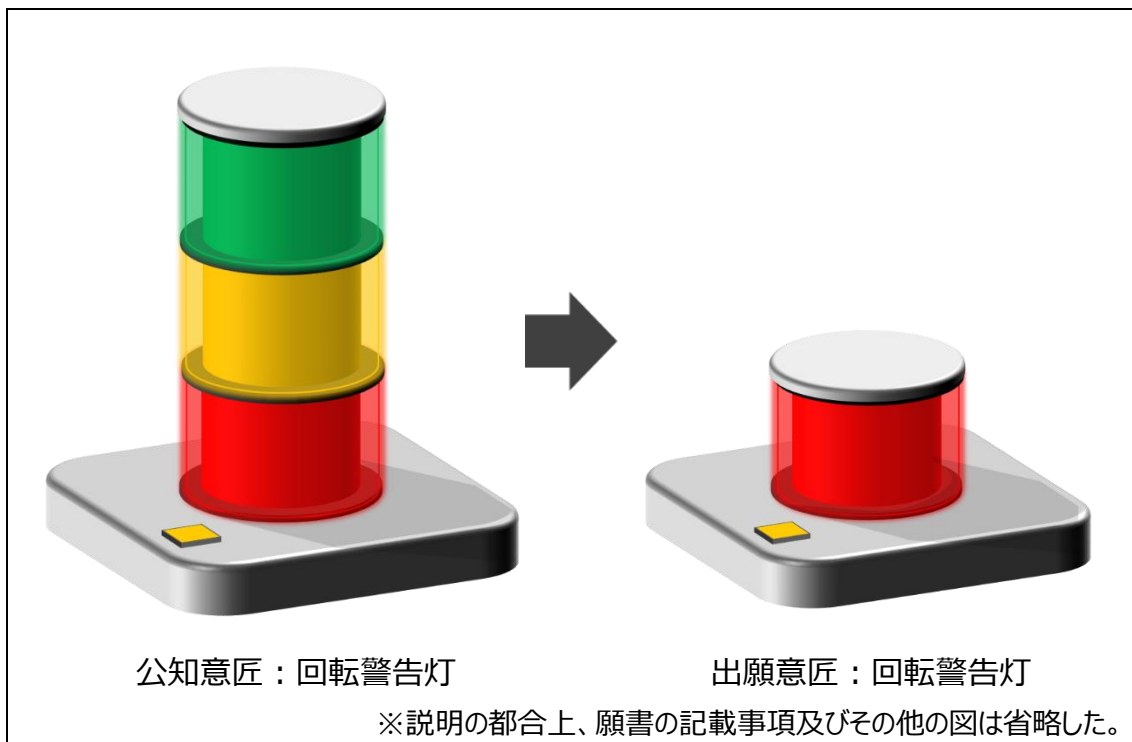


(注) 上記の各事例は、いずれも包装用容器の分野において、構成比率を変更することが、ありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想の新しさや独創性が見受けられないと仮定した場合の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

6.6 連続する単位の数の増減による意匠

【事例】「回転警告灯」

公知の回転警告灯を、ほとんどそのまま、段数を減らして表したにすぎない意匠

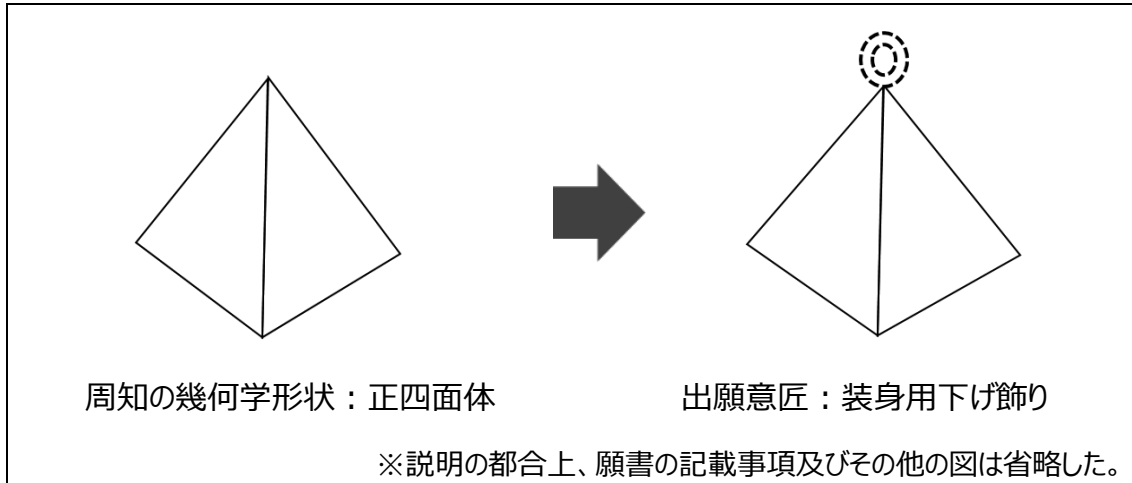


(注) 上記事例は、回転警告灯の分野において、灯部の段数を減らし1段のものとすることが、ありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想の新しさや独創性が見受けられないと仮定した場合の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

6.7 物品等の枠を超えた構成の利用・転用による意匠

【事例1】公知の形状等に基づく意匠の例「装身用下げ飾り」

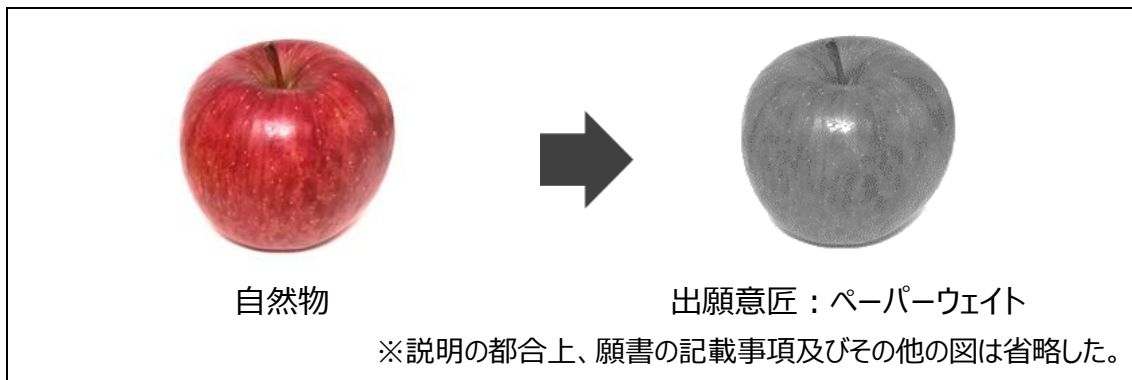
周知の幾何学形状を、装身用下げ飾りとして表したにすぎない意匠



(注) 上記事例は、装身用下げ飾りの分野において、その形状を周知の幾何学形状とすることがありふれた手法であり、かつ、金具部の配置も一般的に見受けられるものであることに加え、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想の新しさや独創性が見受けられないと仮定した場合の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

【事例2】自然物等（動物、植物又は鉱物）の例「ペーパーウェイト」

自然物等を、ほとんどそのままペーパーウェイトとして表したにすぎない意匠



(注) 上記事例は、ペーパーウェイトの分野において、その形状等を自然物等の形状等とすることがありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想の新しさや独創性が見受けられないと仮定した場合の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

【事例3】著作物の例

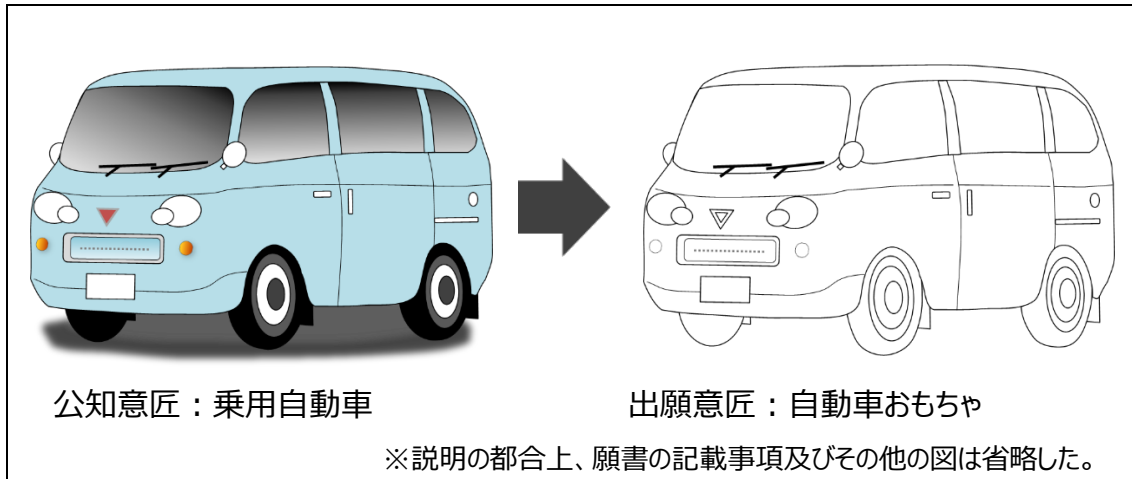
- ・ロダンの彫刻「考える人」の形状を、ほとんどそのまま置物として表したにすぎない意匠
- ・レオナルド・ダ・ビンチの絵画「モナリザ」を、ほとんどそのまま壁紙として表したにすぎない意匠

【事例4】建築物の例

- ・「エッフェル塔」の形状を、ほとんどそのまま置物として表したにすぎない意匠
- ・「平等院鳳凰堂」の形状を、ほとんどそのまま置物として表したにすぎない意匠

【事例5】「自動車おもちゃ」

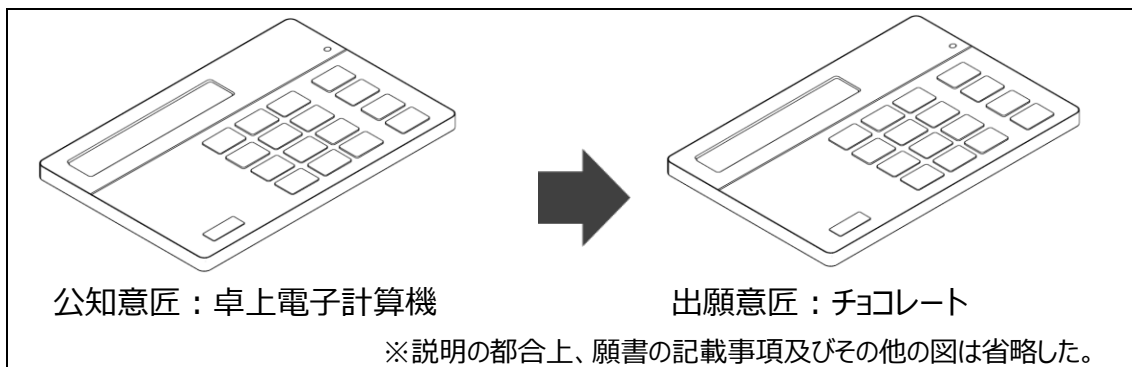
公知の乗用自動車の形状を、ほとんどそのまま自動車おもちゃとして表したにすぎない意匠



(注) 上記事例は、自動車おもちゃの分野において、その形状を公知の乗用自動車の形状とすることがありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想の新しさや独創性が見受けられないと仮定した場合の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

【事例6】「チョコレート」

公知の卓上電子計算機の形状を、ほとんどそのままチョコレートとして表したにすぎない意匠



(注) 上記事例は、チョコレートの分野において、その形状を公知の卓上電子計算機の形状とすることがありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想の新しさや独創性が見受けられないと仮定した場合の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

第3節 新規性・創作非容易性の審査の留意事項

1. 新規性及び創作非容易性の規定の適用関係

審査官は、出願された意匠の新規性及び創作非容易性についての審査を行うに当たり、まず、新規性の要件を満たしているか否かの判断を行う。新規性についての拒絶理由を発見しない場合のみ、創作非容易性の判断を行う。

意匠法第3条第2項が「前項各号に掲げるものを除く。」（注）と規定しているためである。

（注）「前項各号」（意匠法第3条第1項各号）は、新規性の要件を規定している。

2. 判断の根拠とする資料

新規性及び創作非容易性の判断の基礎とする資料は、意匠登録出願の前に、日本国内又は外国において、以下の2.1ないし2.3のいずれかに該当したものである。

意匠登録出願の前か否かの判断は、時、分、秒まで考慮して行う。外国で公知になった場合については、日本時間に換算した時刻で比較して判断を行う。（国際意匠登録出願の場合については第Ⅸ部第4章「国際意匠登録出願における意匠登録の要件」1.「新規性・創作非容易性」参照）

2.1 「頒布された刊行物に記載された」（第3条第1項第2号、第3条第2項）

「頒布された刊行物に記載された」とは、不特定の者が見得る状態に置かれた（注1）刊行物（注2）に記載されたことをいう。

（注1）現実に誰かが見たという事実を必要としない。

（注2）「刊行物」とは、公衆に対し、頒布により公開することを目的として複製された文書、図面その他これに類する情報伝達媒体をいう。

（1）刊行物に記載された意匠等

「刊行物に記載された意匠」（創作非容易性の判断の場合は「形状等又は画像」を含む。本項においては以下同じ。）とは、刊行物に記載されている事項及び刊行物に記載されているに等しい事項から把握される意匠をいう。

審査官は、これらの事項から把握される意匠を、刊行物に記載された意匠として認定する。

刊行物に記載されているに等しい事項とは、刊行物に記載されている事項から、本願の出願時のその意匠の属する分野の通常の知識に基づいて当業者が導き出せる事項をいう。

審査官は、刊行物に記載されている事項及び記載されているに等しい事項から当業者が把握することができない意匠を「引用意匠」とすることはできない。そのような意匠は、「刊行物に記載された意匠」とはいえないからである。

(2) 頒布された時期の取扱い

a 刊行物の頒布時期の推定

刊行物に発行時期が記載されているか		推定される頒布時期
記載されている(注)	発行の年のみが記載されているとき	その年の末日の終了時
	発行の年月が記載されているとき	その年月の末日の終了時
	発行の年月日まで記載されているとき	その年月日の終了時
記載されていない	外国刊行物で国内受入れの時期が判明しているとき	その受入れの時期から、発行国から国内受入れまでに要する通常の期間さかのぼった時期
	その刊行物につき、書評、抜粋、カタログ等を掲載した他の刊行物があるとき	当該他の刊行物の発行時期から推定されるその刊行物の頒布時期
	その刊行物につき、重版又は再版があり、これに初版の発行時期が記載されているとき	その記載されている初版の発行時期
	その他の適当な手掛かりがあるとき	その手掛かりから推定又は認定される頒布時期

(注) 刊行物に記載されている発行時期以外に、適当な手掛かりがある場合は、審査官は、その手掛かりから推定又は認定される頒布時期を、その刊行物の頒布時期と推定することができる。例えば、特許庁の審査資料として、当該刊行物を受け入れた日（受入印の日付）がある場合などがある。

b 意匠登録出願の日と刊行物の発行日とが同日の場合の取扱い

意匠登録出願の日と刊行物の発行日とが同日の場合は、審査官は、刊行物の発行の時が意匠登録出願の時よりも前であることが明らかな場合のほかは、頒布時期を意匠登録出願の前であると取り扱わない。

2.2 「電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった」(第3条第1項第2号、第3条第2項)

「電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった」とは、電気通信回線(注1)を通じて不特定の者が見得るような状態に置かれた(注2)ウェブページ等(注3)に掲載されたことをいう。

(注1)「回線」とは、一般に往復の通信路で構成された、双方向に通信可能な伝送路を意味する。一方向にしか情報を送信できない放送は、「回線」には含まれない。双方向からの通信を伝送するケーブルテレビ等は、「回線」に該当する。

(注2)現実に誰かがアクセスしたという事実を必要としない。具体的には、以下の(i)及び(ii)の両方を満たすような場合は、公衆に利用可能となった(不特定の者が見得る状態に置かれた)ものといえる。

(i) インターネットにおいて、公知のウェブページ等からリンクをたどることで到達でき、検索エンジンに登録され、又はアドレス(URL)が公衆への情報伝達手段(例えば、広く一般的に知られている新聞、雑誌等)に載っていること。

(ii) 公衆からのアクセス制限がなされていないこと。

(注3)「ウェブページ等」とは、インターネット等において情報を掲載するものをいう。

「インターネット等」とは、インターネット、商用データベース、メーリングリスト等の電気通信回線を通じて情報を提供するものをいう。

(1) ウェブページ等に掲載された意匠等

「ウェブページ等に掲載された意匠」(創作非容易性の判断の場合は「形状等又は画像」を含む。本項においては以下同じ。)とは、ウェブページ等に掲載されている事項及びウェブページ等に掲載されているに等しい事項から把握される意匠をいう。

審査官は、ウェブページ等に掲載された意匠を、2.1(1)に準じて認定する。ただし、その意匠を引用するためには、ウェブページ等に掲載されている事項が掲載時期にその内容のとおりそのウェブページ等に掲載されていたことが必要である。

審査官は、公衆に利用可能となった時が出願前か否かを、引用しようとするウェブページ等に表示されている掲載時期に基づいて判断する(注4)。

(注 4) 掲載時期の記載がなく、又は年若しくは月の記載のみがあり、出願時との先後が不明である場合は、審査官は、掲載された情報に関してその掲載、保全等に権限及び責任を有する者から掲載時期についての証明を得て、掲載時期が出願時よりも前であれば、その情報を引用することができる。

(2) 掲載時期や掲載内容(ウェブページ等に掲載されている事項が掲載時期にその内容のとおりそのウェブページ等に掲載されていたか否か)に関する出願人からの反論

a 出願人から、表示された掲載時期及び掲載内容について、証拠に裏付けられておらず、単にウェブページ等による開示であるから疑わしいという内容のみの反論がなされた場合
この場合は、具体的根拠が示されていないので、審査官はその反論を採用しない。

b 出願人から具体的根拠を示しつつ反論がなされ、掲載時期又は掲載内容について疑義が生じた場合

審査官は、その掲載、保全等に権限及び責任を有する者に問い合わせて掲載時期又は掲載内容についての確認を求める。その際、審査官はウェブページ等への掲載時期又は掲載内容についての証明書の発行を依頼する。

出願人からの反論等を検討した結果、その疑義があるとの心証が変わらない場合は、審査官は、そのウェブページ等に掲載された形状等を引用しない。

2.3 「公然知られた」(第3条第1項第1号、第3条第2項)

「公然知られた」とは、不特定の者に秘密でないものとしてその内容が知られたことをいう(注)。

「公然知られた」状態のうち、その名称をいえば、証拠を出すまでもなく思い浮かべることができる状態を特に、「広く知られた」という。

(注) 守秘義務を負う者から秘密でないものとして他の者に知られた場合は、「公然知られた」状態である。このことと、創作者又は出願人の秘密にする意思の有無とは関係しない。

第3章 新規性喪失の例外

1. 概要

意匠法第4条が定める新規性喪失の例外の規定は、創作された意匠が、その公開時において意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して、又は意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して、公知意匠に該当するに至った意匠（以下「公開意匠」という。）となったときは、その公開意匠が最初に公開された日から1年以内に当該公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者が意匠登録出願し、所定の要件を満たした場合、その意匠登録出願に限り、新規性（意匠法第3条第1項各号）及び創作非容易性（意匠法第3条第2項）の要件の判断において、当該公開意匠を公知意匠ではないとみなすものである。

意匠法第4条第1項及び第2項の規定においては、公開意匠と意匠登録出願の意匠との関係について何ら規定していないため、両意匠が同一、類似又は非類似であるか否か等、両意匠の関係が如何なるものにかかわらず、公開意匠及び当該意匠登録出願が所定の要件を満たせば、その公開意匠について意匠法第4条第1項又は第2項の規定を適用する。

また、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の意匠登録出願についても、意匠法第4条第1項又は第2項の規定の適用を受けることができる。

2. 第4条第2項の規定を適用するための要件

審査官は、以下の（1）から（3）の全ての要件を満たしていると判断する場合に限り、公開意匠についての意匠法第4条第2項の規定の適用を認める。

（1）意匠登録を受ける権利を有する者（意匠の創作者又はその承継人）の行為に起因して、その意匠が以下の①又は②の意匠に該当するに至ったものであること。

- ① 意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠。
- ② 意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠。

（2）上記（1）の意匠について意匠登録を受ける権利を有する者が、意匠登録出願をしていること。

- (3) 上記(1)の意匠が初めて公開された日から1年以内に意匠登録出願されていること。

審査官は、意匠法第4条第2項の規定の適用の判断に当たっては、意匠法第4条第3項又は第4項の規定により提出された「証明する書面」(以下、単に「証明する書面」という。)によって、上記の要件を満たすことの証明がなされたか否かを判断する。

2.1 意匠登録を受ける権利を有する者

意匠法第4条第2項に規定する「意匠登録を受ける権利を有する者」とは、公開意匠についての公開時における意匠登録を受ける権利を有する者をいう。

一般に、公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者は公開意匠の創作者であるが、公開前に、当該意匠登録を受ける権利が創作者から第三者へ承継された場合は、承継により当該権利を公開時において有していた者である。公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者が創作者と相違する場合には、承継の事実が明示されとともに証明される必要がある。

2.2 公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して、当該公開意匠が公開された事実

証明書においては、公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して、当該公開意匠が公知意匠に該当するに至った事実が明示されとともに証明される必要がある。

3. 意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるための具体的な手続

(1) 意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出しなければならない(意匠法第4条第3項)。ただし、当該書面の提出に代えて、当該意匠登録出願の願書にその旨を記載して書面の提出を省略することができる(意匠法施行規則第19条第3項で準用する特許法施行規則第27条の4)。

なお、電子情報処理組織を使用して手続を行う場合には、当該書面の提出に代えて、当該意匠登録出願の願書にその旨を記録しなければならない(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第12条)。

(2) 公開意匠が意匠法第4条第2項の規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面を意匠登録出願の日から30日以内に特許庁長官に提出しなければならない(意匠法第4条第3項)。

なお、証明する書面の提出については、意匠法施行規則第1条の規定及び同規則様式第1により、新規性の喪失の例外証明書提出書とともに物件提出しなければならない。

4. 「証明する書面」に基づく意匠法第4条第2項の規定の適用についての判断手順

4.1 以下に示す書式に従って作成された「証明する書面」が提出されている場合

審査官は、原則として、公開意匠が、本章2.「第4条第2項の規定を適用するための要件」に記載の要件を満たすことについて証明されたものと判断し、意匠法第4条第2項の規定の適用を認める。

ただし、「公開意匠」が意匠法第4条第2項の規定の適用を受けることができる意匠であることに疑義を抱かせる証拠を発見した場合には、審査官は、同条同項の規定の適用を認めない。

「証明する書面」の書式

意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書	
1. 公開の事実 ① 公開日 ② 公開場所 ③ 公開者 ④ 公開意匠の内容(意匠の写真等を添付する) 2. 意匠登録を受ける権利の承継等の事実 ① 公開意匠の創作者 ② 意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者(行為時の権利者) ③ 意匠登録出願人(願書に記載された者) ④ 公開者 ⑤ 意匠登録を受ける権利の承継について(①の者から②の者を経て③の者に権利が譲渡されたこと) ⑥ 行為時の権利者と公開者との関係等について (②の者の行為に起因して、④の者が公開をしたこと等を記載)	上記記載事項が事実と相違ないことを証明します。 令和〇年〇月〇日 出願人〇〇〇

以下本章において、上記「1. 公開の事実」及び「2. 意匠登録を受ける権利の承継等の事実」の欄の内容と同程度の事実を、それぞれ「公開の事実」及び「意匠登録を受ける権利の承継等の事実」という。

4.2 上記 4.1 に示す書式と異なる書式による「証明する書面」が提出されている場合

提出された「証明する書面」に、上記 4.1 に示す書式と同程度の内容が記載されていれば、審査官は、原則として、公開意匠が 2. に記載の要件を満たすことについて証明されたと判断し、意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を認める。

ただし、4.1 に示す書式と同程度の内容が記載された「証明する書面」が提出されていても、「公開意匠」が意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を受けることができる意匠であることに疑義を抱かせる証拠を発見した場合には、審査官は、同条同項の規定の適用を認めない。

4.3 意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を認めずに拒絶理由を通知した後の判断手順

「証明する書面」において「公開の事実」が明示的に記載された「公開意匠」について、審査官が、意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を認めずに拒絶理由を通知した後、出願人から意見書、上申書等により、同項の規定の適用は認められるべきであるとの主張がなされる場合がある。この場合には、審査官は、「証明する書面」に記載された事項と併せて出願人の主張も考慮し、2. に記載の要件を満たすことについて証明されたか否かを再び判断する。

5. 意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用についての判断に係る留意事項

5.1 同一の意匠が複数回公開された場合における先の意匠法第 4 条第 2 項の「該当するに至った日」と意匠登録出願の間になされた公開行為についての取扱い

(1) 意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して同一の意匠が複数回公開された場合において、意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を受けるためには、原則として、それぞれの「公開の事実」が「証明する書面」に記載されていなければならない。

ただし、意匠登録を受ける権利を有する者が、意匠登録出願前に公知意匠に該当するに至った意匠を、先の公開に基づいて複数回に亘って事後公開した場合には、その先に公開された意匠について意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を受けるものであれば、その先の公開に基づく第 2 回以降の公開によっても、その意匠は公知意匠に該当するに至らなかったものとする。

例えば、次のような例において、先の公開について意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を受けるものであれば、その先の公開に基づく第 2 回以降の公開によっても、その意匠は公知意匠に該当するに至らなかったものとする。

例 1：意匠登録を受ける権利を有する者が同一の取引先へ同一の商品を複数回納品した場合における、初回の納品によって公開された意匠と、2回目以降の納品によって公開された意匠

例 2：意匠登録を受ける権利を有する者が、意匠を掲載した製品カタログを取引先に配布することによって意匠を公開した後、取引先の注文に応じて製品を納品することによって2回目以降の公開がなされた意匠

(2) 意匠法第4条第2項の「該当するに至った日」と意匠登録出願の間に第三者が「該当するに至った意匠」と同一の意匠を公開した場合には、原則として、その意匠は第三者の公開によって公知意匠に該当したものとする。

ただし、第三者の公開が「該当するに至った意匠」の公開に基づくことが明らかとなるとき（注）は、その公開によっても、その意匠は公知意匠に該当するに至らなかったものとする。

（注）「第三者の公開が『該当するに至った意匠』の公開に基づくことが明らかとなるとき」とは、例えば次のようなものをいう。

例 1：意匠登録を受ける権利を有する者が商品を販売したことによって公開された意匠と、その商品を購入した第三者がウェブサイトにもその商品を掲載したことによって公開された意匠

例 2：意匠登録を受ける権利を有する者が見本市に出品したことによって公開された意匠と、その出品情報が新聞に掲載されたことによって公開された意匠

5.2 出願された意匠と異なる意匠が公開された場合等における意匠法第4条第2項の規定の適用についての取扱い

意匠法第4条第2項は、意匠登録出願前の公開意匠と当該意匠登録出願の意匠とが同一、類似又は非類似であるか否かを問わず、「証明する書面」に記載された公開意匠が所定の要件を満たしたときに、当該公開意匠に限って、新規性（意匠法第3条第1項各号）及び創作非容易性（意匠法第3条第2項）の登録要件の判断において、公知意匠に該当するに至らなかったものとみなす規定である。他方、「証明する書面」に記載されない公開意匠については、意匠法第4条第2項の規定の適用を認めず、公知意匠と取り扱う。

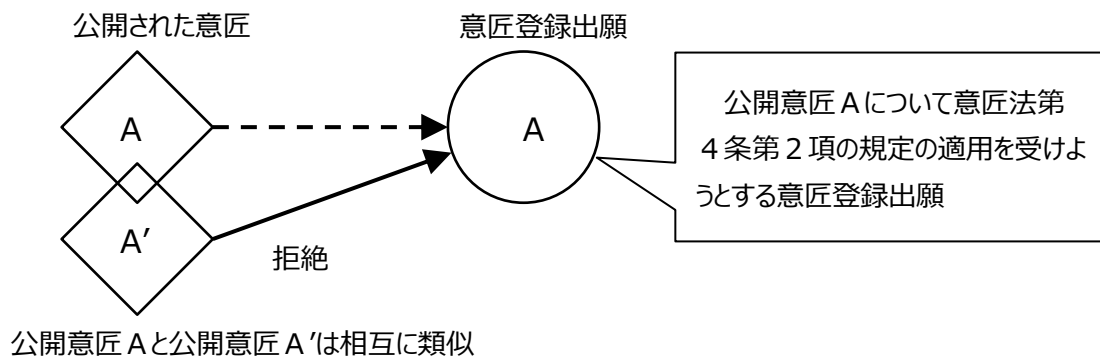
意匠登録出願前に相互に類似する複数の意匠が公開された場合等については以下のとおり取り扱う。

5.2.1 相互に類似する意匠 A 及び意匠 A' が意匠登録出願前に公開され、意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願 A の「証明する書面」には公開意匠 A のみが記載された場合の取扱い

この場合、当該意匠登録出願 A において、意匠法第 4 条第 2 項の規定を適用し、公知意匠に該当するに至らなかったものとみなすことができるのは、公開意匠 A のみである。

したがって、その出願前に公知意匠に該当するに至った公開意匠 A' に類似する意匠登録出願 A の意匠は、意匠法第 3 条第 1 項第 3 号に該当し意匠登録を受けることができない。

なお、意匠登録出願 A において、公開意匠 A 及び A' を「証明する書面」に記載し、所定の要件を満たした場合は、公開意匠 A 及び A' について、意匠法第 4 条第 2 項の規定を適用し、公知意匠に該当するに至らなかったものとみなす。



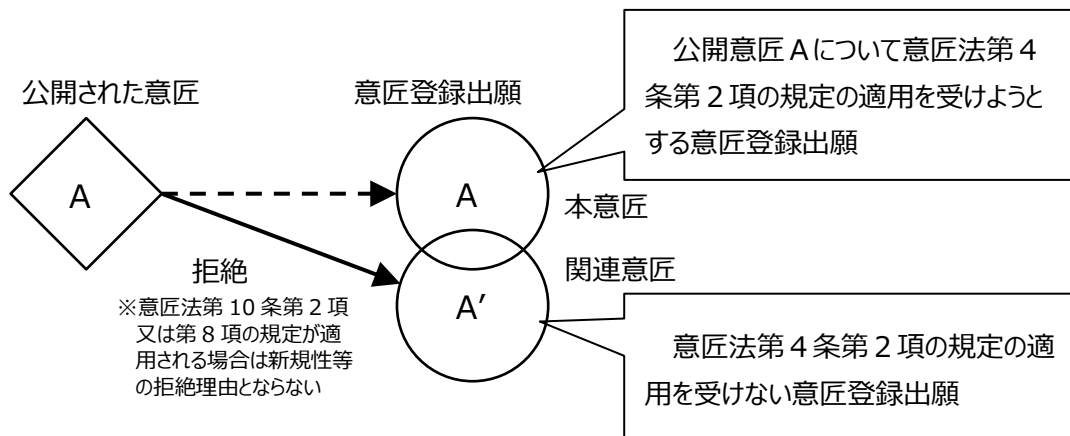
5.2.2 本意匠である意匠登録出願Aについては、意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとして「証明する書面」にその意匠登録出願前に公開された公開意匠Aを記載したが、その後関連意匠として出願した意匠登録出願A'については、意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるための所要の手続をしなかった場合における、意匠登録出願A'についての公開意匠Aの取扱い

関連意匠の意匠登録出願A'については、意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるための所要の手続がなされていないのであるから、公開意匠Aを公知意匠に該当するに至らなかったものとみなすことはできない。

したがって、その出願前に公知意匠に該当するに至った公開意匠Aに類似する意匠登録出願A'の意匠は、意匠法第3条第1項第3号に該当し意匠登録を受けることができない。

他方、関連意匠の意匠登録出願A'において、意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるための手続をし、公開意匠Aを「証明する書面」に記載して所定の要件を満たした場合は、意匠法第4条第2項の規定を適用し、公開意匠Aについて公知意匠に該当するに至らなかったものとみなす。

なお、公開意匠Aが意匠法第10条第2項又は同第8項の規定の適用がなされるものである場合は、意匠登録出願A'の新規性及び創作非容易性の判断の基礎となる資料から除外する（第Ⅴ部「関連意匠」3.7「新規性及び創作非容易性の規定の適用について」参照）。



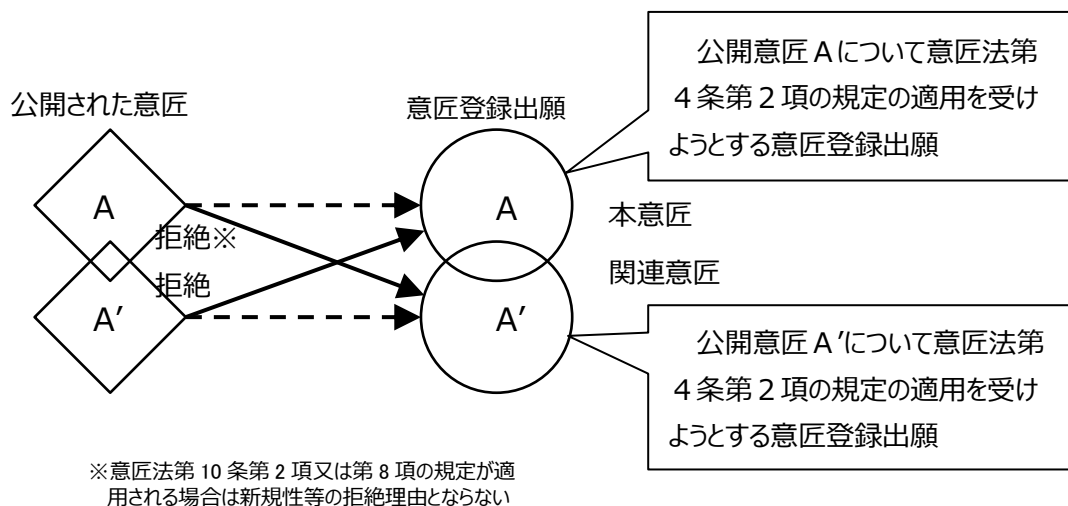
5.2.3 相互に類似する意匠 A 及び意匠 A' が意匠登録出願前に公開され、意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願 A 及び意匠登録出願 A' がなされたが、それぞれの「証明する書面」には出願の意匠と同一の公開意匠しか記載されていない場合の取扱い

両出願の意匠が本意匠と関連意匠の関係にあるか否かにかかわらず、意匠登録出願 A について、意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用により公知意匠に該当するに至らなかったものとみなすことができる意匠は、「証明する書面」に記載された公開意匠 A のみであり、同様に、意匠登録出願 A' について、意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用により公知意匠に該当するに至らなかったものとみなすことができる意匠は、「証明する書面」に記載された公開意匠 A' のみである。

したがって、その出願前に公知意匠に該当するに至った公開意匠 A' に類似する意匠登録出願 A の意匠、及び、その出願前に公知意匠に該当するに至った公開意匠 A に類似する意匠登録出願 A' の意匠は、いずれも意匠法第 3 条第 1 項第 3 号の意匠に該当し、意匠登録を受けることができない。

他方、意匠登録出願 A 及び意匠登録出願 A' において、それぞれ公開意匠 A 及び公開意匠 A' を「証明する書面」に記載し、所定の要件を満たした場合は、いずれも公開意匠 A 及び公開意匠 A' について、意匠法第 4 条第 2 項の規定を適用し、公知意匠に該当するに至らなかったものとみなす。

なお、公開意匠 A が意匠法第 10 条第 2 項又は同第 8 項の規定の適用がなされるものである場合は、意匠登録出願 A' の新規性及び創作非容易性の判断の基礎となる資料から除外する（第Ⅴ部「関連意匠」3.7「新規性及び創作非容易性の規定の適用について」参照）。



6. 意匠法第4条第1項の規定を適用するための要件

審査官は、以下の（１）から（３）の全ての要件を満たしていると判断する場合に限り、公開意匠についての意匠法第4条第1項の規定の適用を認める。

（１）意匠登録を受ける権利を有する者（意匠の創作者又はその承継人）の意に反して、その意匠が以下の①又は②の意匠に該当するに至ったものであること。

①意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠。

②意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠。

（２）上記（１）の意匠について意匠登録を受ける権利を有する者が、意匠登録出願をしていること。

（３）上記（１）の意匠が初めて公開された日から１年以内に意匠登録出願されていること。

6.1 公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者

意匠法第4条第1項に規定する「意匠登録を受ける権利を有する者」とは、公開意匠についての公開時における意匠登録を受ける権利を有する者をいう。

一般に、公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者は公開意匠の創作者であるが、公開前に、当該意匠登録を受ける権利が創作者から第三者へ承継された場合は、承継により当該権利を公開時において有していた者である。公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者が創作者と相違する場合には、承継の事実が明示されとともに証明される必要がある。

6.2 意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して公開された事実

意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して公開された場合とは、例えば、創作者の創作した意匠が窃取盗用によって第三者に公開されたような場合が該当する。

どのような経過を経て、公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して公開されたかという事実が明示されとともに証明される必要がある。

6.3 意匠法第4条第1項の規定の適用を受けるための手続

意匠法第4条第1項の規定の適用を受けるための手続（意匠法第4条第1項の規定の適用を受けたい旨を記載した書面の提出、あるいは、願書面への適用を受けたい旨の記載、意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して公開された事実を証明する書面の提出に関する時期的制限等）は、意匠法第4条第3項に規定していない。

したがって、意匠登録出願人は、公開意匠が意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して公開された事実が判明した時、例えば、当該意匠登録出願について意匠法第3条第1項各号又は第2項の規定により拒絶理由が通知された際に、意見書又は上申書等により上記6.の要件を満たす事実を明示するとともに証明すればよい。

なお、意匠登録出願前に上記6.の要件を満たす公開意匠の存在が判明している場合には、意匠登録出願人は、意匠登録出願の際にその事実を証明する書面を提出してもよい。

6.4 意匠法第4条第1項の規定の適用についての判断

審査官は、意匠法第4条第1項の規定の適用を受けることができる公開意匠であるとして出願人から提出された意見書、上申書等によって、当該公開意匠が上記6.の要件を満たすことが合理的に釈明されているか否かを判断する。

第4章 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外

1. 概要

意匠法第3条の2の規定は、先願の意匠の一部がほとんどそのまま後願の意匠として意匠登録出願されたときのように、後願の意匠に何ら新しい意匠の創作が見受けられない場合は、意匠登録を受けることができない旨を規定したものである。

ただし、先願の出願人と同一の出願人による意匠登録出願が、先願の意匠登録に係る意匠公報（秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であって、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。）の発行の日前までに提出された場合は、この規定による拒絶理由にはあたらない（意匠法第3条の2ただし書）。また、当該同一人による意匠登録出願が関連意匠の意匠登録出願である場合も、この規定の適用の対象外となる（意匠法第10条第3項）（第Ⅴ部「関連意匠」3.6「先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外の規定の適用について」参照）。

この章では、審査の対象となっている意匠登録出願（以下、本章において「本願」という。）に係る先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外について取り扱う。

2. 意匠法第3条の2本文の規定の適用の基礎となる意匠公報

意匠法第3条の2本文の規定の適用の基礎となる意匠公報は、意匠法第3条の2の規定の適用の対象となる意匠登録出願の出願日前に意匠登録出願された意匠について、その対象となる意匠登録出願の出願後に発行された以下のいずれかの意匠公報である。

- （1）意匠法第20条第3項の規定に基づく意匠公報
（登録意匠公報）
- （2）意匠法第66条第3項の規定に基づく意匠公報
（同日競願に係る協議不成立又は不能の場合の拒絶確定出願を公示する公報）

3. 願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に現された意匠

意匠法第3条の2に規定する「意匠公報に掲載されたものの願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に現された意匠」とは、具体的に、意匠公報に掲載されたもののうち、先願の意匠登録出願人が創作した意匠、すなわち、先願の意匠登録出願人によって、願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分に属する物品等の形状等として開示された意匠（以下「先願に係る意匠として開示された意匠」という。）である。

よって、意匠の理解を助けるために必要があるときに加える使用状態を示した図又はその他の参考図の中に記載されている先願に係る意匠として開示された意匠以外のものは、意匠法第3条の2の規定の適用の基礎となる資料とはしない。

これは、意匠の理解を助けるために必要があるときに加える使用状態を示した図又はその他の参考図において、先願に係る意匠として開示された意匠以外の意匠について、要旨の変更とならない範囲において補正がなされた場合、先願に係る意匠として開示された意匠以外のものの記載の内容は、審査、審判又は再審に係属している間に変動する可能性があり、このような不安定なものに基づいて後願を排除することは後願の意匠登録出願人に不利益となること、又は先願に係る意匠として開示された意匠の理解を助けるためだけに説明的に加えられたものに創作の価値を認めて後願を排除することは意匠法第3条の2の規定の趣旨に反するためである。

4. 先願に係る意匠として開示された意匠を特定するための図

4.1 全体意匠の意匠登録出願の場合

立体的なものの場合は、意匠登録を受けようとする意匠を表す正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図及び底面図、又はそれらと置き換え可能な図（以下「一組の図面」という。）が、先願に係る意匠として開示された意匠を特定するための図となる。

平面的なものの場合は、表面図及び裏面図（以下立体的な意匠の場合と同様に「一組の図面」という。）が、先願に係る意匠として開示された意匠を特定するための図となる。

また、一組の図面だけでは意匠登録出願に係る意匠を十分表現できないときに加える、展開図、断面図、切断部端面図、拡大図、斜視図、画像図その他必要な図であって参考図ではないもの（以下「その他必要な図」という。）も、先願に係る意匠として開示された意匠を特定するための図となる。

4.2 物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の意匠登録出願の場合

物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の意匠登録出願の場合は、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の意匠に係る物品等の全体の形状等を表している一組の図面と、その他必要な図が、先願に係る意匠として開示された意匠を特定するための図となる。

4.3 組物の意匠又は内装の意匠の意匠登録出願の場合

組物の意匠又は内装の意匠の意匠登録出願の場合は、組物の意匠又は内装の意匠を構成する物品等（以下「構成物品等」という。）に係る意匠についてのそれぞれの一組の図面、又は構成物品等を組み合わせた状態の一組の図面と、その他必要な図が、先願に係る意匠として開示された意匠を特定するための図となる。

5. 意匠の一部について

意匠の一部とは、先願に係る意匠として開示された意匠の外観の中に含まれた一つの閉じられた領域をいう。したがって、審査官は意匠の構成要素である形状、模様、色彩の一を觀念的に分離したものについては、意匠の一部に該当するものとは取り扱わない。例えば、先願に係る意匠として開示された意匠が、物品等の形状と模様の結合からなる意匠である場合には、その結合した状態の意匠全体における一部を指し、模様を除いた形状のみは意匠の一部に該当するものとは取り扱わない。

また、後願の意匠登録を受けようとする意匠が、先願の物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の意匠に係る物品等の全体の形状等を表したものである場合は、後願の意匠は、先願の意匠の一部に該当するものとは取り扱わない。

6. 先願に係る意匠として開示された意匠の一部と後願の全体意匠との類否判断

意匠法第3条の2の規定の適用にあたっては、先願に係る意匠として開示された意匠の中に、原則的に、意匠法第3条の2の規定の対象となる後願の全体意匠の全体の形状等が開示されていること（先願に係る意匠として開示された意匠の中に、意匠法第3条の2の規定の対象となる後願の全体意匠の全体の形状等が開示されていない場合であっても、対比可能な程度に十分に表されている場合を含む。）が必要である。

先願に係る意匠として開示された意匠と後願の全体意匠とが、①先願に係る意匠として開示された意匠が全体意匠であるか物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠であるか、②先願に係る意匠として開示された意匠の意匠に係る物品等と後願の全体意匠の意匠に係る物品等が同一、類似又は非類似のいずれであるかを問わず、先願に係る意匠として開示された意匠の中の後願の全体意匠に相当する一部と、後願の全体意匠の意匠に係る物品等との用途及び機能が同一又は類似であって、それぞれの形状等が同一又は類似である場合、審査官は後願の全体意匠と先願に係る意匠として開示された意匠の中の後願の全体意匠に相当する一部とは類似するものと判断する。

7. 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠

意匠法第3条の2の規定は、先願の意匠の一部とほとんどそのままのものが後願の物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の「意匠登録を受けようとする部分」として意匠登録出願されたときのように、後願の物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠が何ら新しい意匠の創作とは認められない場合にも適用される。

7.1 先願に係る意匠として開示された意匠の一部と後願の物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠との類否判断

意匠法第3条の2の規定の適用にあたっては、先願に係る意匠として開示された意匠の中に、原則的に、意匠法第3条の2の規定の対象となる後願の物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形状等が開示されていることが必要である。ただし、先願に係る意匠として開示された意匠の中に、意匠法第3条の2の規定の対象となる後願の物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形状等が開示されていない場合であっても、対比可能な程度に十分表されている場合には、審査官は当該規定を適用することができる。

先願に係る意匠として開示された意匠と、後願の物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠との類否判断において、①先願に係る意匠として開示された意匠が全体意匠であるか物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠であるか、②先願に係る意匠として開示された意匠の意匠に係る物品等と後願の物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の意匠に係る物品等が同一、類似又は非類似のいずれであるかは問わない。そして、先願に係る意匠として開示された意匠の中の、後願の物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する部分と、後願の物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の「意匠登録を受けようとする部分」との用途及び機能が同一又

は類似であって、それぞれの形状等が同一又は類似である場合、審査官は先願に係る意匠として開示された意匠の一部と後願の物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠とは類似するものと判断する。

7.2 意匠法第3条の2の規定に該当する物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の意匠登録出願の例

意匠法第3条の2の規定に該当する物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の意匠登録出願の事例については、第Ⅲ部第2章第1節「新規性」2.2「類否判断」2.2.2.8「公知意匠に類似する物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の例」における事例1から事例6において、公知意匠を先願に係る意匠として開示された意匠に読み替えて参照されたい。

8. 意匠法第3条の2ただし書の規定の適用の判断

意匠法第3条の2本文の規定により意匠登録を受けることができない出願であっても、以下の要件をいずれも満たす場合は、同条ただし書の規定により、拒絶理由に該当しない。

8.1 意匠登録出願の出願人と先の意匠登録出願の出願人とが同一の者であること

意匠登録出願の出願人と先の意匠登録出願の出願人とが同一の者であるか否かの判断は、当該適用の判断時、すなわち、査定の際又は拒絶理由通知書の送達時における、それぞれの願書の意匠登録出願人の記載に基づいて行う。したがって、当該適用の判断時以外の時における出願人の異同及び意匠登録出願の出願人と先の意匠登録出願に係る意匠権者との異同については、当該適用の判断において考慮しない。

なお、共同出願に係る場合における「同一の者」は、全ての出願人が一致することをいう。

8.2 第20条第3項の規定により先の意匠登録出願が掲載された意匠公報（同条第4項の規定により同条第3項第4号に掲げる事項が掲載されたものを除く。）の発行の日前に当該意匠登録出願があったこと

先の意匠登録出願の意匠登録に係る意匠公報（秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であって、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。）の発行の日前に当該意匠登録出願がなされていることを要する。

なお、先願の意匠登録出願の出願人と関連意匠の意匠登録出願人が同一の者である場合は、本条の規定の適用の対象外となる（意匠法第10条第3項）（第Ⅴ部「関連意匠」

3.6「先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外の規定の適用について」参照）。

※この意匠公報には、国際意匠登録出願（注）の場合における国際公表（注）の国際意匠公報は含まれないが、当該国際公表された国際意匠公報に掲載された意匠は、意匠法第3条第1項第2号に規定する意匠（日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた意匠）に該当することに注意を要する。

（注）「国際意匠登録出願」及び「国際公表」については、第11部「国際意匠登録出願」を参照されたい。以下同じ。

9. 意匠法第3条の2の規定の適用に関する時期的要件

意匠法第3条の2の規定は、先願の意匠登録出願の出願日後から、その意匠登録出願に係る意匠公報（登録意匠公報、同日競願に係る協議不成立又は不能の場合の拒絶確定出願を公示する公報）の発行日（同日を含む。）までに出願された意匠登録出願（ただし書の規定を適用するものを除く。）に適用する。

なお、先願の意匠登録出願に係る意匠公報発行の時以降に意匠登録出願されたことが明らかな意匠登録出願に対しては、意匠法第3条第1項第2号又は第3号の規定を適用する。

9.1 意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の意匠についての新出願に対する意匠法第3条の2の規定に関する判断の基準日

意匠法第10条の2第1項の規定による意匠登録出願の分割、意匠法第13条第1項又は第2項の規定による特許出願又は実用新案登録出願から意匠登録出願への変更あるいは意匠法第17条の3の規定による補正の却下の決定があった補正後の意匠についての新たな意匠登録出願において、手続が適法に行われた場合、これらの意匠登録出願はもとの出願の時あるいは手続補正書を提出した時にしたものとみなされる。

ただし、意匠法第3条の2の規定は、意匠登録出願の日単位で判断することから、分割による新たな意匠登録出願、変更による新たな意匠登録出願及び補正の却下の決定があった補正後の意匠についての新たな意匠登録出願については、遡及が認められたもとの出願の出願日あるいは手続補正書の提出日を判断の基準日とする。

9.2 パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願の意匠法第3条の2の規定の判断の基準日

意匠法第3条の2の規定の適用にあたっては、その主張が適正であるとき、第一国の出願日を判断の基準日とする。

9.3 意匠法第3条の2の規定により拒絶理由を通知する時期

意匠法第3条の2の規定による拒絶理由は、先願の意匠に係る意匠公報（登録意匠公報、同日競願に係る協議不成立又は不能の場合の拒絶確定出願を公示する公報）の発行日後に通知する。

なお、秘密にすることを請求した当該意匠に係る意匠公報の場合は、指定された秘密請求期間の経過後であり、さらに、意匠登録出願について掲載すべき事項のすべてが掲載された意匠公報の発行日後に拒絶理由を通知することとする。それまでの期間に関し、審査官は待ち通知を発する。

9.4 国際意匠登録出願の意匠法第3条の2の規定の判断の基準日

国際意匠登録出願についての意匠法第3条の2の規定の適用にあたっては、意匠法第60条の6第1項の規定により意匠登録出願がされたとみなされる国際登録の日（注）を判断の基準日とする（ただし、パリ条約による優先権等の主張が適正になされている場合を除く。）。

（注）「国際登録」及び「国際登録の日」については、第IX部「国際意匠登録出願」を参照されたい。以下同じ。

10. 意匠法第3条の2の規定に該当する全体意匠の意匠登録出願の例

- (1) 先願が全体意匠の意匠登録出願のとき、当該先願に係る意匠として開示された意匠の一部と後願の全体意匠とが同一又は類似である場合

【適用できる事例1】

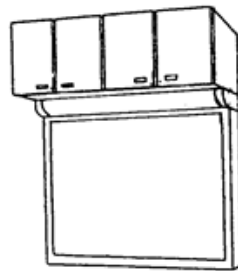
先願に係る意匠として開示された意匠

「洗面化粧台」



全体意匠の意匠登録出願

「洗面化粧棚」



【適用できる事例2】

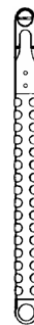
先願に係る意匠として開示された意匠

「のこぎり」



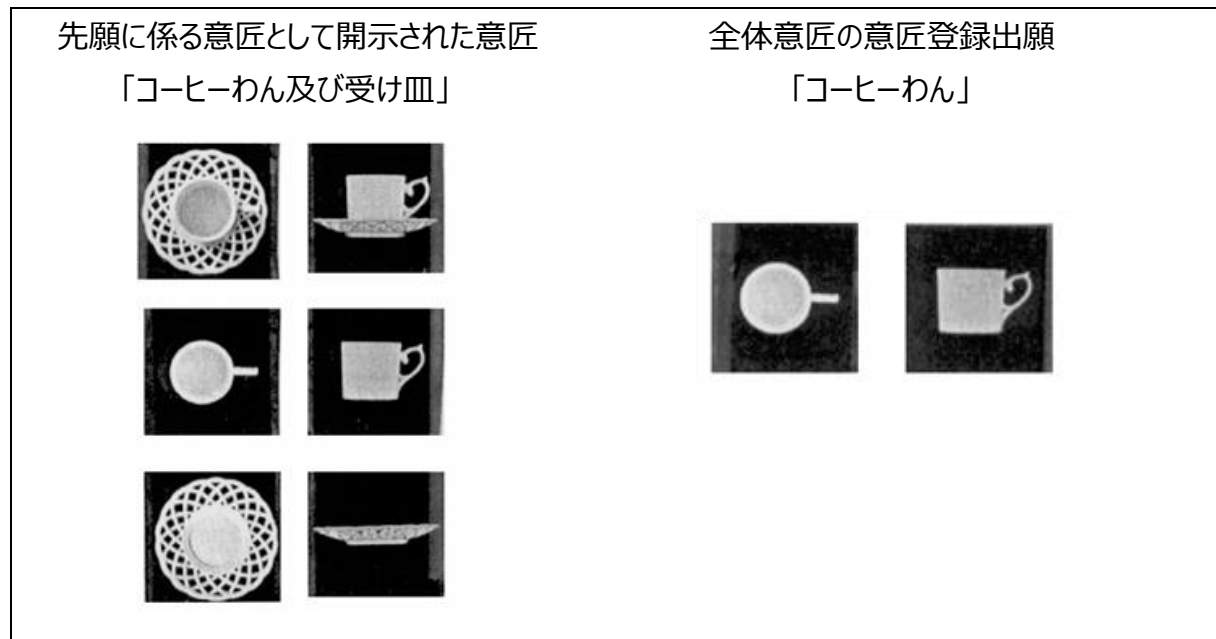
全体意匠の意匠登録出願

「のこぎり用柄」

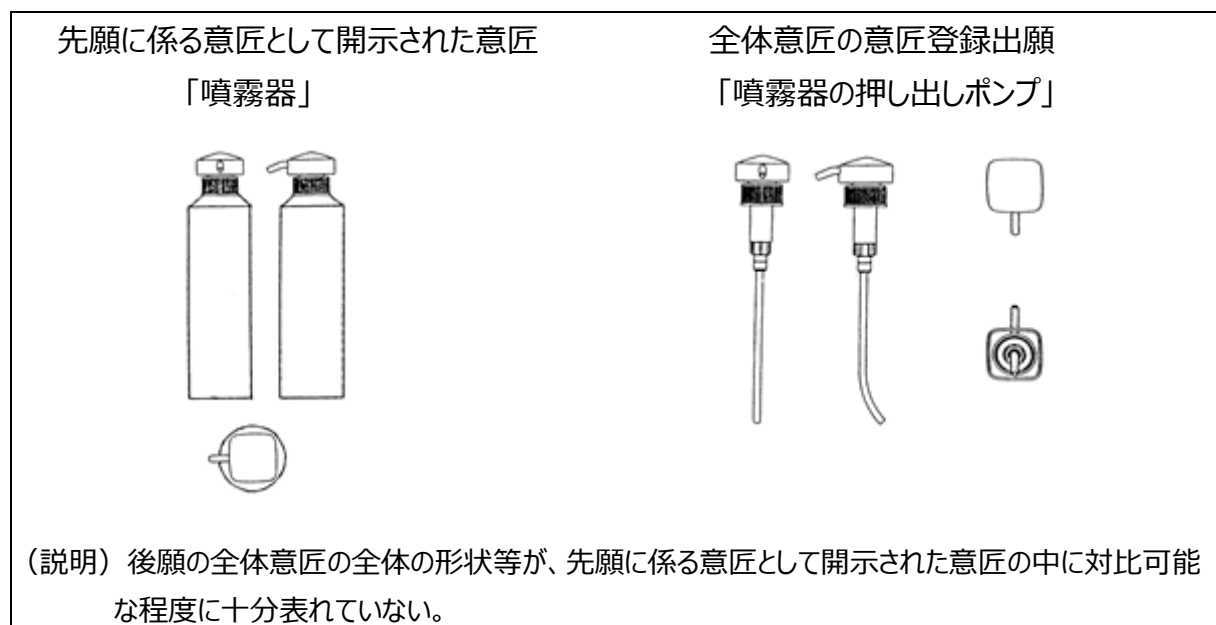


- (2) 先願が分離できる物品等に係る意匠登録出願のとき、当該先願に係る意匠として開示された意匠の一部である分離した一の意匠と後願の全体意匠とが同一又は類似である場合

【適用できる事例】

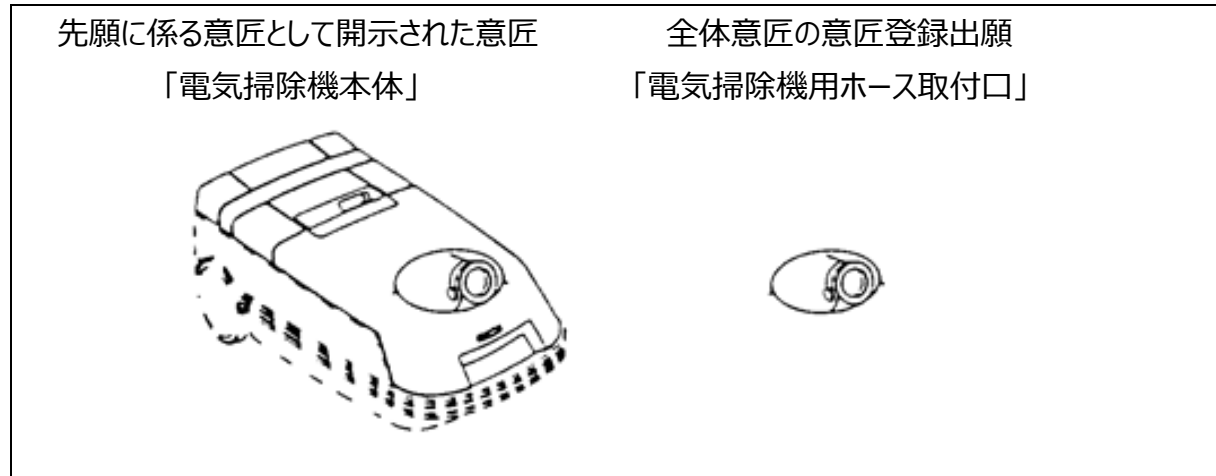


【適用できない事例】

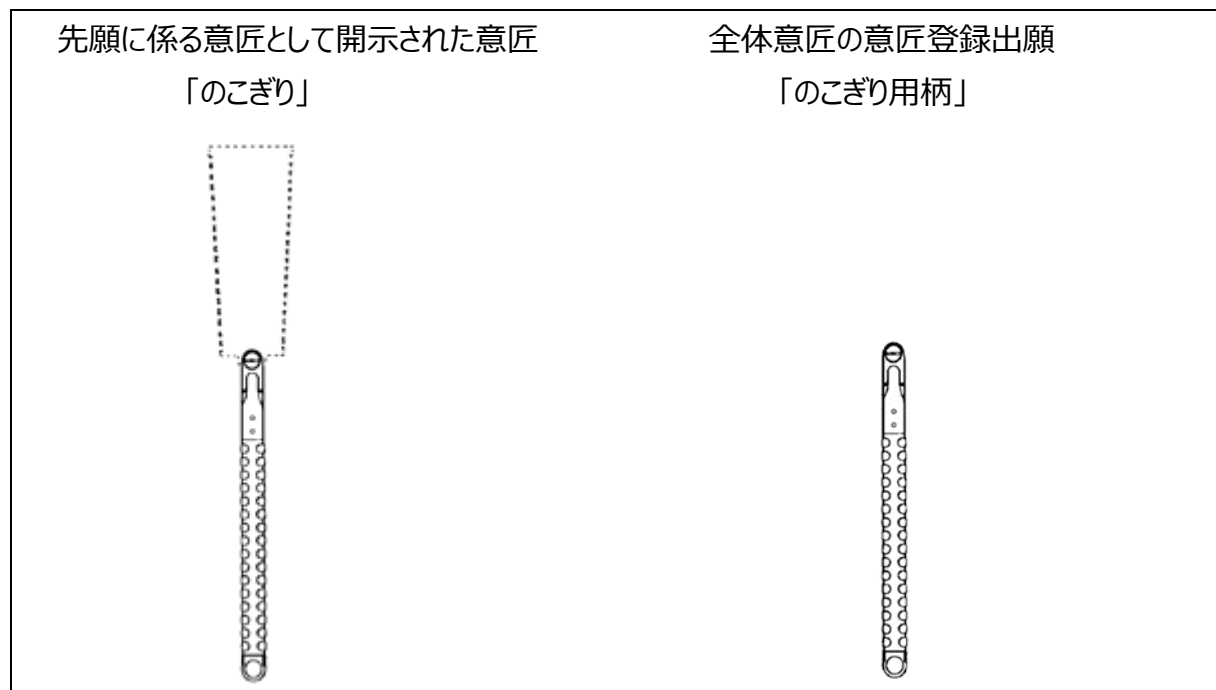


- (3) 先願が物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の意匠登録出願のとき、当該先願に係る意匠として開示された意匠の一部と後願の全体意匠とが同一又は類似である場合

【適用できる事例1】

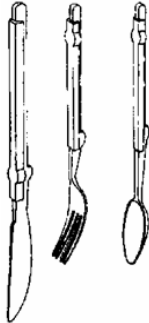


【適用できる事例2】



- (4) 先願が組物の意匠の意匠登録出願のとき、当該先願に係る意匠として開示された意匠の中の一の構成物品等に係る意匠と後願の全体意匠とが同一又は類似である場合

【適用できる事例】

先願に係る意匠として開示された意匠	全体意匠の意匠登録出願
「一組の飲食用ナイフ、フォーク 及びスプーンセット」	「飲食用スプーン」
	

第5章 先願

1. 概要

意匠制度は、新たな意匠の創作に対し一定期間独占権を付与するものである。したがって、一の創作について二以上の権利の発生を認めるべきではない。

意匠法第9条は、そのような重複した権利を排除する趣旨から、同一又は類似の意匠について二以上の意匠登録出願があったときには、最先の一の意匠登録出願人のみが意匠登録を受けることができる旨を規定したものである。

本条により、同一又は類似の意匠について異なった日に二以上の意匠登録出願があったときは、最先の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる(同条第1項)。

同一又は類似の意匠について同日に二以上の意匠登録出願があったときは、出願人の協議によって定めた一の出願人のみが意匠登録を受けることができる(同条第2項前段)。

協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれの出願人も、その意匠について意匠登録を受けることができない(同条第2項後段)。

特許庁長官は、同一又は類似の意匠について同日に二以上の意匠登録出願があったとき、出願人に対し、指定した期間内に協議をしてその結果を届け出るよう命じる(同条第4項)。

特許庁長官は、協議の結果の届出がないときは、協議が成立しなかったものとみなすことができる(同条第5項)。

この章では、先願の要件に関する判断について取り扱う。

2. 先願の要件についての判断

2.1 先願の要件についての判断に係る基本的な考え方

審査官は、審査の対象となる意匠登録出願（以下、本章において「本願」という。）と、他の出願が、以下の全てに該当する場合、意匠法第9条が定める先願の規定の適用を行う。

(1) 他の出願が以下の(i)及び(ii)のいずれにも該当するものであること

(i) 他の出願が本願に対して先願又は同日の出願であること（→5.から7.参照）

- (ii) 他の出願が先願として取り扱われる意匠登録出願であること
(→2.3 及び 2.4 参照)

- (2) 本願に係る意匠と他に出願に係る意匠とが同一又は類似するものであること
(→3.参照)

2.2 先願として取り扱われる意匠登録出願の類型

以下のいずれかに該当する意匠登録出願は、意匠法第9条第1項の規定の適用について先願の意匠登録出願と取り扱う。

- (1) 設定の登録がなされた意匠登録出願
- (2) 同日に出願された同一又は類似する意匠について、意匠法第9条第2項の規定に基づく協議が成立せず、又は協議をすることができずに、拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した意匠登録出願

2.3 先願又は同日の出願として取り扱われない意匠登録出願の類型

以下の(1)から(4)のいずれかに該当する意匠登録出願は、意匠法第9条第1項及び第2項の規定の適用について初めからなかったものとみなす。

- (1) 放棄された意匠登録出願
- (2) 取り下げられた意匠登録出願 (注)
- (3) 却下された意匠登録出願
- (4) 拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した意匠登録出願
ただし、2.2(2)の意匠登録出願を除く。

(注) 意匠法第60条の14第1項の規定により取り下げられたとみなされた意匠登録出願、すなわち、国際意匠登録出願であって、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定第16条(1)(iv)の規定による国際登録に関する放棄若しくは同条(1)(v)の規定による限定がされたこと又は同協定第17条(2)の規定による国際登録の更新がされなかったこと(当該国際意匠登録出願について設定の登録がされていない場合に限る。)により、その基礎とした国際登録が消滅したものを含む。

2.4 意匠法第9条第1項又は第2項の規定の適用の対象となる意匠登録出願

意匠法第9条第1項又は第2項の規定は、全体意匠の意匠登録出願同士又は「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」の意匠登録出願同士に加え、全体意匠と「物

品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」との間においても、その適用について判断する。

3. 類否判断

3.1 全体意匠同士の類否判断

意匠法第9条第1項又は第2項の規定における全体意匠同士の類否判断は、公知意匠と全体意匠との類否判断と同様に行うため、第Ⅲ部第2章第1節「新規性」2.2「類否判断」を参照されたい。

なお、全体意匠の意匠登録出願において意匠法第9条第1項又は第2項の規定を適用する際には、それぞれの願書の記載及び願書に添付した図面等に、意匠登録を受けようとする意匠として表された意匠（注）について同一又は類似であるかを判断する。

（注）新規性の要件の判断においては、刊行物に記載されるなどして公知となった物品等に係る意匠に加えて、その物品等の中に含まれる、その物品等とは非類似の物品等に係る意匠（例えば部品に係る意匠）であっても、当該意匠自体の具体的な形状等を認識できるものについては、あわせて公知となったと考えられることから新規性の判断の基礎とする資料として取り扱うが、先願の要件の判断においては、このような他の意匠の中に含まれる意匠との間では、先願の規定の適用を行わないことから、判断の基礎とする資料として取り扱わない。

また、新規性の要件の判断においては、意匠公報に掲載された「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」の「意匠登録を受けようとする部分」以外の「その他の部分」において、意匠に係る物品等の具体的な形状等を識別できるものについても、同様に新規性等の判断の基礎とする資料として取り扱うが、先願の要件の判断においては、このような「その他の部分」との間では、先願の規定の適用を行わないことから、判断の基礎とする資料として取り扱わない。（第Ⅲ部第2章第1節「新規性」2.1「新規性の判断の基礎となる考え方」の（注）参照）

3.2 「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」同士の類否判断

意匠法第9条第1項又は第2項の規定における「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」同士の類否判断において、審査官は、「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」同士が以下の全てに該当する場合、両意匠は類似すると判断する。

- ① 本願の意匠と他の出願の意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能が、同一又は類似であること

- ② 本願の意匠と他の出願の意匠の「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能が、同一又は類似であること
- ③ 本願の意匠と他の出願の意匠の「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品等の全体の形状等の中での位置、大きさ、範囲が、同一又は当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであること
- ④ 本願の意匠と他の出願の意匠の「意匠登録を受けようとする部分」の形状等が、同一又は類似であること

(注)「その他の部分」の形状等のみについては対比の対象とはしない。

なお、上記①から④が全て同一の場合、両意匠は同一と判断する。

3.2.1 「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」同士の類否判断の観点

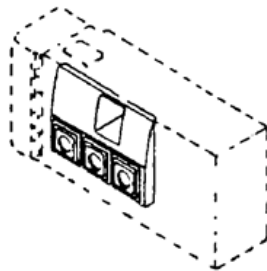
審査官は、次の（ア）から（キ）の観点により、類否判断を行う。なお、以下に記載した事項以外の点については、第Ⅲ部第2章第1節「新規性」2.2.2「類否判断の手法」に準じて判断を行う。

- （ア）対比する両意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能の認定及び類否判断
- （イ）「意匠登録を受けようとする部分」における用途及び機能の共通点及び差異点の認定
- （ウ）「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲の共通点及び差異点の認定
- （エ）「意匠登録を受けようとする部分」の形状等の認定
- （オ）「意匠登録を受けようとする部分」の形状等の共通点及び差異点の認定
- （カ）「意匠登録を受けようとする部分」の形状等の共通点及び差異点の個別評価
- （キ）「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」の総合的な類否判断

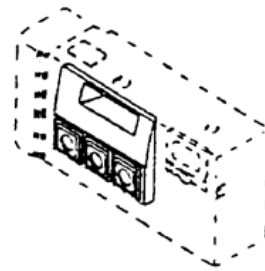
3.2.2 意匠法第9条第1項において類似するものと認められる「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」の意匠登録出願の例

【事例1】

先願の意匠
「カメラ」

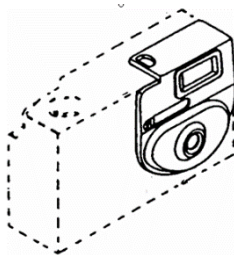


出願された意匠
「カメラ」

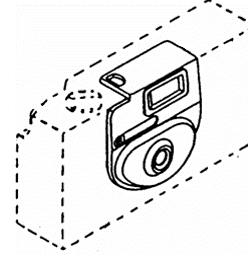


【事例2】

先願の意匠
「デジタルカメラ」



出願された意匠
「デジタルカメラ」



なお、上記事例の右側の部分意匠の意匠登録出願が、左側の先願に係る部分意匠の意匠登録出願の出願日後から、その意匠登録出願に係る意匠公報（登録意匠公報、同日競願に係る協議不成立又は不能の場合の拒絶確定出願を公示する公報）の発行日（同日を含む。）までに出願されたものである場合には、意匠法第3条の2の規定にも該当することから、審査実務上は、意匠法第3条の2の規定を適用する。

3.3 全体意匠と「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」との類否判断

意匠法第9条第1項又は第2項の規定における全体意匠と「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」との間の類否判断において、審査官は以下の全てに該当する場合、両意匠は類似すると判断する。

- ① 両意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能が、同一又は類似であること
 - ② 全体意匠の用途及び機能と「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」の「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能が、同一又は類似であること
 - ③ 全体意匠の物品等の全体に対し、「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」の「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品等の全体の形状等の中での位置、大きさ、範囲が当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであること
 - ④ 全体意匠の形状等と「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」の「意匠登録を受けようとする部分」の形状等が、同一又は類似であること
- (注)「その他の部分」の形状等のみについては対比の対象とはしない。

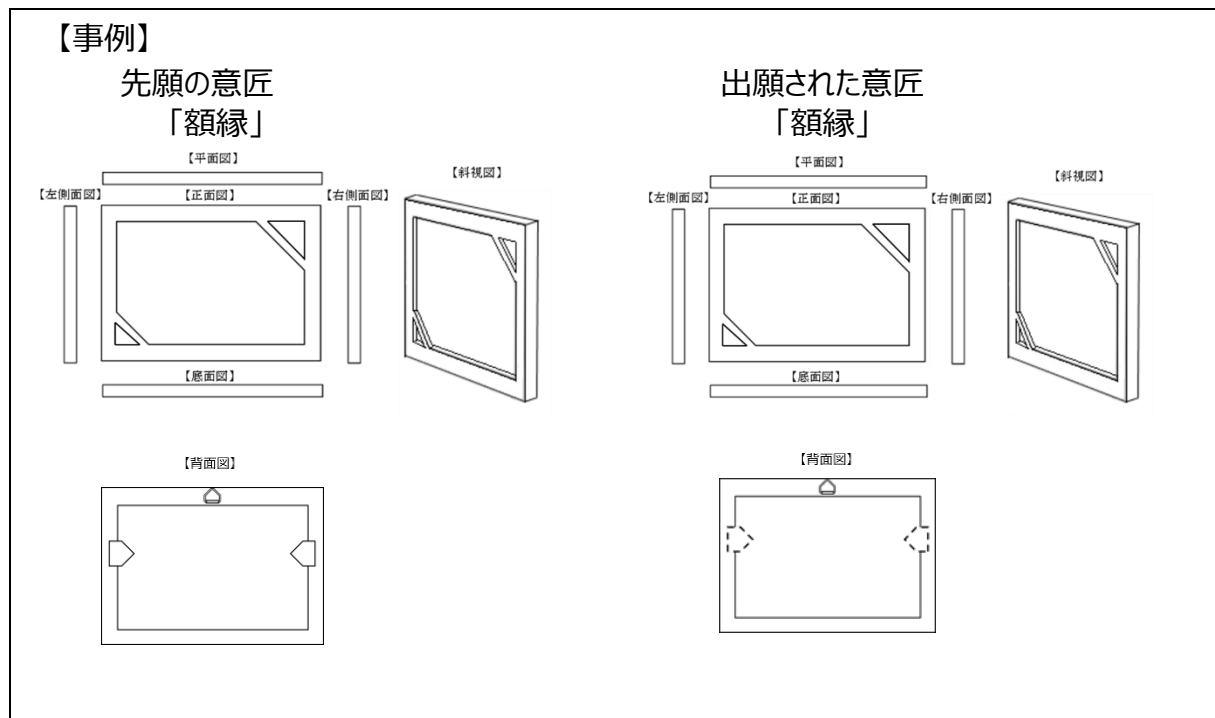
なお、上記①から④が全て同一の場合、両意匠は実質的に同一であると判断する。

3.3.1 全体意匠と「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」の類否判断の観点

審査官は、次の（ア）から（キ）の観点により、類否判断を行う。なお、以下に記載した事項以外の点については、第Ⅲ部第2章第1節「新規性」2.2.2「類否判断の手法」に準じて判断を行う。

- （ア）対比する両意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能の認定及び類否判断
- （イ）全体意匠の用途及び機能と「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」の「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能の共通点及び差異点の認定
- （ウ）全体意匠と「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」の「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品等の全体の形状等の中での位置、大きさ、範囲の共通点及び差異点の認定
- （エ）全体意匠と「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」の「意匠登録を受けようとする部分」の形状等の認定
- （オ）全体意匠と「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」の「意匠登録を受けようとする部分」の形状等の共通点及び差異点の認定
- （カ）全体意匠と「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」の「意匠登録を受けようとする部分」の形状等の共通点及び差異点の個別評価
- （キ）全体意匠と「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」の総合的な類否判断

3.3.2 意匠法第9条第1項において類似するものと認められる全体意匠と「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」の意匠登録出願の例



なお、上記事例の右側の部分意匠の意匠登録出願が、左側の先願に係る全体意匠の意匠登録出願の出願日後から、その意匠登録出願に係る意匠公報（登録意匠公報、同日競願に係る協議不成立又は不能の場合の拒絶確定出願を公示する公報）の発行日（同日を含む。）までに出願されたものである場合には、意匠法第3条の2の規定にも該当することから、審査実務上は、意匠法第3条の2の規定を適用する。

4. 出願人及び出願日に関する取扱い

4.1 同一の意匠について異なった日にされた意匠登録出願

同一の意匠について異なった日に二以上の意匠登録出願があった場合は、当該二以上の意匠登録出願は、意匠法第9条第1項の規定により、同一人による意匠登録出願であるか他人による意匠登録出願であるかにかかわらず、いずれの場合においても、最先の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。

4.2 類似の意匠について異なった日にされた意匠登録出願

(1) 他人による意匠登録出願である場合

類似の意匠について異なった日に他人による二以上の意匠登録出願があった場合は、意匠法第9条第1項の規定により、最先の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。

審査官は、類似の意匠について異なった日に他人による二以上の意匠登録出願があった場合は、拒絶理由のない最先の意匠登録出願に係る意匠を登録し、その後の意匠登録出願に係る意匠はこれを理由として意匠法第9条第1項の規定により拒絶する。また、先の意匠登録出願が、意匠法第9条第2項の規定に基づく協議が成立せず、又は協議をすることができずに、拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した意匠登録出願である場合には、その後の意匠登録出願に係る意匠はこれを理由として意匠法第9条第1項の規定により拒絶する。

(2) 同一人による意匠登録出願である場合

類似の意匠について異なった日に同一人による二以上の意匠登録出願があった場合は、当該意匠登録出願が他の拒絶理由に該当しておらず、かつ、意匠法第10条が規定する関連意匠として意匠登録を受けるための要件を満たしている場合は、関連意匠として意匠登録を受けることができる（第Ⅴ部「関連意匠」参照）。

審査官は、類似の意匠について異なった日に同一人による二以上の意匠登録出願があった場合は、拒絶理由のない最先の意匠登録出願に係る意匠を登録する。後の意匠登録出願に係る意匠については、当該意匠登録出願が関連意匠の意匠登録出願であって、他の拒絶理由に該当しておらず、かつ、意匠法第10条が規定する関連意匠として意匠登録を受けるための要件を満たしている場合は、関連意匠として登録する（第Ⅴ部「関連意匠」参照）。

審査官は、先の意匠登録出願が、意匠法第9条第2項の規定に基づく協議が成立せず、又は協議をすることができずに、拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した意匠登録出願である場合には、その後の意匠登録出願に係る意匠について、これを理由として意匠法第9条第1項の規定により拒絶する。

4.3 同一の意匠について同日にされた意匠登録出願

同一の意匠について同日に二以上の意匠登録出願があった場合、同一人による意匠登録出願であるか他人による意匠登録出願であるかにかかわらず、当該二以上の意匠登録出願は、意匠法第9条第2項前段の規定に該当し、意匠法第9条第4項の規定による協議指令の対象となる。その結果、協議により定めた一の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。

4.4 類似の意匠について同日にされた意匠登録出願

(1) 他人による意匠登録出願である場合

類似の意匠について、同日に他人による二以上の意匠登録出願があった場合、当該二以上の意匠登録出願は、意匠法第9条第2項前段の規定に該当し、意匠法第9条第4項の規定により協議指令の対象となる。その結果、協議により定めた一の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。

(2) 同一人による意匠登録出願である場合

類似の意匠について同日に同一人による二以上の意匠登録出願があった場合、当該二以上の意匠登録出願は、意匠法第9条第2項前段の規定に該当し、意匠法第9条第4項の規定により協議指令の対象となる。協議により定めた一の意匠登録出願人以外は原則として意匠登録を受けることができないが、同一人による意匠登録出願である場合には、当該意匠登録出願が他の拒絶理由に該当しておらず、かつ、意匠法第10条が規定する関連意匠として意匠登録を受けるための要件を満たしている場合は、関連意匠として意匠登録を受けることができる（第Ⅴ部「関連意匠」参照）。

4.5 同一の意匠について異なった日にされた意匠登録出願の取扱い

審査官は、同一の意匠について異なった日に二以上の意匠登録出願があった場合は、同一人による意匠登録出願であるか他人による意匠登録出願であるかにかかわらず、最先の意匠登録出願に係る一の意匠を登録し、その後の意匠登録出願に係る意匠はこれを理由として意匠法第9条第1項の規定により拒絶する。また、先の意匠登録出願が、意匠法第9条第2項の規定に基づく協議が成立せず、又は協議をすることができずに、拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した意匠登録出願である場合には、その後の意匠登録出願に係る意匠はこれを理由として意匠法第9条第1項の規定により拒絶する。

4.6 類似の意匠について異なった日にされた意匠登録出願の取扱い

(1) 他人による意匠登録出願である場合

審査官は、類似の意匠について異なった日に他人による二以上の意匠登録出願があった場合は、拒絶理由のない最先の意匠登録出願に係る意匠を登録し、その後の意匠登録出願に係る意匠はこれを理由として意匠法第9条第1項の規定により拒絶する。また、先の意匠登録出願が、意匠法第9条第2項の規定に基づく協議が成立せず、又は協議をすることができずに、

拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した意匠登録出願である場合には、その後の意匠登録出願に係る意匠はこれを理由として意匠法第9条第1項の規定により拒絶する。

(2) 同一人による意匠登録出願である場合

審査官は、類似の意匠について異なった日に同一人による二以上の意匠登録出願があった場合は、拒絶理由のない最先の意匠登録出願に係る意匠を登録する。後の意匠登録出願に係る意匠については、当該意匠登録出願が関連意匠の意匠登録出願であって、他の拒絶理由に該当しておらず、かつ、意匠法第10条が規定する関連意匠として意匠登録を受けるための要件を満たしている場合は、関連意匠として登録する（第Ⅴ部「関連意匠」参照）。

後の意匠登録出願が関連意匠の意匠登録出願ではない場合には、最先の意匠登録出願を意匠法第9条第1項の規定による拒絶理由として通知する。後の意匠登録出願が、他の拒絶理由に該当しておらず、かつ、補正により、関連意匠として意匠登録を受けるための要件を満たすものとなった場合は、関連意匠として登録する。

審査官は、先の意匠登録出願が、意匠法第9条第2項の規定に基づく協議が成立せず、又は協議をすることができずに、拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した意匠登録出願である場合には、その後の意匠登録出願に係る意匠について、これを理由として意匠法第9条第1項の規定により拒絶する。

4.7 同一又は類似の意匠について同日にされた意匠登録出願の取扱い

(1) 他人による意匠登録出願である場合

- ① 意匠法第9条第4項の規定により各意匠登録出願人に特許庁長官名で協議を指令する。
- ② 指定期間内に協議の結果の届出があった場合には、協議により定めた一の意匠登録出願人の意匠登録出願についてのみ意匠登録をすべき旨の査定をする。ただし、届出があった場合でも協議により定められた一の意匠登録出願人の意匠登録出願以外の意匠登録出願に対して、出願取下げ又は出願放棄の手続が行われない場合又は複数の協議指令に対する協議の結果の届出の内容が相互に矛盾する場合（本章4.7.1「複数の協議指令に対する届出の内容が相互に矛盾すると認められるものの例」参照）は、協議が成立しなかったものと認め、各意匠登録出願人に意匠法第9条第2項後段の規定により拒絶理由を通知する。
- ③ 指定期間内に協議の結果の届出がなかった場合には、意匠法第9条第5項の規定により協議が成立しなかったものとみなし、各意匠登録出願人に意匠法第9条第2項後段の規定により拒絶理由を通知する。

(2) 同一人による意匠登録出願である場合

- ①意匠法第9条第4項の規定により意匠登録出願人に特許庁長官名で協議を指令する。
ただし、その特許庁長官名の協議指令と同時に意匠法第9条第2項後段の規定に基づく拒絶理由を通知する。同一人の場合には、協議のための時間は必要ないと認められることから、このように取り扱うこととする。
- ②指定期間内に協議の結果の届出がなかった場合は、意匠法第9条第5項の規定により協議が成立しなかったものとみなす。指定期間内に協議の結果の届出があったが、協議により定めた一の意匠登録出願人の意匠登録出願以外の意匠登録出願が出願取下げ若しくは出願放棄されていない場合、又は複数の協議指令に対する届出の内容が相互に矛盾する場合（本章4.7.1「複数の協議指令に対する届出の内容が相互に矛盾すると認められるものの例」参照）は、協議が成立しなかったものと認め、審査官は各意匠登録出願に対し、先に通知した意匠法第9条第2項後段の規定による拒絶理由により拒絶をすべき旨の査定をする。

4.7.1 複数の協議指令に対する届出の内容が相互に矛盾すると認められるものの例

(1) 協議対象のいずれか一の意匠登録出願人を定める届出の場合であって、協議が成立しなかったと認められるものの例

- ①双方が自らを定める届出
- ②双方が協議相手を定める届出

(2) 協議対象の一の意匠登録出願に係る意匠を本意匠とし、その他をその関連意匠とする届出の場合であって、協議が成立しなかったと認められるものの例

- ①存在しない意匠を本意匠として選択する届出
- ②非類似の意匠、又は意匠登録出願人が異なる意匠登録出願に係る意匠を本意匠として選択する届出
- ③複数の意匠を本意匠として選択する届出

4.7.2 協議指令に対する届出を伴わず、そのうちの一部の意匠登録出願にのみ出願取下げ又は出願放棄あるいは補正の手続が行われた場合の取扱い

同一又は類似する意匠について同日にされた同一人による意匠登録出願は、意匠登録出願ごとに協議指令が通知されており、原則それぞれの意匠登録出願について協議の結果の届出が必要となる。

審査官は、協議対象となった一部の意匠登録出願についてのみ出願取下げ又は出願放棄あるいは補正の手続が行われても、それによって直ちに協議が成立したものとみなすことはできない。したがって、指定期間の満了まで、協議の結果の届出がないものとして、協議の対象となったすべての意匠登録出願について協議指令の趣旨に添った手続がなされることを待たなければならない。

指定期間を経過しても協議の結果の届出がない場合は、意匠法第9条第5項の規定により協議が成立しなかったものとみなすことができるが、指定期間内に協議対象の意匠登録出願に係る意匠について本意匠あるいはその関連意匠とする補正が行われていたり、協議対象の意匠登録出願の一方が既に取り下げられたり、放棄されることで、その補正あるいは出願取下げ又は出願放棄の手続によって協議の理由が解消している場合については、審査官は協議が成立しなかったものとはみなさない。

5. 意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の意匠についての新出願の意匠法第9条第1項又は第2項の規定の判断の基準日

意匠法第10条の2第1項の規定による意匠登録出願の分割、意匠法第13条第1項又は第2項の規定による特許出願又は実用新案登録出願から意匠登録出願への変更あるいは意匠法第17条の3の規定による補正の却下の決定があった補正後の意匠についての新たな意匠登録出願において、手続が適法に行われた場合、これらの意匠登録出願はもとの出願の時あるいは手続補正書を提出した時にしたものとみなされる。

ただし、意匠法第9条第1項又は第2項の規定は、意匠登録出願の日単位で判断することから、分割による新たな意匠登録出願、変更による新たな意匠登録出願及び補正の却下の決定があった補正後の意匠についての新たな意匠登録出願については、遡及が認められたもとの出願の出願日あるいは手続補正書の提出日を判断の基準日とする。

6. パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願の意匠法第9条第1項又は第2項の規定の判断の基準日

意匠法第9条第1項又は第2項の規定の適用にあたっては、その主張の効果が認められるとき、第一国の出願日を判断の基準日とする。

7. 国際意匠登録出願の意匠法第9条第1項又は第2項の規定の判断の基準日

意匠法第9条第1項又は第2項の規定の適用にあたっては、意匠法第60条の6第1項の規定により意匠登録出願がされたとみなされる国際登録の日を判断の基準日とする（ただし、パリ条約による優先権等の主張の効果が認められる場合を除く。）。

第6章 意匠登録を受けることができない意匠

1. 概要

意匠法第5条は、工業上の利用可能性、新規性、及び創作非容易性等の登録要件等を満たす意匠であっても、公の秩序、善良の風俗（以下この章において「公序良俗等」という。）を害するおそれがある意匠や、産業の発展を阻害するおそれがある意匠については、公益的な理由から、意匠登録を受けることができないことを規定したものである。

この章においては、審査官が、出願された意匠について、上記の意匠登録を受けることができない事由（以下この章において「不登録事由」という。）に該当するか否かの判断を、どのように行うかについて取り扱う。

2. 不登録事由に該当するか否かの判断に係る基本的な考え方

出願された意匠が、工業上の利用可能性、新規性、及び創作非容易性等の登録要件等を満たすものであっても、意匠登録の査定時点において、以下のいずれかに該当する場合は、審査官は、当該意匠が不登録事由に該当すると判断する。

- （1）公序良俗に反する意匠（第5条第1号）
- （2）他人の業務に係る物品、建築物又は画像と混同を生ずるおそれがある意匠（同第2号）
- （3）物品の機能を確保するために不可欠な形状若しくは建築物の用途にとって不可欠な形状のみからなる意匠又は画像の用途にとって不可欠な表示のみからなる意匠（同第3号）

なお、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠登録出願である場合は、審査官は上記（1）（第5条第1号）及び上記（2）（同第2号）の規定の適用については、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む、意匠に係る物品全体の形状等を判断の対象とする。他方、上記（3）（同第3号）の規定の適用については、「意匠登録を受けようとする部分」の形状のみを判断の対象とする。

3. 不登録事由に該当するか否かの具体的な判断

3.1 公の秩序を害するおそれがある意匠

日本若しくは外国の元首の像又は国旗を表した意匠、わが国の皇室の菊花紋章や外国の王室の紋章（類似するものを含む。）等を表した意匠は、国や皇室又は王室に対する尊厳を害するおそれがあることから、審査官は、このような意匠については、意匠法第5条第1号が規定する公の秩序を害するおそれがある意匠と判断する。

また、審査官は、出願人と何ら関係のない特定の人物の肖像や個人情報等を表した意匠についても同様に取り扱う。

ただし、審査官は、運動会風景中の万国旗等が表された意匠のように、特定の国や皇室又は王室に対する尊厳を害するおそれがないものである場合には、公の秩序を害するおそれがある意匠と判断しない。

3.2 善良の風俗を害するおそれがある意匠

審査官は、健全な心身を有する人の道德観を不当に刺激し、しゅう恥、嫌悪の念を起こさせる意匠、例えば、わいせつ物を表した意匠等については、意匠法第5条第1号が規定する善良の風俗を害するおそれがあるものと判断する。

3.3 他人の業務に係る物品、建築物又は画像と混同を生ずるおそれがある意匠

他人の周知・著名な商標や、これとまぎらわしい標章を表した意匠は、その物品等がそれらの人又は団体の業務に関して作られ、又は販売されるものと混同されるおそれがあることから、審査官は、このような意匠については、意匠法第5条第2号が規定する他人の業務に係る物品等と混同を生じるおそれがある意匠と判断する。

3.4 物品の機能を確保するために不可欠な形状、若しくは建築物の用途にとって不可欠な形状のみからなる意匠又は画像の用途にとって不可欠な表示のみからなる意匠

物品の機能を確保するために不可欠な形状若しくは建築物の用途にとって不可欠な形状のみからなる意匠又は画像の用途にとって不可欠な表示のみからなる意匠は、本来、特許法又は実用新案法によって保護されるべき技術的思想の創作であるなど、意匠権として排他的独占権を付与するに適さないものである。

審査官は、出願された意匠が、例えば以下のいずれかの類型に該当する場合には、意匠法第5条第3号が規定する物品の機能を確保するために不可欠な形状若しくは建築物の用途にとつ

て不可欠な形状のみからなる意匠又は画像の用途にとって不可欠な表示のみからなる意匠と判断する。

(1) 物品の機能を確保するため又は建築物の用途により必然的に定まる形状のみからなる意匠

審査官は、出願された意匠が物品の機能を確保するため又は建築物の用途により必然的に定まる形状（必然的形状）のみからなる意匠である場合には、意匠法第5条第3号に規定する物品の機能を確保するために不可欠な形状又は建築物の用途にとって不可欠な形状のみからなる意匠に該当すると判断する。

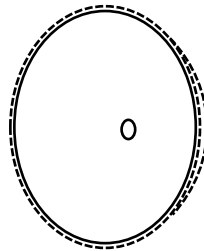
審査官は、出願された意匠が必然的形状のみからなる意匠に該当するか否かについて、意匠の構成要素である模様、色彩の有無を問わず、物品の技術的機能又は建築物の用途を体現している形状のみに着目して判断することとする。その際、特に次の点を考慮するものとする。

(イ) その物品の機能又は建築物の用途を確保できる代替可能な形状が他に存在するか否か。

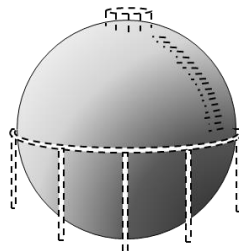
(ロ) 必然的形状等以外の意匠評価上考慮すべき形状を含むか否か。

＜意匠登録を受けようとする意匠が必然的形状に該当するものの例＞

【事例1】 物品の機能を確保するために必然的に定まる形状のみからなる「パラボラアンテナ」の内面側部分のみについて意匠登録を受けようとする意匠



【事例2】 建築物の用途により必然的に定まる形状のみからなる「ガスタンク」の球形状の本体部分のみについて意匠登録を受けようとする意匠



(2) 物品の互換性確保等のため又は建築物の用途等に照らして標準化された規格により定まる形状（準必然的形状）からなる意匠

審査官は、物品等の互換性の確保（技術的機能の確保を含む。）等のため、又は建築物の用途等に照らして、形状及び寸法等の各要素が規格化又は標準化されているものであって、規格化又は標準化等がなされた形状及び寸法等により正確に再製せざるを得ない形状からなる意匠についても、(1)の必然的形状に準じて取り扱う。

審査官は、例えば以下の(イ)又は(ロ)に該当するものは、物品等の互換性確保等のために標準化された規格に該当すると判断する。

(イ) 公的な標準

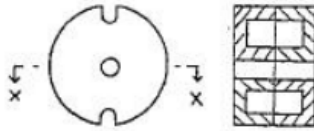
一般財団法人日本規格協会が策定するJIS規格（日本産業規格）、ISO（国際標準化機構）が策定するISO規格等の、公的な標準化機関により策定された標準規格。

(ロ) 事実上の標準（デファクト・スタンダード）

公的な規格とはなっていないが、その規格が当該物品等の分野において業界標準として認知されており、当該標準規格に基づく製品がその物品等の市場を事実上支配しているものであって、規格としての名称、番号等によりその標準となっている形状、寸法等の詳細を特定することができるものをいう。

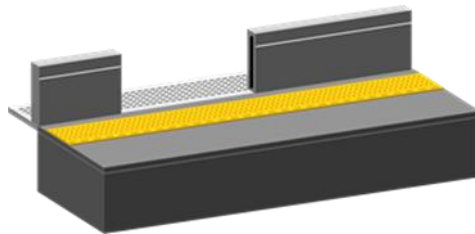
＜意匠登録を受けようとする意匠が準必然的形状に該当するものの例＞

【事例 1】 公的な標準化機関により全体の形状が規格化された「磁心」の意匠



（例：JIS C2516 4.4 により規格化された磁心）

【事例 2】 公的な標準化機関により規格化された点字ブロックの部分のみを、意匠登録を受けようとする部分とした「プラットフォーム」の意匠



ただし、意匠法第 5 条第 3 号の規定の適用は、形状等に基づく機能の発揮が主たる使用の目的となっている物品等に限ることとする。したがって、例えば、事務用紙（紙の原紙寸法 JIS P 0202）、日用紙（封筒 JIS S 5502）等は、公的な標準規格あるいは事実上の標準規格により定まる形状を有していても、意匠法第 5 条第 3 号の規定は適用しない。

（3）画像の用途にとって不可欠な表示のみからなる意匠

審査官は、画像の用途等に照らして必然的に定まる表示のみからなる意匠に加え、規格化又は標準化等がなされた表示により正確に作成せざるを得ない表示のみからなる意匠についても、意匠法第 5 条第 3 号に規定する画像の用途にとって不可欠な表示のみからなる意匠に該当すると判断する。

＜画像の用途にとって不可欠な表示のみからなる意匠に該当するものの例＞

【事例 1】 道路標識表示部分について意匠登録を受けようとする「道路標識用画像」の意匠



【事例 2】 公的な標準化機関により規格化された表示のみを、意匠登録を受けようとする部分とした「自動車用状態表示画像」の意匠



（例：ISO 7000 により定められた機器に用いる図記号）

4. 不登録事由に該当するか否かの判断に係る審査の進め方

審査官は、出願された意匠が不登録事由に該当するとの心証を得た場合は、出願された意匠が第5条の規定により意匠登録を受けることができない旨の拒絶理由通知を送付する。

出願人は、これに対して、手続補正書を提出して補正をしたり、意見書により反論、釈明をしたりすることができる。補正や、反論、釈明により、出願された意匠が不登録事由に該当するものであることが明らかであるとの心証を、審査官が得られない状態になった場合は、拒絶理由は解消する。

審査官は、心証が変わらない場合は、第5条の規定により意匠登録を受けることができない旨の拒絶理由に基づき、拒絶査定をする。

関連規定

意匠法

第二条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（以下「形状等」という。）、建築物（建築物の部分を含む。以下同じ。）の形状等又は画像（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限り、画像の部分を含む。次条第二項、第三十七条第二項、第三十八条第七号及び第八号、第四十四条の三第二項第六号並びに第五十五条第二項第六号を除き、以下同じ。）であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

2 この法律で意匠について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。

一 意匠に係る物品の製造、使用、譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為

二 意匠に係る建築物の建築、使用、譲渡若しくは貸渡し又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為

三 意匠に係る画像（その画像を表示する機能を有するプログラム等（特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第二条第四項に規定するプログラム等をいう。以下同じ。）を含む。以下この号において同じ。）について行う次のいずれかに該当する行為

イ 意匠に係る画像の作成、使用又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出（提供のための展示を含む。以下同じ。）をする行為

ロ 意匠に係る画像を記録した記録媒体又は内蔵する機器（以下「画像記録媒体等」という。）の譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為

（第3項略）

第三条 工業上利用することができる意匠の創作をした者は、次に掲げる意匠を除き、その意匠について意匠登録を受けることができる。

一 意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠

二 意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた意匠

三 前二号に掲げる意匠に類似する意匠

2 意匠登録出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が日本国内又は外国において公然知られ、頒布された刊行物に記載され、又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた形状等又は画像に基づいて容易に意匠の創作をすることができたときは、その

意匠（前項各号に掲げるものを除く。）については、同項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

第三条の二 意匠登録出願に係る意匠が、当該意匠登録出願の日前の他の意匠登録出願であつて当該意匠登録出願後に第二十条第三項又は第六十六条第三項の規定により意匠公報に掲載されたもの（以下この条において「先の意匠登録出願」という。）の願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に現された意匠の一部と同一又は類似であるときは、その意匠については、前条第一項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。ただし、当該意匠登録出願の出願人と先の意匠登録出願の出願人とが同一の者であつて、第二十条第三項の規定により先の意匠登録出願が掲載された意匠公報（同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。）の発行の日前に当該意匠登録出願があつたときは、この限りでない。

第四条 意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠は、その該当するに至つた日から一年以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠についての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項第一号又は第二号に該当するに至らなかつたものとみなす。

2 意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠（発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載されたことにより同項第一号又は第二号に該当するに至つたものを除く。）も、その該当するに至つた日から一年以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠についての同項及び同条第二項の規定の適用については、前項と同様とする。

3 前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠が前項の規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面（次項において「証明書」という。）を意匠登録出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

4 証明書を提出する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内に証明書を提出することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその証明書を特許庁長官に提出することができる。

第五条 次に掲げる意匠については、第三条の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

- 一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある意匠
- 二 他人の業務に係る物品、建築物又は画像と混同を生ずるおそれがある意匠
- 三 物品の機能を確保するために不可欠な形状若しくは建築物の用途にとって不可欠な形状のみからなる意匠又は画像の用途にとって不可欠な表示のみからなる意匠

第九条 同一又は類似の意匠について異なつた日に二以上の意匠登録出願があつたときは、最先の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。

2 同一又は類似の意匠について同日に二以上の意匠登録出願があつたときは、意匠登録出願人の協議により定めた一の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれも、その意匠について意匠登録を受けることができない。

3 意匠登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、又は意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、その意匠登録出願は、前二項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。ただし、その意匠登録出願について前項後段の規定に該当することにより拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したときは、この限りでない。

4 特許庁長官は、第二項の場合は、相当の期間を指定して、同項の協議をしてその結果を届け出るべき旨を意匠登録出願人に命じなければならない。

5 特許庁長官は、前項の規定により指定した期間内に同項の規定による届出がないときは、第二項の協議が成立しなかつたものとみなすことができる。

意匠法施行規則

様式第2〔備考〕

40 別表第一の下欄に掲げる物品の区分のいずれにも属さない物品、建築物又は画像について意匠登録出願をするときは、「【意匠に係る物品の説明】」の欄にその物品、建築物又は画像の使用の目的、使用の状態等、物品、建築物又は画像の理解を助けることができるような説明を記載する。

様式第6〔備考〕

7 図形（参考図の図形を除く。）の中には、中心線、基線、水平線、影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号又は文字その他意匠を構成しない線、符号又

は文字を記入してはならない。ただし、意匠登録を受けようとする意匠に係る形状を特定するための線、点その他のものは記載することができる。この場合は、その旨及びいずれの記載によりその形状が特定されるのかを願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

8 立体を表す図面は、意匠登録を受けようとする意匠を明確に表すために十分な数の図をもつて記載する。記載した図と同一又は対称である図は、当該図が他のいずれの図と同一又は対称であるかを願書の「【意匠の説明】」の欄に記載することをもつて当該図の記載に代えることができる。

9 等角投影図法により作成した図又は斜投影図法により作成した図（キャビネット図（幅対高さ対奥行き比率が1対1対2分の1のもの）又はカバリエ図（当該比率が1対1対1のもの）に限る。）であつて、次の表の左の欄に掲げるものは、その右の欄に掲げる図の全部又は一部に代えることができる。この場合において、斜投影図法により作成したときは、キャビネット図又はカバリエ図の別及び傾角を各図ごとに願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

正面、平面及び右側面を表す図	正面図、平面図又は右側面図
背面、底面及び左側面を表す図	背面図、底面図又は左側面図
正面、左側面及び平面を表す図	正面図、左側面図又は平面図
背面、右側面及び底面を表す図	背面図、右側面図又は底面図
正面、右側面及び底面を表す図	正面図、右側面図又は底面図
背面、左側面及び平面を表す図	背面図、左側面図又は平面図
正面、底面及び左側面を表す図	正面図、底面図又は左側面図
背面、平面及び右側面を表す図	背面図、平面図又は右側面図

10 平面的なものを表す図面は、同一縮尺により作成した表面図及び裏面図のうち意匠登録を受けようとする意匠を明確に表すために十分な数の図をもつて記載する。ただし、表面図と裏面図が同一若しくは対称の場合又は裏面が無模様の場合には、その旨を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載することをもつて表面図を裏面図に代えることができる。

11 意匠法第2条第1項に規定する画像は、画像図（意匠登録を受けようとする画像を表す図をいう。以下同じ。）に表す。画像が立体的なものである場合は、画像正面図、画像右側面図等、画像○○図を用いる。

12 物品、建築物又は画像の部分について意匠登録を受けようとする場合であつて、8から11までに規定される図において、意匠登録を受けようとする部分とその他の部分のいずれをも含むときは、意匠登録を受けようとする部分を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定する。図面の記載のみでは意匠登録を受けようとする部分を特定することができない場合は、当該部分を特定する方法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載す

る。意匠法第 8 条において規定する組物の意匠及び同法第 8 条の 2 において規定する内装の意匠の部分について意匠登録を受けようとする場合についても同様とする。

13 棒材、線材、板材、管材等であつて形状が連続するもの又は地ものであつて模様が繰り返し連続するものを表す図面は、その連続し、又は繰り返し連続する状態が明らかにわかる部分だけについて作成してもよく、地のものであつて模様が一方方向にのみ繰り返し連続するものについては、その旨を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

14 ラジオ受信機のコードの中間部分のように物品、建築物又は画像の一部分の図示を省略しても意匠を明確に表すことができる場合であつて、作図上やむを得ないときは、その部分の記載を省略することができる。この場合において、その省略箇所は、2 本の平行な 1 点鎖線で切断したように示す等により明らかにするものとし、図面の記載のみでは意匠を明確に表すことができないときは、物品の一部分の図示を省略した旨又は図面上の寸法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

15 8 から 10 までの図面だけでは、その意匠を十分表現することができないときは、展開図、断面図、切断部端面図、拡大図、斜視図、画像図その他の必要な図を加え、そのほか意匠の理解を助けるため必要があるときは、使用の状態を示した図その他の参考図を加える。

16 断面図又は切断部端面図の切断面には平行斜線を引き、その切断箇所を他の図に鎖線で示す。この鎖線は、図形の中に記入してはならない。その鎖線の両端には符号を付け、かつ、矢印で切断面を描いた方向を示す。

17 部分拡大図を描くときは、その拡大箇所を当該部分拡大図のものの図に鎖線で示す。この鎖線は、図形の中に記入してはならない。その鎖線の両端には符号を付け、かつ、矢印で部分拡大図を描いた方向を示す。

19 ふたと本体、さらとわんのように分離することができる物品であつて、その組み合わせられたままではその意匠を十分表現することができないものについては、組み合わせられた状態における図のほか、その物品のそれぞれの構成部分について 8 から 10 までの図面及び 15 の図を加える。

20 積み木のようにその構成各片の図面だけでは使用の状態を十分表現することができないものについてはその出来上がり又は収納の状態を表す斜視図を、組木のように組んだり分解したりするもので組んだ状態の図面だけでは分解した状態を十分表現することができないものについてはその構成各片の斜視図を加える。

21 数棟の建物がある場合のように各棟の図面だけでは位置関係を十分表現することができないものについては各棟の配置を表す図を加える。

22 動くもの、開くもの等の意匠であつて、その動き、開き等の意匠の変化の前後の状態の図面を描かなければその意匠を十分表現することができないものについては、その動き、開き等の意匠の変化の前後の状態が分かるような図面を作成する。

23 衣服又は装身具等の意匠であつて、意匠登録を受けようとする意匠以外のものに着用等した状態で図示しなければその意匠を十分表現することができないものについては、次に掲げる方法の少なくともいずれか一方により意匠登録を受けようとする意匠を特定することができるときは、意匠登録を受けようとする意匠以外のものを図示することができる。

イ 願書の「【意匠の説明】」の欄に意匠登録を受けようとする意匠を特定する方法を記載する。

ロ 願書に添付した図面において、意匠登録を受けようとする意匠を実線で描き、その他のものを破線で描く等する。

27 物品、建築物又は画像の全部又は一部が透明である意匠の図面は、次の要領により作成する。

イ 外周が無色かつ無模様の場合は、透けて見える部分はそのまま表す。

ロ 外周の外面、内面又は肉厚内のいずれか一に模様又は色彩が表れている場合は、後面又は下面の模様又は色彩を表さずに、前面又は上面の模様又は色彩だけを表す。

ハ 外周の外面、内面若しくは肉厚内又は外周に囲まれている内部のいずれか 2 以上に形状、模様又は色彩が表れている場合は、それぞれの形状、模様又は色彩を表す。

様式第 7 [備考]

4 その他は、様式第 6 の備考 2、3、6、8 から 13 まで、15 及び 19 から 26 までと同様とする。

様式第 8 [備考]

3 物品、建築物又は画像の部分について意匠登録を受けようとする場合は、意匠に係る物品、建築物又は画像のうち、意匠登録を受けようとする部分以外の部分を黒色で塗りつぶす等により意匠登録を受けようとする部分を特定し、かつ、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。意匠法第 8 条において規定する組物の意匠及び同法第 8 条の 2 において規定する内装の意匠の部分について意匠登録を受けようとする場合についても同様とする。

第Ⅳ部

個別の意匠登録出願

第Ⅳ部	1
第 1 章 画像を含む意匠	1
1. 概要	1
2. 画像を含む意匠の審査における基本的な考え方	1
3. 意匠法の保護の対象となる画像	2
3.1 画像意匠	2
3.2 物品等の部分に画像を含む意匠	4
3.2.1 物品の部分としての画像を含む意匠	4
3.2.2 建築物の部分としての画像を含む意匠	5
4. 画像を含む意匠の意匠登録出願における願書及び図面等の記載事項	5
4.1 画像意匠の願書及び図面等	5
4.1.1 「意匠に係る物品」の欄の記載	5
4.1.2 「意匠に係る物品の説明」の欄の記載	6
4.1.3 「意匠の説明」の欄の記載	7
4.1.4 図面等の記載	7
4.2 物品等の部分に画像を含む意匠の願書及び図面等	8
4.2.1 「意匠に係る物品」の欄の記載	8
4.2.2 「意匠に係る物品の説明」の欄の記載	9
4.2.3 「意匠の説明」の欄の記載	9
4.2.4 図面等の記載	9
5. 一意匠一出願の要件に係る考え方	10
5.1 「意匠に係る物品」の欄の記載における一意匠の考え方	10
5.1.1 画像意匠の場合	10
5.1.2 物品等の部分に画像を含む意匠の場合	11
5.2 図面等の記載における一意匠の考え方	11
5.2.1 意匠ごとに出願されていないものの例	11
5.2.2 図面等に、二以上の異なる画像を含む意匠が表されている場合の一意匠の判断における考え方	11
5.2.3 一意匠と取り扱う、分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」	12
5.2.4 変化する画像	13
5.2.4.1 同一の機能のためのものであること	13
5.2.4.2 形状等の関連性があること	15

5.2.4.3 一意匠と取り扱わないものの例	20
5.3 画像を含む意匠に関する一意匠一出願の例外	23
6. 画像を含む意匠の登録要件	23
6.1 工業上利用することができる意匠であること	23
6.1.1 工業上利用することができる 画像意匠 であること	23
6.1.1.1 意匠法上の 画像意匠 と認められるものであること	24
6.1.1.2 意匠が具体的なものであること	24
6.1.1.3 工業上利用することができるものであること	25
6.1.2 工業上利用することができる、 物品等の部分に画像を含む意匠 であること	26
6.1.2.1 意匠を構成するものであること	26
6.1.2.2 意匠が具体的なものであること	28
6.1.2.3 工業上利用することができるものであること	28
6.1.3 意匠を構成する「画像」とは認められない画像	29
6.1.4 コンテンツ表示部分を含む画像の扱い	29
6.2 新規性を有すること	30
6.2.1 公知資料に掲載された物品又は建築物の表示部等に画像が表されている場合の扱い	30
6.2.2 画像を含む意匠の類否判断手法	31
6.2.2.1 両意匠の意匠全体の用途及び機能が同一又は類似であること	31
6.2.2.2 両意匠の意匠登録を受けようとする部分の用途及び機能が同一又は類似であること	37
6.2.2.3 両意匠の意匠登録を受けようとする画像及び物品等の部分の形状等が同一又は類似であること	37
6.3 創作非容易性を有すること（容易に創作をすることができたものでないこと）	37
6.3.1 画像を含む意匠の創作非容易性の判断主体	37
6.3.2 画像を含む意匠の創作非容易性の判断に係る基本的な考え方	38
6.3.2.1 画像を含む意匠の分野におけるありふれた手法の例	38
6.3.2.2 画像を含む意匠の分野における軽微な改変の例	39
6.3.2.3 当業者の立場から見た意匠の着想の新しさや独創性について	39
6.3.2.4 創作容易な意匠の事例	39
6.3.3 変化する画像の創作非容易性の判断	48
6.4 先願の一部と同一又は類似する意匠ではないこと	49
7. 先願の意匠と類似するものでないこと	50

第2章 建築物の意匠	1
1. 概要	1
2. 建築物の意匠の審査における基本的な考え方	1
3. 意匠法上の建築物	1
3.1 意匠法上の建築物に該当するための要件	1
4. 一意匠一出願の要件に係る考え方	2
4.1 意匠に係る物品の欄の記載における一意匠の考え方	2
4.2 図面等の記載における一意匠の考え方	2
4.3 建築物又は土地に固定したもの等が表されている場合の一意匠の考え方	3
4.4 建築物に一時的に配置するもので、任意に動かすことができるものが表されている場合の一意匠の考え方	4
4.5 意匠法上の意匠に該当しないものが表されている場合の一意匠の考え方	4
4.6 建築物に画像が表されている場合の一意匠の考え方	5
4.7 建築物に照明器具を点灯させることによって生じる模様又は色彩が表されている場合の一意匠の考え方	5
4.8 形状、模様又は色彩が変化する建築物の一意匠の考え方	6
4.9 建築物の意匠における一意匠一出願の例外	6
5. 建築物の意匠の意匠登録出願における願書及び図面等の記載事項	6
5.1 「意匠に係る物品」の欄の記載	7
5.2 「意匠に係る物品の説明」の欄の記載	7
5.3 「意匠の説明」の欄の記載	8
5.4 図面等の記載	8
5.4.1 必要な図	8
5.4.2 図の表示	8
5.4.3 図面中に意匠登録を受けようとする意匠以外のものを表す場合	9
6. 建築物の意匠の登録要件	9
6.1 工業上利用することができる意匠であること	9
6.1.1 意匠を構成するものであること	9
6.1.1.1 意匠法上の建築物の意匠を構成するものであること	10
6.1.1.2 意匠法における建築物に該当しないもの	10
6.1.2 意匠が具体的であること	12
6.1.3 工業上利用することができるものであること	13
6.2 新規性を有すること	13

6.2.1	建築物の意匠の類否判断における判断主体	14
6.2.2	建築物の意匠の類否判断における観察方法	14
6.2.3	用途及び機能の類否判断.....	14
6.2.4	建築物の一部に意匠を構成する自然物等が含まれている場合の形状等の評価.....	16
6.2.5	建築物の意匠の類否判断事例	16
6.3	創作非容易性を有すること（容易に創作をすることができたものでないこと）	19
6.3.1	建築物の意匠の創作非容易性の判断主体	19
6.3.2	建築物の意匠の創作非容易性の判断に係る基本的な考え方.....	19
6.3.3	ありふれた手法と軽微な改変	19
6.3.3.1	ありふれた手法の例	19
6.3.3.2	軽微な改変の例	20
6.3.4	当業者の立場から見た意匠の着想の新しさや独創性について	20
6.3.5	建築物の一部に意匠を構成する自然物等が含まれている場合の考え方 ..	20
6.3.6	創作容易な意匠の事例	21
6.4	先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠ではないこと.....	27
7.	先願の意匠と類似するものでないこと	27
8.	建築物の意匠の補正・分割	28
8.1	建築物の意匠の補正	28
8.1.1	要旨を変更するものとなる補正の種類	28
8.1.2	内装の意匠への補正	28
8.1.3	組物の意匠への補正	29
8.2	建築物の意匠の分割	29
第3章	組物の意匠.....	1
1.	概要.....	1
2.	組物の意匠の審査における基本的な考え方	1
3.	組物の意匠の審査における具体的な判断.....	2
3.1	経済産業省令で定める組物の意匠に該当すること	2
3.2	同時に使用される二以上の物品等であること	2
3.3	組物全体として統一があること	3
3.3.1	各構成物品等の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が、同じような造形処理で表されている場合の例	4

3.3.2 各構成物品等により組物全体として一つのまとまった形状又は模様が表されている場合の例	7
3.3.3 各構成物品等の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合によって、物語性など組物全体として観念的に関連がある印象を与えるものである場合の例	9
4. 組物の意匠に関する意匠登録の要件等の判断	9
5. 組物の意匠の意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外	10
6. 組物の意匠の補正	10
6.1 要旨を変更するものとなる補正の種類	10
6.2 願書の記載についてした補正の具体的な取扱い	10
6.3 願書に添付した図面等についてした補正の具体的な取扱い	11
6.4 建築物の意匠への補正	12
6.5 内装の意匠への補正	12
7. 組物の意匠の意匠登録出願に関する分割	12
7.1 組物の意匠と認められる意匠登録出願の分割	12
7.2 組物の意匠と認められない意匠登録出願の分割	13
8. パリ条約による優先権等の主張を伴う組物の意匠の意匠登録出願	13
第4章 内装の意匠	1
1. 概要	1
2. 内装の意匠の審査における基本的な考え方	1
3. 内装の意匠に該当するための要件	1
4. 意匠ごとの出願	2
4.1 意匠に係る物品の欄の記載における一意匠の考え方	2
4.2 図面等の記載における一意匠の考え方	3
4.3 形状、模様若しくは色彩が変化する内装の意匠の一意匠の考え方	3
5. 内装の意匠の意匠登録出願における願書及び図面等の記載事項	5
5.1 「意匠に係る物品」の欄の記載	5
5.2 「意匠に係る物品の説明」の欄の記載	6
5.3 「意匠の説明」の欄の記載	7
5.4 図面等の記載	7
5.4.1 必要な図	7
5.4.2 図面中に意匠登録を受けようとする意匠以外のものを表す場合	8
5.5 特徴記載書	8
6. 内装の意匠の登録要件	8

6.1	工業上利用することができる意匠であること	9
6.1.1	意匠を構成するものであること	9
6.1.1.1	店舗、事務所その他の施設の内部であること	9
6.1.1.2	複数の意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること	11
6.1.1.3	内装全体として統一的な美感を起こさせるものであること	13
6.1.2	意匠が具体的であること	19
6.2	新規性を有すること	20
6.2.1	内装の意匠の類否判断における判断主体	20
6.2.2	内装の意匠の類否判断における観察方法	20
6.2.3	用途及び機能の類否判断	21
6.2.4	内装の意匠の構成物の配置や数の評価	22
6.2.5	内装意匠の一部に意匠を構成する自然物等が含まれている場合の形状等の評価	22
6.2.6	内装の意匠の類否判断事例	23
6.3	創作非容易性を有すること（容易に創作をすることができたものではないこと）	28
6.3.1	内装の意匠の創作非容易性の判断主体	28
6.3.2	内装の意匠の創作非容易性の判断に係る基本的な考え方	28
6.3.3	ありふれた手法と軽微な改変	28
6.3.3.1	ありふれた手法の例	28
6.3.3.2	軽微な改変の例	29
6.3.4	当業者の立場から見た意匠の着想の新しさや独創性について	29
6.3.5	内装の意匠の一部に意匠を構成する自然物等が含まれている場合の考え方	29
6.3.6	創作容易な意匠の事例	30
6.3.6.1	置き換えの意匠	31
6.3.6.2	寄せ集めの意匠	32
6.3.6.3	一部の構成の単なる削除による意匠	33
6.3.6.4	配置の変更による意匠	34
6.3.6.5	構成比率の変更による意匠	35
6.3.6.6	連続する単位の数が増減による意匠	36
6.3.6.7	物品等の枠を超えた構成の利用・転用による意匠	37
6.4	先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠ではないこと	37

7. 先願の意匠と類似するものでないこと	37
8. 内装の意匠の補正・分割	37
8.1 内装の意匠の補正	37
8.1.1 要旨を変更するものとなる補正の種類	38
8.1.2 建築物の意匠への補正	38
8.1.3 組物の意匠への補正	38
8.1.4 内装の意匠の構成物として不適当なものを削除する補正	39
8.1.5 内装の意匠の構成物として適当なものを追加又は削除する補正	39
8.1.6 内装の意匠の構成物として適当なものの配置を変更する補正	39
8.2 内装の意匠の分割	39
関連規定	1

第１章 画像を含む意匠

１．概要

意匠法においては、従来、物品のみを保護の対象としていたが、令和元年の意匠法改正により、新たに画像を意匠と認め、物品から離れた画像それ自体も保護の対象とした。

当該意匠法の改正以前は、平成１８年の意匠法改正で、物品の操作の用に供される画像を物品の部分の意匠として保護の対象とするなど、伝統的に物品の部分としての画像を含む意匠として保護してきた。

したがって、令和元年の意匠法改正以降、意匠登録出願人が画像を含む意匠について意匠登録を受ける方法には、大きく以下の２通りがある。

（１）画像意匠（物品から離れた画像自体）として保護を受ける方法

（以下、このような意匠を「**画像意匠**」という。）

（２）物品又は建築物の部分としての画像を含む意匠として保護を受ける方法

（以下、このような意匠を「**物品等の部分に画像を含む意匠**」という。）

（以下、上記（１）及び（２）をまとめて、「**画像を含む意匠**」という。なお、本章においては、上記（１）及び（２）の記載が混在することから、読みやすさ等の観点から、それぞれを網掛け又は枠囲いで示している。）

上記（１）は、画像が表示される対象を問わないものであり、上記（２）については、物品又は建築物と一体的に創作された画像を保護するものである。

この章では、上記（１）及び（２）の画像それぞれについて、一般的な審査基準に加え、画像を含む意匠の審査をする上で考慮すべき事項についてまとめている。

２．画像を含む意匠の審査における基本的な考え方

審査官は、画像を含む意匠を審査する際、基本的には、第Ⅱ部ないし第Ⅲ部に記載された各登録要件の審査基準に従い審査を行う。

一方、画像を含む意匠の審査の際には、**画像意匠**や、**物品等の部分に画像を含む意匠**それぞれに留意しなければならないことも多い。

このため、本章では、画像を含む意匠の審査に関する基礎的な事項の他、画像を含む意匠の審査の際にのみ適用すべき事項を中心に記載している。

本章に記載されていないその他の事項については、一般的な意匠に関して記載された審査基準の各該当箇所を参照されたい。

審査官は、画像を含む意匠の審査において、まず、意匠登録を受けようとする意匠について、**画像意匠**であるか、**物品等の部分に画像を含む意匠**であるかを認定する。

これは、これらのいずれであるかによって、意匠法上の意匠に該当するための要件等が異なっているためである。

3. 意匠法の保護の対象となる画像

3.1 画像意匠

画像意匠とは、その画像を表示する物品や建築物を特定することなく、画像それ自体を意匠法による保護の客体とする意匠のことをいう。

意匠法が、意匠権という強力な独占権を付与することを誘因として開発投資を促進する以上、全ての画像を意匠法上の意匠とすることは適切ではないことから、意匠法第2条は、意匠法による保護の対象となる画像を、機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限ると定義している。

よって、審査官は、当該規定の趣旨に従い、以下の（１）又は（２）の少なくともいずれか一方に該当する画像に限り、意匠法上の意匠と判断する。

（１）機器の操作の用に供される画像（以下、「操作画像」という。）

（２）機器がその機能を発揮した結果として表示される画像（以下、「表示画像」という。）

<操作画像に該当する画像の例>



「商品購入用画像」
(ウェブサイトの画像)

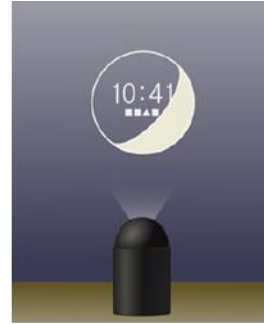


「アイコン用画像」
(クリックするとソフトウェアが立ち上がる操作ボタン)

＜表示画像に該当する画像の例＞



「医療用測定結果表示画像」



「時刻表示画像」（壁に投影された画像）

審査官は、上記（１）及び（２）のいずれにも該当しない画像、例えば、映画やゲーム等のコンテンツについては、意匠法上の意匠と判断しない。

また、**画像意匠**として出願されたものが、意匠法上の**画像意匠**を構成するためには、一の意匠として創作のまとまりがあり、かつ、「操作画像」又は「表示画像」に該当するものでなければならぬ。

よって、審査官は、例えば以下の例のように、アイコンの一部のみを意匠登録出願の対象とした場合（アイコンとして出願され、その一部の部分について意匠登録を受けようとするものの場合を除く。）のように、出願されたものが、「操作画像」にも、「表示画像」にも該当しない場合は、意匠法上の意匠に該当しないと判断する。

＜意匠法上の画像意匠を構成しないものの例＞



【意匠に係る物品】アイコンのコーナー用画像
【意匠に係る物品の説明】この意匠はアイコンの右肩のコーナー部の画像であり、富士山を模したものである。

※コーナー部の部分について意匠登録を受けようとする「アイコン用画像」の意匠として出願されれば 本要件を満たす



3.2 物品等の部分に画像を含む意匠

3.2.1 物品の部分としての画像を含む意匠

物品の部分としての画像を含む意匠を構成するものは、物品に記録され、物品の表示部に示された、以下の（１）又は（２）の少なくともいずれか一方に該当する画像である。

- （１）画像を表示する物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供されるもの（以下、「物品の機能を発揮するための操作画像」という。）
- （２）画像を表示する物品の機能を果たすために必要な表示を行うもの（以下、「物品の機能にとって必要な表示画像」という。）

＜物品の機能を発揮するための操作画像に該当するものの例＞

【正面図】

【表示部部分拡大図】

白黒/カラー	倍率	用紙選択
白黒	100%	自動
フルカラー	自動	トレイ A4
コピー濃度	14.1% 40-100%	トレイ A3
70% 40-100%	手差し	
他の機能		

【意匠に係る物品】複写機
 【意匠に係る物品の説明】正面図及び表示部部分拡大図に表された画像は、複写のための各種設定を行うものである。
 【意匠の説明】実線で表した部分が意匠登録を受けようとする部分である。

【正面図】

【意匠に係る物品】音楽再生機能付き電子計算機
 【意匠に係る物品の説明】正面図に表された画像は、選曲方法を選択するためのものである。
 【意匠の説明】実線で表した部分が意匠登録を受けようとする部分である。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

＜物品の機能にとって必要な表示画像の例＞

【正面図】

【意匠に係る物品】電子メトロノーム
 【意匠に係る物品の説明】正面図上部の表示部に示された画像でメトロノームとしての機能を発揮する電子メトロノームである。上部の表示窓部には設定されたテンポが表示される。下方のボタンでテンポや表示の変更が可能である。
 【意匠の説明】実線で表した部分が意匠等を受けようとする部分である。

【使用状態を示す参考正面図】

【意匠に係る物品】デジタルカメラ
 【意匠に係る物品の説明】本物品は、カメラの傾きを検知する水準器機能を有するデジタルカメラである。正面図中の表示部に表された図形は、撮影時に水平状態を確認するための水準器表示である。

【正面図】

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

審査官は、上記（１）及び（２）のいずれにも該当しない画像、例えば、映画やゲーム等のコンテンツについては、物品の部分としての画像を含む意匠を構成するものとは判断しない。

3.2.2 建築物の部分としての画像を含む意匠

令和元年意匠法改正以前、建築物は意匠法の保護対象ではなかったことから、**建築物の部分としての画像を含む意匠**については意匠法による保護はなされていなかった。意匠法上、建築物の形状等と物品の形状等の扱いには違いがないことを考慮すると、**建築物の部分としての画像を含む意匠**についても意匠法による保護の対象となり、これを構成するものは、建築物に記録され、建築物の表示部に示された、以下の（１）又は（２）の少なくともいずれか一方に該当する画像である。

- （１）画像を表示する建築物の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供されるもの
（以下、「建築物の機能を発揮するための操作画像」という。）
- （２）画像を表示する建築物の機能を果たすために必要な表示を行うもの
（以下、「建築物の機能にとって必要な表示画像」という。）

審査官は、上記（１）及び（２）のいずれにも該当しない画像、例えば、映画やゲーム等のコンテンツについては、**建築物の部分としての画像を含む意匠**を構成するものとは判断しない。

4. 画像を含む意匠の意匠登録出願における願書及び図面等の記載事項

画像意匠と、**物品等の部分に画像を含む意匠**とでは、願書及び図面等に記載しなければならない事項が一部異なっている。以下、それぞれについて、出願人が願書や図面等の記載上留意すべき点について示す。

審査官は、画像を含む意匠の審査において、願書の記載及び願書に添付した図面等が、これらの留意事項に従い記載されたことを踏まえつつ、出願された意匠の認定を行う。

審査官は、願書の記載及び願書に添付した図面等に基づいて総合的に判断しても意匠登録を受けようとする意匠を特定できない場合は、意匠が具体的でないことに基づく拒絶理由を通知する。

4.1 **画像意匠**の願書及び図面等

4.1.1 「意匠に係る物品」の欄の記載

画像意匠について意匠登録出願する場合は、「意匠に係る物品」の欄に、画像の具体的な用途を明確に記載する。

<記載例>

情報表示用画像、コンテンツ視聴操作用画像、取引用画像、学習用画像、音量設定用画像、数値入力用画像 など…

<画像用の部品等である場合の記載例>

インジケータ用画像、トグルボタン用画像、スクロールバー用画像、チェックボックス用画像、ツールバー用画像、ドロップダウンリスト用画像、テキストボックス用画像、プログレスバー用画像、アイコン用画像、タブ用画像 など…

なお、上記の「～用画像」を「～用 G U I」と記載した場合も問題のない記載と取り扱う。

また、「操作画像」、「表示画像」又は「G U I」との記載であっても、願書の「意匠に係る物品の説明」及び願書に添付した図面等の記載を総合的に判断し、「操作画像」については、どのような操作のための画像で、どのように操作するのか、また、「表示画像」については、機器のどのような機能を発揮した結果として表示された画像であるかが明らかである場合には、問題のない記載と取り扱う。

<不適切な記載の例>

画像意匠、画像 など…

4.1.2 「意匠に係る物品の説明」の欄の記載

画像意匠について、「意匠に係る物品」の欄の記載だけでは、画像の用途を明確にすることができない場合は、「意匠に係る物品の説明」の欄に、画像の用途の理解を助けることができるような説明を記載する。

操作画像として保護を受けようとする場合であって、「意匠に係る物品」の欄の記載及び図面からではどのような操作のための画像か、また、画像をどのように操作するのか、という点が明らかでない場合は、これらの点を明らかにするための説明を記載する。

表示画像として保護を受けようとする場合であって、図面のみでは機器のどのような機能を発揮した結果として表示された画像であるかが明らかでない場合は、この点を明らかにするための説明を記載する。

4.1.3 「意匠の説明」の欄の記載

「意匠の説明」の欄の記載方法については、物品の意匠の意匠登録出願の場合と同様であることから、第Ⅲ部第1章「工業上利用することができる意匠」3.「意匠が具体的なものであること」を参照されたい。

なお、変化する**画像意匠**について、図面等の記載のみでは変化の順序又は変化の態様が明らかでないときは、これらについての説明を「意匠の説明」の欄に記載する。

4.1.4 図面等の記載

画像意匠について保護を受けようとする場合は、画像が平面的なものである場合は【画像図】を用いて意匠登録を受けようとする画像を表す。画像が立体的なものである場合は、【画像正面図】、【画像平面図】、【画像左側面図】等、【画像○○図】を用い、意匠登録を受けようとする画像を表す。また、画像意匠全体ではなく画像の一部について意匠登録を受けようとする場合は、意匠登録を受けようとする部分の形状等、「意匠登録を受けようとする部分」の画像全体における位置、大きさ、範囲及び「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界が明らかとなるよう表す。

なお、意匠登録を受けようとする部分の特定に必要な場合は、「意匠の説明」の欄に意匠登録を受けようとする部分を特定するための説明を加える。

<平面的な画像の出願例>

【画像図】



【意匠に係る物品】 医療用測定結果表示用画像
 【意匠に係る物品の説明】 この画像は対象者に取り付けた医療用測定器のデータを表示するための画像であり、心電図、心拍数、血圧等のデータを表示するものである。各測定値において設定した条件に合わせ、周囲の枠の色を変化させることで、遠くから見た場合でも直感的に計測結果の状況を知ることができる。

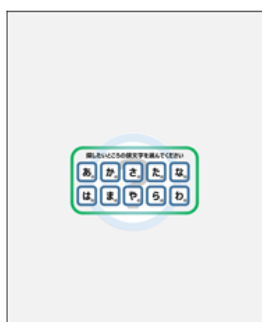
※説明の都合上、その他の願書の記載事項は省略した。

＜立体的な画像の出願例＞

【画像左側面図】 【画像正面図】 【画像右側面図】 【画像背面図】 【画像斜視図】 【画像参考斜視図】



【画像展開図】



【画像参考展開図】



【意匠に係る物品】 案内用画像
 【意匠に係る物品の説明】 この画像は、水族館で用いられる案内用の画像であり、選んだ文字に応じて案内を示すもので、【画像正面図】、【画像背面図】、【画像右側面図】、【画像左側面図】及び【画像斜視図】で示したように、円柱状である。画像を展開した状態を【画像展開図】で示す。【画像参考斜視図】及び【画像参考展開図】において赤色ハッチングを施した箇所は透明である。

※説明の都合上、その他の願書の記載事項は省略した。

4.2 物品等の部分に画像を含む意匠の願書及び図面等

4.2.1 「意匠に係る物品」の欄の記載

物品等の部分に画像を含む意匠について意匠登録出願する場合には、その画像が表示されている物品の名称又は建築物の用途を願書の「意匠に係る物品」の欄に記載する。

具体的な記載方法については、物品の意匠又は建築物の意匠の意匠登録出願の場合と同様であることから、物品については、第Ⅱ部第2章「意匠ごとの出願」3. を、建築物については、第Ⅳ部第2章「建築物の意匠」5.1「『意匠に係る物品』の欄の記載」を参照されたい。

なお、付加機能を有する電子計算機の場合には、「○○機能付き電子計算機」（注）と記載する。

（注）この場合の「○○機能」は、その画像に係る機能であって、電子計算機への付加により実現される物品に相当する機能であり、例えば、「カメラ機能付き電子計算機」のように、用途及び機能が明確な一の物品の機能と同等の一の機能を記載する。

4.2.2 「意匠に係る物品の説明」の欄の記載

物品等の部分に画像を含む意匠について、「意匠に係る物品」の欄の記載だけでは、その物品又は建築物の使用の目的、使用の状態等が分からない場合は、それらの理解を助けることができるような説明を、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄に記載する。

物品の機能を発揮するための操作画像又は建築物の機能を発揮するための操作画像（以下、「物品等の機能を発揮するための操作の画像」という。）として保護を受けようとする場合であって、「意匠に係る物品」の欄の記載及び図面からではその物品又は建築物のどのような機能を発揮できる状態にする操作のための画像か、また、画像をどのように操作するのか、という点が明らかでない場合は、これらの点を明らかにするための説明を記載する。

物品の機能にとって必要な表示画像又は建築物の機能にとって必要な表示画像（以下、「物品等の機能を果たすために必要な表示を行う画像」という。）として保護を受けようとする場合であって、図面等のみでは物品又は建築物のどのような用途及び機能を果たすために必要な表示を行う画像であるかが明らかでない場合、又は、画像の用途及び機能が明らかでない場合は、これらの点を明らかにするための説明を記載する。

4.2.3 「意匠の説明」の欄の記載

「意匠の説明」の欄の記載方法については、物品の意匠の意匠登録出願の場合と同様であることから、第Ⅲ部第1章「工業上利用することができる意匠」3.「意匠が具体的なものであること」を参照されたい。

なお、形状等が変化する物品等の部分に画像を含む意匠について、図面等の記載のみでは変化の順序又は変化の態様が明らかでないときは、これらについての説明を「意匠の説明」の欄に記載する。

4.2.4 図面等の記載

物品等の部分に画像を含む意匠について保護を受けようとする場合は、図面には【正面図】、【平面図】、【左側面図】等を用いつつ物品又は建築物を表し、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の場合は少なくとも「意匠登録を受けようとする部分」の形状等、「意匠登録を受けようとする部分」の物品又は建築物の全体における位置、大きさ、範囲及び「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界が明らかとなるよう表す。なお、意匠登録を受けようとする部分の特定に必要な場合は、「意匠の説明」の欄に意匠登録を受けようとする部分を特定するための説明を加える。

表示部を含め織物地のように平面的なものである場合は、物品を【表面図】及び【裏面図】としてもよい。

また、【画像図】又は【画像正面図】等の【画像○○図】は、物品を離れた画像自体を表す図として用いられることから、これらの図については「物品等の部分に画像を含む意匠」を表すためには用いない。

5. 一意匠一出願の要件に係る考え方

意匠法第７条は、意匠登録出願は一意匠ごとにしなければならないと規定しており、画像を含む意匠の意匠登録出願についても、当該要件を満たさなければならない。一般的な判断基準については、第Ⅱ部第２章「意匠ごとの出願」を参照されたい。

審査官は、意匠登録出願が、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、例えば以下に該当する場合は、二以上の意匠を包含し、一意匠ごとした意匠登録出願に該当しないと判断する。

- （１）二以上の画像の用途、建築物の用途又は物品を願書の「意匠に係る物品」の欄に並列して記載した場合
- （２）図面等において二以上の画像を表した場合
ただし、組物の意匠の意匠登録出願である場合や、変化する画像等として一意匠と認められる場合を除く。

ただし、審査官は、画像を含む意匠の一意匠一出願の要件の判断においては、画像の性質を踏まえ、以下の各点を考慮して判断する。

5.1 「意匠に係る物品」の欄の記載における一意匠の考え方

5.1.1 画像意匠の場合

審査官は、**画像意匠**の意匠登録出願において、例えば二以上の異なる画像の用途を願書の「意匠に係る物品」の欄に並列して記載したものは、二以上の意匠を包含した意匠登録出願と判断する。

ただし、審査官は、当該二以上の用途が同時に表示、使用される一の画像に係るものである場合は、それら複合的な用途を持つ画像と認定し、一意匠ごとした出願と扱う。

5.1.2 物品等の部分に画像を含む意匠の場合

審査官は、物品等の部分に画像を含む意匠であって、「意匠に係る物品」の欄に二以上の物品又は建築物の用途等を並列して記載したものは、二以上の意匠を包含した意匠登録出願と判断する。

なお、付加機能を有する電子計算機の画像を含む意匠の意匠登録出願において、二以上の異なる付加機能を願書の「意匠に係る物品」の欄に並列して記載したのも、意匠ごとにした意匠登録出願と認められない。ただし、当該二以上の付加機能が、同時に表示、使用される一の画像に係るものである場合は、この限りではない。

5.2 図面等の記載における一意匠の考え方

5.2.1 意匠ごとに出願されていないものの例

審査官は、意匠登録出願が、例えば以下に該当する場合は、二以上の意匠を包含し、意匠ごとにした意匠登録出願に該当しないと判断する。

- (1) 一の意匠登録出願の図面等に、二以上の異なる画像を含む意匠が表されている場合
- (2) 物品又は建築物の部分について意匠登録を受けようとする意匠の中に、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれている場合

<二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれている画像意匠の例>

【画像図】

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

分離した二以上の部分に形状等の一体性、機能的一体性のいずれも認められないため、意匠ごとにした出願とは認められない

【意匠に係る物品】監視機器制御用画像
 【意匠に係る物品の説明】画像左の縦長長方形部分は、煙センサ、炎センサ等の作動状態を示すものであり、右下に5つ並んだ横長長方形部分は監視カメラのリアルタイム映像が流れており、画像を選択すると右情報に大きく表示される。
 【意匠の説明】実線で描いた部分が意匠登録を受けようとする部分である。

5.2.2 図面等に、二以上の異なる画像を含む意匠が表されている場合の一意匠の判断における考え方

図面等に、二以上の異なる画像を含む意匠が表されている場合の一意匠の判断は、一般的な判断手法を記載した、第Ⅱ部第2章「意匠ごとの出願」2.1「二以上の物品を表したもので

あるか否かの判断」における（１）「二以上の物品等に該当するか否かの判断における考え方」の①及び②に準じて判断を行う。

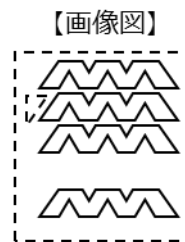
5.2.3 一意匠と取り扱う、分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」

審査官は、以下のいずれかに該当する場合は、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものであっても、一意匠と取り扱う。

（１）形状等の一体性が認められる場合

分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」であっても、対称となる図形から構成される場合や、一組となる図形から構成される場合のように、関連性をもって創作されるものは、形状等の一体性が認められる。

＜形状等の一体性が認められるものの例＞



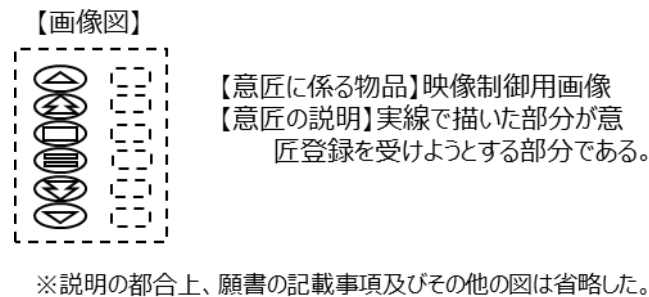
【意匠に係る物品】機能制御用画像
 【意匠に係る物品の説明】意匠登録を受けようとする部分として上下に４段並んだボタンは、それぞれ異なる機能呼び出すためのものである。
 【意匠の説明】実線で描いた部分が意匠登録を受けようとする部分である。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

（２）機能的な一体性が認められる場合

物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」であっても、全体として一の機能を果たすために一体的に創作される関係にあるものは、機能的な一体性が認められる。

＜機能的な一体性が認められるものの例＞



5.2.4 変化する画像

一の出願に複数の画像が表されている場合であっても、「意匠に係る物品の説明」等の願書の記載及び願書に添付した図面等の内容から、以下のいずれの要件も満たすものであると認められる場合には、審査官は、これら複数の画像を含んだ状態で一の意匠と取り扱う。

- (1) 同一の機能のためのものであること（→5.2.4.1 参照）
- (2) 形状等の関連性があること（→5.2.4.2 参照）

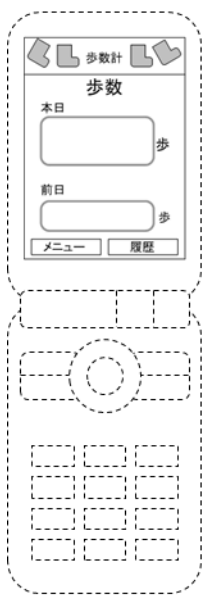
例えば、複数の図を用い画像が連続的に切り替わる様子が表されている場合（いわゆるアニメーション効果を示すことを意図したものと認められる場合を含む。）、それら複数の画像のうち、上記のいずれにも該当する画像については、変化の前後を示す図とし、一の意匠として取り扱う。

5.2.4.1 同一の機能のためのものであること

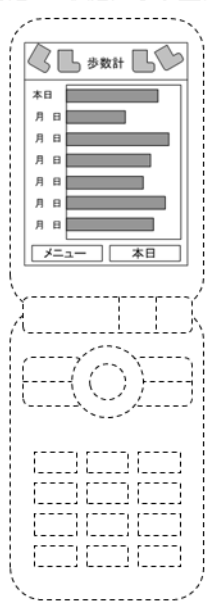
複数の画像を含んだ状態で一意匠と認められるためには、「意匠に係る物品の説明」等の願書の記載及び願書に添付した図面等の内容から、複数の画像が、同一の機能のための画像であると認められなければならない。

＜複数の画像を一意匠と判断するものの例1＞

【正面図】



【変化した状態を示す正面図】



いずれも、歩数表示機能のための画像である。

【意匠に係る物品】携帯電話機

【意匠に係る物品の説明】（略）本物品は、歩数計測表示機能を持つ携帯電話機である。正面図中の履歴ボタンを選択することにより、過去の歩数履歴をグラフ表示することができる。正面図及び変化した状態を示す正面図に表された画像は、歩数表示機能のための画像である。

（注）本事例は、上端部及び下端部に表される図形等において、形状等の関連性が認められるものである。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

審査官は、一の機能のために複数の連続する入力指示（選択指示）を行う必要がある場合等、操作の連続性が認められる場合には、これらの入力指示（選択指示）と対応して連続的に変化する一連の画像は、同一機能のための画像と判断する。

例えば、銀行のＡＴＭにおける振込機能のように、初期メニュー画面の対応アイコンから、取引銀行入力、振込宛先入力、振込金額入力、送金に至るまで、それぞれ個別の画像ごとでも、これらすべてを含む振込機能全体の遷移画面としてでも、同一機能のための画像と認められる。

＜複数の画像を一意匠と判断するものの例 2＞



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【意匠に係る物品】銀行取引用画像
 【意匠に係る物品の説明】画像図及び変化後を示す画像図 1～3 に表された画像は、振込先の設定や振込金額の入力操作に用いる。
 （注）本事例は背景等において形状等の関連性が認められるものである。

5.2.4.2 形状等の関連性があること

複数の画像を含んだ状態で一意匠と認められるためには、変化の前後の画像について、図形等の共通性による形状等の関連性が認められなければならない。

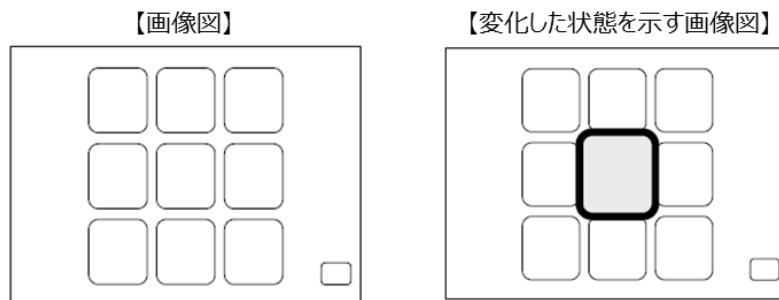
三以上の画像を含む意匠の場合は、形状等の関連性の有無の判断は、直前直後の画像ごとに行う。

画像の一部について意匠登録を受けようとする意匠登録出願については、意匠登録を受けようとする部分について、変化の前後の画像に、図形等の共通性による形状等の関連性が認められなければならない。

（1）図形等の移動等

図形等が、それ自体はほとんど形状変化を伴わずに、画像内で、連続的に移動、拡大、縮小、回転、色彩変化するもの。

<複数の画像を一意匠と判断するものの例 3>

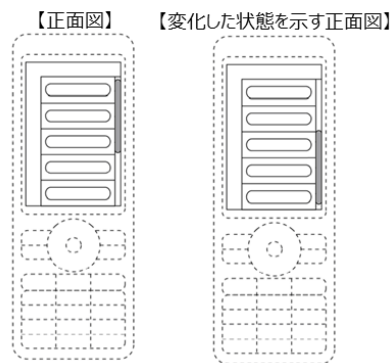


【意匠に係る物品】入退室管理用画像

【意匠の説明】（略）変化した状態を示す画像図は、指定したアイコンの形状が変化した状態を示すものである。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

<複数の画像を一意匠と判断するものの例 4>

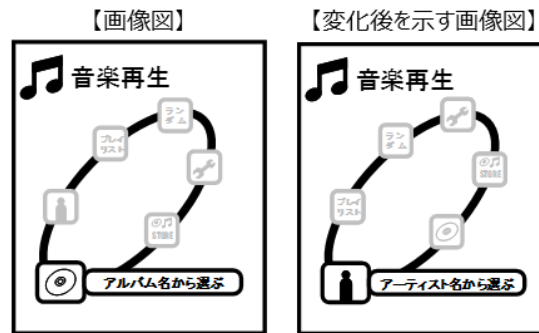


【意匠に係る物品】携帯電話機

【意匠に係る物品の説明】（略）正面図及び変化した状態を示す正面図に表された画像は、通話機能を発揮できる状態にするために、住所録から通話先を選択する操作のための画像である。画像部の右端のスクロールバー部分は上下に動くものである。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

<複数の画像を一意匠と判断するものの例 5>



【意匠に係る物品】音楽再生制御用画像

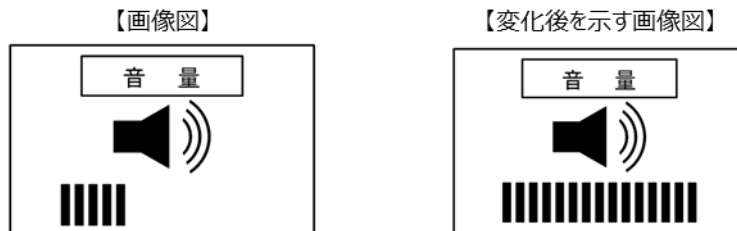
【意匠に係る物品の説明】画像図及び変化後を示す画像図に表された画像は、携帯電話機の音楽再生機能を選択するために用いる。それぞれの操作用図形等が指定されると、当該操作用図形等の説明も連動して変化する。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

(2) 同一の図形等の増減

同一の図形等が、画像内で連続的に増減（現出、消失）するもの。

<複数の画像を一意匠と判断するものの例 6>



【意匠に係る物品】音量制御用画像

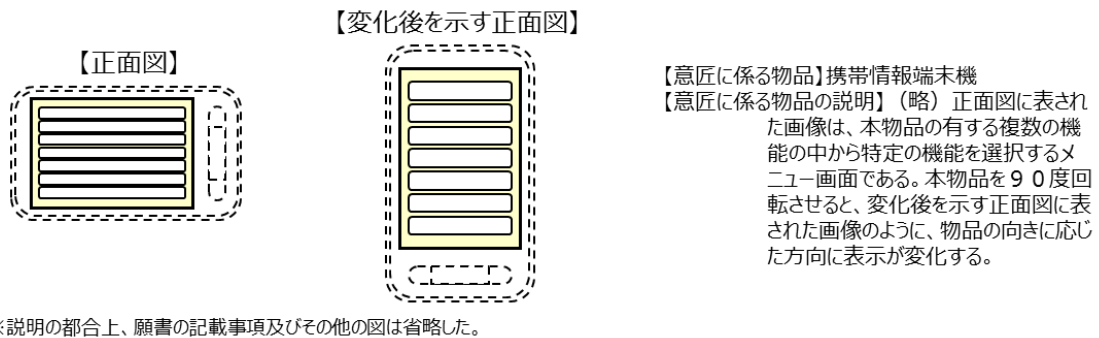
【意匠に係る物品の説明】（略）画像図及び変化後を示す画像図に表された画像は、音量調節に用いられる。音量調節ダイヤルの操作に連動して、レベルゲージが変化し、現在の音量レベルを表示する。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

(3) 画像内のレイアウト変更

機器の使用状態に応じて図形等の配置の向きや縦横比を変更するもの。図形等が、それ自体はほとんど形状変化を伴わずに、画像内で配置を変更するもの。

＜複数の画像を一意匠と判断するものの例 7＞



(4) 図形等自体の漸次的な変化

遷移前の画像の一部を残しつつ新たな画像が漸次的に現れ、最終的に新たな画像に移るもの。変化の最初と最後では図形等の形状等が異なるものの、その変化途中の画像の開示によって、当該図形等が漸次的に変化すると認められるもの。

＜複数の画像を一意匠と判断するものの例 8＞



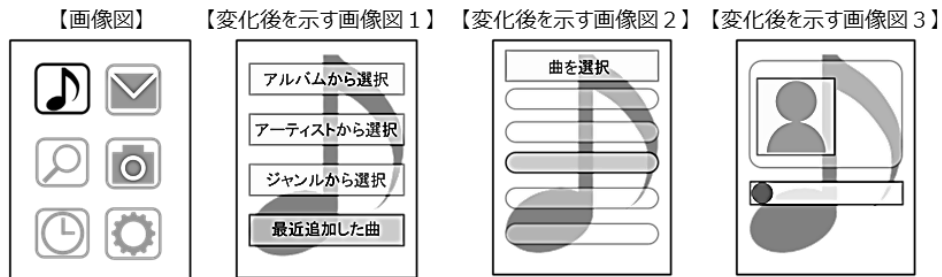
【意匠に係る物品】機能選択用画像
 【意匠に係る物品の説明】（略）表示部に表された画像は、本物品の有する複数の機能の中から特定の機能を選択するメニュー画面である。変化後を示す画像図4に表された画像は、音楽再生機能のための画像で、再生するアルバムを選択する操作を行う。変化後を示す画像図2から変化後を示す画像図4は、画像に表されたメニュー画面の中から、音楽再生用アイコンを選択した際の画像の変化を表したものであり、メニュー画面の右下からページをめくるようにアルバム選択画面があらわれる。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

(5) 共通モチーフの連続的使用

画像のヘッダー部分や背景に同一の図形等からなる共通のモチーフが連続的に使用されているもの。

＜複数の画像を一意匠と判断するものの例 9＞



【意匠に係る物品】機能選択用画像

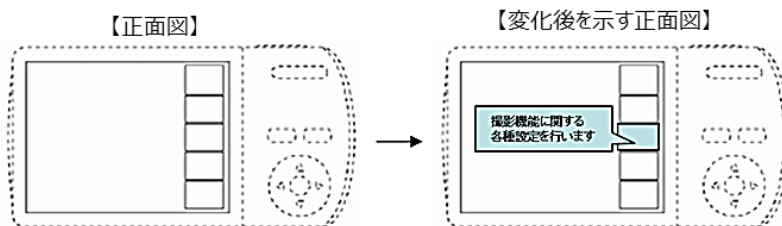
【意匠に係る物品の説明】（略）画像図に表された画像は、本物品の有する複数の機能の中から特定の機能を選択するメニュー画面である。画像中のアイコンを選択することにより、音楽再生機能のための画像へ遷移し、再生する音楽を選択する操作を順次行う。変化後を示す画像図 3 は、選択した音楽の再生進行状況を表示する画像である

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

(6) 追加的な図形等の展開

操作に連動して、画像内に新たな図形等が出現又は消失するもの。（例えば、プルダウンメニュー、サブメニュー、サブウィンドウの展開、アイコン等に関連したポップアップ表示の現出又は消失。）

＜複数の画像を一意匠と判断するものの例 10＞



【意匠に係る物品】携帯情報端末機

【意匠に係る物品の説明】（略）正面図に表された画像は、撮影機能のためにカメラの起動や、設定を行う操作に用いる。変化後の状態を示す正面図に示したように、いずれかの操作用図形等を指定した状態で一定時間が過ぎると、当該操作用図形等により設定できる内容についてふきだし状の説明が表示される。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

5.2.4.3 一意匠と取り扱わないものの例

異なる機能のための複数の画像や、形状等の関連性の認められない複数の画像については、これら複数の画像を一の意匠とは認められない。

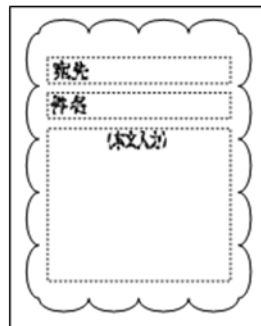
一意匠とは認められない複数の画像を含む意匠に対しては、意匠法第7条の要件を満たさないものと認められる。なお、一意匠として認められない画像を表す図のうち、意匠の理解を助けるために用いることのできるものについては、参考図とすることが認められる。

(1) 異なる機能のための複数の画像

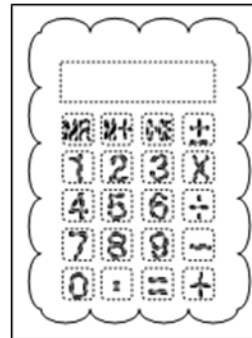
異なる機能のための複数の画像を含む意匠は、一意匠とは認められない。

＜異なる機能のためのものであることから、複数の画像が一意匠として認められない例1＞

【画像図】



【変化後を示す画像図】



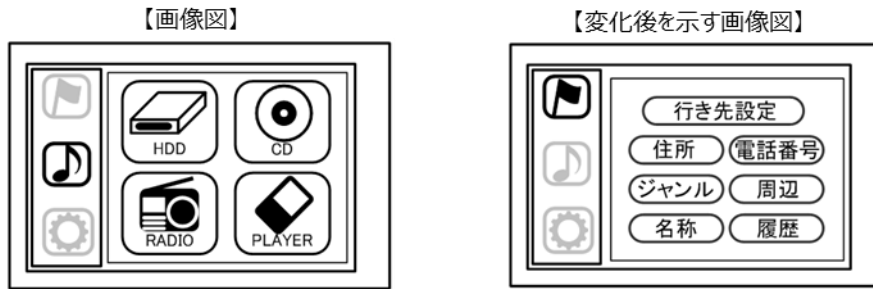
【意匠に係る物品】携帯電話機制御用画像

【意匠に係る物品の説明】（略）この画像は、メール作成のための入力操作に用いる。変化後を示す画像図に表された画像は、電卓機能のために用いられる画像で、ボタンを選択することにより計算を行う。

変化前の画像は、メール機能のための画像であるのに対し、変化後の画像は電卓機能のための画像であって、同一の機能のための画像とは認められない。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

＜異なる機能のためのものであることから、複数の画像が一意匠として認められない例2＞



【意匠に係る物品】経路誘導表示用画像

【意匠に係る物品の説明】（略）画像図に表された画像は、再生する音楽の音源を選択する操作を行うものである。左側のメニュー部の旗のアイコンを選択することにより、変化後を示す画像図に表された画像のように、経路誘導のための行き先設定の画像へ変化する。

変化前の画像は、音楽再生機能のための画像であるのに対し、変化後の画像は経路誘導機能のための画像であって、同一の機能のための画像とは認められない。

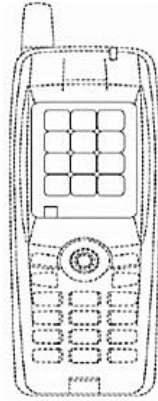
※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

（2）形状等の関連性がない複数の画像

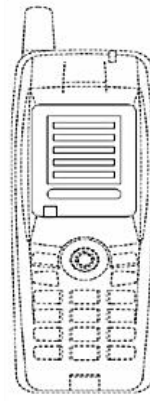
変化の前後の画像の図形等に共通性がない（又は共通性が極めて小さい）場合等、変化の前後の形状等にまとまりがない場合には、形状等の関連性が認められず、一意匠とは認められない。

＜形状等の関連性がないことから、複数の画像が一意匠として認められない例1＞

【正面図】



【変化後を示す正面図】



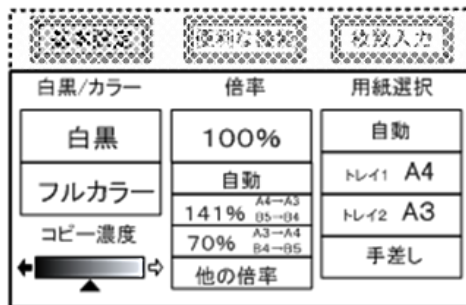
【意匠に係る物品】携帯電話機

【意匠に係る物品の説明】（略）正面図及び変化後を示す正面図に表された画像は、通話先の選択方法を選択するための操作に用いる。正面図の右の列の最も下のボタンを押すと、変化後を示す正面図に示すようにリスト表示に切り替わる。

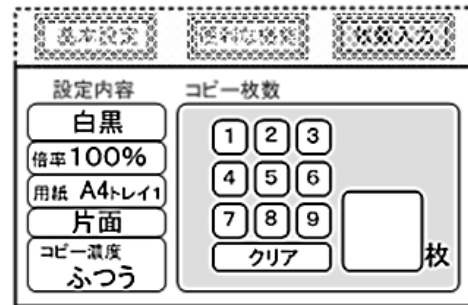
※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

＜形状等の関連性がないことから、複数の画像が一意匠として認められない例2＞

【画像図】



【変化後を示す画像図】



【意匠に係る物品】複写機能制御用画像

【意匠に係る物品の説明】（略）画像図及び変化した状態の画像図に表された画像は、複写のための各種設定を行うものである。

意匠登録を受けようとする部分について、変化前後の画像に共通する要素がなく、まとまりに欠け、形状等の関連性が認められない。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

5.3 画像を含む意匠に関する一意匠一出願の例外

意匠法では、意匠ごとに出願することが原則であるが、5.1 ないし 5.2 に基づき判断しても意匠ごとにした出願とは認められない場合であっても、（１）組物の意匠（第Ⅳ部第３章「組物の意匠」参照）又は（２）内装の意匠（第Ⅳ部第４章「内装の意匠」参照）の要件を満たす場合は、組物の意匠又は内装の意匠として一の意匠と認められる。

6. 画像を含む意匠の登録要件

画像を含む意匠として意匠登録出願されたものが意匠登録を受けるためには、意匠法に定められた登録されるための全ての要件を満たさなければならない。基本的には一般的な登録要件の審査と同様に行うが（第Ⅱ部及び第Ⅲ部参照）、以下、意匠法上の主な登録要件において、画像を含む意匠の出願について特に留意すべき点について示す。

- （１）工業上利用することができる意匠であること
- （２）新規性を有すること
- （３）創作非容易性を有すること（容易に創作をすることができたものでないこと）
- （４）先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠ではないこと

6.1 工業上利用することができる意匠であること

審査官が、画像を含む意匠として意匠登録出願されたものが工業上利用することができる意匠であるかどうかを判断する場合に留意すべき点について、以下、**画像意匠**、**物品等の部分に画像を含む意匠**それぞれについて示す。

6.1.1 工業上利用することができる**画像意匠**であること

画像意匠が工業上利用することができるものであると認められるためには、以下を満たさなければならない。

- （１）意匠法上の**画像意匠**と認められるものであること（→6.1.1.1 参照）
- （２）意匠が具体的なものであること（→6.1.1.2 参照）
- （３）工業上利用することができるものであること（→6.1.1.3 参照）

6.1.1.1 意匠法上の画像意匠と認められるものであること

意匠法上、**画像意匠**は物品又は建築物から離れた画像自体として保護される。すなわち、願書の記載及び願書に添付した図面等に基づいて総合的に判断したときに、物品若しくは建築物又はそれらの部分と認められるものは**画像意匠**とは認められない。

画像は立体的なものを含み得るが、物品又は建築物から離れた物理的な形状を有さないものである。物理的な形状等を前提とする、見本又はひな形で提出された場合や、物理的な材質について説明が記載されている場合は、工業上利用することができる**画像意匠**とは認められない。この場合審査官は、その内容に応じて、**物品等の部分に画像を含む意匠**として工業上利用することができるものか否かの判断を行う。

なお、**画像意匠**は物品又は建築物から離れたものである。意匠登録出願上どのような表示方法であるかを特定する必要はなく、願書に添付した図面においては、画像として視覚を通じ美感を起こさせるものそれ自体を表す。表示機器とともに画像が示されている場合は、物品の部分としての画像を含む意匠（3.2.1 参照）として審査を進める。

意匠法においては、全ての画像を保護するのではなく、その保護対象を「操作画像」又は「表示画像」に限っている。**画像意匠**は少なくともこのいずれかに該当する必要がある。「操作画像」と「表示画像」のいずれにも該当する画像についても、この要件を満たすものと判断する。これらのいずれにも該当しない画像は、意匠法にいう意匠に該当しない。

「操作画像」とは、対象の機器が機能にしたがって働く状態にするための指示を与える画像であり、特段の事情がない限り、画像の中に何らかの機器の操作に使用される図形等が選択又は指定可能に表示されるものをいう。**画像意匠**は物品から離れたものである。ここでいう機器が特定されている必要はなく、操作対象となる用途や機能（例えば、写真撮影用画像）が特定されている場合でも本要件を満たしているものと認められる。

「表示画像」とは、何らかの機器の機能と関わりのある表示画像であり、画像の中に機器の何らかの機能と関わりのある表示を含むものをいう。

6.1.1.2 意匠が具体的なものであること

意匠として保護されるのは、願書の記載及び願書に添付した図面等を通じて把握される無体の財産としての美的創作である。願書の記載及び願書に添付した図面等から、出願された意匠の内容が、具体的に導き出すことができればよく、願書に添付した図面等において、意匠の創作の内容を特定する上で必要なものが含まれていれば十分である。

出願された**画像意匠**が具体的なものと認められるためには、**画像意匠**の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から、①**画像意匠**

の用途及び機能、②画像の一部について意匠登録を受けようとする場合は、意匠登録を受けようとする部分の（画像意匠全体に対する）位置、大きさ範囲及びその他の部分との境界、③形状等の具体的な内容が直接的に導き出されなければならない。

願書又は願書に添付した図面等に、以下のような記載不備を有しており、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出せないときは、意匠が具体的なものとは認められない。

- ① **画像意匠**全体が表されていない場合
- ② 画像の中に不鮮明な部分を含む場合
- ③ 願書の記載と願書に添付した図面との間で矛盾がある場合（願書で黄色と記載した範囲が、図面では青色である場合等）
- ④ **画像意匠**に意匠登録を受けようとする部分とその他の部分が含まれる場合に、意匠登録を受けようとする部分の形状等、位置、大きさ、範囲が特定されない場合
- ⑤ **画像意匠**の出願の中に複数の図が含まれている場合に、それらの図の画像が異なり、かつ、変化する画像としても、変化の順序、変化の態様が明らかでない場合

意匠法第6条では、意匠登録を受けようとする者は、願書に画像の用途を記載しなければならない旨が規定されている。また、願書の「意匠に係る物品」の欄には画像の用途を記載する（→4.1.1 参照）。

この画像の用途は必ずしも子細な記載をしなければならないというわけではなく、「数値入力用画像」、「時刻表示用画像」等の画像の機能を記載する場合のように、具体的な用途が理解できる程度に記載されていればよい。

工業上利用することができる意匠であるかの判断の際には、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載のみならず、願書の他の記載や願書に添付された図面も総合的に判断し、画像の用途が記載されているか否かを判断する。このため、審査官は、例えば、「意匠に係る物品」の欄に「G U I」と記載されたものであっても、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄の記載や願書に添付された図面の内容等から、画像の用途が理解できる場合は、工業上利用することができる意匠と判断する。

6.1.1.3 工業上利用することができるものであること

画像意匠が、工業上利用することができるものでなくてはならない。（第Ⅲ部第1章「工業上利用することができる意匠」4.「工業上利用することができるものであること」参照）

6.1.2 工業上利用することができる、物品等の部分に画像を含む意匠であること

物品等の部分に画像を含む意匠が工業上利用することができるものであると認められるためには、以下の各要件を全て満たさなければならない。

- (1) 意匠を構成するものであること（→6.1.2.1 参照）
- (2) 意匠が具体的なものであること（→6.1.2.2 参照）
- (3) 工業上利用することができるものであること（→6.1.2.3 参照）

6.1.2.1 意匠を構成するものであること

物品等の部分に画像を含む意匠と認められるためには、（画像の表示された）物品又は建築物自体が意匠を構成するものでなければならない。

意匠を構成するための要件については、第Ⅲ部第1章「工業上利用することができる意匠」を参照されたい。

物品又は建築物の意匠の一部を構成する画像と認められるためには、画像がその物品又は建築物を構成するものでなければならない。よって、「画像意匠」の場合と異なり、物品又は建築物の意匠の一部を構成する画像と認められるためには、①その物品又は建築物に記録された画像であり、かつ、②その物品又は建築物の表示部に表示されているものであること、との要件を満たしたものである必要がある。

したがって、テレビ番組の画像、インターネットの画像、他の物品又は建築物からの信号による画像を表示したものなど物品又は建築物の外部からの信号による画像を表示したもの、意匠登録を受けようとする物品又は建築物に接続された別の物品又は建築物に記録された画像を表示したものは、その物品又は建築物の部分としての画像とは認められない。

表示部に表示される画像が物品又は建築物の意匠の一部を構成する画像と認められるためには、画像が「物品等の機能を発揮するための操作の画像」又は「物品等の機能を果たすために必要な表示を行う画像」であることを要する。少なくともこのいずれかに該当する必要がある、「物品等の機能を発揮するための操作の画像」と「物品等の機能を果たすために必要な表示を行う画像」のいずれにも該当する画像についても、この要件を満たすものと判断する。

物品又は建築物の表示部に表示される画像が、「物品等の機能を発揮するための操作の画像」と認められるためには、まず、「操作画像」、すなわち、対象の機器が機能にしたがって働く状態にするための指示を与える画像であり、特段の事情がない限り、画像の中に何らかの機器の操作に使用される図形等が選択又は指定可能に表示されるものである必要がある。さらに、その操作は、「物品等の機能を発揮するため」の状態、すなわち当該物品又は建築物の機能を働かせるこ

とが可能となっている状態（例えば、切符販売機であれば切符の発券ができる状態、光ディスク記録再生機の「映像再生機能」であればコンテンツの視聴を開始できる状態、及び、現金自動預入支払機の「振込機能」であれば振込の処理を開始できる状態等）で用いられるものである必要がある。

なお、ここでいう「操作」については、画像全体について認定できれば足りるものであり、画像に含まれる操作に使用される図形それぞれについてまで詳細に認定することを要さない。

また、当該物品又は建築物がその機能にしたがって働いている状態（例えば、携帯電話機については通話中やメールの送信中、磁気ディスクレコーダーについては再生中や録画中の状態等）で表示される画像は、「物品等の機能を発揮するための操作の画像」とは認められない。

複数の段階を経て物品又は建築物の機能を発揮できる状態にする画像については、そのいずれの段階も機能を発揮できる状態にするためのものと認められるものであるから、当該画像が操作の用に供されるものであれば、「物品等の機能を発揮するための操作の画像」となり得る。

また、複数の機能を備え持つ物品又は建築物においては、そのうちの一の機能について機能を発揮した状態で用いられる操作画像であっても、それが別の機能を発揮できる状態にするための操作のための図形等を含む画像である場合は、その別の「物品等の機能を発揮するための操作の画像」と認められる。

表示部に表示される画像が、「物品等の機能を果たすために必要な表示を行う画像」と認められるためには、当該画像が、その物品等の機能を果たすために必要な表示を行う画像でなければならない。

物品又は建築物の「機能」とは、当該物品又は建築物から一般的に想定できる機能を意味する。例えば「置時計」であれば、時刻を表示する機能が物品の「機能」であり、この機能を果たすために必要な表示である時刻表示画像が「物品等の機能を果たすために必要な表示を行う画像」と認められる。複数の機能を物品又は建築物自体が備え持つ場合は、それぞれの機能が物品又は建築物の「機能」であるといえ、例えば防犯機能及び発電機能付き家屋であれば、防犯管理機能、発電機能等が当該建築物の「機能」といえ、例えば「防犯機能作業状況表示画像」が「当該建築物の機能を果たすために必要な表示を行う画像」と認められる。

なお、意匠登録を受けようとする意匠の意匠に係る物品又は建築物が一般的に想定できない機能を有している場合は、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄の記載でどのような機能を有しているかを示すことで、その機能を果たすために必要な表示を行う画像についても保護を受けることができる。

6.1.2.2 意匠が具体的なものであること

意匠として保護されるのは、願書の記載及び願書に添付した図面等を通じて把握される無体の財産としての美的創作であるので、願書の記載及び願書に添付した図面等から、出願された意匠の内容について、具体的に導き出すことができればよく、願書に添付した図面等についてみれば、意匠の創作の内容を特定する上で必要なものが含まれていれば十分である。

意匠登録出願に係る画像意匠が具体的なものと認められるためには、出願された物品又は建築物の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から、①画像を含む意匠の意匠に係る物品又は建築物の用途及び機能、②画像の用途及び機能、③物品又は建築物の一部について意匠登録を受けようとする場合は、意匠登録を受けようとする部分の（物品又は建築物全体に対する）位置、大きさ、範囲及びその他の部分との境界、④形状等の具体的な内容が直接的に導き出されなければならない。

願書又は願書に添付した図面等に、以下のような記載不備を有しており、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出せないときは、意匠が具体的なものとは認められない。

- （a）意匠に係る物品又は画像の具体的な用途及び機能が明らかでない場合
- （b）画像全体が表されていない場合
- （c）意匠に係る物品全体の形状等が表されていない場合
- （d）図面に不鮮明な箇所があり、物品の形状等が明確に表されていない場合
- （e）願書の記載と願書に添付した図面との間で矛盾がある場合（願書に記載した物品と図面が一致しない場合等）
- （f）物品のうち画像の表示部が明らかでない場合又は意匠登録を受けようとする物品以外に画像が表示されている場合
- （g）「画像」が変化する場合に、変化の順序、変化の態様が明らかでない場合

6.1.2.3 工業上利用することができるものであること

物品等の部分に画像を含む意匠の、意匠に係る物品又は建築物が、工業上利用することができるものでなくてはならない。（第Ⅲ部第1章「工業上利用することができる意匠」4.「工業上利用することができるものであること」参照）

6.1.3 意匠を構成する「画像」とは認められない画像

テレビ番組の画像、映画、ゲームソフトを作動させることにより表示されるゲームの画像など、機器とは独立した、画像又は映像の内容自体を表現の中心として創作される画像又は映像は、操作画像とも物品又は建築物の機能を発揮した結果として表示される画像とも認められず、意匠を構成しない。

また、平成18年の意匠法改正で、物品の操作の用に供される画像については、物品の表示部に表示される場合だけでなく、「これと一体として用いられる物品に表示される画像」についても当該物品の部分として認めた。例えば、テレビモニターに表示される磁気ディスクレコーダーの操作画像などがこれに該当する。

令和元年法改正では、「これと一体として用いられる物品に表示される画像」が物品の部分として認められる旨の規定が削除された。このため、「これと一体として用いられる物品に表示される画像」については、物品の部分としての画像とは認められなくなり、このような出願がなされた場合は、物品の意匠と画像の意匠について出願したものと扱う。なお、当該操作画像は、画像意匠として保護を受けることが可能であり、また、本体と画像の両方に形状等の関連性があり、いずれも意匠登録を受けようとする部分が含まれていれば、物品と画像からなる組物の意匠として保護を受けることが可能である。

6.1.4 コンテンツ表示部分を含む画像の扱い

テレビ番組の画像、映画、ゲームソフトを作動させることにより表示されるゲームの画像、風景写真など、機器とは独立した、画像又は映像の内容自体を表現の中心として創作される画像又は映像（注）は、操作画像とも表示画像とも認められず、意匠を構成しない。このため、これら画像のみからなる画像については、画像意匠として工業上利用することができる意匠とは認められず、また、物品又は建築物の意匠の一部を構成する画像とも認められない。

一方、画像の一部にコンテンツ表示部分を含む画像も存在しており、このような場合に画像全体として画像を含む意匠と認められるための要件を満たすのであれば、当該画像全体については意匠法の保護対象となる。

このような画像については、図面中にコンテンツが表示された状態で意匠が開示されることもあり得る。その際、①コンテンツ表示部について願書に説明がある場合、②参考図等でコンテンツ表示部が示されている場合又は、③「映像再生用画像」の映像が表示される部分に図形が示されている場合等、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、コンテンツ表示部と明確に判断できる部分があり、表示されたコンテンツが公序良俗に反するものや他人の業務と混同を生じさせるもののようなもの（意匠法第5条）に該当しないのであれば、削除を求めず、当該コンテンツが表示されたままでも工業上利用することができる意匠と判断する。ただし、

コンテンツ表示部に表示されている内容は意匠を構成しないものと取り扱い、類否判断や創作非容易性の判断においては考慮しない。

他方、コンテンツ表示部か否かが不明な場合は、原則意匠を構成する模様と扱い、意匠が具体的に認定できない場合は意匠が具体的にないと判断する。

（注）スマートフォンのカメラ機能等を使って撮像した対象物等もこれに準じるものとして扱う。

6.2 新規性を有すること

審査官は、新規性要件について規定する意匠法第3条第1項各号の規定の適用については、出願された画像を含む意匠が公知意匠のいずれかと同一であるか否か、又は公知意匠に類似する意匠に該当するか否かを判断（以下、この判断を「類否判断」という。）することにより行う。

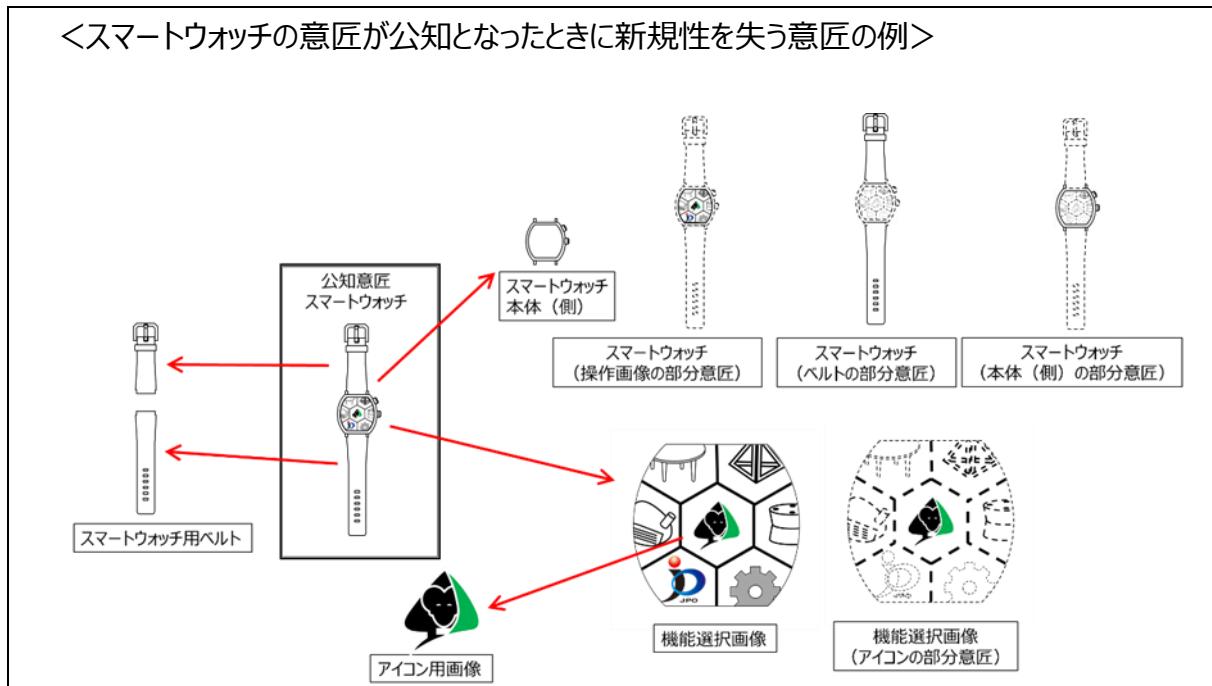
新規性要件に関する一般的な判断基準については、第Ⅲ部第2章第1節「新規性」を参照されたい。加えて、画像を含む意匠について類否判断を行う場合に、審査官が、特に留意すべき点を以下に記載する。

6.2.1 公知資料に掲載された物品又は建築物の表示部等に画像が表されている場合の扱い

新規性及び創作非容易性の判断の基礎とする意匠には、意匠法第3条第1項第1号及び第2号に規定される、公然知られた意匠、頒布された刊行物に記載された意匠及び電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠が挙げられるが、これらの意匠において、物品又は建築物の表示部等に画像が表されている場合、当該物品等の部分に画像を含む意匠として新規性及び創作非容易性の判断の基礎とする資料として取り扱うのに加え、当該表示部に表された画像を画像意匠として新規性及び創作非容易性の判断の基礎とする資料として取り扱う。

さらに、新規性の判断をする場合は、物品等の中で分離して識別可能な部品等がある場合は、当該部品についても公知意匠となったものとして扱い（一部が物品又は建築物の内部に隠れている場合は外部に表れた部分のみを公知意匠として扱う）、各部分についても、物品等の中で示された位置、大きさ、範囲となる物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠としてそれぞれ公知意匠となったものとして扱う。

例えば、以下のように、実際に公開されている公知意匠が操作画像の表示されたスマートウォッチである場合、公知意匠となり新規性を喪失する意匠には、スマートウォッチの意匠だけではなく、部品として認識可能なスマートウォッチ用ベルト、スマートウォッチ本体のような部品の意匠や、操作画像の意匠、操作画像の中で認識可能なアイコン用画像の意匠、さらに、スマートウォッチや操作画像の部分について意匠登録を受けようとする意匠として考えられるものも含まれる。



6.2.2 画像を含む意匠の類否判断手法

審査官は、画像を含む意匠の類否判断を行うにあたり、画像意匠、物品等の部分に画像を含む意匠のいずれの場合においても、対比する両意匠が以下の（１）ないし（３）の全ての要件に該当する場合に、両意匠は類似すると判断する。

- （１）両意匠の意匠全体の用途及び機能が同一又は類似であること
- （２）両意匠の画像の用途及び機能が同一又は類似であること
- （３）両意匠の形状等が同一又は類似であること

6.2.2.1 両意匠の意匠全体の用途及び機能が同一又は類似であること

審査官は、画像を含む意匠の類否判断を行う際、まず、「意匠に係る物品」の欄に記載された物品、画像の用途又は建築物の用途を踏まえつつ、当該物品、建築物又は画像の使用の目的、使用の状態等に基づいて、両意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能を認定する。物品等の部分に画像を含む意匠の場合は、意匠に係る物品又は建築物の用途及び機能の類否に加え、当該画像の用途及び機能についても認定する。

審査官は、上記の認定に基づいて、両意匠の用途及び機能の類否を判断する。その際、意匠の類似は、対比する意匠同士の意匠に係る物品等の用途及び機能が同一又は類似であることを前提とするが、それらの詳細な用途及び機能を比較した上でその類否を決する必要はないこと

から、具体的な物品等に表された形状等の価値を評価する範囲において、用途（使用目的、使用状態等）及び機能に共通性があれば、両意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能が類似すると判断する。

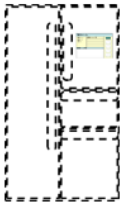
一般に、意匠に係る物品等の用途及び機能に相違があるとしても、その相違が物品等の形状等の特徴として現れないなど、意匠に係る物品等の用途及び機能を総合的に判断した場合に考慮し得ないものである場合には、意匠に係る物品等は類似すると判断する。

画像意匠同士の用途及び機能の類否判断を行う際は、審査官は、**物品等の部分に画像を含む意匠**における場合のように、それらが表示される物品等の用途及び機能を考慮する必要がない。

一方、画像の用途及び機能が共通する場合であっても、比較の対象となる意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能を総合的に判断した場合に、当該画像の用途及び機能以外に明らかに異なる使用目的を含むなど、考慮すべき他の用途及び機能がある場合は、意匠に係る物品等は類似しないと判断する。

＜画像意匠と物品の部分としての画像を含む意匠の類否判断における用途及び機能の影響＞

【正面図】



【意匠に係る物品】冷蔵庫
(物品の部分に画像を含む意匠)
(用途及び機能)
食品、飲料等の冷蔵＋メール送受信

【画像図】



【意匠に係る物品】電子メール送受信用画像
(画像意匠)
(用途及び機能)
メール送受信

【正面図】



【意匠に係る物品】電子メール送受信機能付き電子計算機
(物品の部分に画像を含む意匠)
(用途及び機能)
情報処理＋メール送受信

← 非類似 ※注
→ 類似

「電子メール送受信機能付き電子計算機」の用途及び機能は、電子メール送受信機能に加え情報処理機能を持つものであるが、情報処理機能自体は種々の物品に付加されることが多い一般的な機能であり、かつ、物品の外観上の特徴として表れない機能であることから、意匠全体の用途及び機能を比較する場合にほとんど影響を与えないものである。よって、当該画像を表示させているときの「電子メール送受信機能付き電子計算機」の用途及び機能は「電子メール送受信用画像」の用途及び機能と比較すると、両者の共通性が情報処理機能の有無の違いよりも大きいことから、両意匠の用途及び機能は類似するものと判断する。

一方、「電子メール送受信機能付き冷蔵庫」の画像部分のみを意匠登録を受けようとする部分とする意匠と、「電子メール送受信用画像」の画像意匠とを比較する場合、「冷蔵庫」にはメール送受信機能に加え、食品等を保管し冷蔵するという冷蔵庫としての用途及び機能も有しており、当該用途及び機能は外観上にも顕著に現れている。このため、「電子メール送受信用画像」の用途及び機能の共通性に比べ、冷蔵庫としての用途及び機能の有無の違いが大きいことから、両意匠は類似しないものと扱う。

(注)「冷蔵庫」の意匠が「電子メール送受信用画像」の意匠の出願前に公知となっている場合は、「冷蔵庫」の表示部に表された画像を画像意匠として新規性（及び創作非容易性）の判断の基礎とする資料として取り扱うことから、その後に出願された「電子メール送受信用画像」の意匠は、新規性（又は創作非容易性）の要件に基づく拒絶の対象となり得る。

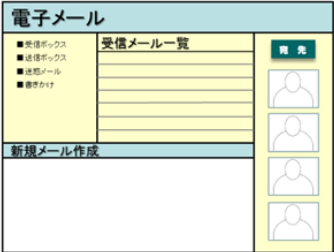
「冷蔵庫」の意匠の出願が「電子メール送受信画像」の意匠の出願の先願である場合は、「電子メール送受信画像」の意匠は、意匠法第 3 条の 2（先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外）の規定の適用の対象となる可能性がある。

「電子メール送受信機能付き電子計算機」の意匠の出願が「電子メール送受信画像」の意匠の出願の先願である場合は、「電子メール送受信画像」の意匠は、意匠法第 3 条の 2（先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外）及び意匠法第 9 条（先願）の規定の適用の対象となる可能性がある。

「電子メール送受信画像」の意匠の出願が「電子メール送受信機能付き電子計算機」の意匠の出願の先願である場合は、「電子メール送受信機能付き電子計算機」の意匠は、意匠法第 9 条（先願）の規定の適用の対象となる可能性がある。

＜用途及び機能が類似する例 1＞

公知意匠



「電子メール送受信画像」

出願の意匠

【正面図】

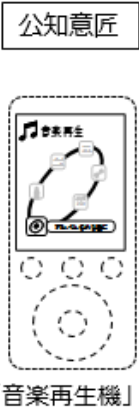


【意匠に係る物品】電子メール送受信機能付き電子計算機

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

「電子メール送受信機能付き電子計算機」の用途及び機能は、電子メール送受信機能に加え情報処理機能を持つものであるが、情報処理機能自体は種々の物品に付加されることが多い一般的な機能であり、かつ、物品の外観上の特徴として表れない機能であることから、意匠全体の用途及び機能を比較する場合にほとんど影響を与えないものである。よって、当該画像を表示させているときの「電子メール送受信機能付き電子計算機」の用途及び機能は「電子メール送受信画像」の用途及び機能と比較すると、両者の共通性が情報処理機能の有無の違いよりも大きいことから、両意匠の用途及び機能は類似するものと判断する。

＜用途及び機能が類似する例 2＞



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

「音楽再生機」の用途及び機能は、音楽の再生であるのに対し、「携帯情報端末機」は、音楽の再生のみならずスケジュールの管理や連絡先の管理等の複合的な用途及び機能を持つものであるが、音楽再生用画像を表示させているときの「携帯情報端末機」においては、音楽の再生以外の用途及び機能は物品の外観上の特徴として表れないことから、両意匠の意匠全体の用途及び機能を比較する場合にほとんど影響を与えないものである。よって、音楽再生画像を表示させているときの「携帯情報端末機」の用途及び機能は、「音楽再生機」の用途及び機能と比較すると、両者の共通性が携帯情報端末機のその他の機能の有無の違いよりも大きいことから、両意匠の用途及び機能は類似するものと判断する。

＜用途及び機能が類似する例 3＞



「入退室管理用パスワード入力用画像」



【意匠に係る物品】電話番号入力用画像
【意匠に係る物品の説明】（略）画像図に表された画像は、通話する際の電話番号を入力するためのものである。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

「入退室管理用のパスワード入力用画像」と「電話番号入力用画像」とは、入力の対象がパスワードであるか、電話番号であるかとの点において異なるが、いずれも数値を入力するものである点で共通することから、両意匠の用途及び機能は類似するものと判断する。

＜用途及び機能が類似する例 4＞

公知意匠



「商品在庫確認用画像」

（説明）
複数の縦長四角形状部は、商品の種類を表した**商品選択ボタン**であり、押すことで当該商品の在庫数を表示する画面が表示される。

出願の意匠

【画像図】



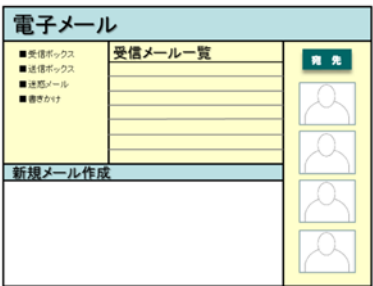
【意匠に係る物品】会議室予約用画像
【意匠に係る物品の説明】（略）複数の縦長四角形状部は各会議室を表した**会議室を選ぶための図形**であり、**ここをクリック**することで当該会議室の予約状況を表示する画面が表示される。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

「商品在庫確認用画像」と「会議室予約用画像」とは、選択の対象が商品であるか、会議室であるかとの点において異なるが、複数の選択肢から一つを選択し、その情報を表示させる指示を与えるものである点で共通することから、両意匠の用途及び機能は類似するものと判断する。

＜用途及び機能が類似しない例 1＞

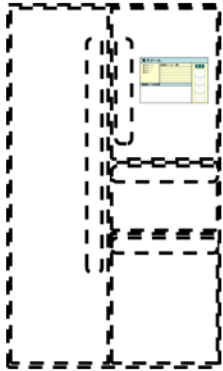
公知意匠



「電子メール送受信画面」

出願の意匠

【正面図】



【意匠に係る物品】冷蔵庫

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

「電子メール送受信機能付き冷蔵庫」と「電子メール送受信画面」とは、いずれも電子メールの送受信を行う用途及び機能を持つものである点で共通するが、「電子メール送受信画面」は、電子メールを送受信する用途及び機能しか持たないものであるのに対し、「電子メール送受信機能付き冷蔵庫」は、電子メールの送受信に加え、食品等を保管し、冷蔵するという冷蔵庫特有のハードウェアに基づく用途及び機能も有している点で大きく異なる。よって両意匠の用途及び機能は類似しないと判断する。

＜用途及び機能が類似しない例 2＞

公知意匠



「マシニングセンタ制御機能付き電子計算機」
(切削加工内容の設定を行うための画像)

「マシニングセンタ制御機能付き電子計算機」と「マシニングセンタ」とは、いずれも切削加工内容の設定を行う用途及び機能を持つものである点で共通するが、「マシニングセンタ制御機能付き電子計算機」は、マシニングセンタの制御と情報処理の用途及び機能しか持たないものであるのに対し、「マシニングセンタ」は、マシニングセンタの制御に加え、切削加工等を行うという電子計算機が通常有していないマシニングセンタに特有のハードウェアに基づく用途及び機能も有している点で大きく異なる。よって、両意匠の用途及び機能は類似しないと判断する。

出願の意匠

【正面図】



【意匠登録を受けようとする部分の部分拡大図】



【意匠に係る物品】マシニングセンタ
【意匠に係る物品の説明】(略) 意匠登録を受けようとする画像は、切削加工内容の設定を行うための画像である。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

＜用途及び機能が類似しない例 3＞

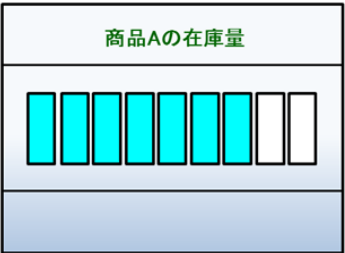
公知意匠



「商品在庫確認用画像」
(説明)
複数の縦長四角形状部は、商品の種類を表した **商品選択ボタン** であり、押すことで当該商品の在庫数を表示する画面が表示される。

出願の意匠

【画像図】



【意匠に係る物品】商品在庫確認用画像
【意匠に係る物品の説明】(略) 複数の縦長四角形状部は、ある特定の商品の在庫数を表す **インジケータ** である。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

両意匠はいずれも商品の在庫の確認に関するものである点で共通するが、公知意匠は、複数の選択肢から一つを選択し、その情報を表示させる指示を与えるものである一方、出願意匠は情報を表示したものであることから、両画像の用途及び機能は大きく異なる。よって、両意匠の用途及び機能は類似しないと判断する。

6.2.2.2 両意匠の意匠登録を受けようとする部分の用途及び機能が同一又は類似であること

意匠登録出願された意匠の類否判断を行う場合は、物品全体、画像全体又は建築物全体同士の用途及び機能を比較するだけでなく、意匠登録出願された意匠の意匠登録を受けようとする部分についての用途及び機能が同一又は類似でない場合は、両意匠は類似しないものと扱う。

例えば、「電子メール送受信機能付き冷蔵庫」の画像部分のみについて意匠登録を受けようとする意匠と、物品全体について意匠登録を受けようとする全体意匠とした場合、前者の意匠登録を受けようとする部分の用途及び機能は電子メール送受信機能であるが、後者の意匠登録を受けようとする部分（すなわち物品全体）は、電子メール送受信機能及び食品等を保管する冷蔵庫としての用途及び機能も含んでいる。このため、この場合、前者の意匠登録を受けようとする部分の用途及び機能と全体意匠の用途及び機能が類似しないことから、両意匠は類似しない。

6.2.2.3 両意匠の意匠登録を受けようとする画像及び物品等の部分の形状等が同一又は類似であること

画像は物品を離れたものであるが、実際には物品等の表示部に示されるか、壁や地面等に投影されることで具現化されるものであるので、物品等の形状等の類否判断と同様に、類否判断を行う。

このとき、「画像図」一図で表された画像については平面的な画像として、「画像○○図」という図を用いることで立体的な画像として類否判断を行う。

6.3 創作非容易性を有すること（容易に創作をすることができたものでないこと）

6.3.1 画像を含む意匠の創作非容易性の判断主体

画像を含む意匠について、その意匠の属する分野における通常の知識を有する者とは、意匠登録出願の時に、画像を含む意匠に関し、通常の知識を有する者をいう。

物品の部分としての画像を含む意匠の場合は、上記の知識に加えて、意匠に係る物品を製造、販売する業界の意匠に関する通常の知識をも有する者が該当する。

また、建築物の部分としての画像を含む意匠の場合は、上記の知識に加えて、建築物を建築、販売する業界の意匠に関する通常の知識をも有する者が該当する。

6.3.2 画像を含む意匠の創作非容易性の判断に係る基本的な考え方

創作非容易性の判断に係る基本的な考え方については、第Ⅲ部第2章第2節「創作非容易性」3.「創作非容易性の判断に係る基本的な考え方」を参照されたい。

6.3.2.1 画像を含む意匠の分野におけるありふれた手法の例

審査官は、出願された意匠が、出願前に公知となった構成要素や具体的な態様を基本として創作されたものであると判断した場合、その意匠の属する分野における「ありふれた手法」により創作されたものか否かを検討する。

多くの画像を含む意匠に共通する主な「ありふれた手法」の例は以下のとおりであるが、審査官は、出願された意匠について、当該意匠の属する分野の創作の実態に照らして検討を行う。

(a) 置き換え

意匠の構成要素の一部を他の意匠等に置き換えることをいう。

(b) 寄せ集め

複数の既存の意匠等を組み合わせて、一の意匠を構成することをいう。

(c) 配置の変更

意匠の構成要素の配置を、単に変更することをいう。

(d) 構成比率の変更

意匠の特徴を保ったまま、大きさを拡大・縮小したり、縦横比などの比率を変更することをいう。

(e) 連続する単位の数の増減

繰り返し表される意匠の創作の一単位を、増減させることをいう。

(f) 物品等の枠を超えた構成要素の利用・転用

既存の様々なものをモチーフとし、ほとんどそのままの画像に利用・転用することをいう。

(g) フレーム分割態様の変更

画像がいくつかのフレームに分かれているものであるときに、その分割態様をありふれた範囲、比率の範囲内で変更することをいう。

(h) まとまりある区画要素の削除

画像がいくつかのまとまりある区画要素に分かれているときに、そのまとまりある区画要素単位で削除することをいう。

(i) 既存の変化態様の付加

(j) (a) ないし (i) のありふれた手法の単なる組合せ

6.3.2.2 画像を含む意匠の分野における軽微な改変の例

審査官は、上記 6.3.2.1 の判断に関し、出願された意匠において、出願前に公知となった構成要素や具体的態様がありふれた手法などによりそのままあらわされているのではなく、それらの構成要素や具体的態様に改変が加えられた上であらわされている場合は、当該改変が、その意匠の属する分野における「軽微な改変」にすぎないものであるか否かを検討する。

画像を含む意匠の場合の「軽微な改変」の例は以下のとおりであるが、審査官は、出願された意匠について、当該意匠の属する分野の創作の実態に照らして検討を行う。

- (a) 矩形角部の隅丸化、立体を模した陰影の付加、構成要素間の隙間の設置、隙間の幅の変更、プルダウン化など、細部の造形の変更
- (b) 区画ごとの単純な彩色、要求機能に基づく標準的な彩色など、色彩の単純な付加
- (c) 上記 (a) 及び (b) の軽微な改変の単なる組合せ

6.3.2.3 当業者の立場から見た意匠の着想の新しさや独創性について

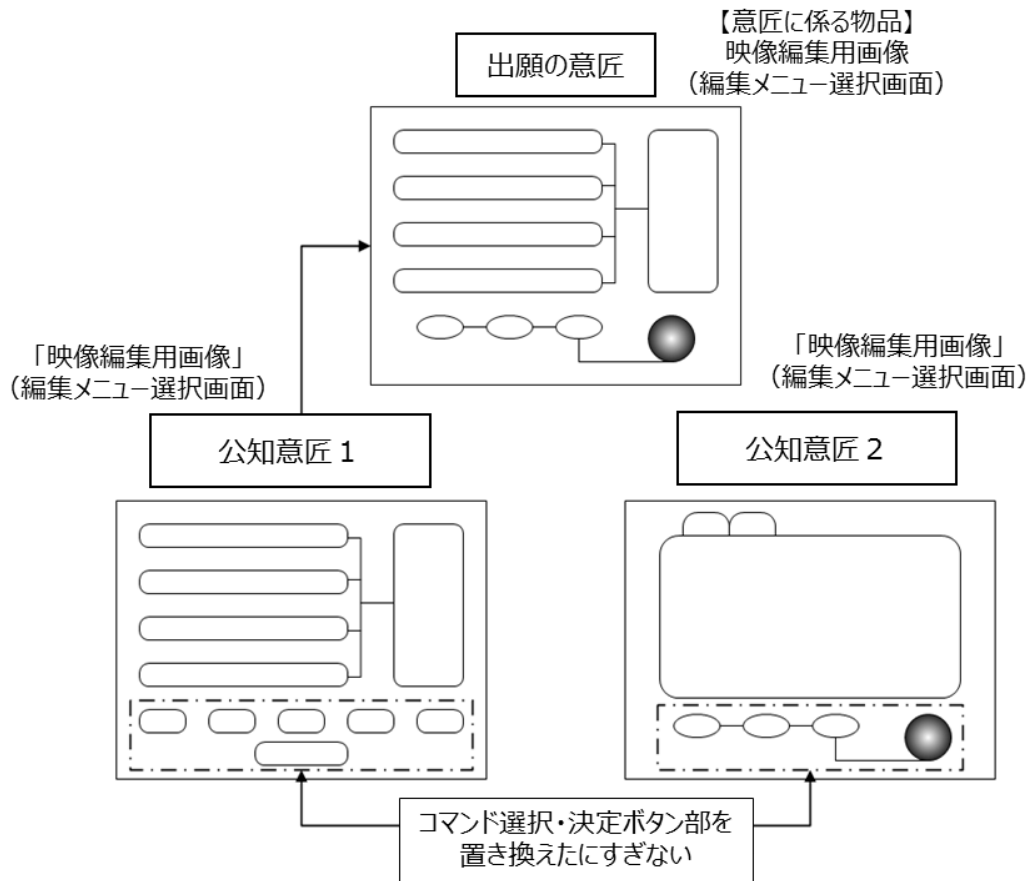
当業者の立場から見た意匠の着想の新しさや独創性については、第Ⅲ部第2章第2節「創作非容易性」4.3「当業者の立場から見た意匠の着想の新しさや独創性について」を参照されたい。

6.3.2.4 創作容易な意匠の事例

以下に示す各事例は、いずれも出願意匠が新規性を有するものと仮定した場合における、創作非容易性の判断手法を模式的に表したものである。

(1) 置き換えにより容易に創作された意匠の例

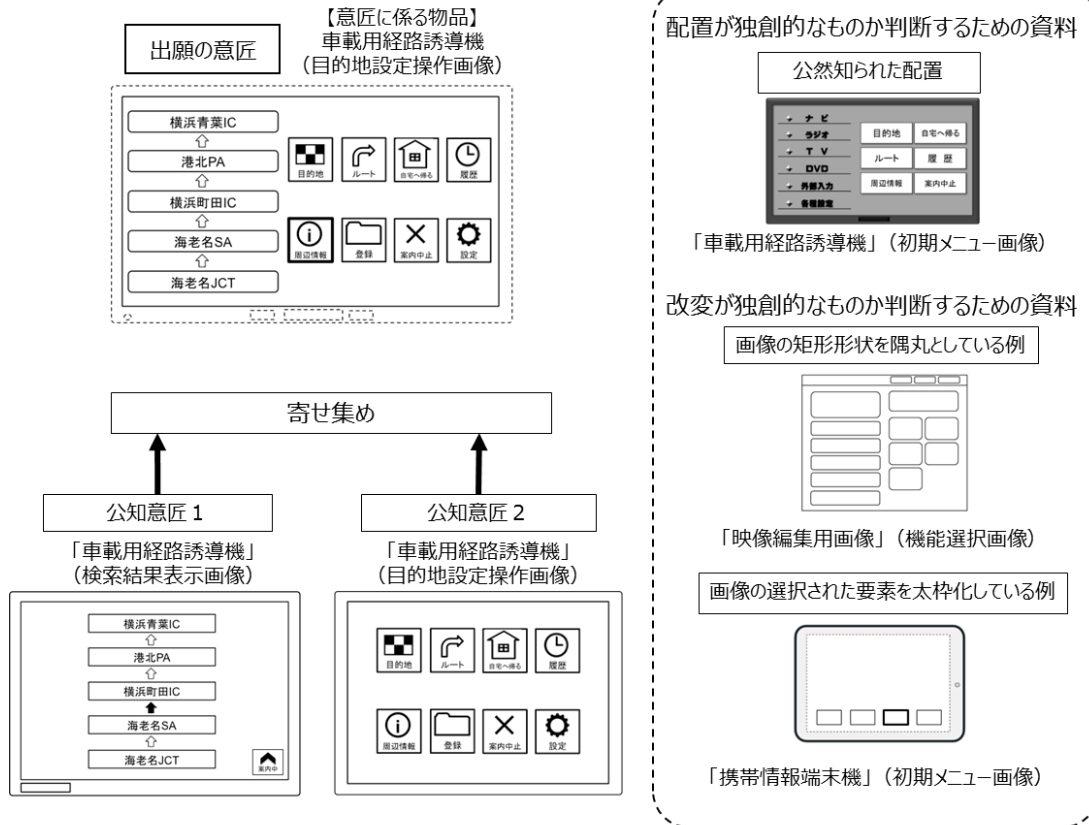
公然知られた画像の一部を、他の画像の一部にそのまま置き換えて、一つの画像を構成したにすぎないものであり、その置き換えられた画像（及び、改変が加えられた場合は、その改変）についても独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想の新しさや独創性が認められないものは、容易に創作をすることができたものと認められる。



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

(2) 寄せ集めにより容易に創作された意匠の例

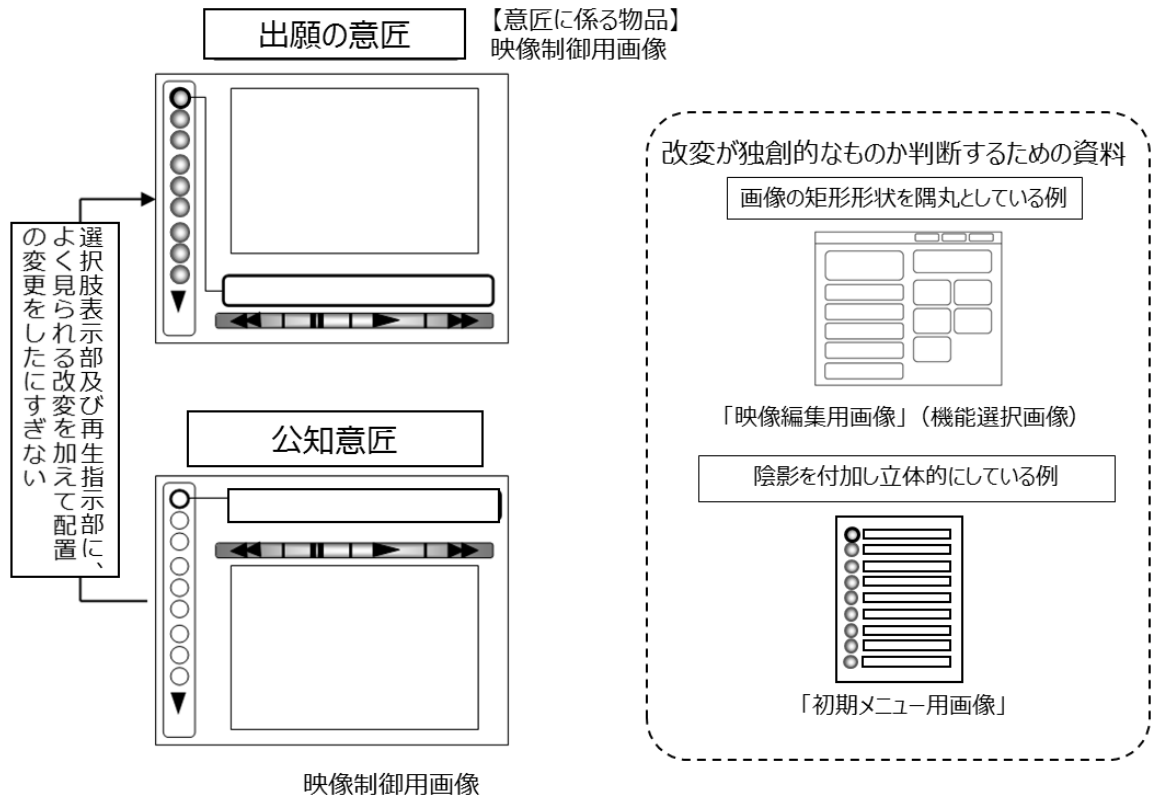
公然知られた複数の画像を寄せ集めて、一つの画像を構成したにすぎない画像であり、その寄せ集められた画像（及び、改変が加えられた場合は、その改変）についても独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想の新しさや独創性が認められないものは、容易に創作をすることができたものと認められる。



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

(3) 配置の変更により容易に創作された意匠の例

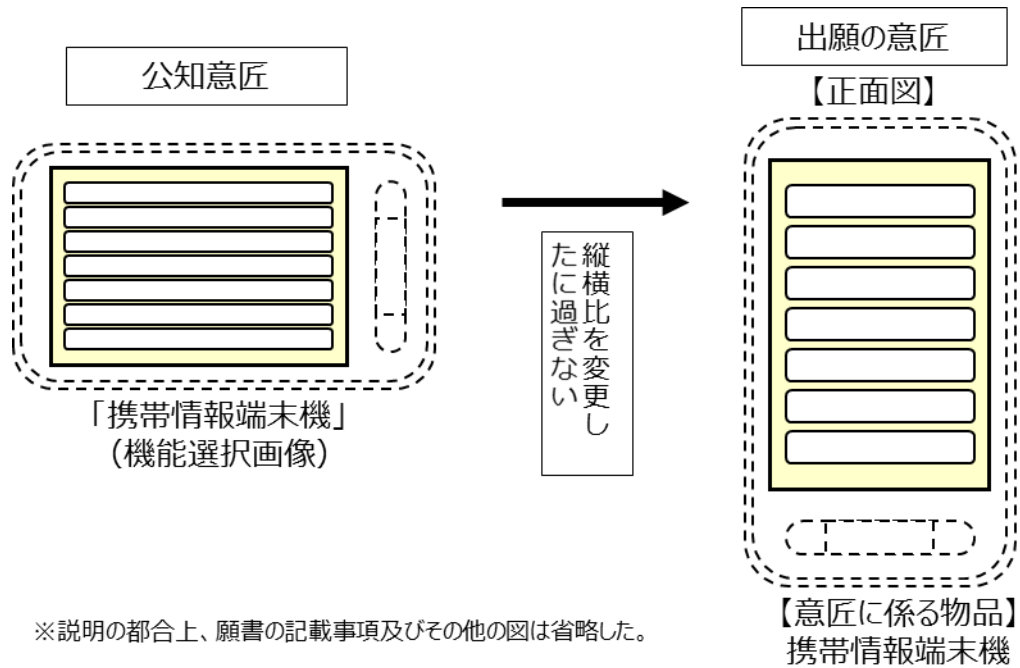
公然知られた画像の配置を変更しただけにすぎない画像であり、その配置（及び、改変が加えられた場合は、その改変）についても独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想の新しさや独創性が認められない意匠は、容易に創作をすることができたものと認められる。



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

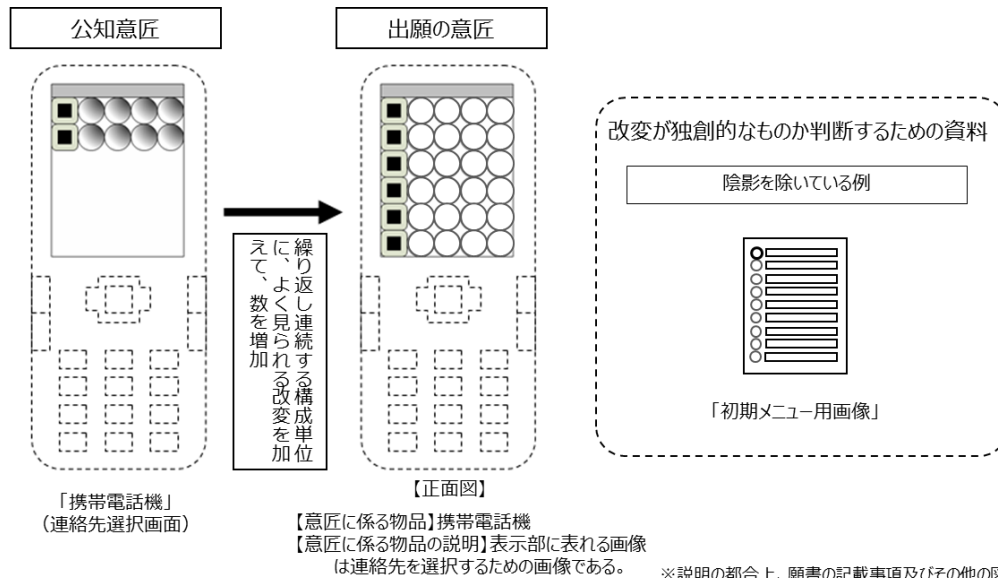
(4) 構成比率の変更により容易に創作された意匠の例

公然知られた複数の画像の構成比率を変更して、一つの画像を構成したにすぎない画像であり、その構成比率（及び、改変が加えられた場合は、その改変）についても独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想の新しさや独創性が認められない意匠は、容易に創作をすることができたものと認められる。



(5) 連続する単位の数の増減により容易に創作された意匠の例

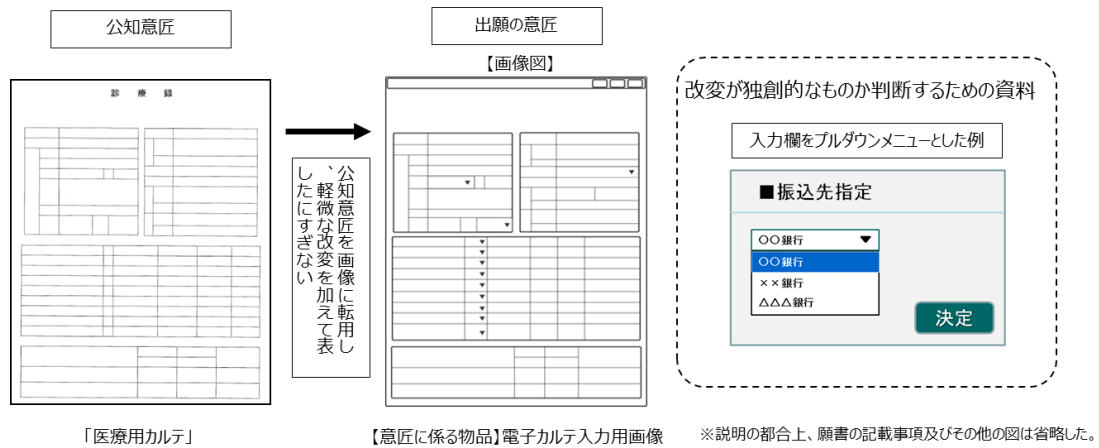
公然知られた連続する画像の繰り返しの数を増減させ、その繰り返しの数（及び、改変が加えられた場合は、その改変）についても独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想の新しさや独創性が認められないものは、容易に創作をすることができたものと認められる。



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

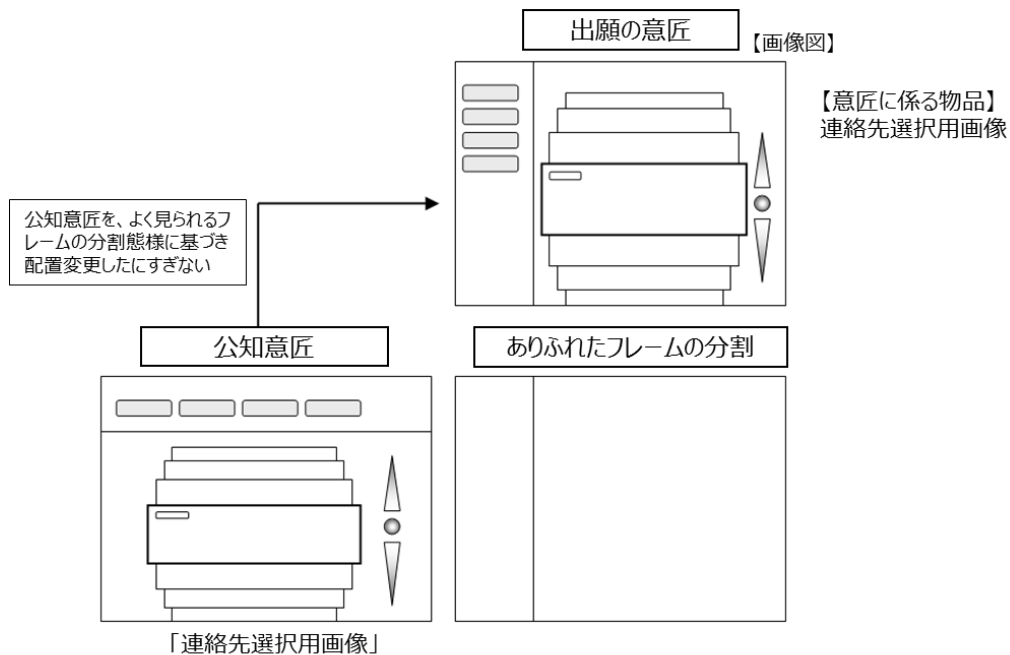
(6) 物品等の枠を超えた構成の利用・転用により容易に創作された意匠の例

公然知られた物品をそのまま画像に転用したにすぎないもの（改変が加えられた場合は、その改変）についても独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想の新鮮さや独創性が認められないものは容易に創作をすることができたものと認められる。

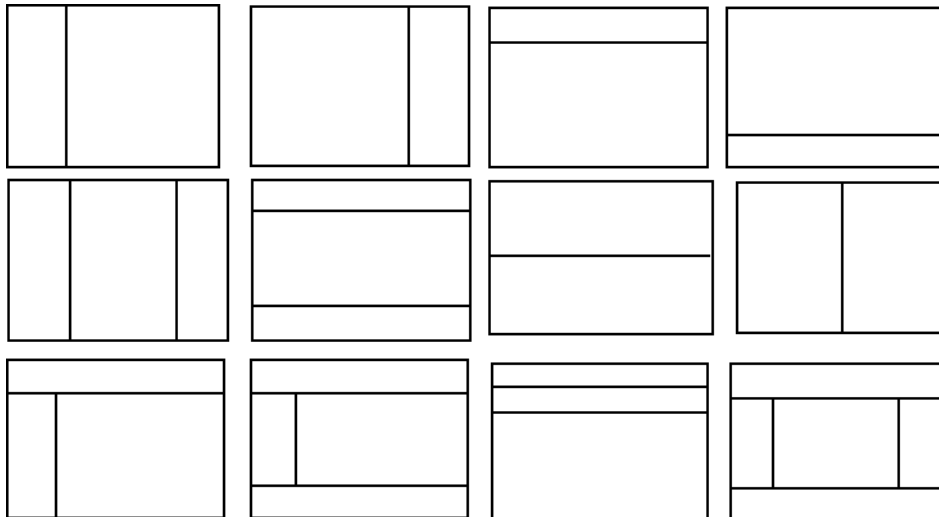


(7) フレーム分割態様の変更により容易に創作された意匠の例

公然知られた画像のフレーム分割態様を、よく見られる他のフレーム分割態様に基づき配置変更したにすぎない画像であり、その変更された画像（及び、改変が加えられた場合は、その改変）についても独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想の新しさや独創性が認められないものは、容易に創作をすることができたものと認められる。

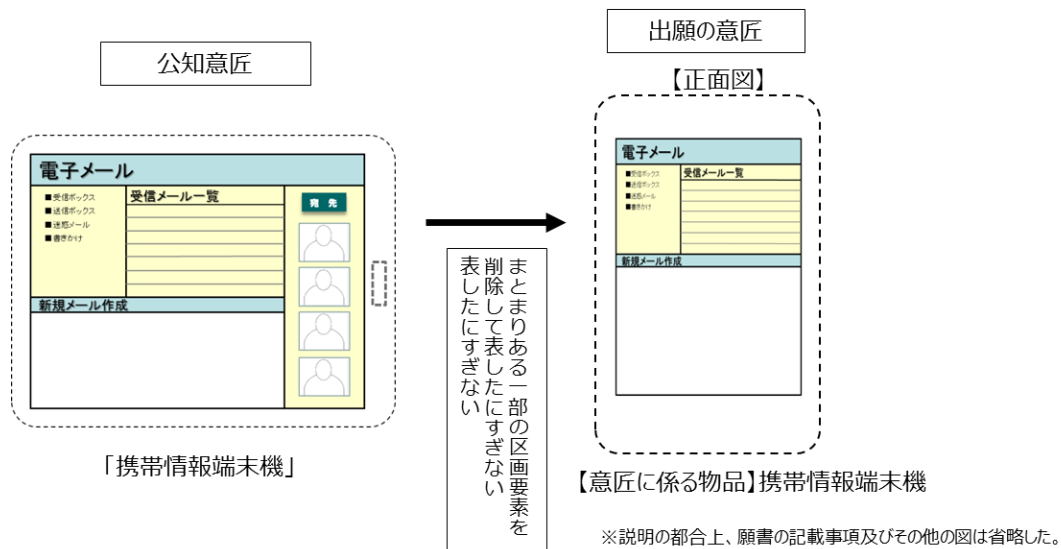


< (参考) よく見られるフレームの分割態様の例 >



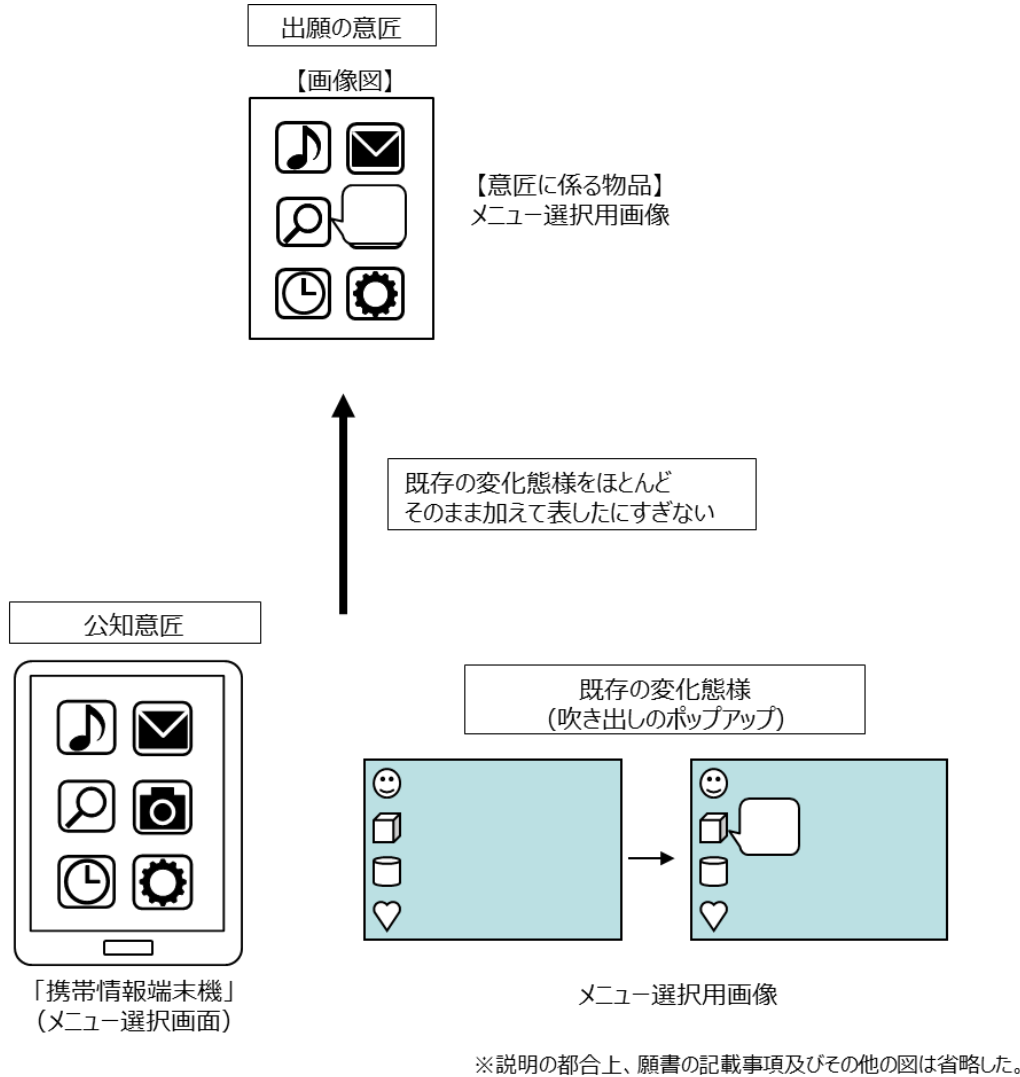
(8) まとまりある区画要素の削除により容易に創作された意匠の例

公然知られた画像のまとまりある区画要素を削除した画像は、その削除に伴う配置の変更（及び、改変が加えられた場合は、その改変）についても独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想の新しさや独創性が認められないものは、容易に創作をすることができたものと認められる。



(9) 既存の変化態様の付加により容易に創作された意匠の例

公然知られた画像に、既存の変化態様を付加したにすぎない画像であり、その変化態様が付加された画像（及び、改変が加えられた場合は、その改変）についても独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想の新しさや独創性が認められないものは、容易に創作をすることができたものと認められる。



6.3.3 変化する画像の創作非容易性の判断

画像を含む意匠において、その画像が変化する場合、その創作非容易性の判断は、変化の前後を示す各画像が、当該意匠登録出願前に公知となった資料に基づいて当業者が容易に創作をすることができたものであるか否かを判断するとともに、変化の態様についても当業者が容易に創作をすることができたものか否かを判断することにより行う。すなわち、以下の（１）又は（２）の場合には、出願の意匠は容易に創作をすることができたものとは認められない。なお、複

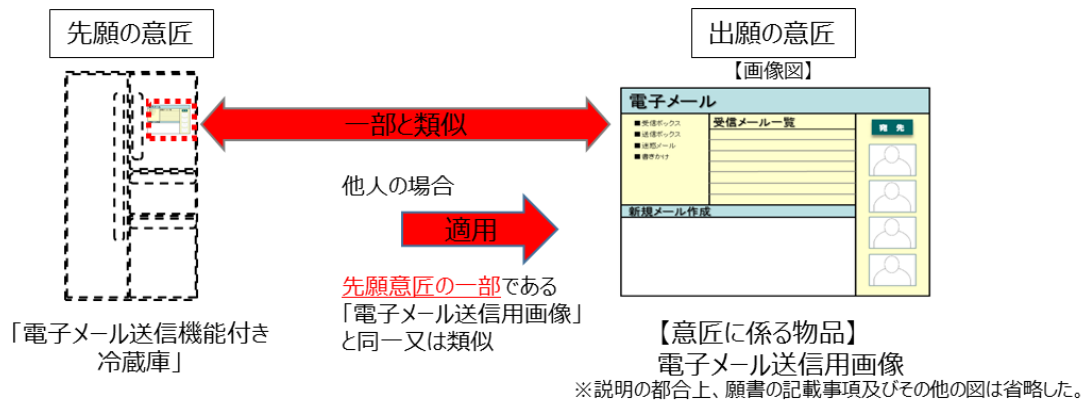
数の画像が含まれている場合に、それら画像が一の変化する画像と認められるか否かについては、5.2.4「変化する画像」参照されたい。

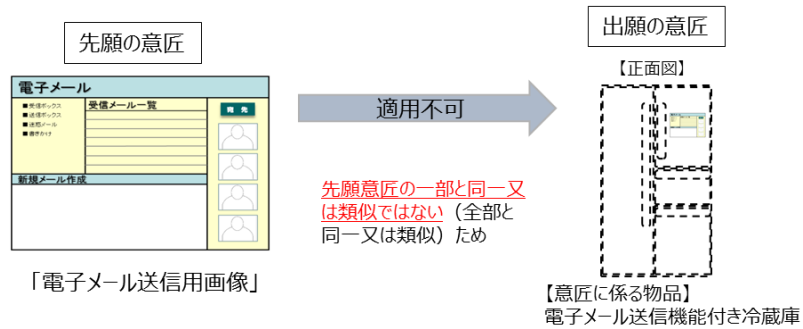
- (1) 変化の前後を示す画像のいずれかが、当業者にとって容易な創作とはいえないものである場合
- (2) 変化の態様が当業者にとって容易な創作とはいえない場合

6.4 先願の一部と同一又は類似する意匠ではないこと

先願の意匠の一部と同一又は類似するかについて、原則一般的な先願の一部と同一又は類似する意匠ではないことの判断基準に従う（第Ⅲ部第4章「先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外」参照）。物品の部分としての画像を含む意匠が先願で、その画像部分と類似する画像意匠が後願で出願された場合、先願の（物品の部分として画像を含む）意匠と後願の（画像）意匠が類似しない場合であっても本規定を適用する（意匠が類似する場合であっても適用を妨げるものではない）。一方、画像意匠が先願で、その画像意匠と類似する画像部分について意匠登録を受けようとする部分とする、物品の部分としての画像を含む意匠が出願された場合は、意匠登録を受けようとする画像を比較した場合であっても、先願の一部ではなく全部と類似といえることから、本規定は適用しない。

<（参考）先願の一部と類似する意匠の適用関係>





※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。
 ※後願も登録されるが、意匠法第26条の規定により先願意匠の意匠権者の許諾がなければ意匠権の実施ができない。

7. 先願の意匠と類似するものでないこと

先願の意匠の類否判断についても、新規性（6.2.2 画像を含む意匠の類否判断手法）と同様に行う。ただし、先願の規定は破線部分を含め開示された意匠を考慮するが、先願の規定の判断の際は、意匠登録を受けようとする部分同士で先願の意匠と後願の意匠間又は同日に出願された複数の意匠間の類否判断を行う。

また、出願人（複数の出願人による共同出願である場合は全ての出願人）が同一であって、要件を満たす場合（詳細については第Ⅴ部「関連意匠」参照）は、先願（同日の場合はいずれか）の意匠を本意匠とし、後願の意匠（同日の場合は本意匠以外の意匠）を関連意匠とすることで、いずれの意匠も登録することができることから、審査官は拒絶理由を通知する際や協議指令書においてその旨を記載する。

第2章 建築物の意匠

1. 概要

意匠法第2条第1項は、有体物の動産である「物品（物品の部分を含む。以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合」と並べて、「建築物（建築物の部分を含む。以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合」も意匠法上の意匠に該当すると定義している。

本章では、審査官が、建築物の意匠として出願された意匠について、建築物の意匠としての登録要件を満たしているか否かをどのように判断するかについて記載する。

2. 建築物の意匠の審査における基本的な考え方

審査官は、建築物の意匠を審査する際、基本的には、第Ⅱ部及び第Ⅲ部に記載された各登録要件の審査基準に従い審査を行う。

本章では、意匠登録の対象となる建築物の定義の他、建築物の意匠の審査の際に特有の事項を中心に記載しており、本章に記載されていないその他の事項については、各登録要件の審査基準の該当箇所を参照されたい。

審査官は、建築物の意匠の審査において、まず、意匠登録を受けようとする意匠が意匠法における建築物の意匠に該当するか否かを判断し、該当する場合には、第Ⅱ部及び第Ⅲ部に記載された各登録要件の審査基準に加えて、本章に記載する事項に従い審査を進める。

3. 意匠法上の建築物

3.1 意匠法上の建築物に該当するための要件

建築物の意匠として出願されたものが、意匠法上の建築物の意匠を構成するためには、以下の（１）及び（２）のいずれの要件も満たすものでなければならない。

- （１）土地の定着物であること
- （２）人工構造物であること。土木構造物を含む。

上記（１）及び（２）の各要件の詳細については、本章 6.1.1.1 「意匠法上の建築物の意匠を構成するものであること」を参照されたい。

4. 一意匠一出願の要件に係る考え方

意匠法第 7 条は、意匠登録出願は一意匠ごとにしなければならないと規定しており、建築物の意匠の意匠登録出願についても、当該要件を満たさなければならない。一般的な判断基準については、第Ⅱ部第 2 章「意匠ごとの出願」を参照されたい。

審査官は、意匠登録出願が、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、以下に該当する場合は、二以上の意匠を包含し、一意匠ごとした意匠登録出願に該当しないと判断する。

- （１） 二以上の建築物の用途、画像の用途又は物品を願書の「意匠に係る物品」の欄に並列して記載した場合（→4.1 参照）
- （２） 図面等において二以上の構成物を表した場合（→4.2 参照）
ただし、組物の意匠の意匠登録出願である場合を除く。

4.1 意匠に係る物品の欄の記載における一意匠の考え方

審査官は、意匠登録出願が、例えば二以上の建築物の用途、画像の用途又は物品を願書の「意匠に係る物品」の欄に並列して記載したものである場合、二以上の意匠を包含した意匠登録出願と判断する。

ただし、審査官は、複数の用途を有する建築物であり、「意匠に係る物品」の欄に、例えば「複合建築物」と記載され、具体的な用途が「意匠に係る物品の説明」の欄に複数記載されたものについては、一意匠ごとにされた意匠登録出願と判断する。

4.2 図面等の記載における一意匠の考え方

審査官は、意匠登録出願の願書に添付された図面等において、出願された建築物が複数の構成物により表されている場合、以下のとおり、出願された意匠が一の建築物に係るものである否かの判断を行う。

- （１） 審査官は、図面等に複数の構成物が表されている場合であっても、社会通念上それら全ての構成物が一の特定の用途及び機能を果たすために必須のものである場合は、一の建築物であると判断する。

例：中央で分離している可動橋

- (2) 審査官は、一の特定の用途及び機能を果たすための結びつきが上記(1)のように強固ではない場合であっても、以下に該当するものである場合は、一の建築物と判断する。

① 近接して建設することを考慮して形状等の関連性を持たせるなど、一体的に創作がなされている場合

② 社会通念上一体的に実施がなされ得るものである場合

例：学校の校舎と体育館、複数の棟からなる商業用建築物

- (3) 審査官は、一の特定の用途及び機能を果たすための結びつきが何ら認められない場合には、二以上の建築物と判断する。

例：住宅と電波塔、橋りょうと灯台

4.3 建築物又は土地に固定したもの等が表されている場合の一意匠の考え方

審査官は、社会通念上、建築物又は土地に継続的に固定し任意に動かさない、建築物に付随する範囲内の物品については、建築物の意匠の一部を構成するものとして取り扱う。植物や石等の自然物であって、建築物又は土地に継続的に固定するなど、位置を変更しないものであり、建築物に付随する範囲内のものについても、建築物の意匠の一部を構成するものとして取り扱う。

＜建築物の意匠の一部を構成するものとして取り扱うものの例＞

① 建築物の仕上げ材等

例：瓦、壁紙、タイル、フローリング、床に張り込んで用いるカーペット、畳など

② 建具、固定された什器等

例：扉、窓、作り付けの間仕切り壁、天井つり下げ灯、天井埋め込み灯、ブラインド、映画館の座席

③ 建築物に付随する屋外に固定されたもの

例：ウッドデッキ、ペDESTリアンデッキ、門柱、敷設ブロック

④ 建築物に付随する範囲内のものと判断する植物や石等の自然物

例：建築物の外壁に固定したグリーンウォール

建築物の床面に固定するなど、位置を変更しないプランター内の植物

家屋とそれに付随する門柱との間に植えた立木

ホテルに付随する前庭の植物

(なお、これらの新規性要件の判断における類否判断上の取扱いについては本章 6.2.4「建築物の一部に意匠を構成する自然物等が含まれている場合の形状等の評価」、創作非容易性要件の判断上の取扱いについては本章 6.3.5「建築物の一部に意匠を構成する自然物等が含まれている場合の考え方」を参照されたい。)

ただし、上記に該当するものであっても、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、明らかに固定されていないと判断する場合は、二以上の物品等が表されているものと判断する。

4.4 建築物に一時的に配置するもので、任意に動かすことができるものが表されている場合の一意匠の考え方

審査官は、建築物の意匠として出願されたものの一部に、社会通念上、一時的に配置するもので、任意に動かし、配置を変更することができるものを含んでいるときは、これらのものは建築物の意匠を構成しないものとして取り扱う。

このような出願については、審査官は、一の建築物に係る出願ではないと判断し、意匠法第 7 条による拒絶理由を通知する。

<建築物の一部を構成しないものとして取り扱うものの例>

例：住宅のテーブル、オフィスの椅子、ホテルのベッド、洗濯機、冷蔵庫、ラグ、置き畳、ゴミ箱

4.5 意匠法上の意匠に該当しないものが表されている場合の一意匠の考え方

審査官は、建築物の意匠として出願されたものの一部に、本章 4.3 において建築物の意匠の一部を構成すると記載したもの以外の意匠法上の意匠に該当しないものを含んでいるときは、これらのものは建築物の意匠を構成しないものとして取り扱う。

このようなものを含んだ出願については、審査官は、一の建築物の意匠に係る出願ではないと判断し、意匠法第 7 条による拒絶理由を通知する。

なお、意匠法上の意匠を構成しないものが図面等に表されている場合であっても、願書の記載又は図面等の描き分けにより、建築物の意匠を構成しないことが明確な場合は拒絶理由の対象とせず、削除は要しない。

4.6 建築物に画像が表示されている場合の一意匠の考え方

審査官は、建築物及びそれに付随する範囲内の土地に固定した画像表示器等の表示部に意匠法上の画像が表示されている場合は、建築物の附属物と捉え、建築物の意匠を構成するものとして取り扱う。

＜建築物の意匠を構成するものとして取り扱うものの例＞

例：建築物の外壁に固定した画像表示器の表示部に表示された時刻表示用画像

建築物及びそれに付随する範囲内の土地に固定したプロジェクター等によって建築物の内外壁や天井等に投影された画像も同様に、建築物の意匠を構成するものとして取り扱う。なお、プロジェクター等自体が外観に現れない場合であって、プロジェクター等の開示がなくても、当該画像が建築物及びそれに付随する範囲内の土地に固定したプロジェクター等によって投影されたと判断される場合には、必ずしもその位置等が開示されていなくてもよい。

他方、審査官は、建築物及びそれに付随する範囲内の土地に固定せず単に配置したにすぎない画像表示器等に表示された画像や、建築物等の外方から投影された画像であると判断する場合は、建築物の意匠を構成しないものとして取り扱う。よって、建築物の意匠として出願されたものが、これに該当するものを含んでいる場合は、一の建築物の意匠に該当しないと判断する。

ただし、組物の意匠として出願され、組物の意匠の登録要件を満たすものである場合は、この限りではない。

4.7 建築物に照明器具を点灯させることによって生じる模様又は色彩が表示されている場合の一意匠の考え方

審査官は、建築物及びそれに付随する範囲内の土地に固定した照明器具を点灯させることによって建築物の内外壁等に模様又は色彩が表示されている場合は、建築物自体の模様又は色彩と捉え、建築物の意匠を構成するものとして取り扱う。なお、光源自体が外観に現れない場合であって、照明器具の開示がなくても、当該模様又は色彩が建築物及びそれに付随する範囲内の土地に固定した照明器具によって投影されたと判断される場合には、必ずしもその位置等が開示されていなくてもよい。

他方、審査官は、建築物及びそれに付随する範囲内の土地に固定せず単に配置したにすぎない照明器具を点灯させることによって表された模様又は色彩や、建築物及びそれに付随する範囲内の土地の外方の照明器具を点灯させることによって表された模様又は色彩と判断する場合は、建築物の意匠を構成しないものとして取り扱う。よって、建築物の意匠として出願されたものが、これに該当するものを含んでいる場合は、一の建築物の意匠に該当しないと判断する。

4.8 形状、模様又は色彩が変化する建築物の一意匠の考え方

審査官は、一の用途及び機能に基づいて、形状、模様、又は色彩が変化する建築物については、当該変化の前後の形状、模様、若しくは色彩又はそれらの結合を含め、一の建築物として取り扱う。

＜変化の前後の形状、模様、若しくは色彩又はこれらの結合を含めて一の建築物として取り扱うものの例＞

例 1：屋根が開閉する競技場

例 2：建築物及びそれに付随する範囲内の土地に固定した画像表示器等に表示された画像が変化する商業用建築物

ただし、当該画像の変化が、一の画像の意匠として許容される変化の範囲内のものである場合に限られる（第Ⅳ部第1章参照）。

例 3：建築物及びそれに付随する範囲内の土地に固定した照明器具を点灯させることにより表される模様が変化する商業用建築物

ただし、変化の前後の模様に関連性があるものに限られる。

4.9 建築物の意匠における一意匠一出願の例外

一の建築物と認められない場合でも、組物の意匠又は内装の意匠として、意匠登録を受けるための要件を満たす場合がある。建築物を含む組物の意匠については第Ⅳ部第3章を、内装の意匠については第Ⅳ部第4章を参照されたい。

5. 建築物の意匠の意匠登録出願における願書及び図面等の記載事項

建築物の意匠の意匠登録出願の願書及び図面等については、物品の意匠の場合と記載しなければならない事項が一部異なっている。以下、建築物の意匠の意匠登録出願について、出願人が願書や図面等の記載上留意すべき点について示す。

審査官は、建築物の意匠の審査において、願書の記載及び願書に添付した図面等が、これらの留意事項に従い記載されたことを踏まえつつ、出願された意匠の認定を行う。

審査官は、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても意匠登録を受けようとする意匠を特定できない場合は、意匠が具体的でないことに基づく拒絶理由を通知する。

5.1 「意匠に係る物品」の欄の記載

建築物の意匠について意匠登録出願する場合は、願書の「意匠に係る物品」の欄に、建築物の具体的な用途を明確に記載する。

なお、様々な業種のテナントが入る大規模施設など、複合的な用途を持つ建築物については、「意匠に係る物品」の欄に「複合建築物」と記載し、具体的な用途については、「意匠に係る物品の説明」の欄において説明する。

また、建築物の一部について意匠登録を受けようとする場合、「意匠に係る物品」の欄には、意匠登録を受けようとする部分の用途ではなく、建築物の用途を記載し、願書のその他の記載や図面等の記載のみでは意匠登録を受けようとする部分の用途及び機能が明らかではない場合は、「意匠に係る物品の説明」の欄において説明する。例えば、住宅の浴室の部分について意匠登録を受けようとする部分とする場合、「意匠に係る物品」の欄には、「浴室」ではなく、「住宅」と記載する。

<単一の棟（構成物）について出願する場合の記載例>

例：住宅、校舎、体育館、オフィス、ホテル、百貨店、病院、博物館、橋りょう、ガスタンクなど

<複数の棟（構成物）について出願する場合の記載例>

例：学校、商業用建築物 など

<複合的な用途を持つ建築物の場合の記載例>

例： 【意匠に係る物品】 複合建築物

【意匠に係る物品の説明】 この建築物は、低層階を店舗、上層階を宿泊施設として用いるものである。

5.2 「意匠に係る物品の説明」の欄の記載

「意匠に係る物品」の欄の記載だけでは、建築物の用途を明確にできない場合は、「意匠に係る物品の説明」の欄に、具体的な用途を記載する。

なお、複合的な用途を持つ建築物の場合は、具体的な用途を、「意匠に係る物品の説明」の欄に記載する。

5.3 「意匠の説明」の欄の記載

「意匠の説明」の欄の記載方法については、物品の意匠の意匠登録出願の場合と同様であることから、第Ⅲ部第1章「工業上利用することができる意匠」を参照されたい。

なお、形状、模様、又は色彩が変化する建築物の意匠について、図面等の記載のみでは変化の順序又は変化の態様が明らかでないときは、これらについての説明を「意匠の説明」の欄に記載する。

5.4 図面等の記載

5.4.1 必要な図

建築物の意匠の意匠登録出願に添付する図面等の記載要件については、物品の意匠の意匠登録出願の場合と同様であることから、第Ⅲ部第1章「工業上利用することができる意匠」を参照されたい。

建築物の中の一室等のように、「内側」の一部について意匠登録を受けようとする場合、意匠登録を受けようとする部分の形状等及び用途と機能の認定に支障が無く、かつ、出願人が建築物全体の形状等における、位置、大きさ、範囲がありふれたものであると考える場合には、建築物の外側の開示は不要とする。出願人が意匠登録を受けようとする部分の建築物全体における位置、大きさ、範囲に特徴があると考えられる場合など、必要がある場合は、建築物全体を開示することもできる。審査官は、建築物全体における位置、大きさ、範囲が開示されていない場合は、それらがありふれた範囲内のものであると認定する。

また、複数の構成物からなる建築物について一意匠として意匠登録を受けようとするものである場合には、それらの位置関係が明らかとなる図を少なくとも一図開示する。

ただし、例えば、橋桁が中央で開閉する可動橋のように、複数の構成物全てが一の特定の用途及び機能を果たすために必須のものである場合を除く。

5.4.2 図の表示

図の表示は、物品の意匠の意匠登録出願と同様に、【正面図】、【背面図】、【左側面図】、【右側面図】、【平面図】、【底面図】、【○○断面図】、【○○切断部端面図】、【○○拡大図】、【斜視図】、等を用いて記載する。

又は、建築図面に用いられる図の表示である【東側立面図】、【西側立面図】、【南側立面図】、【北側立面図】、【屋根伏図】、【○○平断面図】、【○○立断面図】等を用いて記載する。

5.4.3 図面中に意匠登録を受けようとする意匠以外のものを表す場合

建築物の意匠においても、図面中（参考図を除く）には、意匠登録を受けようとする意匠のみを表す。ただし、物品の意匠の意匠登録出願と同様に、「意匠の説明」において、当該意匠登録を受けようとする意匠以外のものについての説明がある場合や、図面等において描き分けがあることにより、意匠登録を受けようとする意匠とそれ以外のものを明確に認識できる場合を除く。

6. 建築物の意匠の登録要件

建築物の意匠として出願されたものが意匠登録を受けるためには、意匠法において定められた全ての登録要件を満たさなければならない。基本的には一般的な登録要件の審査と同様に行うが（第Ⅱ部及び第Ⅲ部参照）、以下、主な登録要件に関し、建築物の意匠の審査において特に留意すべき点について示す。

- （１）工業上利用することができる意匠であること（→6.1 参照）
- （２）新規性を有すること（→6.2 参照）
- （３）創作非容易性を有すること（容易に創作をすることができたものではないこと）（→6.3 参照）
- （４）先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠ではないこと（→6.4 参照）

6.1 工業上利用することができる意匠であること

審査官は、建築物の意匠として出願されたものが、以下のいずれかの要件を満たしていない場合は、意匠法第3条第1項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当しないと判断する。

- （１） 意匠を構成するものであること
- （２） 意匠が具体的なものであること
- （３） 工業上利用することができるものであること

6.1.1 意匠を構成するものであること

意匠法上の意匠を構成するための一般的な要件については、第Ⅲ部第1章「工業上利用することができる意匠」を参照されたい。

6.1.1.1 意匠法上の建築物の意匠を構成するものであること

意匠法上の建築物の意匠を構成するためには、以下の（１）及び（２）の全ての要件を満たすものでなければならない。

（１）土地の定着物であること

土地：平面、斜面等の地形を問わず、海底、湖底等の水底を含む。

定着物：継続的に土地に固定して使用されるものをいう。

（２）人工構造物であること。土木構造物を含む。

構造物：意匠登録の対象とするものは、建築基準法の定義等における用語の意よりも広く、建設される物体を指し、土木構造物を含む。通常の使用状態において、内部の形状等が視認されるものについては、内部の形状等も含む（注）。

（注）建築物の内部の一部のみを意匠登録を受けようとする部分としたものも含まれる。通常の使用状態において、視認することのない範囲を除く。

※こうした意匠審査基準における定義は、意匠の創作の対象となるものは広く意匠法で保護されるべきとの意匠法の法目的に基づくものである。

＜意匠法上の建築物に該当するものの例＞

商業用建築物、住宅、学校、病院、工場、競技場、橋りょう、電波塔 など

6.1.1.2 意匠法における建築物に該当しないもの

審査官は、例えば以下の（１）から（２）のいずれかに該当するものは、意匠法における建築物に該当しないと判断する。

（１）土地の定着物であることの要件を満たさないもの

審査官は、例えば以下のものは、土地の定着物であることの要件を満たさないものと判断する（注１）。

＜土地の定着物であることの要件を満たさないものの例＞

（a）土地に定着させ得るが、動産として取引されるもの

例：庭園灯 （注２）

（b）一時的に設営される仮設のもの

例：仮設テント

(c) 不動産等の登記の対象となり得るが、動産として取引されるもの

例：船舶、航空機、キャンピングカー

(注1) ただし、これらに該当するものであっても、意匠法上の物品に該当するものは、物品の意匠として意匠登録の対象となり得る。

(注2) ただし、建築物に付随するものであれば、建築物の意匠の一部を構成するものとして扱う。

(本章 4.3「建築物又は土地に固定したもの等が表されている場合の一意匠の考え方」参照)

(2) 人工構造物であることの要件を満たさないもの

審査官は、例えば以下のものは人工構造物であることの要件を満たさないものと判断する。

＜人工構造物であることの要件を満たさないものの例＞

(a) 人工的なものでないもの

例：自然の山、自然の岩、自然の樹木、自然の河川、自然の滝、自然の砂浜

(b) 人の手が加えられているものの、自然物や地形等を意匠の主たる要素としているもの

例：スキーゲレンデ、ゴルフコース

(c) 土地そのもの又は土地を造成したにすぎないもの

建築物の一部について意匠登録を受けようとする意匠であって、意匠登録を受けようとする部分に人工構造物に該当しないもののみが表されている場合も、本要件を満たしていないと判断する。

なお、建築物の意匠として出願されたものの中に、人工構造物に該当するものに加え、自然物等の意匠法上の意匠に該当しないものを一部含んでいる場合の取扱いについては、本章 4.3「建築物又は土地に固定したもの等が表されている場合の一意匠の考え方」を参照されたい。

6.1.2 意匠が具体的であること

(1) 意匠が具体的であることの要件

建築物の意匠として意匠登録を受けるためには、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から意匠登録出願の対象が建築物の意匠の意匠登録出願であることが直接的に導き出されなければならない。

次に、建築物の意匠として出願された意匠が具体的なものと認められるためには、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から具体的な一の意匠の内容が直接的に導き出されなければならない。

審査官は、出願された意匠について、以下の①ないし⑤についての具体的な内容を導き出すことができないときは、意匠が具体的でないと判断する。

- ① 建築物の用途及び機能
- ② 建築物の一部について意匠登録を受けようとする場合には、当該部分の用途及び機能
- ③ 建築物の一部について意匠登録を受けようとする場合には、その位置、大きさ、範囲
ただし、建築物の「内側」の一部について意匠登録を受けようとする場合、意匠登録を受けようとする部分の形状等及び用途と機能の認定に支障が無く、かつ、出願人が建築物全体の形状等における、位置、大きさ、範囲がありふれたものであると考える場合には、建築物の外側の開示は不要である（詳細については、本章 5.4.1 「必要な図」参照）。
- ④ 複数の構成物からなる建築物について一意匠として意匠登録を受けようとするものである場合には、それらの位置関係
- ⑤ 建築物の形状等

願書の記載又は願書に添付した図面等に関する一般的な要件については、第Ⅲ部第1章「工業上利用することができる意匠」を参照されたい。

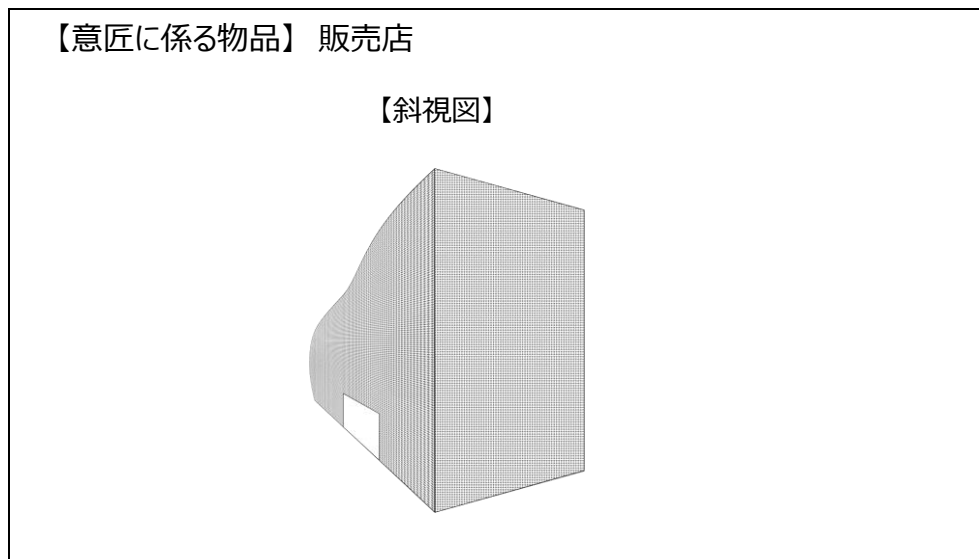
(2) 意匠が具体的なものと認められない場合の例

審査官は、建築物の意匠に係る意匠登録出願の願書又は願書に添付した図面等に、例えば以下のような記載不備があり、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出すことができないときは、意匠が具体的でないと判断する。

＜意匠が具体的でないと判断する場合の例＞

- ① 建築物の具体的な用途が明らかでない場合
- ② 建築物の一部について意匠登録を受けようとする意匠である場合に、当該部分の用途及び機能が明らかでない場合
- ③ 建築物の意匠として意匠登録を受けようとするものであるか、内装の意匠として意匠登録を受けようとするものであるかが不明な場合
- ④ 複数の構成物からなる建築物について一意匠として意匠登録を受けようとするものである場合には、それらの位置関係が不明な場合
- ⑤ 建築物の意匠として意匠登録を受けようとする意匠の具体的な形状等が明らかでない場合

【事例】 意匠の具体的な形状等が明らかでないものの例



（注）本事例は、屋根が緩やかに傾斜した意匠を、パースがついた1図のみで表したものであり、意匠全体の具体的な形状等を把握することはできず、意匠が具体的でないと判断される。

6.1.3 工業上利用することができるものであること

建築物の意匠の場合に、工業上利用することができるとは、同一のものを複数建築し得ることをいう。現実に工業上利用されていることを要せず、その可能性を有していれば足りる。

6.2 新規性を有すること

審査官は、新規性要件について規定する意匠法第3条第1項各号の規定の適用については、出願された建築物の意匠が公知意匠のいずれかと同一であるか否か、又は公知意匠に類似する意匠に該当するか否かを判断（以下、この判断を「類否判断」という。）することにより行う。

新規性要件に関する一般的な判断基準については、第Ⅲ部第2章第1節「新規性」を参照されたい。加えて、建築物の意匠について類否判断を行う場合に、審査官が、特に留意すべき点を以下に記載する。

6.2.1 建築物の意匠の類否判断における判断主体

建築物の意匠の類否判断における判断主体は、物品の意匠の類否判断における判断主体と同様に、需要者（取引者を含む）である（第Ⅲ部第2章第1節「新規性」2.2.1「判断主体」参照）。

例えば、戸建て住宅であれば、一般に、当該住宅の施主となり、かつ使用者となる者が需要者と考えられる。また、大規模な商業用建築物であれば、一般に、当該商業用建築物の所有者となる施主が需要者と考えられる。ただし、商業用建築物の所有者は、通常、各テナントとその利用客の利便性や、着目する箇所等も考慮すると考えられるから、需要者の視点には、当該利用客等の視点が含まれ得る。

審査官は、出願された各建築物の意匠の用途に照らし、当該用途に応じた需要者の視点で判断を行う。

6.2.2 建築物の意匠の類否判断における観察方法

建築物の意匠は、人の身体の大きさを大きく超えるものが多いことから、類否判断のための意匠の観察にあたっては、建築物の外部については人が地面に立った視点での肉眼による観察を、内部については通常の利用状態における肉眼による観察を基本としつつ、建築物の一部に接近した視点で細部を観察するなど、一の視点に限定することなく、複数の視点から総合的に行う。

また、例えば、店舗用建築物は路面側の面にのみ装飾を施すなど、一部の面に特徴を持たせた創作が行われることがあることから、そのような建築物は、当該面に比重を置いて観察を行う。他方、電波塔などのタワー状の建築物は四方均等に創作が行われることが多いことから、そのような建築物は、各面を同じ比重で観察する。

6.2.3 用途及び機能の類否判断

（1）建築物の意匠同士の用途及び機能の類否判断

建築物の意匠同士の類否判断における、両意匠の用途及び機能の類否判断に際して、審査官は、まず対比する両意匠の「意匠に係る物品」の欄に記載された用途をふまえた上で、両意匠の使用の目的、使用の状態等に基づき用途及び機能を認定する。

審査官は、両意匠の詳細な用途及び機能を比較した上でその類否を決するまでの必要はなく、両意匠の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能に共通性があれば、両意匠の用途及び機能が類似すると判断する。

例えば、「住宅」、「病院」、「レストラン」、「オフィス」のように、人がその内部に入り、一定時間を過ごすという点で、用途及び機能に共通性があるものは、それらの建築物の用途及び機能は類似すると判断する。

他方、例えば土木構造物においては、橋りょうのように河川等の上に道路や鉄道等を通したり、電波塔のように放送や通信のための電波を送信するなど、人がその内部に入り、一定時間を過ごすことは異なる様々な固有の用途を持つものが存在することから、「住宅」等と用途及び機能が類似しないと判断する場合や、土木構造物同士であっても、用途及び機能が類似しないと判断する場合がある。

（２）建築物と物品の用途及び機能の類否判断

建築物の意匠と物品の意匠の用途及び機能の類否判断についても、（１）と同様であり、両意匠の詳細な用途及び機能を比較した上でその類否を決するまでの必要はなく、両意匠の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能に共通性があれば、両意匠の用途及び機能が類似すると判断する。

よって、例えば、建築物の意匠である「住宅」と、物品の意匠である「組立家屋」（注）については、人が居住するために用いるものである点で、その用途及び機能に共通性があることから、両意匠の用途及び機能は類似すると判断する。

（注）「組立家屋」とは、市場で流通する動産であって、意匠法上の「物品」に該当するもの。

（３）建築物と内装の用途及び機能の類否判断

建築物の意匠と内装の意匠の用途及び機能の類否判断についても、（１）と同様であり、両意匠の詳細な用途及び機能を比較した上でその類否を決するまでの必要はなく、両意匠の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能に共通性があれば、両意匠の用途及び機能が類似すると判断する。

よって、例えば、建築物の意匠である「住宅」について、その内部の居間の部分を意匠登録を受けようとする部分とした意匠と、内装の意匠である「住宅用居間の内装」については、いずれも内部において人が一定時間を過ごすために用いるものであるという点で、用途及び機能に共通性があることから、両意匠の用途及び機能は類似すると判断する。

6.2.4 建築物の一部に意匠を構成する自然物等が含まれている場合の形状等の評価

意匠の類否判断において、建築物の一部に、意匠を構成する自然物等が含まれている場合は、例えば植物の枝葉や花の形状等のように、自然が生み出した造形からなる形状等自体は、意匠の特徴として考慮しない。他方、人工構造物と自然物等との位置関係や、それらを含めた建築物の意匠全体の構成については、当該造形的特徴を考慮する。

なお、建築物の意匠として出願されたものの中に、自然物等の意匠法上の意匠に該当しないものを一部含んでいる場合の取扱いについては、本章 4.3「建築物又は土地に固定したもの等が表されている場合の一意匠の考え方」を参照されたい。

6.2.5 建築物の意匠の類否判断事例

(1) 用途及び機能が類似する例

① 住宅、病院、レストラン、オフィス

これらにはいずれも、人がその内部に入り、一定時間を過ごすために用いられるものであるという点で、用途及び機能に共通性がある。

② 鉄道橋と道路橋

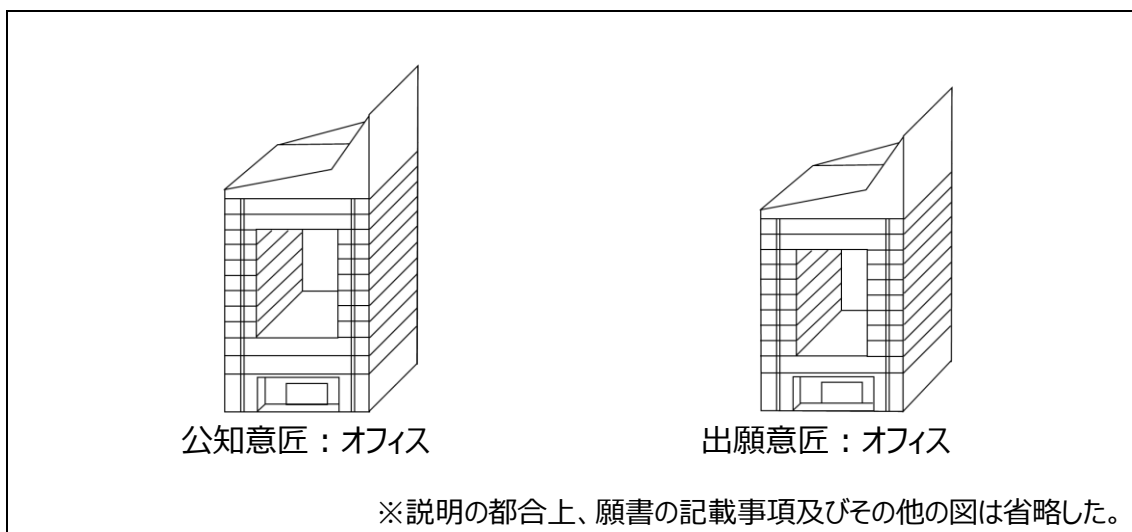
(2) 用途及び機能が類似しない例

① ガスタンクとホテル

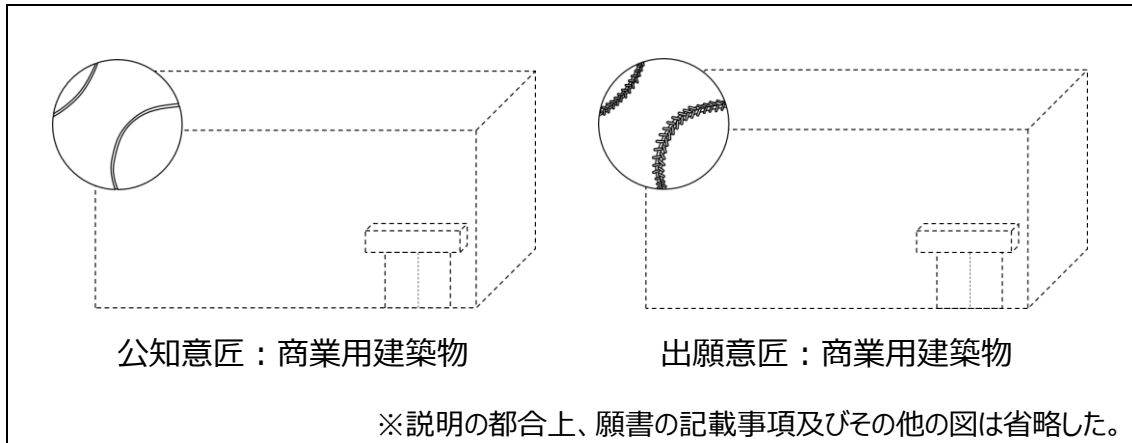
② 橋りょうと灯台

(3) 形状等が類似し、用途及び機能が同一の例

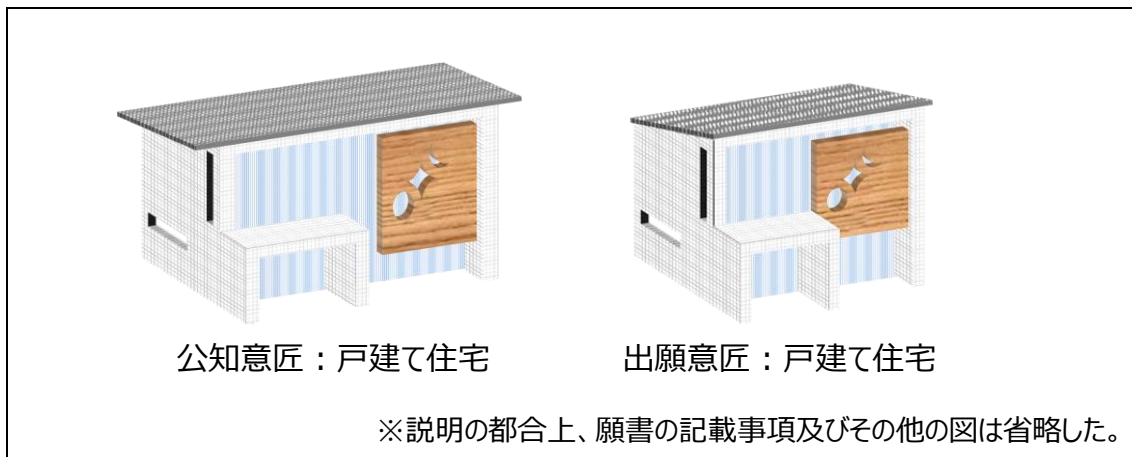
【事例 1】



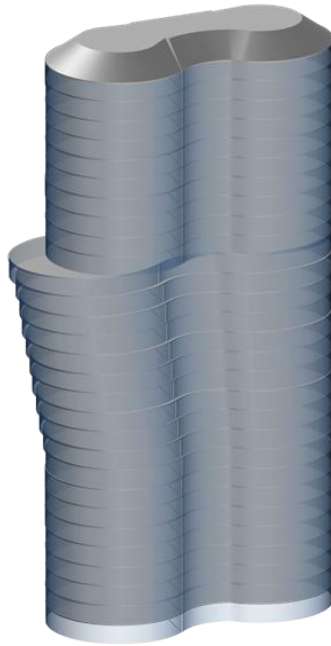
【事例2】



【事例3】



【事例4】



公知意匠：ホテル



出願意匠：ホテル

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

6.3 創作非容易性を有すること（容易に創作をすることができたものでないこと）

6.3.1 建築物の意匠の創作非容易性の判断主体

審査官は、出願された建築物の意匠の創作非容易性について、当業者の視点から検討及び判断する。当業者とは、建築物を建築したり販売したりする業界において、当該意匠登録出願の時に、その業界の意匠に関して、通常の知識を有する者をいう。

6.3.2 建築物の意匠の創作非容易性の判断に係る基本的な考え方

創作非容易性の判断に係る基本的な考え方については、第Ⅲ部第2章第2節「創作非容易性」3.「創作非容易性の判断に係る基本的な考え方」を参照されたい。

6.3.3 ありふれた手法と軽微な改変

6.3.3.1 ありふれた手法の例

審査官は、出願された意匠が、出願前に公知となった構成要素や具体的な態様を基本として創作されたものであると判断した場合、その意匠の属する分野における「ありふれた手法」により創作されたものか否かを検討する。

多くの建築物に共通する主な「ありふれた手法」の例は以下のとおりであるが、審査官は、出願された意匠について、当該意匠の属する分野の創作の実態に照らして検討を行う。

（a）置き換え

意匠の構成要素の一部を他の意匠等に置き換えることをいう。

（b）寄せ集め

複数の既存の意匠等を組み合わせて、一の意匠を構成することをいう。

（c）一部の構成の単なる削除

意匠の創作の一単位として認められる部分を、単純に削除することをいう。

（d）配置の変更

意匠の構成要素の配置を、単に変更することをいう。

（e）構成比率の変更

意匠の特徴を保ったまま、大きさを拡大・縮小したり、縦横比などの比率を変更することをいう。

（f）連続する単位の数の増減

繰り返し表される意匠の創作の一単位を、増減させることをいう。

（g）物品等の枠を超えた構成の利用・転用

既存の様々なものをモチーフとし、ほとんどそのままの形状等で種々の建築物に利用・転用することをいう。

6.3.3.2 軽微な改変の例

審査官は、出願された意匠において、出願前に公知となった構成要素や具体的態様がありふれた手法などによりそのまま表されているのではなく、それらの構成要素や具体的態様に改変が加えられた上で表されている場合は、当該改変が、その意匠の属する分野における「軽微な改変」にすぎないものであるか否かを検討する。

「軽微な改変」の例は以下のとおりであるが、審査官は、出願された意匠について、当該意匠の属する分野の創作の実態に照らして検討を行う。

- (a) 角部及び縁部の単純な隅丸化又は面取り
- (b) 模様等の単純な削除
- (c) 色彩の単純な変更、区画ごとの単純な彩色、要求機能に基づく標準的な彩色
- (d) 素材の単純な変更によって生じる形状等の変更
- (e) 屋根の傾斜角の単純な変更

6.3.4 当業者の立場から見た意匠の着想の新しさや独創性について

当業者の立場から見た意匠の着想の新しさや独創性については、第Ⅲ部第2章第2節「創作非容易性」4.3「当業者の立場から見た意匠の着想の新しさや独創性について」を参照されたい。

6.3.5 建築物の一部に意匠を構成する自然物等が含まれている場合の考え方

建築物の一部に、意匠を構成する自然物等が含まれている場合は、例えば植物の枝葉や花の形状等のように、自然が生み出した造形からなる形状等は意匠の創作として評価しない。他方、人工構造物と自然物等との位置関係や、それらを含めた建築物の意匠全体の構成については、その造形的特徴を意匠の創作として評価する。

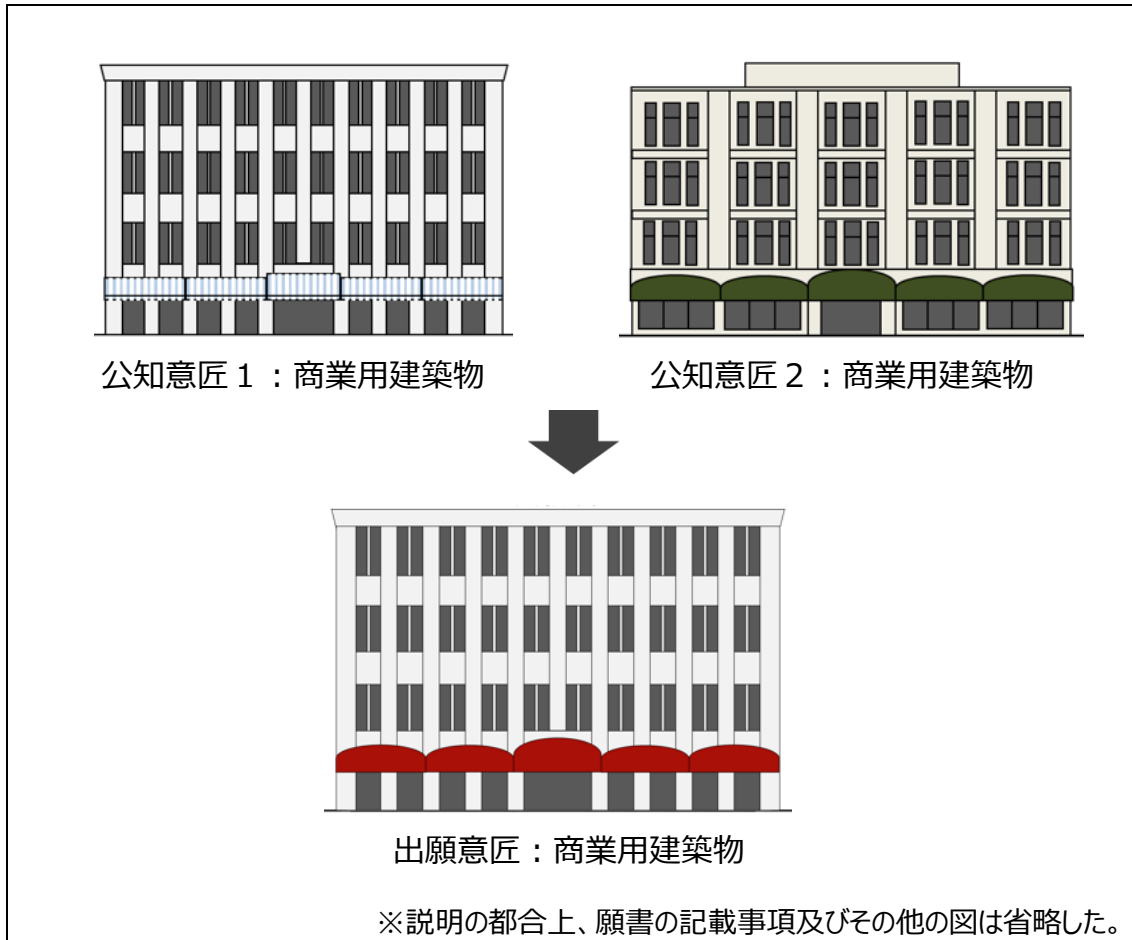
なお、建築物の意匠として出願されたものの中に、自然物等の意匠法上の意匠に該当しないものを一部含んでいる場合の取扱いについては、本章4.3「建築物又は土地に固定したもの等が表されている場合の一意匠の考え方」を参照されたい。

6.3.6 創作容易な意匠の事例

以下に示す各事例は、いずれも出願意匠が新規性を有するものと仮定した場合における、創作非容易性の判断手法を模式的に表したものである。

【事例 1】「置き換えの意匠」

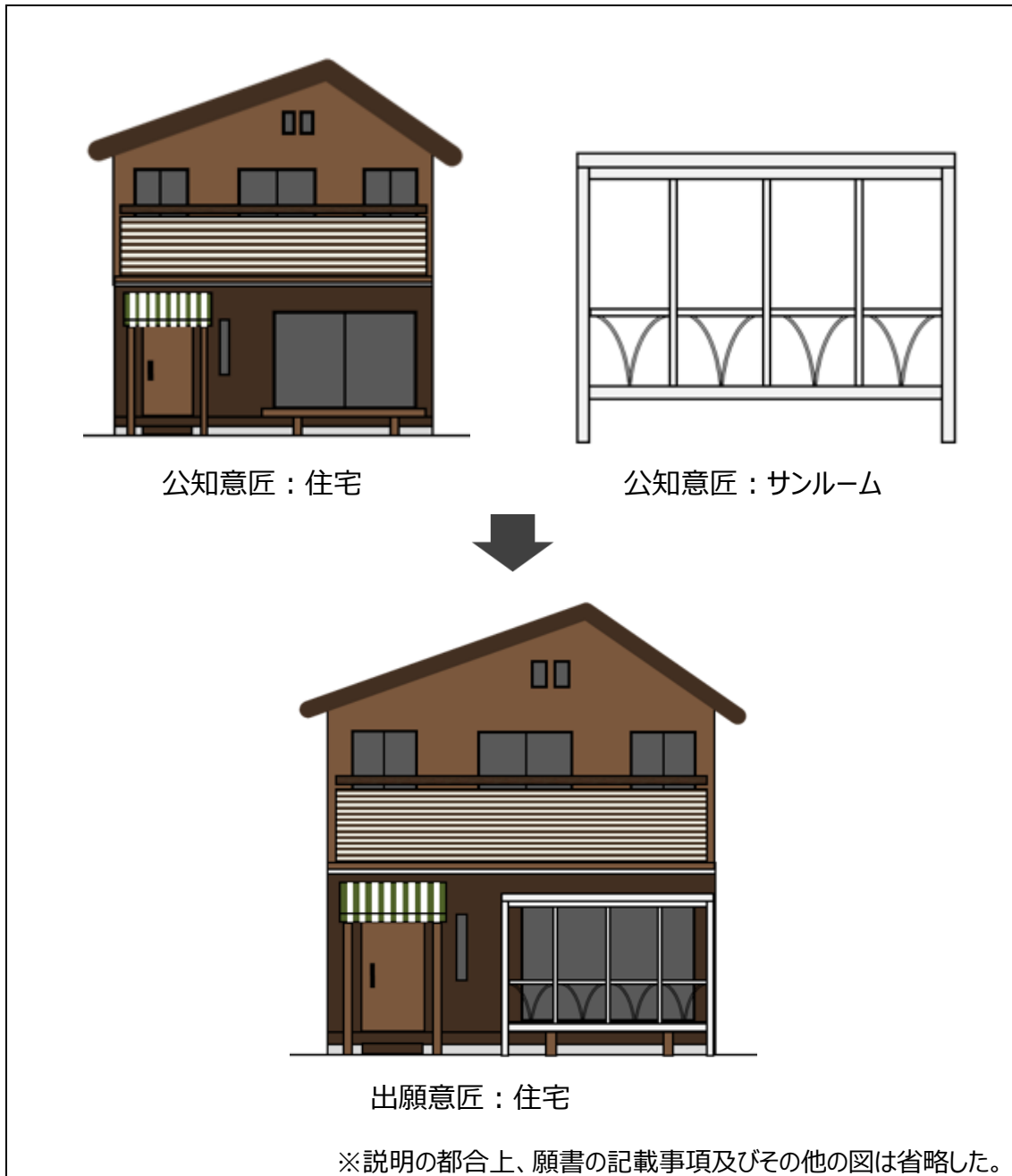
公知の商業用建築物を基本とし、オーニングテントについて、他の公知の商業用建築物のオーニングテントの色彩を変更し、置き換えて表したにすぎない意匠



(注) 本事例は、建築物の分野において、オーニングテントを置き換えることがありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想の新しさや独創性が見受けられないと仮定した場合の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

【事例2】「寄せ集めの意匠」

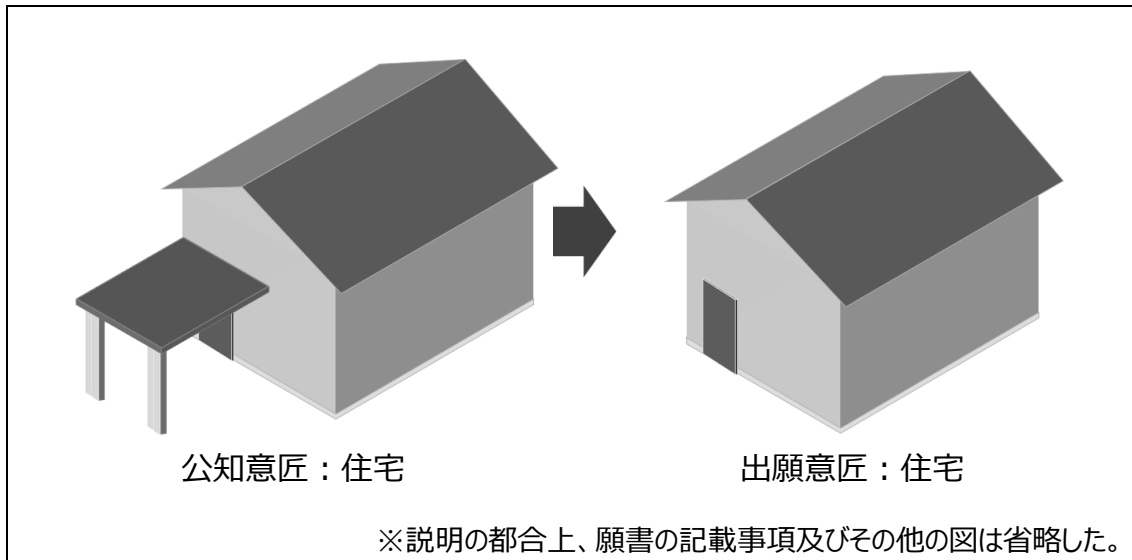
公知の住宅とサンルームを寄せ集めて表したにすぎない意匠



(注) 本事例は、建築物の分野において、住宅とサンルームを寄せ集めて表すことがありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想の新しさや独創性が見受けられないと仮定した場合の例である。なお、その配置について、本願意匠の視覚的な特徴として現れるものであって、独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想の新しさや独創性が認められる場合には、それを考慮する。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

【事例3】「一部の構成の単なる削除の意匠」

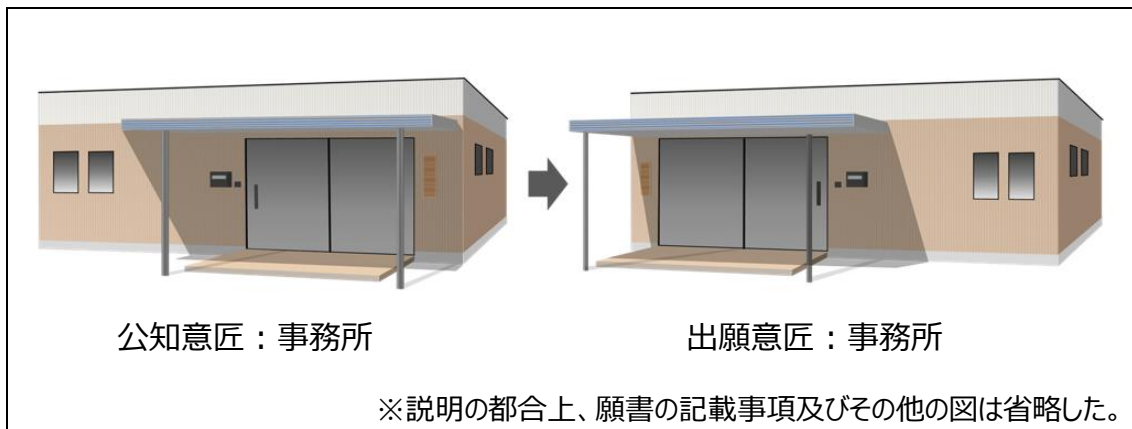
公知の住宅の玄関庇（ひさし）を削除して表したにすぎない意匠



（注） 上記事例は、建築物の分野において、玄関庇を削除することがありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想の新しさや独創性が見受けられないと仮定した場合の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

【事例4】「配置の変更の意匠」

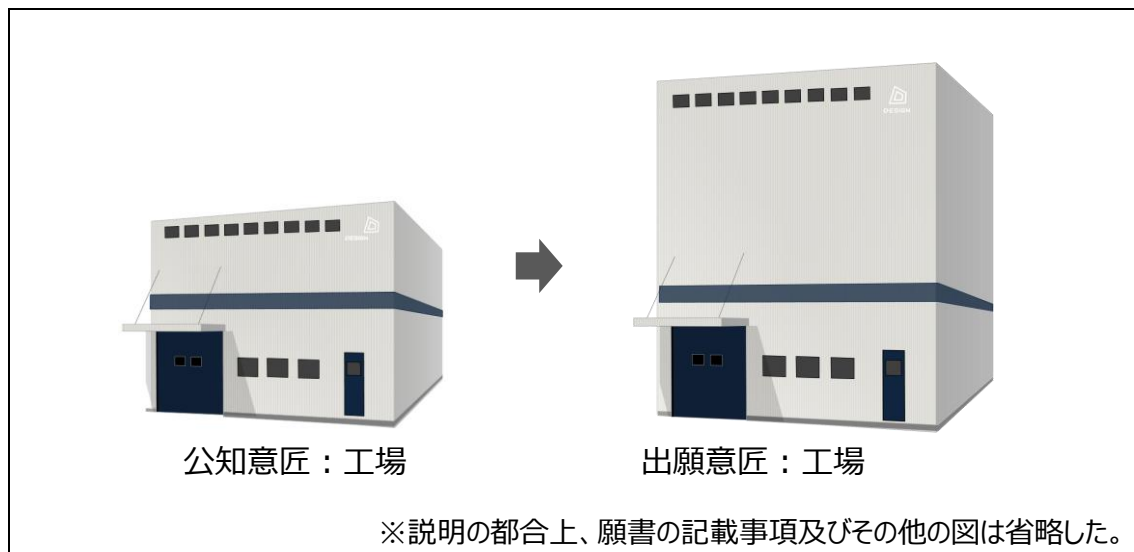
公知の事務所の出入口等の配置を変更して表したにすぎない意匠



（注） 上記事例は、建築物の分野において、出入口等の配置を変更することがありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想の新しさや独創性が見受けられないと仮定した場合の例である。なお、その配置について、本願意匠の視覚的な特徴として現れるものであって、独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想の新しさや独創性が認められる場合には、それを考慮する。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

【事例5】「構成比率の変更の意匠」

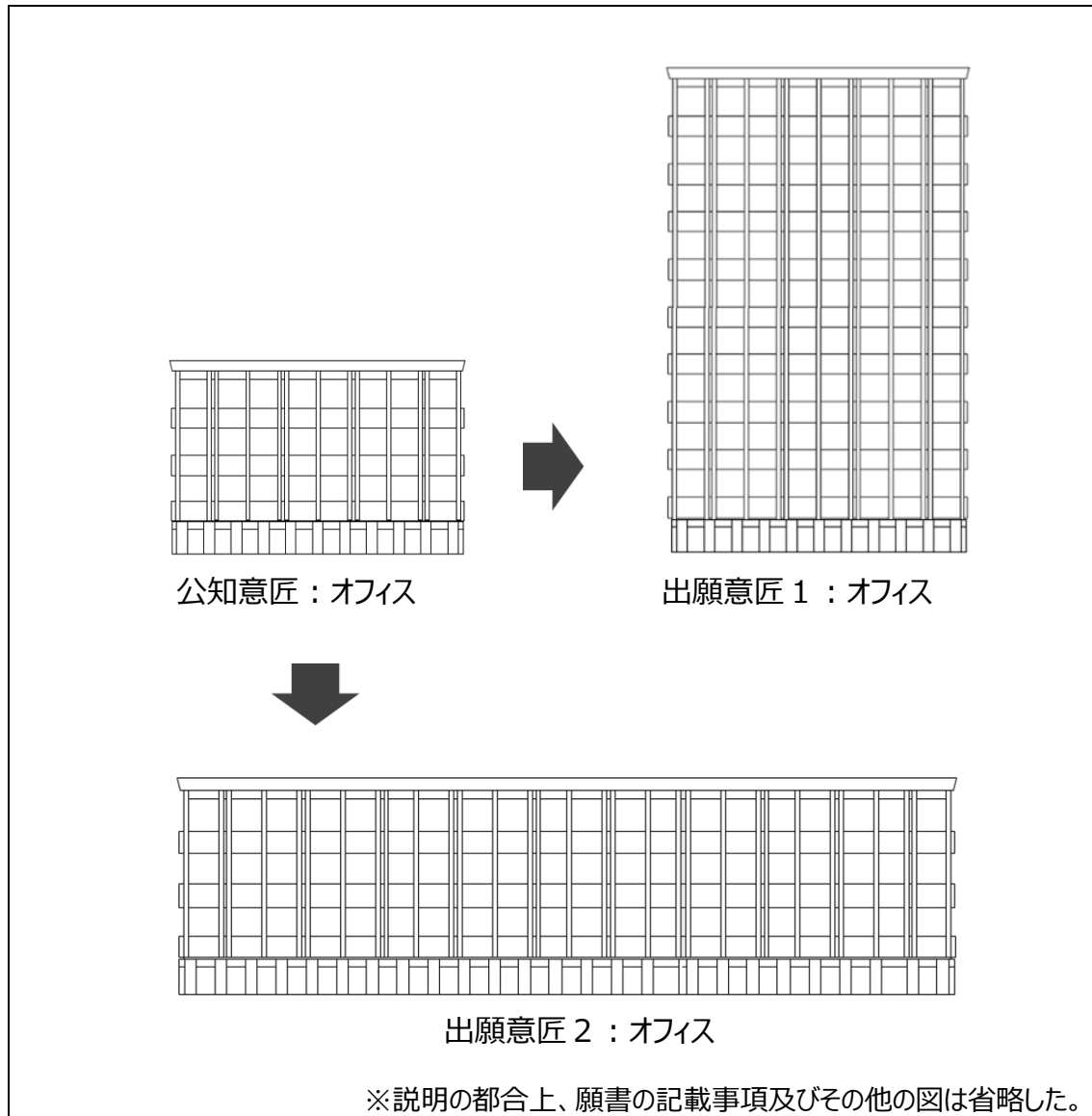
公知の工場の幅と高さの構成比率を変更して表したにすぎない意匠



(注) 上記事例は、建築物の分野において、幅と高さの構成比率を変更することがありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想の新しさや独創性が見受けられないと仮定した場合の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

【事例6】「連続する単位の増減の意匠」

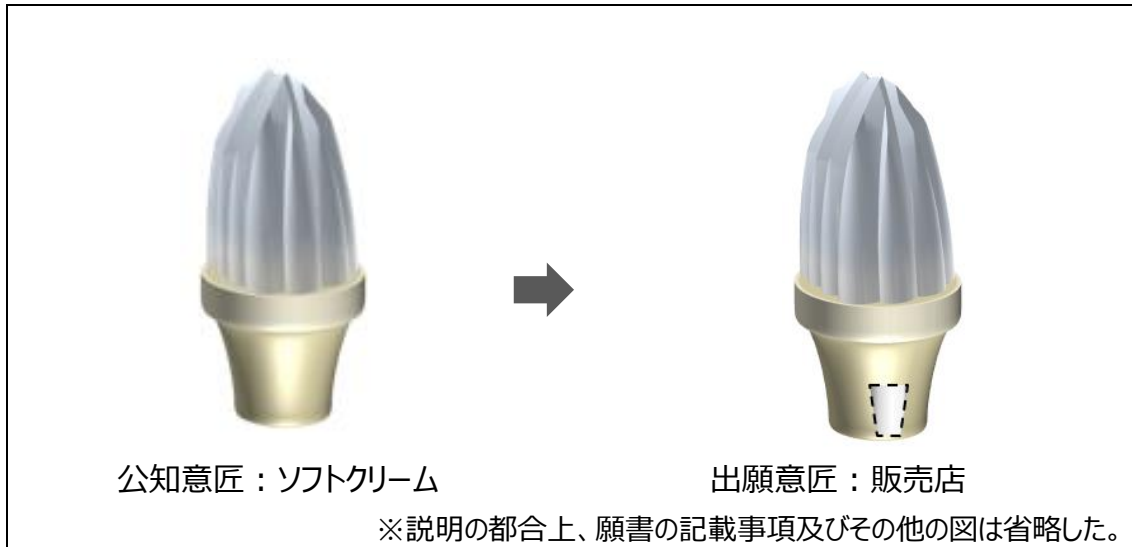
公知のオフィスの階数や幅を増やして表したにすぎない意匠



(注) 本事例は、建築物の分野において、オフィスの階数や幅を増やして表すことがありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想の新しさや独創性が見受けられないと仮定した場合の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

【事例7】「物品等の枠を超えた構成の利用・転用の意匠」

公然知られたソフトクリームをほとんどそのまま販売店用建築物の形状としたもの表したにすぎない意匠



(注) 上記事例は、建築物の分野において、公然知られた物品の形状をほとんどそのままその物品の販売店用建築物の形状とすることがありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想の新しさや独創性が見受けられないと仮定した場合の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。また、食品の形状をその食品の販売店用建築物の形状に模することが、商慣行上行われていると仮定している。

6.4 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠ではないこと

先願の意匠の一部がほとんどそのまま後願の意匠として意匠登録出願されたときのように、後願の意匠が何ら新しい意匠の創作と認められない場合は、意匠法第3条の2の規定により意匠登録を受けることができない。

審査官は、先願の意匠の一部との類否判断は、物品の意匠の場合と同様に行う（第Ⅲ部第4章「先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外」参照）。

7. 先願の意匠と類似するものでないこと

審査官は、先願の意匠との類否判断は、新規性の類否判断（本章6.2「新規性を有すること」参照）と同様に行う。

なお、審査官は、先願の意匠と類似する場合であっても、出願人（複数の出願人による共同出願である場合は全ての出願人）が同一であって、関連意匠としての意匠登録の要件を満たす場合（第Ⅴ部「関連意匠」参照）は、先願（同日の場合はいずれか）の意匠を本意匠とし、

後願の意匠（同日の場合は本意匠以外の意匠）を関連意匠とすることで、いずれの意匠も登録することができることから、拒絶理由を通知する際や協議指令においてその旨を記載する。

8. 建築物の意匠の補正・分割

8.1 建築物の意匠の補正

意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続をした者は、事件が審査、審判又は再審に係属している場合に限り、その補正をすることができる（意匠法第 60 条の 24）。

ここでは、建築物の意匠の補正に関する審査官の留意事項を記載する。その他、補正に関する基本的な取扱いは、第Ⅵ部第 1 章「補正」及び第 2 章「補正の却下」を参照されたい。

8.1.1 要旨を変更するものとなる補正の種類

審査官は、願書の記載又は願書に添付した図面等にした補正が、以下のいずれかに該当する場合は、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものと判断する。

- （１）その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更する補正
- （２）出願当初不明であった意匠の要旨（注）を明確なものとする補正

（注）意匠の要旨とは、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、願書の記載及び願書に添付した図面等から直接的に導き出される具体的な意匠の内容をいう。

8.1.2 内装の意匠への補正

審査官は、建築物の意匠として出願されたものが、複数の物品、建築物又は画像を含んでおり、一の建築物の意匠と認められない場合であって、本来内装の意匠として出願すべきものと認められる場合は、当該出願を内装の意匠の意匠登録出願に変更する補正は、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものではないと判断する。

他方、建築物の意匠として出願されたものが、一の建築物の意匠に該当すると認められるときは、建築物の意匠から、内装の意匠に変更する補正は意匠の要旨を変更するものと判断する。

（建築物の意匠の一意匠一出願の要件については、本章 4. 「一意匠一出願の要件に係る考え方」を参照されたい。）

なお、両意匠が同一であるか否かの判断にあたっては、両意匠の形状等のみならず、用途若しくは機能、及び家具や什器などの配置についても対比し、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠である場合は、その位置、大きさ、範囲についても同一であるか否かを判断する。

8.1.3 組物の意匠への補正

審査官は、建築物の意匠として出願されたものが、一の建築物の意匠に該当すると認められるときは、建築物の意匠から、組物の意匠に変更する補正は意匠の要旨を変更するものと判断する。（建築物の意匠の一意匠一出願の要件については、本章4.「一意匠一出願の要件に係る考え方」を、内装の意匠への該当性要件については、本部第4章「内装の意匠」6.1.1「意匠を構成するものであること」を参照されたい。）

なお、両意匠が同一であるか否かの判断にあたっては、両意匠の形状等のみならず、用途及び機能についても対比し、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠である場合は、その位置、大きさ、範囲についても同一であるか否かを判断する。

8.2 建築物の意匠の分割

意匠登録出願の分割に関する取扱いは、第Ⅷ部第1章「意匠登録出願の分割」を参照されたい。

第3章 組物の意匠

1. 概要

意匠法第8条は、「同時に使用される二以上の物品、建築物又は画像であって経済産業省令で定めるもの（以下「組物」という。）を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。」と規定している。

意匠登録出願は意匠ごとにしなければならないとされており（意匠法第7条）、一つの意匠として出願することができるのは一つの物品等であることが原則である。しかしながら、意匠の創作においては、二以上の物品等について統一感を持たせた創作が行われることも多い。

これを受け、同法第8条は、二以上の物品、建築物又は画像（以下「物品等」という。）から構成されるものであっても、それらの構成物品等が同時に使用され、全体として統一があるときは、一意匠として出願し、意匠登録を受けることができる旨を規定している。

また、同法第2条は、物品等の部分についても意匠登録の対象となる旨を規定するが、組物の意匠も例外ではないことから、二以上の物品等の部分について意匠登録を受けようとする場合にも、組物の意匠として意匠登録を受けることができる。

この章では、組物の意匠として出願された意匠について、組物の意匠としての登録要件を満たしているか否かを、審査官がどのように判断するかについて記載する。

2. 組物の意匠の審査における基本的な考え方

審査官は、出願された意匠が組物の意匠として意匠登録を受けようとするものである場合は、組物の意匠として意匠登録を受けるための、以下の各要件を満たしているか否かを判断する（注）。

- （1）経済産業省令で定める組物の意匠に該当すること
- （2）同時に使用される二以上の物品、建築物、画像（以下「物品等」という）であること
- （3）組物全体として統一があること

審査官は、出願された組物の意匠が上記の各要件を満たしている場合、各構成物品単位ではなく組物全体として、その他の要件（意匠法第3条第1項柱書（同第2条も含む。））、新

規性（同第3条第1項）、創作非容易性（同第3条第2項）、先願の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外（同第3条の2）、意匠登録を受けることができない意匠（同第5条）、先願（同第9条）及び関連意匠（同第10条）を満たしているか否かの判断を行う。

（注）上記（2）又は（3）の要件を満たさない出願であっても、具体的な意匠が特定できるものであって、その他の実体的要件に不備がなければ、複数の物品等についてそれぞれ一意匠として出願とすべきであったという手続上の不備があるのみである。したがって、上記（2）又は（3）の要件を満たさない意匠登録出願がそのまま登録となることは、直接的に第三者の利益を著しく害することにはならないことから、意匠法第8条の要件は、拒絶理由ではあるが、無効理由とはされていない。このような事情に鑑み、審査官は、上記（2）又は（3）の要件について必要以上に厳格に判断することがないように留意する。

※ 本章においては、特に組物の意匠の審査の際にのみ適用すべき事項を中心に記載しており、本章に記載されていないその他の事項については、通常の意匠の判断基準の各該当箇所を参照されたい。

3. 組物の意匠の審査における具体的な判断

3.1 経済産業省令で定める組物の意匠に該当すること

審査官は、組物の意匠として出願された意匠が、別表第二に掲げる組物の意匠のいずれかに該当しない場合は、意匠法第8条の規定により拒絶理由を通知する。

3.2 同時に使用される二以上の物品等であること

審査官は、組物の意匠として出願された意匠を構成する物品等（以下「構成物品等」という。）が、社会通念上同時に使用される二以上の物品等によって構成されていないと判断する場合は、意匠法第8条の規定により拒絶理由を通知する。

審査官は、出願された組物の意匠の各構成物品等が同時に使用されるものである場合は、物品の意匠同士、建築物の意匠同士、及び画像の意匠同士である場合に加えて、例えば建築物の意匠と画像の意匠、建築物の意匠と物品の意匠、物品の意匠と画像の意匠などのように、それらを複数組み合わせたものである場合であっても、本要件を満たしたものと判断する。

本要件の判断にあたっては、現実には同一の時刻に全ての構成物品が使用されるものである必要はなく、審査官は、各構成物品等が、出願された組物の意匠の用途及び機能や使用の目的等に則してなされる一連の使用の範囲内で用いられるものである場合は、本要件を満たしているものと判断する。

また、出願された組物の意匠の各構成物品等が、社会通念上一体的に流通がなされるものである場合も、審査官は本要件を満たしていると判断する。

3.3 組物全体として統一があること

審査官は、組物の意匠として出願された意匠の構成物品等が、組物全体として統一が無い場合は、意匠法第8条の規定により拒絶理由を通知する。

審査官は、組物の意匠として出願された意匠の構成物品等に、当該物品等の部分について意匠登録を受けようとするものが含まれている場合は、全ての構成物品等に意匠登録を受けようとする部分（当該構成物品全体について意匠登録を受けようとする場合も含む。本項3.3において以下同じ。）があり、かつ、全ての構成物品等の意匠登録を受けようとする部分に統一があるか否かを検討し、これらの両要件を満たしていないと判断する場合は、意匠法第8条の規定により拒絶理由を通知する。

審査官は、各構成物品等（物品等の部分について意匠登録を受けようとするものである場合は、「各構成物品等における意匠登録を受けようとする部分」。本項及び3.3.1ないし3.3.3において以下同じ。）が、例えば以下のいずれかに該当する場合は、組物全体として統一があるものと判断する。

- （1）各構成物品等の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が、同じような造形処理で表されている場合
- （2）各構成物品等により組物全体として一つのまとまった形状又は模様が表されている場合
- （3）各構成物品等の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合によって、物語性など組物全体として観念的に関連がある印象を与えるものである場合

3.3.1 各構成物品等の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が、同じような造形処理で表されている場合の例

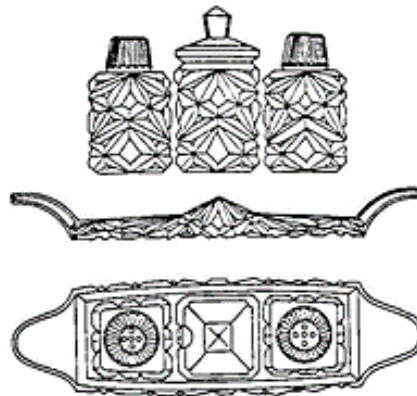
(1) 形状による統一がある場合

(a) 構成物品等の全体の形状が一定の秩序、基調によって構成されているもの

【事例1】一組の電気・電子機器セット

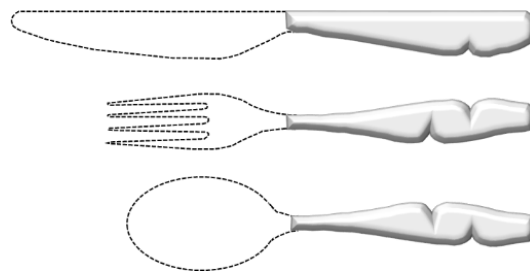


【事例2】一組の飲食用容器セット

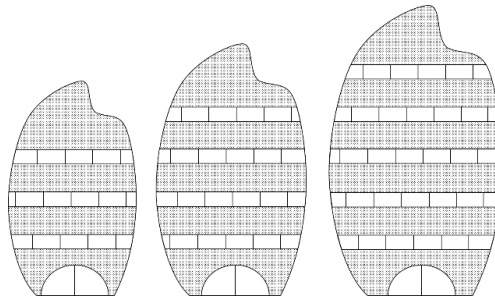


(b) 構成物品等のそれぞれに、同じような特徴を持った形状が表されているもの

【事例1】一組の飲食用具セット



【事例2】一組の建築物



【意匠に係る物品の説明】

この一組の建築物は、商業用建築物、ホテル、美術館から構成されるものである。

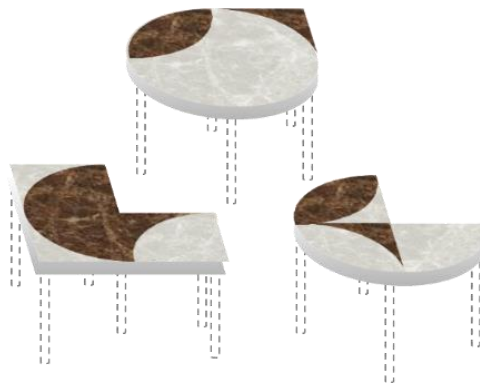
(2) 模様による統一がある場合

同じモチーフや表現態様を持った模様が、構成物品等のそれぞれに表されているもの

【事例1】一組の家具セット



【事例2】一組の家具セット



【事例3】一組の飲食用容器セット

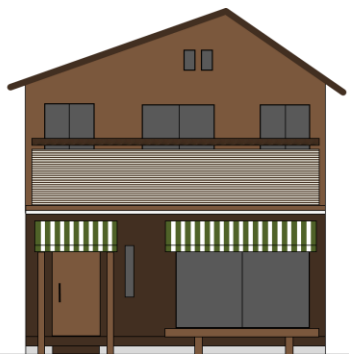


(3) 形状及び模様による統一がある場合

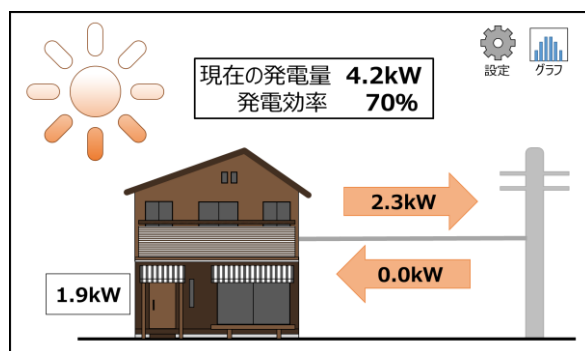
同じモチーフや表現態様を持った形状及び模様が、構成物品等のそれぞれに表されているもの

【事例1】一組の建築物

太陽光発電パネル付き家屋



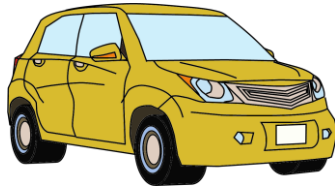
発電量表示用画像



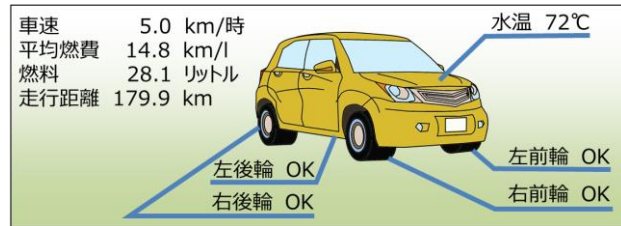
【意匠に係る物品の説明】

この意匠は、太陽光発電パネル付き家屋と発電量表示用画像により構成されるものである。【画像図】に表した画像は、家屋の発電量、発電効率、消費量及び売電状況を表示させるものである。

【事例2】一組の運輸機器セット
乗用自動車



乗用自動車用情報表示画像



【意匠に係る物品の説明】

この意匠は、乗用自動車と、乗用自動車用表示画像により構成されるものである。【画像図】に表した画像は、乗用自動車の水温、タイヤ圧等の情報を表示させるものである。

(4) 色彩による統一がある場合

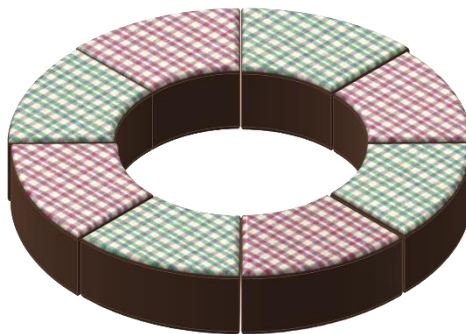
形状や模様と結びついた一定の色彩によって全体の統一を成り立たせたもの。

3.3.2 各構成物品等により組物全体として一つのまとまった形状又は模様が表されている場合の例

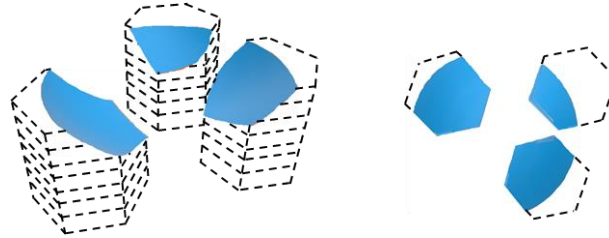
(1) 形状による統一がある場合

構成物品が集合して一つのまとまりある形状を構成しているもの

【事例1】一組の家具セット



【事例2】一組の建築物



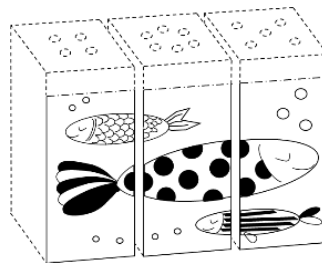
【意匠に係る物品の説明】

この一組の建築物は、商業用建築物、ホテル、美術館から構成されるものである。

(2) 模様による統一がある場合

構成物品に表された模様が集合して一つのまとまった模様となっているもの

【事例1】一組の飲食用容器セット



【事例2】一組の厨房設備用品セット

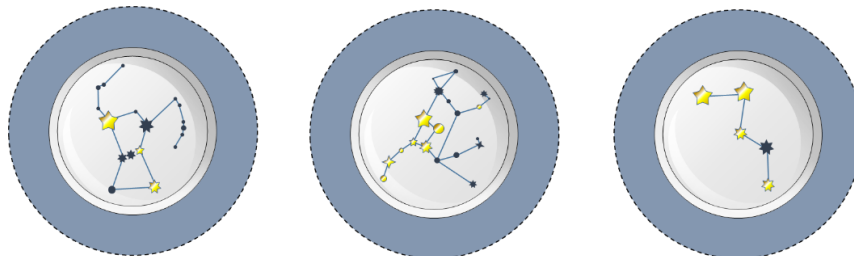


(3) 色彩による統一がある場合

形状や模様と結びついた一定の色彩によって全体の統一を成り立たせたもの。

3.3.3 各構成物品等の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合によって、物語性など組物全体として観念的に関連がある印象を与えるものである場合の例

【事例】一組の飲食用容器セット



4. 組物の意匠に関する意匠登録の要件等の判断

審査官は、意匠法第8条に規定する要件を満たした組物の意匠の意匠登録出願については、組物全体として、意匠法第3条第1項柱書（同第2条も含む。）、新規性（同第3条第1項）、創作非容易性（同第3条第2項）、先願の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外（同第3条の2）、意匠登録を受けることができない意匠（同第5条）、先願（同第9条）及び関連意匠（同第10条）等の各規定に該当するか否かを判断する。

5. 組物の意匠の意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外

組物の意匠の意匠登録出願についても、意匠法第4条第1項又は第2項の規定の適用を受けることができる。

なお、意匠法第4条第1項又は同第2項の規定を適用するための要件等その他の判断基準については、第Ⅲ部第3章「新規性の喪失の例外」を参照されたい。

6. 組物の意匠の補正

意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続をした者は、事件が審査、審判又は再審に係属している場合に限り、その補正をすることができる（意匠法第60条の24）。

ここでは、組物の意匠の補正に関する審査官の留意事項を記載する。その他、補正に関する基本的な取扱いは、第Ⅵ部第1章「補正」及び第2章「補正の却下」を参照されたい。

6.1 要旨を変更するものとなる補正の種類

審査官は、願書の記載又は願書に添付した図面等にした補正が、以下のいずれかに該当する場合は、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更すると判断する。

- （１）その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更する補正
- （２）出願当初不明であった意匠の要旨（注）を明確なものとする補正

（注）意匠の要旨とは、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、願書の記載及び願書に添付した図面等から直接的に導き出される具体的な意匠の内容をいう。

6.2 願書の記載についてした補正の具体的な取扱い

- （１）別表第二に掲げる組物の一に訂正する補正

出願当初の願書の「意匠に係る物品」の欄に別表第二に掲げる組物の一が記載されておらず、かつ、願書の記載及び願書に添付した図面等の記載から、一の意匠と認められるときに、願書の「意匠に係る物品」の欄を別表第二に掲げる組物の一に訂正する補正がなされた場合は、審査官は、当該補正は出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものであると判断する。

ただし、出願当初の願書の「意匠に係る物品」の欄の記載が、例えば「一組（一揃え）の○○セット（ユニット）」、「一組（一揃え）の○○」、「○○セット（ユニット）」などのような記載であって、意匠法第8条の規定により意匠登録を受けることができないものではあるが、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、別表第二に掲げる組物の一を当然に導き出すことができるときに、「意匠に係る物品」の欄の記載を当該導き出すことができる組物の一に訂正する補正がなされた場合は、審査官は、当該補正は要旨を変更するものではないと判断する。

（２）別表第二に掲げる組物の意匠から一の意匠に係る物品等に訂正する補正

願書の「意匠に係る物品」の欄に別表第二に掲げる組物の一が記載されているが、願書に添付した図面等に、一の意匠しか表されていないときに、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載を、当該一の意匠に係る物品等に訂正する補正は、要旨を変更するものではない。

6.3 願書に添付した図面等についてした補正の具体的な取扱い

（１）組物の構成物品として不適当であると認められるものを削除する補正

出願当初の願書の「意匠に係る物品」の欄に別表第二に掲げる組物の一が記載されているが、願書に添付した図面等に、構成物品等として不適切な意匠が表されているときには、審査官は多意匠と判断する。これに対し、出願人がこの意匠登録出願を一の組物の意匠の意匠登録出願と、一以上の意匠登録出願に分割する際に、もとの意匠登録出願について、構成物品等として不適切な意匠を願書に添付した図面等から削除する補正は、要旨を変更するものとは審査官は判断しない。

（２）構成物品として適当であると認められる物品を補充あるいは削除する補正

審査官は、構成物品等として適当であると認められる意匠を追加あるいは削除する補正は、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、当然に導き出すことができる同一の範囲を超えるものであり、要旨を変更するものと判断する。

（３）組み合わせられた状態の図面のみの意匠登録出願について、各構成物品等の図面を追加する補正

審査官は、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、当然に導き出すことができない構成物品等ごとの形状等を表した図面を、願書に添付した図面等追加する補正は、要旨を変更するものと判断する。

審査官は、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、構成物品等の形状等を当然に導き出すことができるときに、構成物品等ごとの形状等を表した図面を願書に添付した図面等に追加する補正は、要旨を変更するものとは判断しない。

6.4 建築物の意匠への補正

審査官は、組物の意匠として出願されたものが、複数の物品、建築物又は画像を含んでおらず、組物の意匠と認められない場合であって、本来建築物の意匠として出願すべきものと認められる場合は、当該出願を建築物の意匠の意匠登録出願に変更する補正は、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものではないと判断する。

他方、審査官は、組物の意匠として出願されたものが、組物の意匠に該当するための要件を満たしているときは、組物の意匠から建築物の意匠に変更する補正は意匠の要旨を変更するものであると判断する。（組物の意匠への該当性要件については、本章 3.「組物の意匠の審査における具体的な判断」を参照されたい。）

なお、両意匠が同一であるか否かの判断にあたっては、両意匠の形状等のみならず、用途及び機能についても対比し、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠である場合は、その位置、大きさ、範囲についても同一であるか否かを判断する。

6.5 内装の意匠への補正

審査官は、組物の意匠として出願されたものが、組物の意匠に該当するための要件を満たしているときは、組物の意匠から内装の意匠に変更する補正は意匠の要旨を変更するものであると判断する。（組物の意匠への該当性要件については、本章 3.「組物の意匠の審査における具体的な判断」を参照されたい。）

なお、両意匠が同一であるか否かの判断にあたっては、両意匠の形状等のみならず、用途若しくは機能、及び家具や什器などの配置についても対比し、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠である場合は、その位置、大きさ、範囲についても同一であるか否かを判断する。

7. 組物の意匠の意匠登録出願に関する分割

7.1 組物の意匠と認められる意匠登録出願の分割

複数の物品等により構成される意匠が、意匠法第8条に規定する要件を満たしている場合、その意匠は全体として一意匠と認められるものであることから、構成物品等ごとに一又は二以上の新たな意匠登録出願とした場合は、意匠法第10条の2の規定に基づく適法な分割とは認めず、新たな意匠登録出願は、分割のあった時にしたものとして取り扱う。

7.2 組物の意匠と認められない意匠登録出願の分割

組物の意匠の意匠登録出願として出願された意匠が、意匠法第8条に規定する要件を満たさない場合、その意匠は全体として一意匠と認められないものであることから、意匠法第10条の2の規定に基づく分割を認め、新たな意匠登録出願は、もとの意匠登録出願の時にしたものとなす。

なお、その他の判断基準については、第Ⅷ部第1章「意匠登録出願の分割」を参照されたい。

8. パリ条約による優先権等の主張を伴う組物の意匠の意匠登録出願

組物の意匠の意匠登録出願については、第一国においてその構成物品等が我が国の組物と同様に一意匠として出願されている場合にのみ、パリ条約による優先権等の主張の効果を認める。

なお、その他の判断基準については、第Ⅶ部「パリ条約による優先権」を参照されたい。

第４章 内装の意匠

1. 概要

意匠法第８条の２は、「店舗、事務所その他の施設の内部の設備及び装飾（以下「内装」という。）を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、内装全体として統一的な美感を起こさせるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。」と規定し、内装デザインが意匠法による保護の対象となる旨を定めている。

内装の意匠は、家具や什器（じゅうき）などの複数の構成物品等から構成されるもので、一意匠一出願（意匠法第７条）の例外である。

各構成物品等の組合せ方や配置を含めた内装全体としての美感を保護の対象とするべく、内装を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠が内装全体として統一的な美感を起こさせるときに限り、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができるとしている。

本章では、内装の意匠として出願された意匠について、内装の意匠としての登録要件を満たしているか否かを審査官がどのように判断するかについて記載する。

2. 内装の意匠の審査における基本的な考え方

審査官は、内装の意匠を審査する際、基本的には、第Ⅱ部及び第Ⅲ部に記載された各登録要件の審査基準に従い審査を行う。

本章では、内装の意匠に該当するための要件をはじめ、内装の意匠の審査特有の事項を中心に記載しており、本章に記載されていないその他の事項については、各登録要件の審査基準の該当箇所を参照されたい。

審査官は、内装の意匠の審査において、まず、意匠登録を受けようとする意匠が意匠法における内装の意匠に該当するか否かを判断し、該当する場合には、第Ⅱ部及び第Ⅲ部に記載された各登録要件の審査基準に加えて、本章に記載する事項に従い審査を進める。

3. 内装の意匠に該当するための要件

審査官は、出願された意匠が以下のすべての要件を満たす場合、意匠法第８条の２に規定する内装の意匠に該当すると判断する。

- (1) 店舗、事務所その他の施設の内部であること (→6.1.1.1 参照)
 - ① 店舗、事務所その他の施設に該当すること
 - ② 内部に該当すること
- (2) 複数の意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること (→6.1.1.2 参照)
 - ① 意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること
 - ② 複数の物品等から構成されるものであること
- (3) 内装全体として統一的な美感を起こさせるものであること (→6.1.1.3 参照)

上記(1)ないし(3)の各要件の詳細については、本章6.1.1「意匠を構成すること」を参照されたい。

4. 意匠ごとの出願

意匠法第7条は、意匠登録出願は意匠ごとに行うことを定めており、一の出願には、原則一の物品等しか含めることができない。他方、意匠法第8条の2は、この原則の例外として、複数の物品等から構成される内装の意匠について、所定の要件を満たせば、一の意匠として出願し、意匠登録を受けられる旨規定している。

上記のとおり、意匠法第8条の2は、所定の要件の下、一の出願に複数の物品等を含めることができる旨を定めているが、それらの物品等により構成される意匠が、一の意匠と認められる場合に限られることに変わりない。よって、審査官は、内装の意匠として出願された意匠が、一の内装の意匠に該当しない場合は、当該意匠登録出願は、意匠ごとに出願されておらず、意匠法第7条の規定を満たさないものと判断する。

審査官は、内装の意匠として出願された意匠が、一の内装の意匠に該当するか否かについて、以下の観点により判断する。

4.1 意匠に係る物品の欄の記載における一意匠の考え方

審査官は、意匠登録出願が、例えば二以上の内装意匠の用途を願書の「意匠に係る物品」の欄に並列して記載したものである場合、二以上の意匠を包含した意匠登録出願と判断する。

例1：「オフィスの執務室の内装、学校用教室の内装」

例2：「ホテル客室の内装、兼、病室の内装」

4.2 図面等の記載における一意匠の考え方

審査官は、意匠登録出願の願書に添付された図面等において表されたものが、一の内装の意匠に該当するか否かを判断する際は、当該内装の意匠が、一の空間に係るものであるか否かとの観点から検討する。一の意匠として一の出願に含めることができるのは、原則として、内装の意匠が、空間を仕切る壁等により分断されることのない、物理的に一続きの一の空間に係るものである。よって、審査官は、物理的に分断された二以上の空間を含むものである場合は、原則として一の内装の意匠に該当しないと判断する。ただし、空間を仕切る当該壁等が、例えば透明であるなど、視覚的に一続きの空間と認識される場合等は、一の空間として取り扱う。

一の空間に係るものであれば、例えば、オフィス空間内に休憩用のカフェ部分などが従属的に併設されているもののよう、その内方に複数の用途を持つ部分が含まれていてもよい。

また、審査官は、二以上の空間を含むものであっても、それらの空間の用途に共通性があるとともに、形状等が一体的に創作されたものと認められる場合は、一の内装の意匠として取り扱う。

<一の内装の意匠と判断するものの例>

例：ワークスペースと商談のためのカフェが同一空間内にある「オフィスの執務室の内装」

ただし、商談のためのカフェが1階、ワークスペースが2階にあるなど、物理的に離れており、一の空間として一体的に創作されたものでない場合は、一の内装の意匠と判断しない。

<一の内装の意匠に該当しないと判断するものの例>

例1：それぞれ別個の空間における「ホテル客室の内装」と「ホテルロビーの内装」

例2：「駅舎の内装」と「鉄道車両の内装」

4.3 形状、模様若しくは色彩が変化する内装の意匠の一意匠の考え方

審査官は、一の用途及び機能に基づいて、形状、模様若しくは色彩が変化する内装の意匠については、当該変化の前後の形状等を含め、一の内装の意匠として取り扱う。

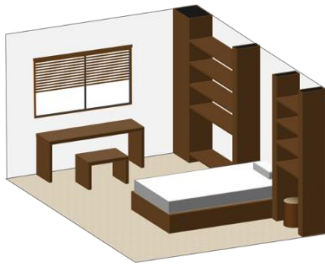
ただし、当該変化が、一の用途及び機能に照らして必要な変化の範囲内のものである場合に限られる。例えば、不使用時に壁面に格納できる可動式のベッドを有する「貸しオフィス用休憩室の内装」などがこれに該当する。

<形状、模様若しくは色彩が変化する内装の例>

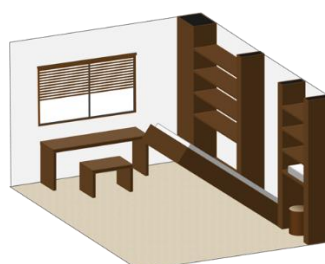
【意匠に係る物品】：貸しオフィス用休憩室の内装

【意匠に係る物品の説明】：本願意匠は貸しオフィスの休憩室の内装であり、利用者が仮眠するための可動するベッドを有する。ベッドを使用しない際は壁面に格納できるため、オフィス内のスペースを効率的に利用できる。

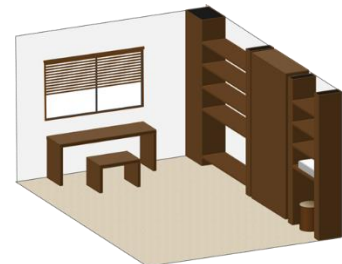
【斜視図】



【ベッドを格納する途中の状態を示す斜視図】



【ベッドを格納した状態を示す斜視図】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

また、内装に含まれる画像表示器等に表示された画像や、内装に含まれるプロジェクターによって壁や天井等に投影された画像が変化するとき、当該画像の変化が、一の画像の意匠として許容される変化の範囲内のものである場合に限り、一の内装の意匠を構成するものと取り扱う

（本部第１章「画像を含む意匠」参照）。加えて、内装に含まれる照明器具を点灯させることにより表される模様に変化するとき、変化の前後の模様に関連性があるものである場合に限り、一の内装の意匠を構成するものと取り扱う。

他方、内装の意匠の構成物品等の多くは、任意に動かすことができるものである。例えば、机と椅子が配された「オフィス用会議室の内装」において、会議形式等に応じて、机と椅子の配置を変えることは一般的に行われている。しかしながら、意匠法第８条の２は、内装の意匠を構成する各々の物品等の配置も含めた美感を保護するものである。よって、内装の意匠として出願されたものが、各構成物品等の配置を変更したものを含む場合は、別個の意匠の創作に係るものが含まれていると判断し、上記のように、当該変化が一の用途及び機能に照らして必要な変化の範囲内のものである場合を除いては、一の内装の意匠に該当しないと判断する。

<変化の前後の形状、模様、若しくは色彩を含めて一の内装の意匠として取り扱うものの例>

例：可動する手すりやおむつ交換台を備えた「ホテル用多目的トイレの内装」

5. 内装の意匠の意匠登録出願における願書及び図面等の記載事項

内装の意匠の意匠登録出願の願書及び図面等については、物品の意匠の場合と記載しなければならない事項が一部異なっている。以下、内装の意匠の意匠登録出願について、出願人が願書や図面等の記載上留意すべき点について示す。

審査官は、内装の意匠の審査において、願書の記載及び願書に添付した図面等が、これらの留意事項に従い記載されたことを踏まえつつ、出願された意匠の認定を行う。

審査官は、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても意匠登録を受けようとする意匠を特定できない場合は、意匠が具体的でないことに基づく拒絶理由を通知する。

5.1 「意匠に係る物品」の欄の記載

内装の意匠について意匠登録出願する場合は、願書の「意匠に係る物品」の欄に、意匠の内容が明確となるよう、以下の（１）及び（２）の要件をいずれも満たすものを記載する。

（１）内装の意匠としての出願が明確であること

「意匠に係る物品」の欄に、「〇〇用内装」又は「〇〇の内装」と記載する。

（２）内装の意匠の具体的な用途が明確であること

「意匠に係る物品」の欄に、例えば、「ホテルロビーの内装」のように、どのような施設におけるどのような用途の内装であるのかが明確となるものを記載する。

なお、施設の多くは様々な空間により構成されている。よって、「意匠に係る物品」の欄には、施設のみならず、添付図面等に表された内装空間そのものの用途がわかるよう記載する。

例えば、「意匠に係る物品」の欄に「ホテルの内装」と記載した場合、一般的にホテルは様々な複数の空間から構成されることから、当該記載のみでは、ホテルのロビーの内装なのか、客室の内装なのか等を特定することができない。このため、「ホテルの〇〇の内装」のように、具体的にどのような用途の内装であるのかが明確となるものを記載する。

ただし、一の空間内において複合的な用途を持つ内装については、「意匠に係る物品」の欄に、主たる内装の用途、又は各用途に主従関係がない場合は当該施設自体の用途を記載し、当該内装の各具体的な用途については、「意匠に係る物品の説明」の欄において説明すればよい。

＜上記の各要件を満たした記載の例＞

なお、以下のものは、いずれも記載の例であって、適切な記載と認められるものは、以下の例に限られるものではない。

■ 商業・オフィス空間に関するものの例

レストランの内装、カフェの内装、オフィスの執務室の内装、食料品店の内装、ドラッグストアの内装、ホームセンターの内装、衣料品店の内装、靴屋の内装、宝飾品店の内装、楽器店の内装、書店の内装、自動車ショールームの内装、理美容室の内装、クリーニング店用内装、旅行代理店の内装、不動産屋の内装、金融機関の内装、映画館の客席用内装、ゲームセンターの内装、ボーリング場の内装、スポーツジムのトレーニングルーム用内装、ホテルの客室の内装、旅館の浴場の内装…など

■ 住空間に関するものの例

住宅用リビングの内装、住宅用キッチンの内装、住宅用寝室の内装、住宅用バスルームの内装、住宅用トイレの内装…など

■ 教育・医療空間に関するものの例

学校用教室の内装、学習塾用自習室の内装、診療室の内装、手術室の内装、病室の内装…など

■ 交通関係空間に関するものの例

空港ターミナルロビーの内装、航空機用客室の内装、地下鉄用プラットフォームの内装、観光列車用内装、バスターミナルロビーの内装、高速バス用内装、客船ターミナルロビーの内装、客船用客室の内装、…など

＜一の空間において複合的な用途を持つ内装の場合の記載例＞

例： 【意匠に係る物品】 オフィスの執務室の内装

【意匠に係る物品の説明】 この内装はオフィスの執務スペースに加えて、同一空間内にカフェが併設するもので、従業員の休憩や打合せ等に使用される。

5.2 「意匠に係る物品の説明」の欄の記載

「意匠に係る物品」の欄の記載だけでは、内装の用途を明確にすることができない場合は、「意匠に係る物品の説明」の欄に、具体的な用途を記載する。

なお、一の空間において複合的な用途を持つ内装の場合は、各々の具体的な用途を「意匠に係る物品の説明」の欄に記載する。

5.3 「意匠の説明」の欄の記載

「意匠の説明」の欄の記載方法については、物品の意匠の意匠登録出願の場合と同様であることから、第Ⅲ部第1章「工業上利用することができる意匠」を参照されたい。

なお、形状、模様、若しくは色彩が変化する内装の意匠について、図面の記載のみでは変化の順序又は変化の態様が明らかでないときは、これらについての説明を「意匠の説明」の欄に記載する。

5.4 図面等の記載

5.4.1 必要な図

内装の意匠の意匠登録出願に添付する図面等の記載要件については、物品の意匠の意匠登録出願の場合と同様であることから、第Ⅲ部第1章「工業上利用することができる意匠」を参照されたい。

そのほか、内装の意匠として意匠登録出願する場合は、以下の点に留意して図面等を作成する必要がある。

（１）床、壁、天井のいずれか一つ以上を開示する

内装の意匠に該当するための要件の一つに、施設の内部に該当すること、との要件がある。

よって、図面等においては、施設の内部であることを示す床、壁、天井のいずれか一つ以上が開示されていないといけない。

（２）施設の内部の形状等のみが開示されていればよい

内装の意匠を表す図面等においては、人を内包する空間を表す必要があり、原則、空間の内側から見たものが基本となる。よって、外観の開示を基本とする物品の意匠と異なり、施設の内部の形状等のみが開示されていれば足りる。

なお、例えば店舗正面のファサードなどを含み意匠登録を受けようとする場合は、施設の内部の形状等のみならず、必要に応じて、当該外部の部分も表す図面を添付する。

（３）意匠の特定に支障がない範囲で、様々な図法による開示を受け入れる

正投影図のみならず、平面図と複数の斜視図の組合せや、様々な方向から撮影した複数の写真による開示など、意匠の特定に支障がない範囲内で、様々な図法による開示を受け入れる。

5.4.2 図面中に意匠登録を受けようとする意匠以外のものを表す場合

内装の意匠においても、図面中（参考図を除く）には、意匠登録を受けようとする意匠のみを表す。ただし、物品の意匠の意匠登録出願と同様に、「意匠の説明」において、当該意匠登録を受けようとする意匠以外のものについての説明がある場合や、図面等において描き分けがあることにより、意匠登録を受けようとする意匠とそれ以外のものを明確に認識できる場合を除く。

5.5 特徴記載書

審査官は、出願された内装の意匠の創作に関する、出願人の主観的意図等を記載した特徴記載書が提出されている場合は、これを参考としつつ審査を進める。意匠の認定の基礎となる資料については、第Ⅱ部第1章「意匠登録出願に係る意匠の認定」1.「概要」を参照されたい。

なお、意匠の特徴については、特徴記載書に記載することとされているが（意匠法施行規則第六条）、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際意匠登録出願については、出願と同時に特徴記載書の提出を行うことができない。そこで、DESCRIPTION（説明）の欄（我が国の意匠登録出願における「意匠の説明」の欄、及び「意匠に係る物品の説明」の欄に相当するものとして取り扱う欄）に、当該意匠の特徴についての記載がなされていても、例えば意匠が不明確となるような特段の拒絶理由に該当する記載でない場合は、拒絶理由の対象としない。

加えて、国内の通常の出願において、同様に、「意匠の説明」の欄に、当該意匠の特徴についての記載がなされている場合についても、同様の取扱いとする。

6. 内装の意匠の登録要件

内装の意匠として意匠登録出願されたものが意匠登録を受けるためには、意匠法に定められた登録されるための全ての要件を満たさなければならない。基本的には一般的な登録要件の審査と同様に行うが（第Ⅱ部及び第Ⅲ部参照）、以下、意匠法上の主な登録要件において、内装の意匠の出願について特に留意すべき点について示す。

- （１）工業上利用することができる意匠であること（→6.1 参照）
- （２）新規性を有すること（→6.2 参照）

- (３) 創作非容易性を有すること（容易に創作をすることができたものでないこと）
（→6.3 参照）
- (４) 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠ではないこと（→6.4 参照）

6.1 工業上利用することができる意匠であること

審査官は、内装の意匠として意匠登録出願されたものが、以下のいずれかの要件を満たしていない場合は、意匠法第３条第１項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当しないと判断する。

- (１) 意匠を構成するものであること（→6.1.1 参照）
- (２) 意匠が具体的であること（→6.1.2 参照）
- (３) 工業上利用することができるものであること

6.1.1 意匠を構成するものであること

意匠法上の意匠を構成するための一般的な要件については、第Ⅲ部第１章「工業上利用することができる意匠」２．「意匠該当性要件についての判断」を参照されたい。

また、出願されたものが、内装の意匠に該当するためには、以下の（１）から（３）の要件を全て満たすものでなければならない。

- (１) 店舗、事務所その他の施設の内部であること（→6.1.1.1 参照）
 - (a) 店舗、事務所その他の施設に該当すること
 - (b) 内部に該当すること
- (２) 複数の意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること
（→6.1.1.2 参照）
 - (a) 意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること
 - (b) 複数の物品等から構成されるものであること
- (３) 内装全体として統一的な美感を起こさせるものであること（→6.1.1.3 参照）

6.1.1.1 店舗、事務所その他の施設の内部であること

出願された意匠が、店舗、事務所その他の施設の内部に該当するためには、以下の（１）及び（２）のいずれの要件も満たすものでなければならない。

（１）店舗、事務所その他の施設に該当すること

内装の意匠の対象となる施設は、「店舗、事務所その他の施設」である（意匠法第8条の2）。主に店舗のインテリアデザインやディスプレイデザイン、オフィススペースのデザイン等を対象とするものであるが、それらに限られないとして「その他の施設」が条文上規定されている。

この「その他の施設」には、意匠法の目的に従い、例えば、宿泊施設、医療施設、教育施設、興行場、住宅など、産業上のあらゆる施設が広く含まれる。

具体的には、審査官は、店舗及び事務所を含め、内装の意匠として出願された意匠が「その内部において人が一定時間を過ごすためのものである場合」は、「店舗、事務所、その他の施設」に該当するものと判断する。

また、上記要件を満たす場合は動産を含む。例えば、組立式の簡易店舗や事務所、各種の車両や旅客機、客船の内装などが該当する。

（２）内部に該当すること

意匠法上の内装の意匠に該当するためには、種々の施設の「内部」に該当するものでなければならない（意匠法第8条の2）。よって、審査官は、内装の意匠として出願された意匠が、施設の内部を主としたものでない場合は、内装の意匠に該当しないと判断する。

具体的には、施設の内部であることを示す、床、壁、天井のいずれか一つ以上が図面上、開示されていなければならず、いずれも開示されていない場合は、同条に基づく拒絶理由を通知する（→本章5.4.1「必要な図」（1）「床、壁、天井のいずれか一つ以上を開示する」参照）。その際、当該意匠が物品や組物等の意匠として認められる場合は、原則としてその旨も併せて通知する。

ただし、内装の意匠の創作は、施設の内部のみに必ずしも限定されるものではない。例えば、店舗正面のファサードやディスプレイデザインを含む創作や、内外の境をあえて曖昧にした創作など、施設外部とのつながりを考慮した内装の創作がある。これらの創作実態があることをふまえ、審査官は上記判断をするにあたり、原則として施設の内部空間全体が完全に閉じているか否かを厳格に検討する必要はない。施設の内部が施設の開口部及び施設の外部に連続している場合等には、施設の内部に付随する施設の外部が含まれていてもよい。

なお、意匠法上の意匠は、「視覚を通じて美感を起こさせるものをいう」ことから（意匠法第2条）、施設の用途及び機能に照らした通常の使用状態において、施設の利用者が肉眼によって通常視認することがない範囲は、施設の内部に該当しないと判断する。例えば、施設の保守等の目的でしか入らない天井裏（注）や床下、壁裏、パイプスペースなどがこれに該当する。

（注）天井板を設けず、あえて配管を見せる内装などは、施設の利用者が肉眼によって通常視認できるため、このようなものは当該部分を含め、施設の内部に該当すると判断する。

6.1.1.2 複数の意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること

出願された意匠が、複数の意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであることの要件を満たすためには、以下の（１）及び（２）のいずれの要件も満たすものでなければならない。

（１）意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること

内装の意匠を構成できるものは、以下に例示するとおり、意匠法上の物品、建築物又は画像に限られる（意匠法第８条の２）。

＜内装の意匠を構成するものとして適切なものの例＞

以下のものは、いずれも例であって、適切な記載と認められるものは、以下の例に限られるものではない。

- ・机、椅子、ベッドなどの家具類
- ・陳列棚などの什器類
（意匠法上の物品と認められる販売商品等が含まれていても可）
- ・フロアスタンド、電気スタンドなど
- ・内装の意匠を構成する建築物に備え付けられたモニターに表示される画像や、同様に備え付けられたプロジェクターから当該建築物の壁面に投影される画像など

なお、内装に固定された照明器具を点灯させることにより表れる模様又は色彩は、内装の意匠を構成する要素として取り扱う（第Ⅲ部第１章 2.1（２）「工業上利用することができる意匠」②「個体以外のもの」参照）。

他方、意匠法上の意匠に該当しないものは、以下に例示するとおり、内装の意匠を構成するものとは認められない。

<内装の意匠を構成するものとして不適切なものの例>

以下のものは、いずれも例であって、以下の例に限られるものではない。

意匠法上の意匠に該当しないもの

(ただし、以下の例に該当するものであっても、建築物又は土地に継続的に固定するなど、位置を変更しないものであり、建築物に付随する範囲のものは建築物の意匠の一部を構成する。)

- ・人間、犬、猫、観賞魚などの動物
- ・植物（ただし、造花は意匠法上の物品の意匠に該当する。）
- ・蒸気、煙、砂塵、火炎、水（ただし、保形性のある容器に入ったものは除く）などの不定形のもの
- ・香りや音など、視覚以外で内装空間を演出するもの
- ・自然の地形そのもの

なお、審査官は、出願された内装の意匠に、意匠法上の意匠を構成しないものが含まれている場合であっても、それらが当該内装の意匠に含まれる、建築物の意匠の一部を構成するものであるときは、内装の意匠を構成し得るものとして取り扱う。

(建築物の意匠として出願されたものの中に、自然物等の意匠法上の意匠に該当しないものを一部含んでいる場合の取扱いについては、本部第２章「建築物の意匠」4.3「建築物又は土地に固定したもの等が表されている場合の一意匠の考え方」、新規性要件の判断における類否判断上の取扱いについては本章 6.2.5「内装意匠の一部に意匠を構成する自然物等が含まれている場合の形状等の評価」、創作非容易性要件の判断上の取扱いについては本章 6.3.5「内装の意匠の一部に意匠を構成する自然物等が含まれている場合の考え方」を参照)

また、意匠法上の意匠を構成しないものが図面等に表されている場合であっても、願書の記載又は図面等の描き分けにより、内装の意匠を構成しないことが明確な場合は拒絶理由の対象とせず、削除は要しない。

他方、願書の記載又は図面等の描き分けがなく、意匠法上の意匠を構成しないものが含まれると判断される場合は、意匠法第 8 条の 2 に基づく拒絶理由を通知する。

(２) 複数の物品等から構成されるものであること

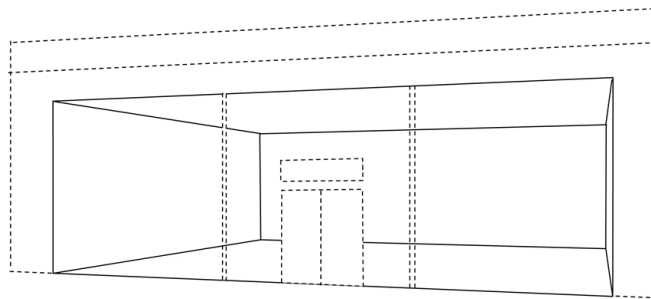
意匠法第 8 条の 2 は、複数の構成物品等から構成される内装について、内装全体として統一的な美感を起こさせるときは、一意匠として出願し、登録を受けられる旨を規定したものである。よって、審査官は、内装の意匠として出願された意匠が、二以上の物品等ではなく、

一の構成物品等のみからなるものであると認められる場合は、同条で定める内装の意匠に該当しないと判断する。

なお、審査官は、出願された内装の意匠について、通常の使用状態において、当該施設自体を構成する建築物等の他に、他の物品等が、当該内装の意匠の使用者にとって視認可能な状態で表れていると認められる場合には、本要件を満たしているものと判断する。当該判断において、内装の一部について意匠登録を受けようとする意匠登録出願である場合は、意匠登録を受けようとする部分に加え、その他の部分も含めて、本要件を満たしているか否かを判断する。

＜複数の物品等から構成されるものとは認められないものの例＞

【斜視図】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

（説明）この事例では、施設の内部の意匠が一つ表されているのみで、複数の物品等から構成されるものとは認められない。なお、このような場合は、建築物の内部の部分について意匠登録を受けようとする意匠として、意匠登録を受けることができる可能性がある。

6.1.1.3 内装全体として統一的な美感を起こさせるものであること

意匠法第 8 条の 2 は、内装の意匠として意匠登録を受けるためには、内装全体として統一的な美感を起こさせるものでなければならない旨を規定する。

この規定は、意匠法第 7 条が、意匠登録出願は意匠ごとに行うことを定めており、一の出願には、原則一の物品等しか含めることができないのに対し、その例外として、複数の物品等から構成される内装について、一の意匠として出願し、意匠登録を受けられることを許容するとともに、各構成物品等の組合せ方や配置を含めた内装全体としての美感を保護の対象とすることを規定したものである。

よって審査官は、内装の意匠として出願された意匠が、意匠全体として視覚的に一つのまとまりある美感を起こさせるものである場合に限り、当該要件を満たしていると判断する。

他方、内装の意匠を構成するものは多岐にわたり、それらすべてに同様の形状等の処理がなされることはまれであることから、内装全体として本要件を満たしている場合は、各々の構成物品等のすべてについて統一的な形状等の処理がなされているか否かは不問とする。

なお、出願された意匠が、内装の一部について意匠登録を受けようとするものである場合は、意匠登録を受けようとする部分において、本要件を満たしているか否かを判断する。

本要件を満たすものの例、及び満たさないものの例は以下のとおり。

＜内装全体として統一的な美感を起こさせるものの例＞

以下はいずれも例示であって、内装全体として統一的な美感を起こさせるのは、以下に限られるものでない。

- ① 構成物等に共通の形状等の処理がされているもの
- ② 構成物等が全体として一つのまとまった形状又は模様を表しているもの
- ③ 構成物等に観念上の共通性があるもの
- ④ 構成物等を統一的な秩序に基づいて配置したもの
- ⑤ 内装の意匠全体が一つの意匠としての統一的な創作思想に基づき創作されており、全体の形状等が視覚的に一つのまとまりある美感を起こさせるもの

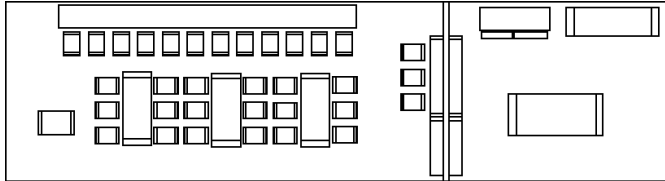
【事例1】構成物等に共通の形状等の処理がされているもの

【意匠に係る物品】 喫茶店の内装

＜特徴記載書＞

【意匠の特徴】 本願意匠は、厨房を仕切る壁に取り付けられた板状の部材、椅子、テーブル等の什器について、いずれも角を斜面状とした点に特徴がある。

【平面図】



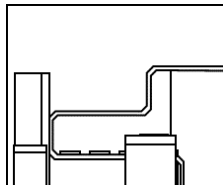
【正面図】



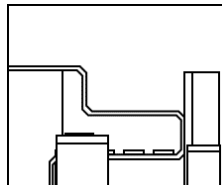
【背面図】



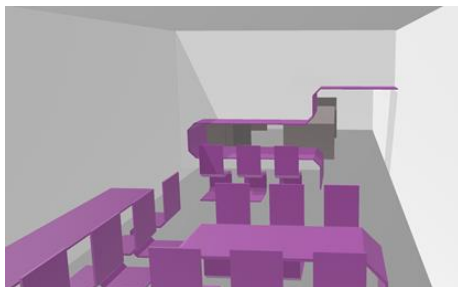
【左側面図】



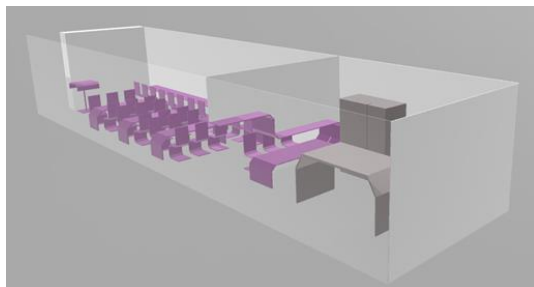
【右側面図】



【実施状態を示す参考図】



【正面側の壁を透過させた参考図】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。
 ※本事例は、内装全体として統一的な美感を起こさせるものを説明するためのものであり、新規性や創作非容易性等、その他の登録要件を満たすことを示すためのものではない。

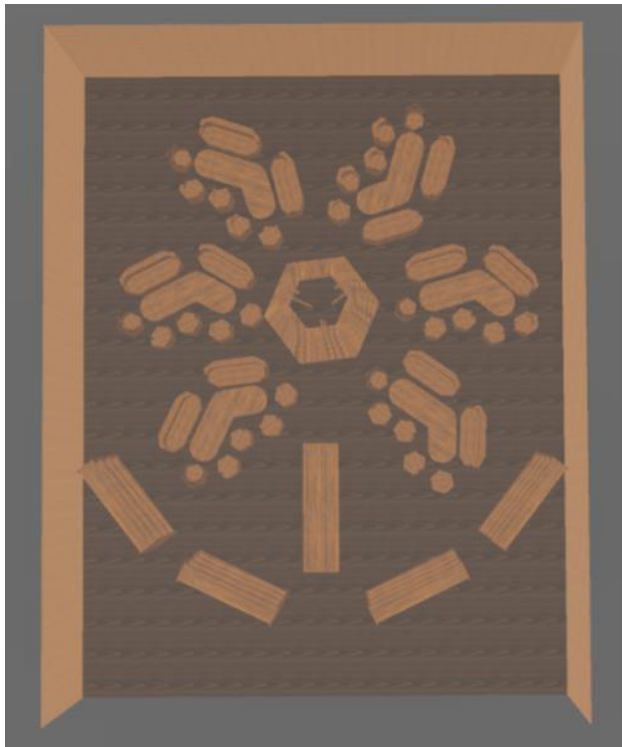
【事例2】構成物等が全体として一つのまとまった形状又は模様を表しているもの

【意匠に係る物品】 図書館用図書室の内装

＜特徴記載書＞

【意匠の特徴】 本願意匠は、図書館における、植物に関連する書籍を集めた図書室の内装であって、壁、天井及び各什器を木目調で統一し、上方から空間全体を見渡した際に一輪の花のよう見えるよう、各什器が配置されている。

【平面図】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。
※本事例は、内装全体として統一的な美感を起こさせるものを説明するためのものであり、新規性や創作非容易性等、その他の登録要件を満たすことを示すためのものではない。

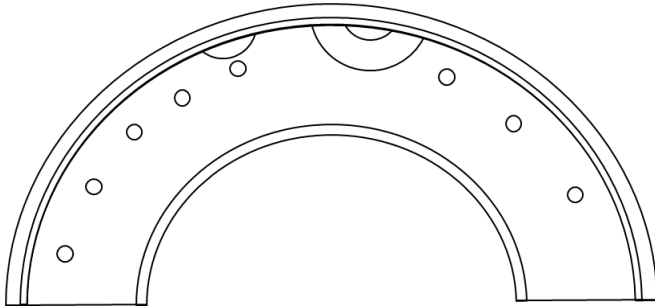
【事例3】構成物等に観念上の共通性があるもの

【意匠に係る物品】 博物館用渡り廊下の内装

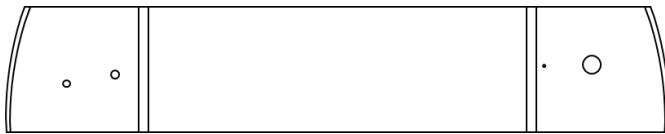
＜特徴記載書＞

【意匠の特徴】 本願意匠は、博物館の来訪者に太陽系の惑星の順序や大きさのイメージをわかりやすく伝えることを目的として、室内壁全体の大きさを太陽の直径と仮定し、各惑星を模した照明器具を順々に、かつ大きさの比率を再現しながら、来訪者の動線上に配した点に特徴がある。

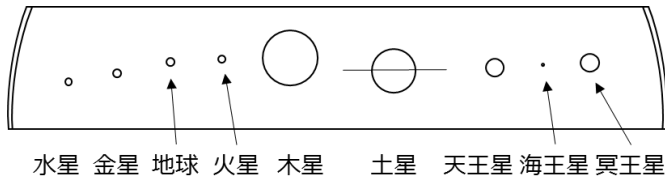
【平面図】



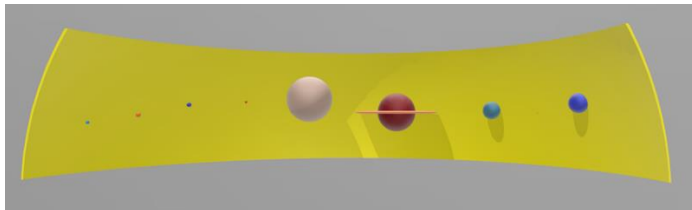
【正面図】



【各部の名称を示した参考正面図】



【実施例を示す参考正面図】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。
 ※本事例は、内装全体として統一的な美感を起こさせるものを説明するためのものであり、新規性や創作非容易性等、その他の登録要件を満たすことを示すためのものではない。

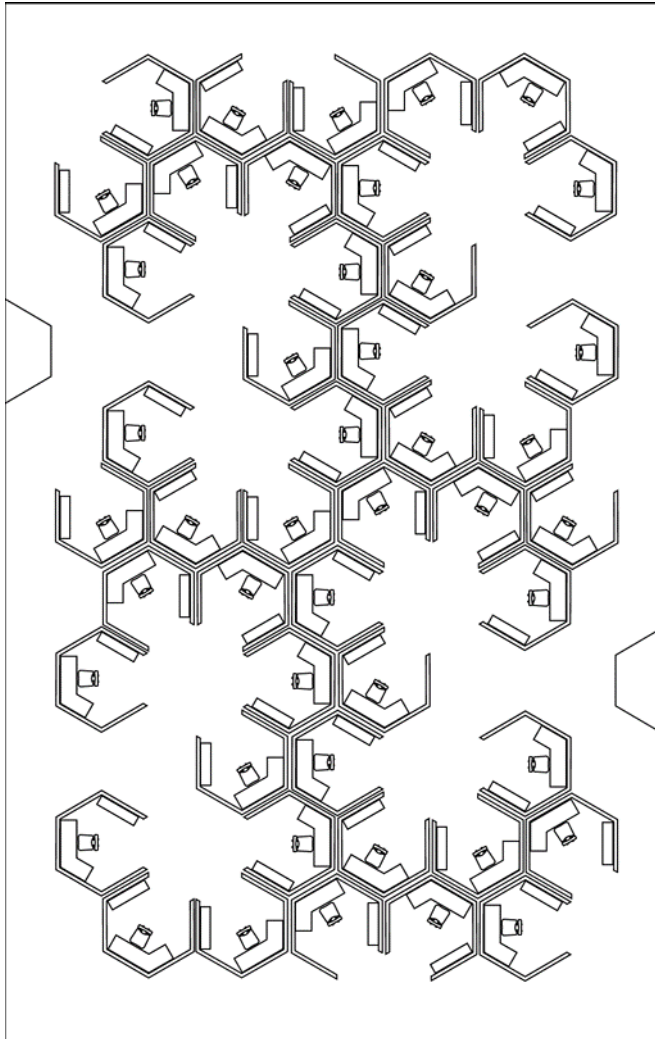
【事例4】構成物を統一的な秩序に基づいて配したもの

【意匠に係る物品】 オフィスの執務室の内装

＜特徴記載書＞

【意匠の特徴】 本願意匠は、個々のチームが一体感を保ちながらも、従業者一人一人がそれぞれの作業にこもるようにして集中できるよう、個人のユニットを六角形にし、蜂の巣状に配置するとともに、必要に応じて他のチームメンバーとも議論できるよう、平面視左上と右下の台形部を、少人数で集まって議論するためのスタンディングデスクとしている点に特徴がある。

【平面図】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。
 ※本事例は、内装全体として統一的な美感を起こさせるものを説明するためのものであり、新規性や創作非容易性等、その他の登録要件を満たすことを示すためのものではない。

＜内装全体として統一的な美感を起こさせないものの例＞

以下はいずれも例であって、内装全体として統一的な美感を起こさせないものは、これらに限られるものではない。

- ① 内装の意匠全体としてまとまりがなく、煩雑な感じを与えるだけで美感をほとんど起こさせないもの
- ② 統一的な創作思想に基づき創作されているものの、その統一感が視覚的に表されていないもの

6.1.2 意匠が具体的であること

（１）意匠が具体的であることの要件

内装の意匠として意匠登録を受けるためには、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から意匠登録出願の対象が内装の意匠の意匠登録出願であることが直接的に導き出されなければならない。

次に、内装の意匠として出願された意匠が具体的なものと認められるためには、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から具体的な一の意匠の内容が直接的に導き出されなくてはならない。

審査官は、出願された意匠について、以下の①ないし④についての具体的な内容を導き出すことができないときは、意匠が具体的でないと判断する。

- ① 内装の用途及び機能
- ② 内装の一部について意匠登録を受けようとする場合には、当該部分の用途及び機能
- ③ 内装の一部について意匠登録を受けようとする場合には、その位置、大きさ、範囲
- ④ 内装の形状等

願書の記載又は願書に添付した図面等に関する一般的な要件については、第Ⅲ部第１章「工業上利用することができる意匠」を参照されたい。

（２）意匠が具体的なものと認められない場合の例

審査官は、内装の意匠に係る意匠登録出願の願書又は願書に添付した図面等に、例えば以下のような記載不備があり、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出すことができないときは、意匠が具体的でないと判断する。

＜意匠が具体的でないとは判断する場合の例＞

- ① 内装の具体的な用途が明らかでない場合
- ② 内装の一部について意匠登録を受けようとする意匠である場合に、当該部分の用途及び機能が明らかでない場合
- ③ 内装の意匠として意匠登録を受けようとするものであるか、建築物の意匠として意匠登録を受けようとするものであるかが不明な場合
- ④ 内装の意匠として意匠登録を受けようとする意匠の具体的な形状等が明らかでない場合

6.2 新規性を有すること

審査官は、新規性要件について規定する意匠法第3条第1項各号の規定の適用については、出願された内装の意匠が公知意匠のいずれかの意匠と同一であるか否か、又は公知意匠に類似する意匠に該当するか否かを判断（以下、この判断を「類否判断」という。）することにより行う。

新規性要件に関する一般的な判断基準については、第Ⅲ部第2章第1節「新規性」を参照されたい。加えて、内装の意匠について類否判断を行う場合に、審査官が、特に留意すべき点を以下に記載する。

6.2.1 内装の意匠の類否判断における判断主体

内装の意匠の類否判断における判断主体は、物品の意匠の類否判断における判断主体と同様に、需要者（取引者を含む）である（第Ⅲ部第2章第1節「新規性」2.2.1「判断主体」参照）。

例えば、戸建て住宅の内装であれば、一般に、当該住宅の施主となり、かつ、使用者となる者が需要者と考えられ、また、商業施設の内装であれば、一般に、当該商業施設の所有者となる施主が需要者と考えられる。ただし、商業施設の所有者は、通常、各テナントとその利用客の利便性や、着目する箇所等も考慮するものと考えられるから、需要者の視点には、当該利用客等の視点が含まれ得る。

審査官は、出願された各内装の意匠の用途に照らし、当該用途に応じた需要者の視点で判断を行う。

6.2.2 内装の意匠の類否判断における観察方法

内装の意匠は、人がその内部に入る大きさを持ったものであり、かつ、複数の物品等から構成されるものである。

よって、類否判断のための意匠の観察にあたっては、施設の通常の利用状態における肉眼による観察を基本としつつ、例えば、内装の一部に特徴的な形状等の構成物があれば当該構成物に接近し細部を観察する、意匠全体としてのまとまりに特徴があれば引いた視点で俯瞰（ふかん）的に観察するなど、一の観察方法に限定することなく、複数の視点から総合的に行う。

6.2.3 用途及び機能の類否判断

（１）内装の意匠同士の用途及び機能の類否判断

内装の意匠同士の類否判断における、両意匠の用途及び機能の類否判断に際して、審査官は、まず対比する両意匠の意匠に係る物品の欄に記載された用途をふまえた上で、両意匠の使用の目的、使用の状態等に基づき用途及び機能を認定する。

審査官は、両意匠の詳細な用途及び機能を比較した上でその類否を決するまでの必要はなく、両意匠の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能に共通性があれば、両意匠の用途及び機能が類似すると判断する。

内装の意匠の場合は、例えば、「住宅用寝室の内装」と「ホテル客室の内装」のように、いずれも内部において人が一定時間を過ごすために用いるものであるという点で、用途及び機能に共通性があることが一般的である。よって、審査官は、内装の意匠同士の用途及び機能の類否判断を行う場合は、原則全ての内装の意匠の用途及び機能に類似性があると判断する。

（２）内装の意匠と建築物の意匠の用途及び機能の類否判断

内装の意匠と建築物の意匠との間の用途及び機能の類否判断についても、（１）と同様であり、両意匠の詳細な用途及び機能を比較した上でその類否を決するまでの必要はなく、両意匠の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能に共通性があれば、両意匠の用途及び機能が類似すると判断する。

よって、例えば、内装の意匠である「住宅用居間の内装」と、建築物の意匠である「住宅」について、その内部の居間の部分を意匠登録を受けようとする部分とした意匠については、いずれも内部において人が一定時間を過ごすために用いるものであるという点で、用途及び機能に共通性があることから、両意匠の用途及び機能は類似すると判断する。

（３）内装の意匠と物品の意匠の用途及び機能の類否判断

内装の意匠と物品の意匠との間の用途及び機能の類否判断についても、（１）と同様であり、両意匠の詳細な用途及び機能を比較した上でその類否を決するまでの必要はなく、両意匠の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能に共通性があれば、両意匠の用途及び機能が類似すると判断する。

よって、例えば、内装の意匠である「住宅の浴室の内装」と、物品の意匠である「浴室」について、その内部の浴室の部分を意匠登録を受けようとする部分とした意匠については、いずれも内部において人が一定時間を過ごすために用いるものであるという点で、用途及び機能に共通性があり、また、物品の意匠である「浴室」については、内部において人が一定時間を過ごすこと以外に、他の用途及び機能をほとんど持たないものであることから、両意匠の用途及び機能は類似すると判断する。

6.2.4 内装の意匠の構成物の配置や数の評価

意匠法第8条の2は、複数の物品等から構成される内装の意匠について、各構成物品等の配置も含めて、内装全体としての美感を保護の対象とするものである。

よって、内装の意匠の類否判断を行う際は、各構成物品等の形状等のみならず、それらの配置や組合せの共通点や相違点についても考慮して、判断を行う。

各構成物品等の配置に違いがある場合、この相違がわずかであるか、当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであれば、当該相違点が類否判断に与える影響は相対的に小さい。

また、各構成物品等の形状等は共通するものの、数に違いがある場合、この相違がわずかであるか、当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであれば、当該相違点が類否判断に与える影響は相対的に小さい。

6.2.5 内装意匠の一部に意匠を構成する自然物等が含まれている場合の形状等の評価

意匠の類否判断において、内装意匠の一部に、意匠を構成する自然物等が含まれている場合は、例えば植物の枝葉や花の形状等のように、自然が生み出した造形からなる形状等自体は、意匠の特徴として考慮しない。他方、人工構造物と自然物等との位置関係や、それらを含めた内装の意匠全体の構成については、当該造形的特徴を考慮する。

なお、内装意匠の一部に自然物等が含まれている場合に、それらが意匠を構成するものであるか否かの判断については、本章6.1.1.2「複数の意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること」、及び本部第2章4.3「建築物又は土地に固定したもの等が表されている場合の一意匠の考え方」を参照されたい。

6.2.6 内装の意匠の類否判断事例

（１）用途及び機能が類似する例

以下の枠内のものは、いずれも人が一定時間を過ごすために用いられるものであるという点で、それらの意匠の用途及び機能には共通性がある。よって、いずれも用途及び機能が類似すると判断する（注）。

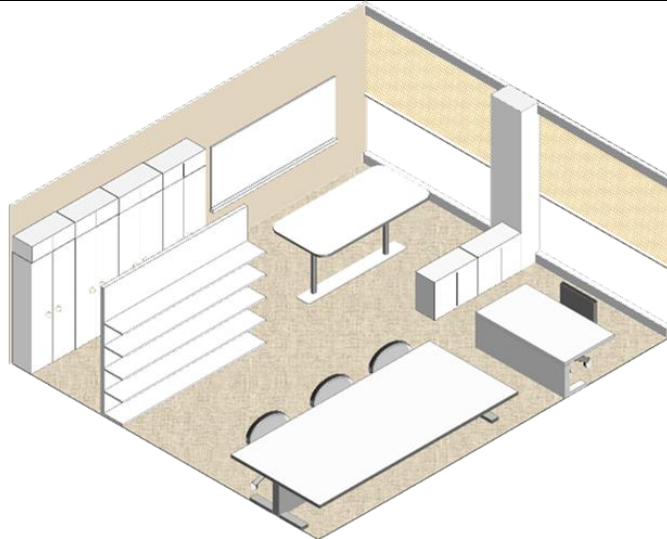
レストランの内装、オフィスの執務室の内装、ホテルの客室の内装、住宅用リビングの内装、診療室の内装、空港ターミナルロビーの内装
--

（注）ただし、内装の一部について意匠登録を受けようとするものである場合に、当該意匠登録を受けようとする部分の用途及び機能が、対比する他の意匠における当該部分に相当する部分の用途及び機能と大きく相違する場合は、両意匠の形状等が類似する場合であっても、非類似の意匠と判断する可能性がある。

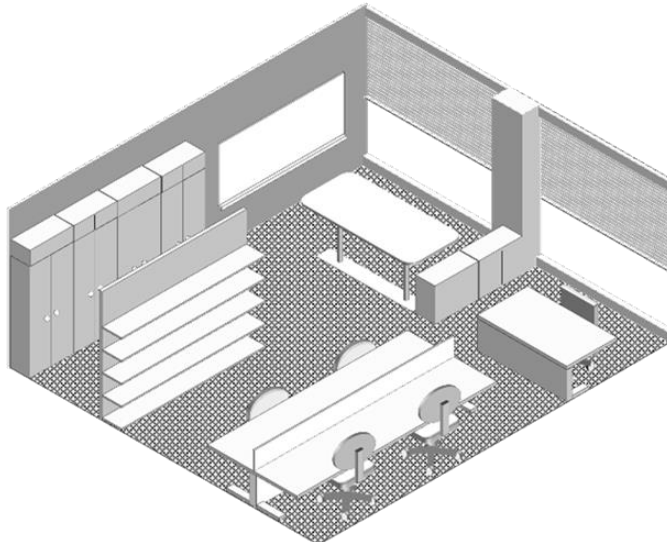
(2) 形状等が類似し、用途及び機能が類似する例

【事例1】オフィスの例

両意匠は、内装全体の基本形状が共通し、内装の構成物のいずれも、配置及び形状等がほぼ共通する。一方、椅子の数や配置、スタンディングデスクの向き等が異なるものの、部分的な違いのため類否判断に及ぼす影響は小さく、意匠全体として比較すると、両意匠は類似するものと判断される。



公知意匠「オフィス」



出願意匠「オフィスの執務室の内装」

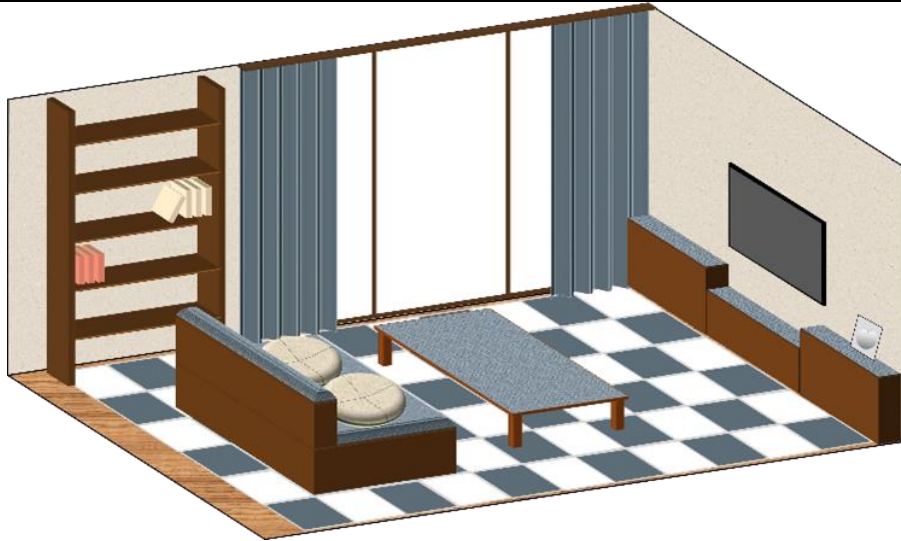
※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※本事例は、内装の意匠の類否判断例を説明するためのものであり、創作非容易性等、その他の登録要件について説明するためのものではない。

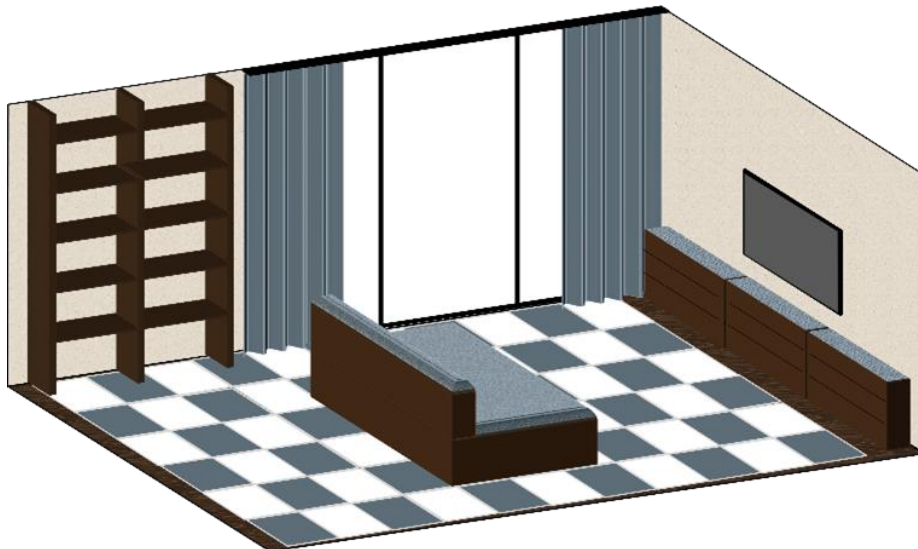
【事例２】病院用待合室の例

両意匠は、内装全体の基本形状が共通し、ブルーグレーのカーテンや、同色の市松模様のカーペット、同色及び木目調で統一したソファやチェストなど、内装の構成物のいずれも、配置及び形状等がほぼ共通しており、意匠の基調を形成している。

一方、ローテーブルの有無や、棚の形状、ソファの位置等が異なるものの、いずれも軽微かつ意匠全体に占める割合が小さい部分的なものであるため、類否判断に及ぼす影響は小さく、意匠全体として比較すると、両意匠は類似するものと判断される。



公知意匠「Ｙ邸のインテリア」



出願意匠「病院用待合室の内装」

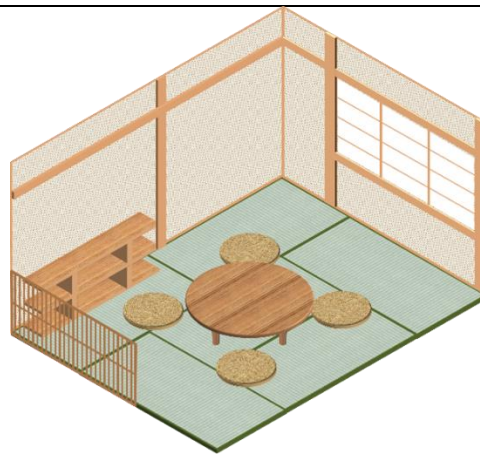
※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※本事例は、内装の意匠の類否判断例を説明するためのものであり、創作非容易性等、その他の登録要件について説明するためのものではない。

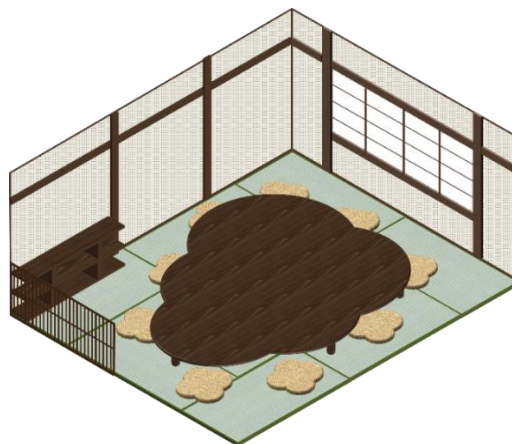
(3) 形状等が類似せず、用途及び機能が類似する例

【事例1】料亭の例

両意匠は、ともに畳敷きの和室であって、中央に座卓及び座布団、壁際に棚及び畳の縁に仕切りを配し、全体を共通の木目調でそろえた点が共通する一方、座卓の形状等が顕著に相違する。特に出願意匠の座卓の形状は極めて特徴的であり、同形状の座布団とあいまって、内装全体の主要な部分を占め、需要者の注意を強くひくものであるから、この相違点が類否判断に及ぼす影響は大きい。よって、意匠全体として比較すると両意匠は非類似と判断される。なお、内装全体の大きさや木目の色が異なるが、いずれも同分野においてはありふれた範囲のものであるため、上記判断に影響を及ぼすものではない。



公知意匠「T 邸の居間」



出願意匠「料亭の内装」

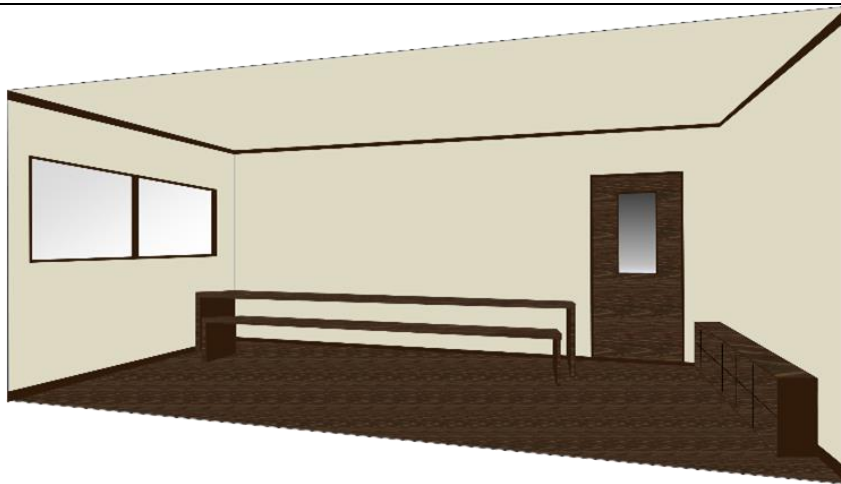
※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。
 ※本事例は、内装の意匠の類否判断例を説明するためのものであり、
 創作非容易性等、その他の登録要件について説明するためのものではない。

【事例 2】展示室の例

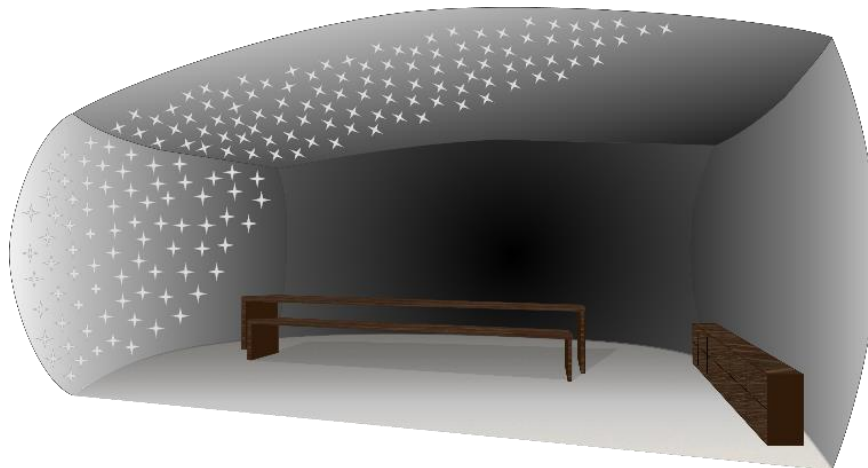
両意匠は、内装全体の形状が大きく相違する。特に出願意匠の内装形状は、極めて特徴的かつ内装全体の大部分を占め内装の基調を形成するものであり、需要者の注意を強くひくものであるから、この相違点が類否判断に及ぼす影響は大きい。

一方、家具の形状及び配置が共通するが、内装全体からすると部分的、かつ広く知られた形状であるから需要者の注意を強くひくとはいえず、この共通点が類否判断に及ぼす影響は小さく、上記相違点に埋没するものである。

よって意匠全体として比較すると、両意匠は非類似と判断される。



公知意匠「洋室」



出願意匠「展示室の内装」

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※本事例は、内装の意匠の類否判断例を説明するためのものであり、創作非容易性等、その他の登録要件について説明するためのものではない。

6.3 創作非容易性を有すること（容易に創作をすることができたものではないこと）

6.3.1 内装の意匠の創作非容易性の判断主体

審査官は、出願された内装の意匠の創作非容易性について、当業者の視点から検討及び判断する。当業者とは、内装の意匠を製造したり販売したりする業界において、当該意匠登録出願の時に、その業界の意匠に関して、通常の知識を有する者をいう。

6.3.2 内装の意匠の創作非容易性の判断に係る基本的な考え方

創作非容易性の判断に係る基本的な考え方については、第Ⅲ部第２章第２節「創作非容易性」３．「創作非容易性の判断に係る基本的な考え方」を参照されたい。

6.3.3 ありふれた手法と軽微な改変

6.3.3.1 ありふれた手法の例

審査官は、出願された意匠が、出願前に公知となった構成要素や具体的な態様を基本として創作されたものであると判断した場合、その意匠の属する分野における「ありふれた手法」により創作されたものか否かを検討する。

多くの内装の意匠に共通する主な「ありふれた手法」の例は以下のとおりであるが、審査官は、出願された意匠について、当該意匠の属する分野の創作の実態に照らして検討を行う。

（a）置き換え

意匠の構成要素の一部を他の意匠等に置き換えることをいう。

（b）寄せ集め

複数の既存の意匠等を組み合わせて、一の意匠を構成することをいう。

（c）一部の構成の単なる削除

意匠の創作の一単位として認められる部分を、単純に削除することをいう。

（d）配置の変更

意匠の構成要素の配置を、単に変更することをいう。

（e）構成比率の変更

意匠の特徴を保ったまま、大きさを拡大・縮小したり、縦横比などの比率を変更することをいう。

（f）連続する単位の数の増減

繰り返し表される意匠の創作の一単位を、増減させることをいう。

（g）物品等の枠を超えた構成の利用・転用

既存の様々なものをモチーフとし、ほとんどそのままの形状等で種々の物品等に利用・転用することをいう。

6.3.3.2 軽微な改変の例

審査官は、出願された意匠において、出願前に公知となった構成要素や具体的態様がありふれた手法などによりそのままあらわされているのではなく、それらの構成要素や具体的態様に改変が加えられた上であらわされている場合は、当該改変が、その意匠の属する分野における「軽微な改変」にすぎないものであるか否かを検討する。

「軽微な改変」の例は以下のとおりであるが、審査官は、出願された意匠について、当該意匠の属する分野の創作の実態に照らして検討を行う。

- (a) 角部及び縁部の単純な隅丸化又は面取り
- (b) 模様等の単純な削除
- (c) 色彩の単純な変更、区画ごとの単純な彩色、要求機能に基づく標準的な彩色
- (d) 素材の単純な変更によって生じる形状等の変更

6.3.4 当業者の立場から見た意匠の着想の新しさや独創性について

当業者の立場から見た意匠の着想の新しさや独創性については、第Ⅲ部第2章第2節「創作非容易性」4.3「当業者の立場から見た意匠の着想の新しさや独創性について」を参照されたい。

6.3.5 内装の意匠の一部に意匠を構成する自然物等が含まれている場合の考え方

内装の一部に、意匠を構成する自然物等が含まれている場合は、例えば植物の枝葉や花の形状等のように、自然が生み出した造形からなる形状等は意匠の創作として評価しない。他方、人工構造物と自然物等との位置関係や、それらを含めた内装の意匠全体の構成については、その造形的特徴を意匠の創作として評価する。

なお、内装意匠の一部に自然物等が含まれている場合に、それらが意匠を構成するものであるか否かの判断については、本章6.1.1.2「複数の意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること」、及び本部第2章「建築物の意匠」4.3「建築物又は土地に固定したもの等が表されている場合の一意匠の考え方」を参照されたい。

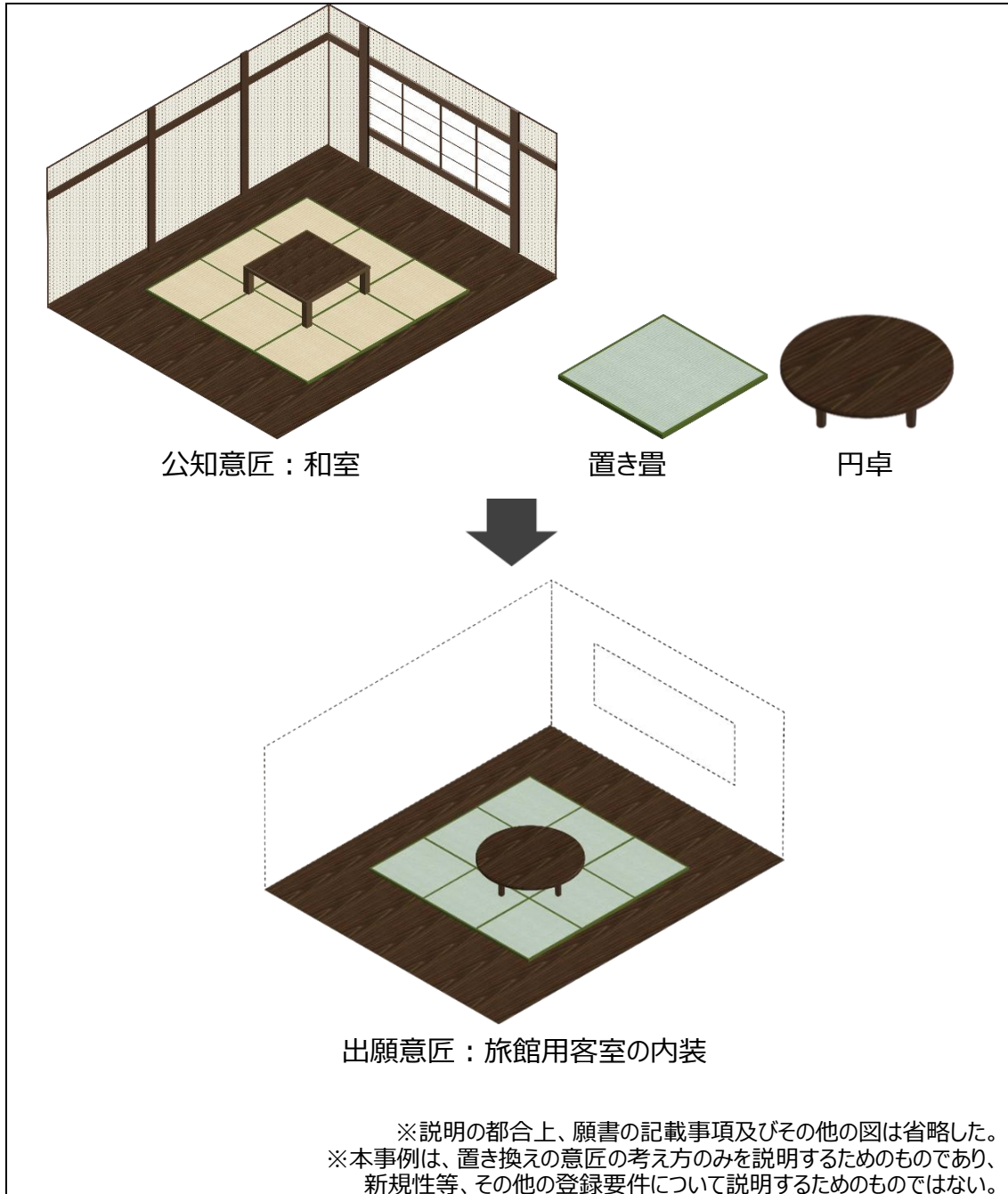
6.3.6 創作容易な意匠の事例

以下に示す各事例は、いずれも出願意匠が新規性を有するものと仮定した場合における、創作非容易性の判断手法を模式的に表したものである。

6.3.6.1 置き換えの意匠

【事例】「旅館用客室」

公知の和室の机及び置き畳を、ほとんどそのまま他のものに置き換えて表したにすぎない意匠

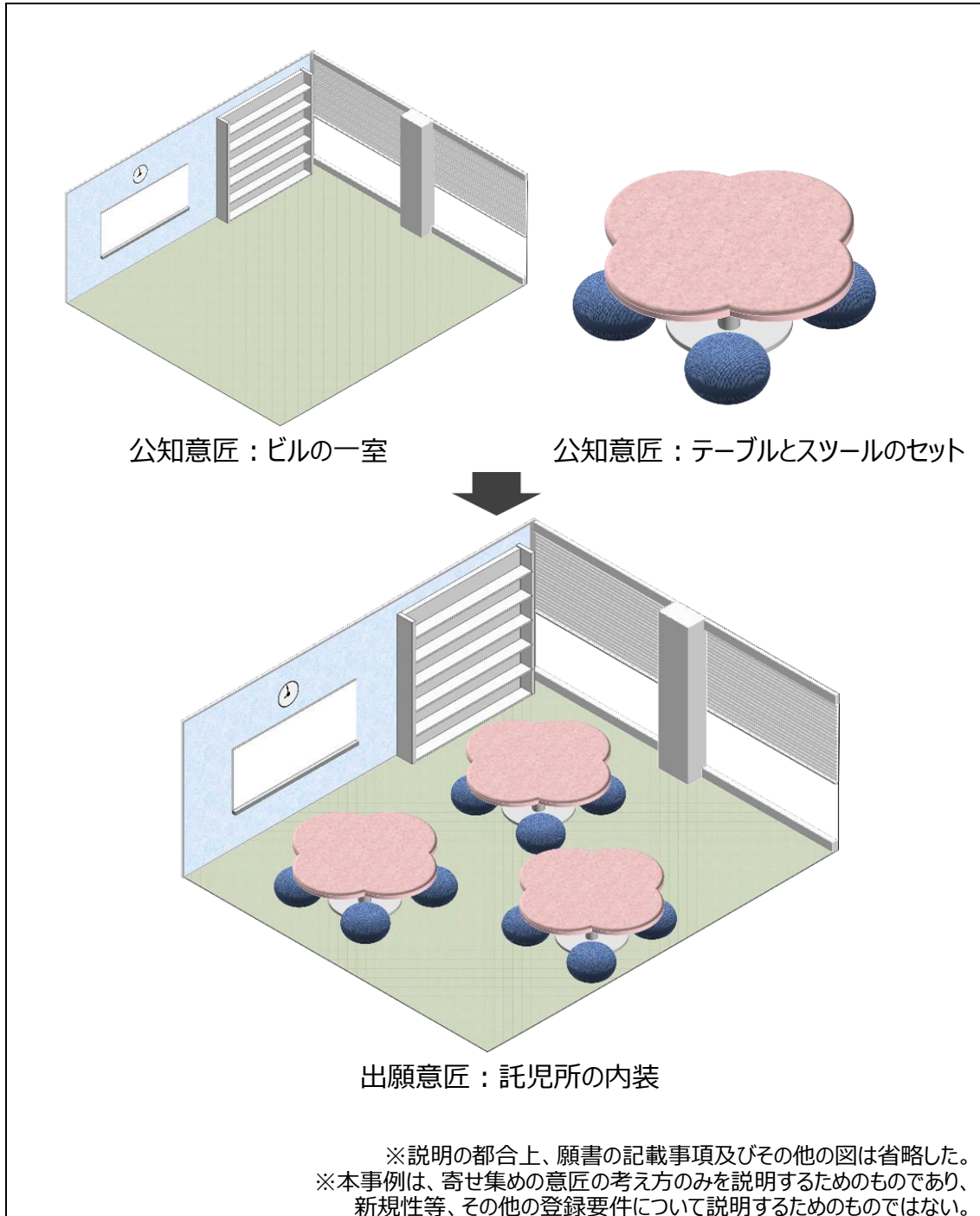


(注) 本事例は、出願意匠の属する分野において、机や置き畳を他のものに置き換えることが、ありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想の新しさや独創性が見受けられないと仮定した場の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

6.3.6.2 寄せ集めの意匠

【事例】「託児所」

公知の部屋とテーブルセットを寄せ集めて表したにすぎない意匠

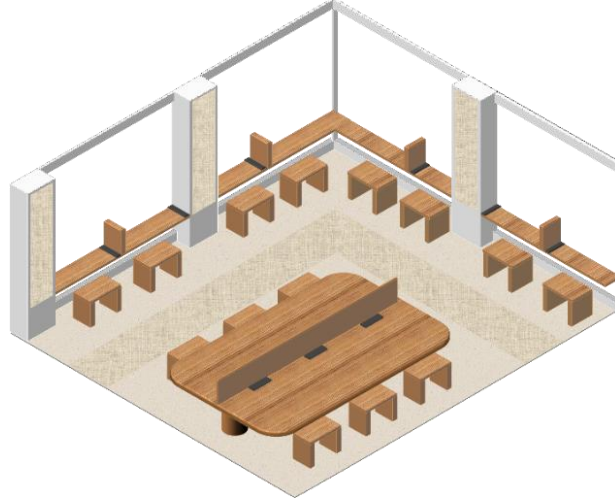


(注) 上記事例は、出願意匠の属する分野において、机や椅子、棚など、種々の構成物を寄せ集めることが、ありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想の新しさや独創性が見受けられないと仮定した場の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

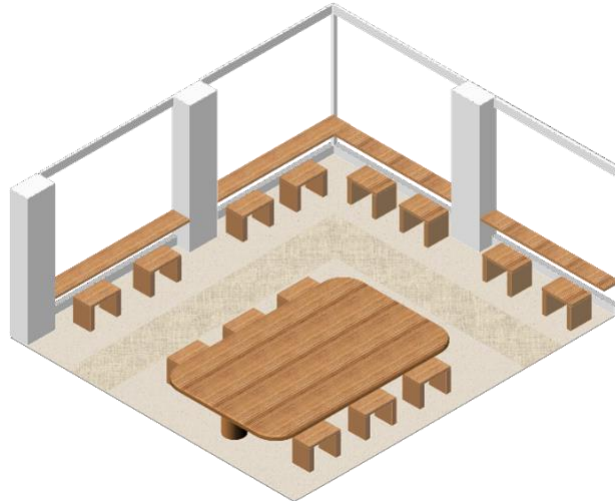
6.3.6.3 一部の構成の単なる削除による意匠

【事例】「喫茶店」

公知の自習室の一部の構成を削除して、喫茶店の内装としたにすぎない意匠



公知意匠：自習室



出願意匠：喫茶店の内装

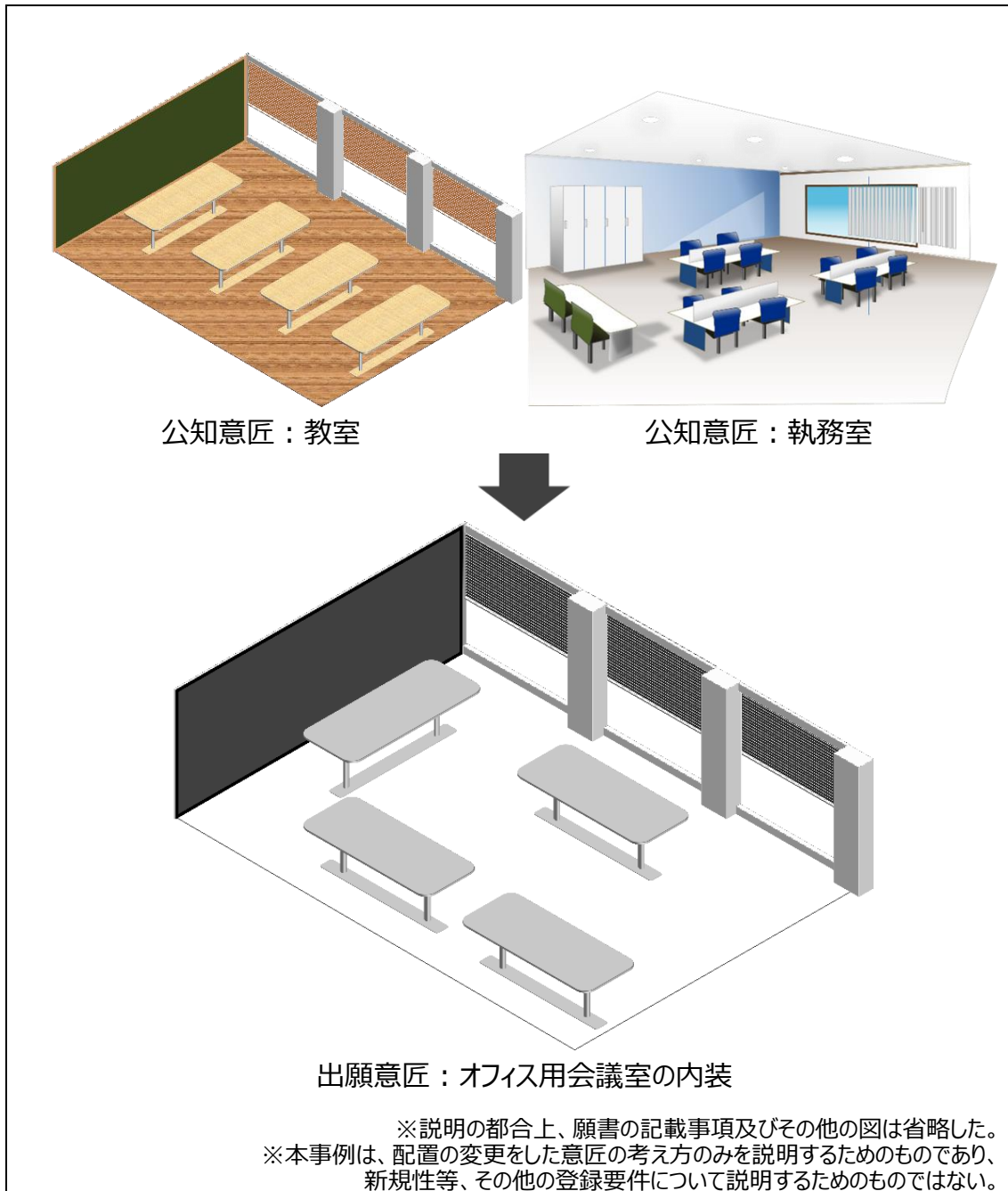
※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。
※本事例は、一部の構成の単なる削除をした意匠の考え方のみを説明するためのものであり、新規性等、その他の登録要件について説明するためのものではない。

(注) 上記事例は、出願意匠の属する分野において、一部の構成を削除することが、ありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想の新しさや独創性が見受けられないと仮定した場の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

6.3.6.4 配置の変更による意匠

【事例】「オフィスの会議室」

公知の教室における机の配置を、その他に公知の執務室の机の配置に従って、変更したにすぎない意匠

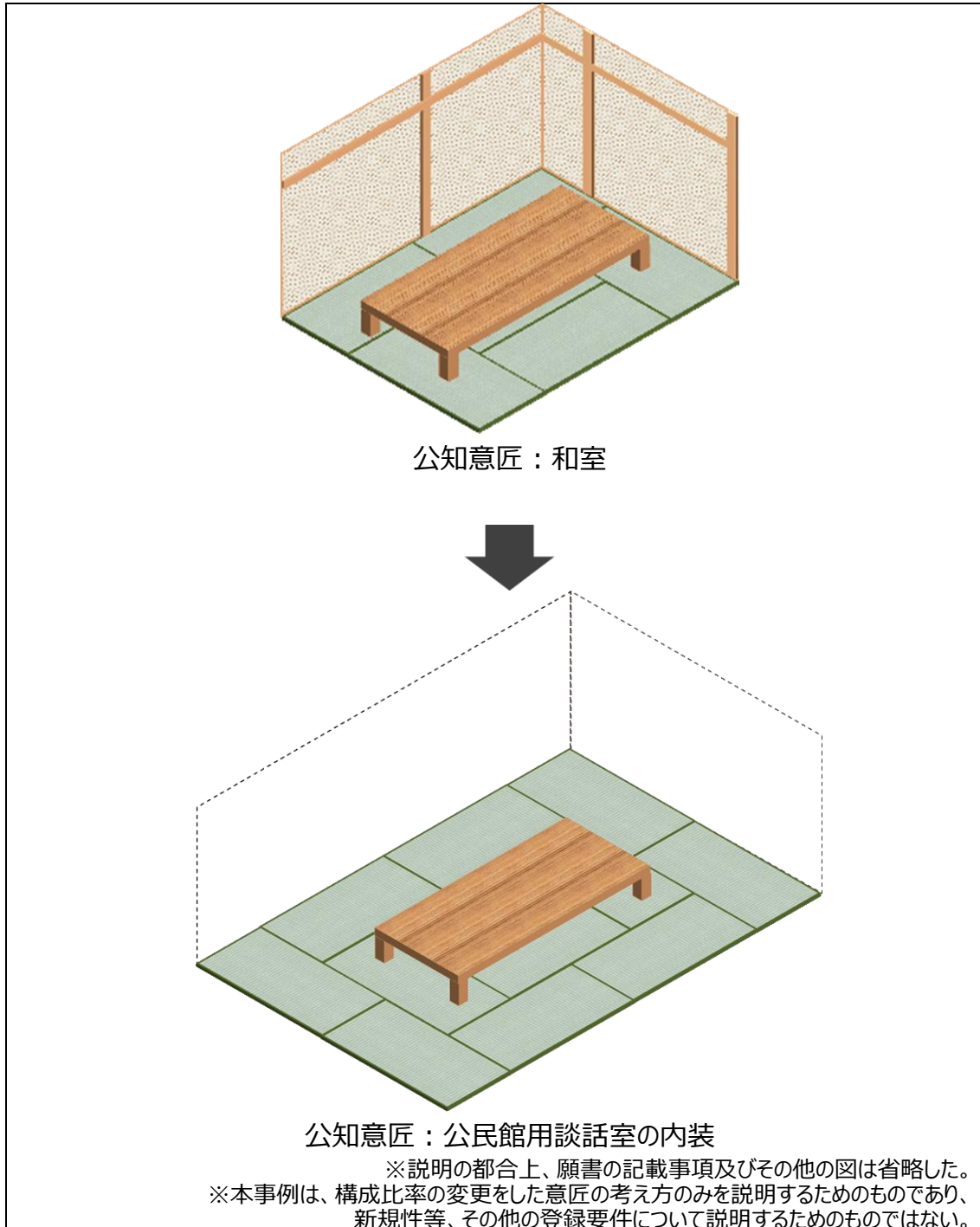


(注) 上記事例は、出願意匠の属する分野において、机の配置を変更することが、ありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想の新しさや独創性が見受けられないと仮定した場の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

6.3.6.5 構成比率の変更による意匠

【事例】「公民館の談話室」

公知の和室の畳数を変更したにすぎない意匠

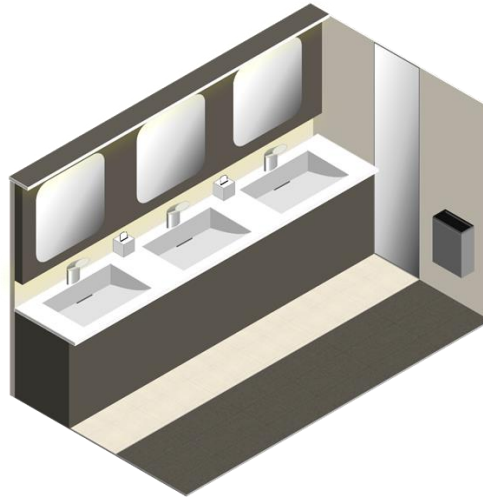


(注) 上記事例は、出願意匠の属する分野において、部屋の構成比率を変更することが、ありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想の新しさや独創性が見受けられないと仮定した場の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

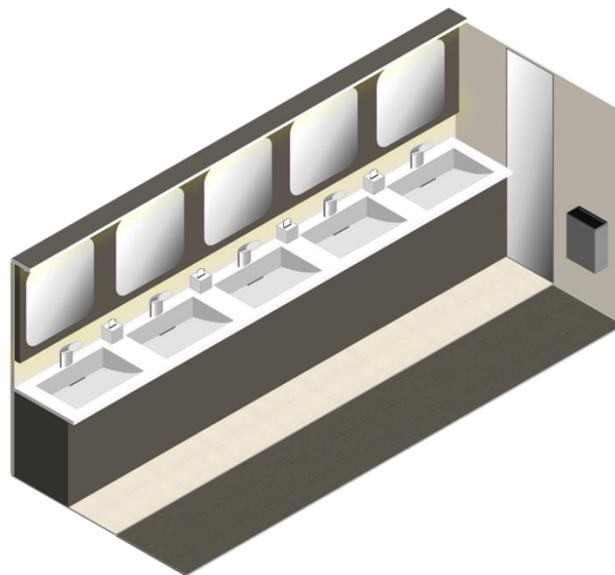
6.3.6.6 連続する単位の数が増減による意匠

【事例】「オフィス用トイレの洗面」

公知のオフィス用トイレの洗面を、ほとんどそのまま、洗面の数を増やして表したにすぎない意匠



公知意匠：オフィス向けトイレ



出願意匠：オフィス用トイレの洗面の内装

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。
※本事例は、連続する単位を増減させた意匠の考え方のみを説明するためのものであり、新規性等、その他の登録要件について説明するためのものではない。

(注) 上記事例は、出願意匠の属する分野において、洗面の数を増やすことが、ありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想の新しさや独創性が見受けられないと仮定した場の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

6.3.6.7 物品等の枠を超えた構成の利用・転用による意匠

【事例１】公知の漫画に登場する部屋の内装をそのまま表したもの

【事例２】公知のおもちゃの家の部屋の内装をそのまま表したもの

6.4 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠ではないこと

先願の意匠の一部がほとんどそのまま後願の意匠として意匠登録出願されたときのように、後願の意匠が何ら新しい意匠の創作と認められない場合は、意匠法第３条の２の規定により意匠登録を受けることができない。

審査官は、先願の意匠の一部との類否判断は、物品の意匠の場合と同様に行う（第Ⅲ部第４章「先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外」参照）。

7. 先願の意匠と類似するものでないこと

審査官は、先願の意匠との類否判断は、新規性の類否判断（本章 6.2「新規性を有すること」参照）と同様に行う。

なお、審査官は、先願の意匠と類似する場合であっても、出願人（複数の出願人による共同出願である場合は全ての出願人）が同一であって、関連意匠としての意匠登録の要件を満たす場合（第Ⅴ部「関連意匠」参照）は、先願（同日の場合はいずれか）の意匠を本意匠とし、後願の意匠（同日の場合は本意匠以外の意匠）を関連意匠とすることで、いずれの意匠も登録することができることから、拒絶理由を通知する際や協議指令においてその旨を記載する。

8. 内装の意匠の補正・分割

8.1 内装の意匠の補正

意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続をした者は、事件が審査、審判又は再審に係属している場合に限り、その補正をすることができる（意匠法第 60 条の 24）。

ここでは、内装の意匠の補正に関する審査官の留意事項を記載する。その他、補正に関する基本的な取扱い、第Ⅵ部第 1 章「補正」及び第 2 章「補正の却下」を参照されたい。

8.1.1 要旨を変更するものとなる補正の種類

審査官は、願書の記載又は願書に添付した図面等にした補正が、以下のいずれかに該当する場合は、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更すると判断する。

- (1) その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更する補正
- (2) 出願当初不明であった意匠の要旨（注）を明確なものとする補正

（注）意匠の要旨とは、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、願書の記載及び願書に添付した図面等から直接的に導き出される具体的な意匠の内容をいう。

8.1.2 建築物の意匠への補正

審査官は、内装の意匠として出願されたものが、複数の物品、建築物又は画像を含んでおらず、内装の意匠と認められない場合であって、本来建築物の意匠として出願すべきものと認められる場合は、当該出願を建築物の意匠の意匠登録出願に変更する補正は、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものではないと判断する。

他方、内装の意匠として出願されたものが、内装の意匠に該当するための要件を満たしているときは、内装の意匠から、建築物の意匠に変更する補正は意匠の要旨を変更するものであると判断する。（内装の意匠への該当性要件については、本章 6.1.1「意匠を構成するものであること」参照）

なお、両意匠が同一であるか否かの判断にあたっては、両意匠の形状等のみならず、用途及び機能についても対比し、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠である場合は、その位置、大きさ、範囲についても同一であるか否かを判断する。

8.1.3 組物の意匠への補正

審査官は、内装の意匠として出願されたものが、内装の意匠に該当するための要件を満たしているときは、内装の意匠から、組物の意匠に変更する補正は意匠の要旨を変更するものであると判断する。（内装の意匠への該当性要件については、本章 6.1.1「意匠を構成するものであること」参照）

なお、両意匠が同一であるか否かの判断にあたっては、両意匠の形状等のみならず、用途及び機能についても対比し、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠である場合は、その位置、大きさ、範囲についても同一であるか否かを判断する。

8.1.4 内装の意匠の構成物として不適当なものを削除する補正

審査官は、内装の意匠として意匠登録を受けようとする図面に、内装の意匠の構成物品等として適当なものと、不適当なものが表されている場合、不適当なものを削除する補正は、原則として意匠の要旨を変更するものではないと取り扱う。

8.1.5 内装の意匠の構成物として適当なものを追加又は削除する補正

審査官は、内装の意匠の構成物品等として適当なものを削除する補正や、追加する補正は、原則として意匠の要旨を変更するものと取り扱う。

8.1.6 内装の意匠の構成物として適当なものの配置を変更する補正

審査官は、内装の意匠の構成物として適当なものの配置を変更する補正は、原則として意匠の要旨を変更するものと取り扱う。

8.2 内装の意匠の分割

内装の意匠の意匠登録出願として出願された意匠が、意匠法第８条の２に規定する要件を満たさない場合、その意匠は全体として一意匠と認められないものであることから、意匠法第１０条の２の規定に基づく分割を認め、新たな意匠登録出願は、もとの意匠登録出願の時にしたものとみなす。

なお、その他の判断基準については、第Ⅷ部第１章「意匠登録出願の分割」を参照されたい。

関連規定

意匠法

第二条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。以下「形状等」という。）の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（以下「形状等」という。）、建築物（建築物の部分を含む。以下同じ。）の形状等又は画像（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限り、画像の部分を含む。次条第二項、第三十七条第二項、第三十八条第七号及び第八号、第四十四条の三第二項第六号並びに第五十五条第二項第六号を除き、以下同じ。）であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

2 この法律で意匠について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。

一 意匠に係る物品の製造、使用、譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為

二 意匠に係る建築物の建築、使用、譲渡若しくは貸渡し又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為

三 意匠に係る画像（その画像を表示する機能を有するプログラム等（特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第二条第四項に規定するプログラム等をいう。以下同じ。）を含む。以下この号において同じ。）について行う次のいずれかに該当する行為

イ 意匠に係る画像の作成、使用又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出（提供のための展示を含む。以下同じ。）をする行為

ロ 意匠に係る画像を記録した記録媒体又は内蔵する機器（以下「画像記録媒体等」という。）の譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為

（第3項略）

第六条 意匠登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書に意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面を添付して特許庁長官に提出しなければならない。

一 意匠登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 意匠の創作をした者の氏名及び住所又は居所

三 意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途

2 経済産業省令で定める場合は、前項の図面に代えて、意匠登録を受けようとする意匠を現わした写真、ひな形又は見本を提出することができる。この場合は、写真、ひな形又は見本の別を願書に記載しなければならない。

3 第一項第三号の意匠に係る物品若しくは意匠に係る建築物の用途の記載又は願書に添付した図面、写真若しくはひな形によつてはその意匠の属する分野における通常の知識を有する者がその意匠に係る物品又は建築物の材質又は大きさを理解することができないためその意匠を認識することができないときは、その意匠に係る物品又は建築物の材質又は大きさを願書に記載しなければならない。

4 意匠に係る物品の形状、模様若しくは色彩、建築物の形状、模様若しくは色彩又は画像がその物品、建築物又は画像の有する機能に基づいて変化する場合において、その変化の前後にわたるその物品の形状等、建築物の形状等又は画像について意匠登録を受けようとするときは、その旨及びその物品、建築物又は画像の当該機能の説明を願書に記載しなければならない。

5 第一項又は第二項の規定により提出する図面、写真又はひな形にその意匠の色彩を付するときは、白色又は黒色のうち一色については、彩色を省略することができる。

6 前項の規定により彩色を省略するときは、その旨を願書に記載しなければならない。

7 第一項の規定により提出する図面に意匠を記載し、又は第二項の規定により提出する写真若しくはひな形に意匠を現す場合において、その意匠に係る物品、建築物又は画像の全部又は一部が透明であるときは、その旨を願書に記載しなければならない。

第八条 同時に使用される二以上の物品、建築物又は画像であつて経済産業省令で定めるもの（以下「組物」という。）を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

第八条の二 店舗、事務所その他の施設の内部の設備及び装飾（以下「内装」という。）を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、内装全体として統一的な美感を起こさせるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

意匠法施行規則

様式第2〔備考〕

8 物品、建築物又は画像の意匠について意匠登録を受けようとするときは、「【意匠に係る物品】」の欄には、次の事項を記載する。

イ 物品の意匠について意匠登録を受けようとするとき（物品の部分に画像を表示する場合を含む。）は、物品を記載する。

ロ 建築物の意匠について意匠登録を受けようとするとき（建築物の部分に画像を表示する場合を含む。）は、「【意匠に係る物品】」の欄には建築物の用途を記載する。

ハ 画像の意匠について意匠登録を受けようとするときは、「【意匠に係る物品】」の欄には画像の用途を記載する。

40 別表第一の下欄に掲げる物品の区分のいずれにも属さない物品、建築物又は画像について意匠登録出願をするときは、「【意匠に係る物品の説明】」の欄にその物品、建築物又は画像の使用の目的、使用の状態等、物品、建築物又は画像の理解を助けることができるような説明を記載する。

41 画像について意匠登録出願をするときであつて、「【意匠に係る物品】」の欄の記載のみではその画像の用途が明らかでないときは、「【意匠に係る物品の説明】」の欄にその画像が機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものであることのいずれかに該当するものであることを示す説明を記載する。

42 物品又は建築物の部分に物品又は建築物の操作の用に供される画像を含む意匠について意匠登録出願をするときは、「【意匠に係る物品の説明】」の欄にその画像に係る当該物品又は建築物の機能及び操作の説明を記載する。

様式第6〔備考〕

8 立体を表す図面は、意匠登録を受けようとする意匠を明確に表すために十分な数の図をもつて記載する。記載した図と同一又は対称である図は、当該図が他のいずれの図と同一又は対称であるかを願書の「【意匠の説明】」の欄に記載することをもつて当該図の記載に代えることができる。

9 等角投影図法により作成した図又は斜投影図法により作成した図（キャビネット図（幅対高さ対奥行き比率が1対1対2分の1のもの）又はカバリエ図（当該比率が1対1対1のもの）に限る。）であつて、次の表の左の欄に掲げるものは、その右の欄に掲げる図の全部又は一部に代えることができる。この場合において、斜投影図法により作成したときは、キャビネット図又はカバリエ図の別及び傾角を各図ごとに願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

正面、平面及び右側面を表す図	正面図、平面図又は右側面図
背面、底面及び左側面を表す図	背面図、底面図又は左側面図
正面、左側面及び平面を表す図	正面図、左側面図又は平面図
背面、右側面及び底面を表す図	背面図、右側面図又は底面図
正面、右側面及び底面を表す図	正面図、右側面図又は底面図
背面、左側面及び平面を表す図	背面図、左側面図又は平面図
正面、底面及び左側面を表す図	正面図、底面図又は左側面図
背面、平面及び右側面を表す図	背面図、平面図又は右側面図

10 平面的なものを表す図面は、同一縮尺により作成した表面図及び裏面図のうち意匠登録を受けようとする意匠を明確に表すために十分な数の図をもつて記載する。ただし、表面図と裏面図が同一若しくは対称の場合又は裏面が無模様の場合には、その旨を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載することをもつて表面図を裏面図に代えることができる。

11 意匠法第2条第1項に規定する画像は、画像図（意匠登録を受けようとする画像を表す図をいう。以下同じ。）に表す。画像が立体的なものである場合は、画像正面図、画像右側面図等、画像〇〇図を用いる。

12 物品、建築物又は画像の部分について意匠登録を受けようとする場合であつて、8から11までに規定される図において、意匠登録を受けようとする部分とその他の部分のいずれをも含むときは、意匠登録を受けようとする部分を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定する。図面の記載のみでは意匠登録を受けようとする部分を特定することができない場合は、当該部分を特定する方法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。意匠法第8条において規定する組物の意匠及び同法第8条の2において規定する内装の意匠の部分について意匠登録を受けようとする場合についても同様とする。

15 8から10までの図面だけでは、その意匠を十分表現することができないときは、展開図、断面図、切断部端面図、拡大図、斜視図、画像図その他の必要な図を加え、そのほか意匠の理解を助けるため必要があるときは、使用の状態を示した図その他の参考図を加える。

24 各図の上部には、その種類に応じ「【正面図】」、「【背面図】」、「【左側面図】」、「【右側面図】」、「【平面図】」、「【底面図】」、「【表面図】」、「【裏面図】」、「【展開図】」、「【〇〇断面図】」、「【〇〇切断部端面図】」、「【〇〇拡大図】」、「【斜視図】」、「【正面、平面及び右側面を表す図】」、「【画像図】」、「【画像〇〇図】」等の表示をする。これらの図が参考図である場合は、その旨も表示する。これらの場合において、複数の図の表示が同一とならないようにする。

様式第7〔備考〕

4 その他は、様式第6の備考2、3、6、8から13まで、15及び19から26までと同様とする。

第Ⅴ部
関連意匠

第Ⅴ部	1
第Ⅴ部 関連意匠	1
1. 概要	1
2. 関連意匠の審査における基本的な考え方	1
3. 関連意匠の審査における具体的判断	1
3.1 関連意匠に係る用語の記載	1
3.2 意匠法第10条第1項の規定の判断の基準日	2
3.3 関連意匠として意匠登録を受けるための要件	3
3.3.1 本意匠と同一の意匠登録出願人による意匠登録出願であること	3
3.3.2 本意匠に類似する意匠に係る意匠登録出願であること	3
3.3.3 基礎意匠の意匠登録出願の日以後、10年を経過する日前に出願された 意匠登録出願であること	4
3.4 本意匠等が満たさなければならない要件	4
3.4.1 本意匠の意匠権が消滅等していないこと	4
3.4.2 本意匠の意匠権に専用実施権が設定されていないこと	5
3.5 先願の規定の適用について	6
3.6 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外の規定の適用について	7
3.7 新規性及び創作非容易性の規定の適用について	7
3.7.1 意匠法第10条第2項及び同第8項の規定における自己の意匠とは....	7
3.7.2 意匠法第10条第2項及び同第8項の規定が適用される公知意匠の公 開時期等	7
3.7.3 消滅等した関連意匠と同一又は類似の自己の意匠に対する意匠法第10 条第8項の規定の適用について	8
3.7.4 意匠法第10条第2項及び同第8項の規定の適用において考慮する事項	9
3.7.5 関連意匠として意匠登録を受けようとする意匠の基礎意匠又は基礎意匠に 係る関連意匠が物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠であ る場合の意匠法第10条第2項及び同第8項の規定の適用について .	10
3.7.6 公知となった自己の意匠に、自己が創作した他のもの（以下、「自己の他のも の」という。）又は他人が創作したものが加えられている場合の意匠法第1 0条第2項及び同第8項の規定の適用について	11
関連規定	1

第Ⅴ部 関連意匠

1. 概要

意匠の創作においては、一のコンセプトから多くのバリエーションの意匠が継続的に創作されるという実態がある。関連意匠制度は、このように創作された群の意匠について、同一出願人から出願された場合に限り、同等の価値を有するものとして保護し、各々の意匠について権利行使することを可能とする制度である。

意匠権は業として意匠の実施を専有することができる権利であることから、重複した権利が別々に行使可能となると、権利者自身も他者の権利により業として意匠を実施することができなくなる。そこで、このような事態が生じないよう、先願の規定（意匠法第9条）が定められている。

意匠法第10条の規定する関連意匠制度は、この先願の規定の例外として、登録のための要件と、権利に対する制限を課すことにより、重複した権利による弊害を排除しつつ、登録を認めるものである。

2. 関連意匠の審査における基本的な考え方

出願された意匠が、関連意匠として意匠登録を受けるためには、関連意匠としての所定の要件を満たしている必要がある。

よって、出願された意匠が、関連意匠として意匠登録を受けようとするものである場合は、審査官は、通常在意匠の登録要件のほか、関連意匠として意匠登録を受けるための所定の要件を満たすか否かを判断する。

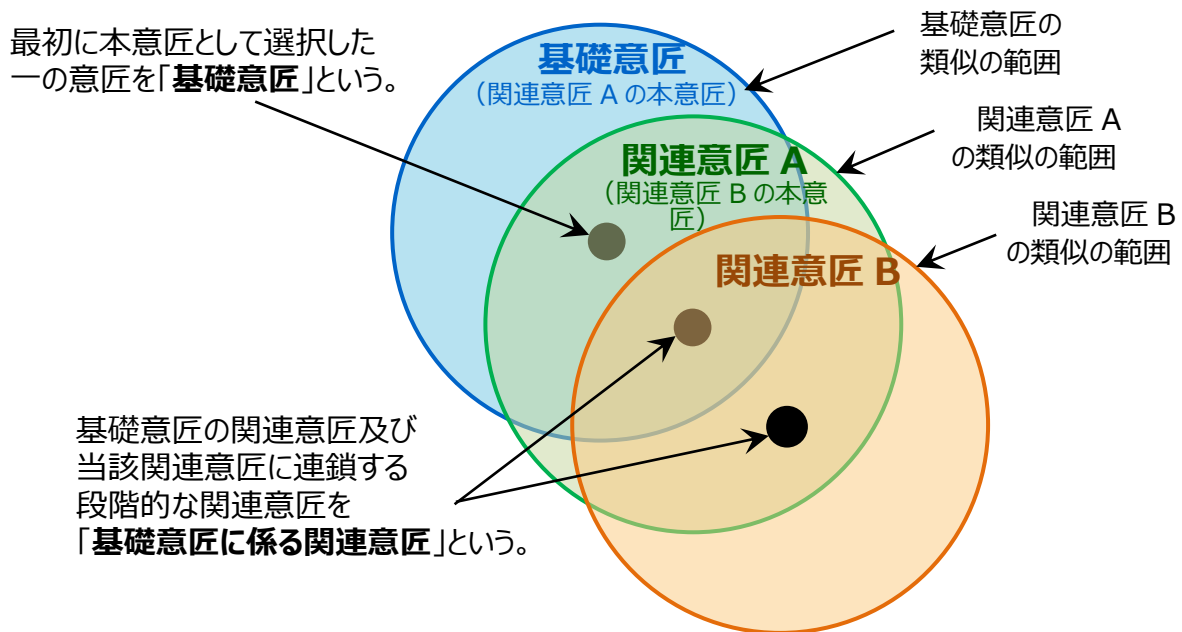
3. 関連意匠の審査における具体的判断

3.1 関連意匠に係る用語の記載

関連意匠として意匠登録を受けるためには、自己の意匠登録出願に係る意匠又は自己の登録意匠のうち一の意匠を選択しなければならないが、この選択された意匠のことを「本意匠」という（意匠法第10条第1項）。

本意匠のうち最初に選択されたもの、すなわち、「本意匠」であって他の意匠の関連意匠でないものを「基礎意匠」という（意匠法第10条第7項）。また、基礎意匠の関連意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠を「基礎意匠に係る関連意匠」という。

この部においては、基礎意匠にのみ該当する事項については「基礎意匠」と、基礎意匠だけでなく、その他の本意匠にも該当する事項については「本意匠」と記載する。



3.2 意匠法第10条第1項の規定の判断の基準日

審査官は、意匠法第10条第1項の規定に関し、基礎意匠の出願日や、関連意匠の出願日については、以下のように判断する。

(1) 優先権主張の効果が認められる場合

パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願について、その主張の効果が認められるとき（優先権主張の効果の認否については第Ⅶ部参照）は、意匠法第10条の規定における基礎意匠の出願日や関連意匠の出願日は、第一国の出願日を判断の基準日とする。

(2) 意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の意匠についての新出願の要件を満たす場合

意匠法第10条の2第1項の規定による意匠登録出願の分割、意匠法第13条第1項又は第2項の規定による特許出願又は実用新案登録出願から意匠登録出願への変更あるいは意匠法第17条の3の規定による補正の却下の決定があった補正後の意匠についての新たな意匠登録出願において、出願日の遡及が認められた場合

は、意匠法第10条の規定における基礎意匠の出願日や関連意匠の出願日は、遡及が認められたもとの出願の出願日あるいは手続補正書の提出日を判断の基準日とする。

(3) 国際意匠登録出願の場合

国際意匠登録出願については、パリ条約による優先権の主張の効果が認められるとき（(1) 参照）を除き、意匠法第10条の規定における基礎意匠の出願日や関連意匠の出願日は、意匠法第60条の6第1項の規定により意匠登録出願がされたとみなされる国際登録の日を判断の基準日とする。

3.3 関連意匠として意匠登録を受けるための要件

審査官は、出願された意匠が関連意匠として意匠登録を受けることができるか否かについて審査を行う際、以下の全ての要件を満たしているか否かを判断する。

- (1) 本意匠と同一の意匠登録出願人による意匠登録出願であること（→3.3.1 参照）
- (2) 本意匠に類似する意匠に係る意匠登録出願であること（→3.3.2 参照）
- (3) 基礎意匠の意匠登録出願の日（優先権主張の効果が認められる場合は優先日）以後、10年を経過する日前に出願された意匠登録出願であること（→3.3.3 参照）

3.3.1 本意匠と同一の意匠登録出願人による意匠登録出願であること

関連意匠の意匠登録出願人は、本意匠の意匠登録出願人（本意匠について意匠権の設定の登録がなされている場合は本意匠の意匠権者）と同一でなければならない。

審査における判断は査定時であるが、意匠権の設定の登録時においても同一であることを要する。

3.3.2 本意匠に類似する意匠に係る意匠登録出願であること

出願された意匠が関連意匠として意匠登録を受けるためには、本意匠に類似するものでなければならない。

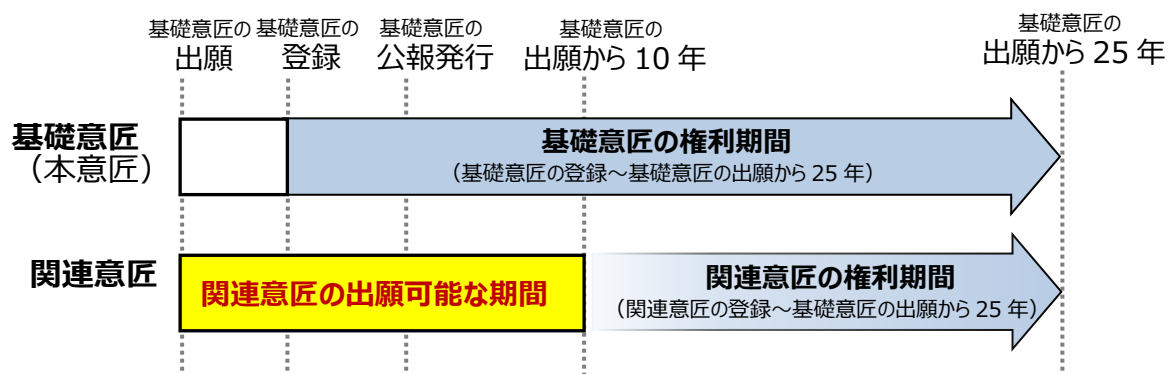
関連意匠と本意匠とが同一である場合は、関連意匠として意匠登録を受けることができない。

（全体意匠同士の類否判断については、第Ⅲ部第5章「先願」3.1「全体意匠同士の類否判断」、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠同士の類否判断については、同3.2「『物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠』同士の類否判断」、全体意匠と物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠との類否判断については、同3.3「全体意匠と『物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠』との類否判断」を参照）

3.3.3 基礎意匠の意匠登録出願の日以後、10年を経過する日前に出願された意匠登録出願であること

関連意匠は、その意匠登録出願の出願日が、基礎意匠の意匠登録出願の出願日以後であって、出願日から10年経過する日前でなければならない。

なお、基礎意匠の意匠登録出願の出願日及び関連意匠の出願日のいずれについても、優先権主張の効果が認められる場合は、意匠法第10条第1項の規定の適用については優先日に基づき判断される。



3.4 本意匠等が満たさなければならない要件

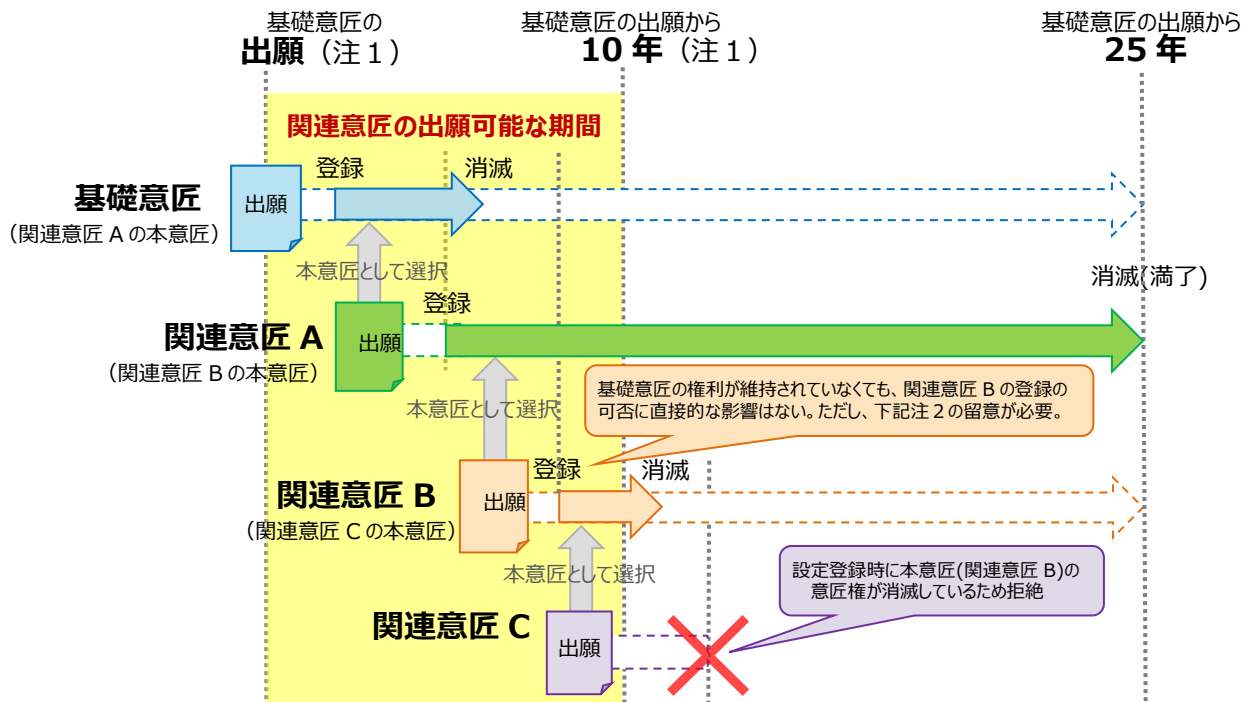
審査官は、出願された意匠が関連意匠として意匠登録を受けることができるか否かについて審査を行う際、関連意匠自体が満たさなければならない要件（上記3.3参照）に加え、本意匠等についても、以下の全ての要件を満たしているか否かを判断する。

- (1) 本意匠の意匠権が消滅等していないこと（→3.4.1参照）
- (2) 本意匠の意匠権に専用実施権が設定されていないこと（→3.4.2参照）

3.4.1 本意匠の意匠権が消滅等していないこと

関連意匠の意匠権の設定の登録の際に、その本意匠の意匠権が第44条第4項又は第60条の14第2項の規定により消滅しているとき、無効にすべき旨の審決が確定しているとき、又は放棄されているときは、意匠法第10条第1項の規定に従い関連意匠を登録することはできない。

よって、審査官は、関連意匠に対し意匠登録をすべき旨の査定をしようとするとき、その本意匠の意匠権が第44条第4項又は第60条の14第2項の規定により消滅していないこと、無効にすべき旨の審決が確定していないこと、及び放棄されていないことを確認する。



- (注 1) 関連意匠として意匠登録を受けるための要件や先後願の判断においては、優先権主張の効果が認められる場合は優先日で判断
- (注 2) 本事例において、基礎意匠の意匠権の消滅後は基礎意匠と同一又は類似の自己の公知意匠が関連意匠 B の新規性や創作非容易性の判断において除外されないこととなるため注意を要する。
(詳細は、本部 3.7.3「消滅等した関連意匠と同一又は類似の自己の意匠に対する意匠法第 10 条第 8 項の規定の適用について」参照)

3.4.2 本意匠の意匠権に専用実施権が設定されていないこと

専用実施権が設定されている意匠権に係る意匠を本意匠とする関連意匠については、意匠法第 10 条第 6 項の規定により、意匠登録を受けることができない。

よって、審査官は関連意匠に対し意匠登録をすべき旨の査定をしようとするとき、その本意匠に専用実施権が設定されていないことを確認する。

なお、本意匠に専用実施権が設定されている場合であっても、当該専用実施権の抹消(注)が登録された場合は、当該本意匠に対して関連意匠を登録することが可能となる。

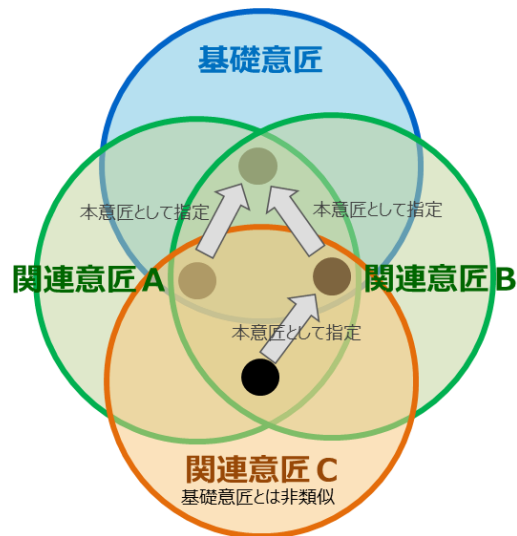
- (注) 意匠法第 27 条第 1 項の規定により、この場合、基礎意匠及び基礎意匠に係る関連意匠の意匠権についての専用実施権の抹消登録は、全ての意匠について同時に設定しなければならない。

3.5 先願の規定の適用について

審査官は、基礎意匠及び当該基礎意匠に係る関連意匠がそれぞれ類似する場合、それらの間において意匠法第9条第1項及び第2項の規定は適用しない（意匠法第10条第1項、同第4項、同第7項）。

また、基礎意匠が意匠権の放棄、登録料の不納、無効審決の確定で消滅した場合に存続する関連意匠同士についても同様とし、一の基礎意匠に係る関連意匠同士が類似する場合であっても、意匠法第9条第1項及び第2項の規定は適用しない。

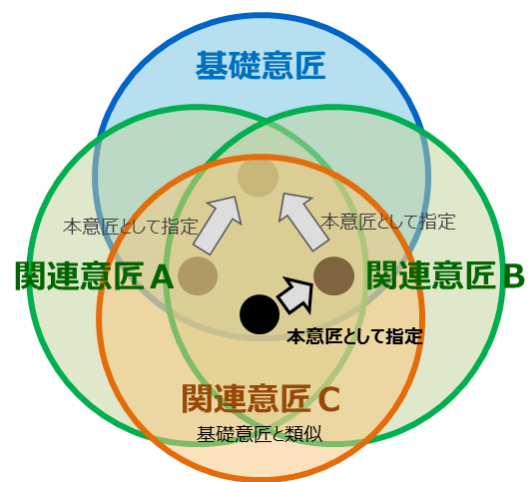
【事例1】以下のいずれの意匠との間においても
先願(9条)の規定を適用しない



【事例2】以下のいずれの意匠との間においても
先願(9条)の規定を適用しない



【事例3】以下のいずれの意匠との間においても
先願(9条)の規定を適用しない



3.6 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外の規定の適用について

先の意匠登録出願の出願人と関連意匠の意匠登録出願の出願人とが同一の者である場合は、審査官は、意匠法第3条の2において規定する、先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外の規定は適用しない（意匠法第10条第3項）。

3.7 新規性及び創作非容易性の規定の適用について

公知となった、関連意匠の意匠登録出願の出願人の意匠（以下、「自己の意匠」という。）のうち、関連意匠として意匠登録を受けようとする意匠の基礎意匠及び基礎意匠に係る関連意匠と同一又は類似する意匠については、審査官は、当該関連意匠の新規性及び創作非容易性の判断の基礎となる資料から除外する（意匠法第10条第2項、同第8項）。

3.7.1 意匠法第10条第2項及び同第8項の規定における自己の意匠とは

自己の意匠とは、関連意匠の意匠登録出願人自らが意匠権を有する意匠、又は意匠登録を受ける権利を有している意匠をいう。他人が意匠権を有する意匠、又は意匠登録を受ける権利を有している意匠を含まない。

3.7.2 意匠法第10条第2項及び同第8項の規定が適用される公知意匠の公開時期等

審査官は、公知となった自己の意匠であって、以下の（1）ないし（3）のいずれかに該当するものに限り、意匠法第10条第2項又は同第8項の規定を適用する。

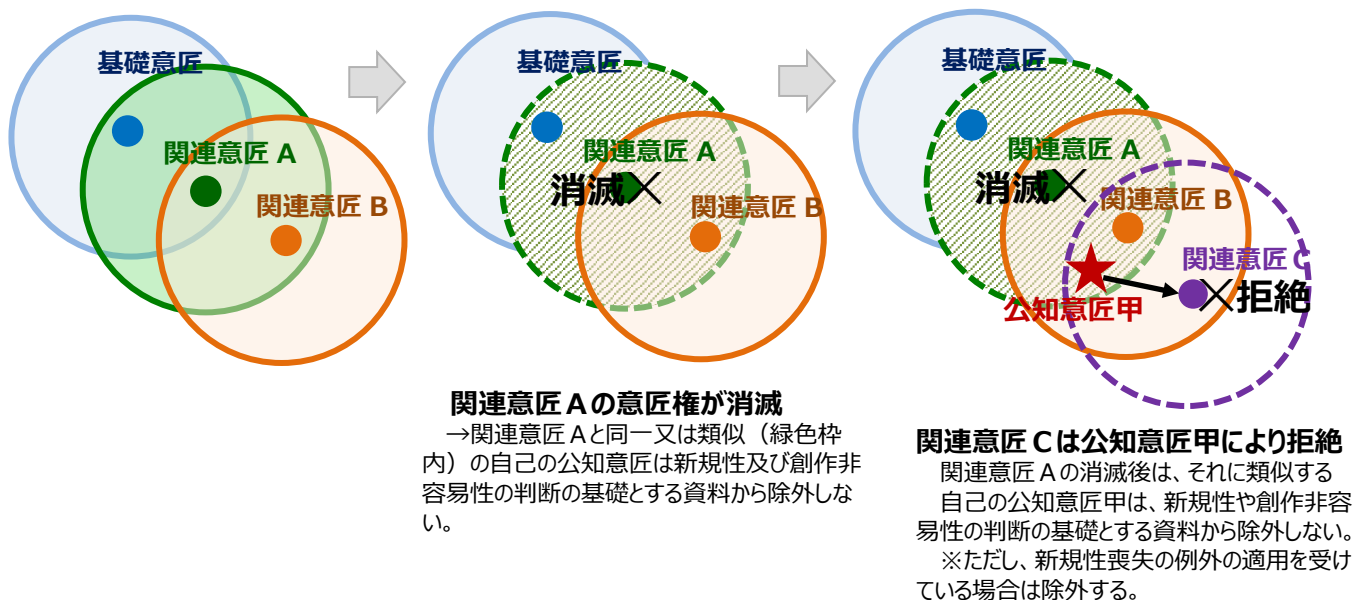
- （1）関連意匠として意匠登録を受けようとする意匠の基礎意匠と同一又は類似する意匠であって、当該基礎意匠の出願時（優先権主張の効果が認められる場合は、当該優先権主張の基礎となる第一国の出願日。以下、3.7.2 内において同じ。）以降に公知となったもの
- （2）関連意匠として意匠登録を受けようとする意匠の基礎意匠に係る関連意匠と同一又は類似する意匠であって、対応する当該各関連意匠の出願時以降に公知となったもの
- （3）関連意匠として意匠登録を受けようとする意匠の基礎意匠及び基礎意匠に係る関連意匠と同一又は類似する意匠であって、当該基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠において、新規性喪失の例外の規定が適用されているもの

（注）外国等において公知となった意匠の場合には、上記（1）又は（2）の判断にあたり、時差も考慮して判断する。

3.7.3 消滅等した関連意匠と同一又は類似の自己の意匠に対する意匠法第10条第8項の規定の適用について

審査官は、公知となった自己の意匠（例えば下図の公知意匠甲）が、関連意匠として意匠登録を受けようとする意匠（例えば下図の関連意匠C）の基礎意匠に係る関連意匠（例えば下図の関連意匠A又は同B）のうち、以下の（1）から（7）のいずれかと同一又は類似のものであるときは、意匠法第10条第8項の規定の適用をせず、出願された関連意匠の新規性及び創作非容易性の判断の基礎とする資料として取り扱う。

- （1）当該関連意匠の意匠登録出願が放棄されたとき
- （2）当該関連意匠の意匠登録出願が取り下げられたとき
- （3）当該関連意匠の意匠登録出願が却下されたとき
- （4）当該関連意匠の意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したとき
- （5）当該関連意匠の意匠権が意匠法第44条第4項又は第60条の14第2項の規定により消滅したとき
- （6）当該関連意匠の意匠権を無効にすべき旨の審決が確定したとき
- （7）当該関連意匠の意匠権が放棄されたとき



（注1）上記（1）ないし（4）については、各事象に至った際に、願書の「本意匠の表示」の欄に、基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠が本意匠として記載されており、かつ、審査、審判又は再審にお

いて基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠を本意匠とする関連意匠であるとの判断が通知されたものに限る。

(注 2) 公知となった自己の意匠が、関連意匠として意匠登録を受けようとする意匠の基礎意匠と同一又は類似のものであるときも同様の取扱いとし、基礎意匠の意匠権が上記(5)ないし(7)と同様に消滅等したときは、意匠法第10条第8項の規定の適用をせず、出願された関連意匠の新規性及び創作非容易性の判断の基礎とする資料として取り扱う。

3.7.4 意匠法第10条第2項及び同第8項の規定の適用において考慮する事項

(1) 公知意匠については、意匠に係る物品等の製造者、販売者等が明記されていない場合や、製造者が意匠権の実施許諾を受けて製造を行っていること等多いことから、審査官は、以下aないしdの各点等を考慮しつつ、意匠法第10条第2項及び同第8項の規定における「自己の意匠」に該当するか否かを判断する。

なお、意匠法第10条第2項及び同第8項の適用にあたり、公知となった意匠がいずれの者の意匠であるかの判断については、当該公知意匠の公知時を基準として判断する。

- a 公知意匠に示されている標章等が、当業者の一般的な知識から出願人の標章等であることが明らかな場合は「自己の意匠」と扱う。
- b 関連意匠の意匠登録出願の出願人が複数の者による共同出願である場合に、公知意匠の実施者がそのうちの一人である場合は「自己の意匠」と扱う。ただし、当該公知意匠について当該共同出願人以外の者が意匠登録を受ける権利を有している場合は「自己の意匠」と扱わない。
- c 公知意匠が、関連意匠の意匠登録出願の出願人から意匠権の実施の許諾を受けて実施していることが推測できる場合は「自己の意匠」と扱う。
- d 意匠権の移転があり、移転される前の意匠権者と公知意匠の公開者が一致する場合は「自己の意匠」と扱う。

(2) 審査官が新規性又は創作非容易性の判断の根拠として提示した公知意匠について、出願人から、意匠法第10条第2項及び同第8項の規定における「自己の意匠」に該当するとの旨の反論がなされた場合

- a 出願人から、当該公知意匠について、証拠等の裏付けが無く、単に自己の意匠であるとの内容の反論のみがなされた場合
この場合は、具体的な根拠が示されていないので、審査官はその反論を採用しない。

- b 出願人から、当該公知意匠について、具体的根拠を示しつつ自己の意匠であるとの内容の反論がなされた場合

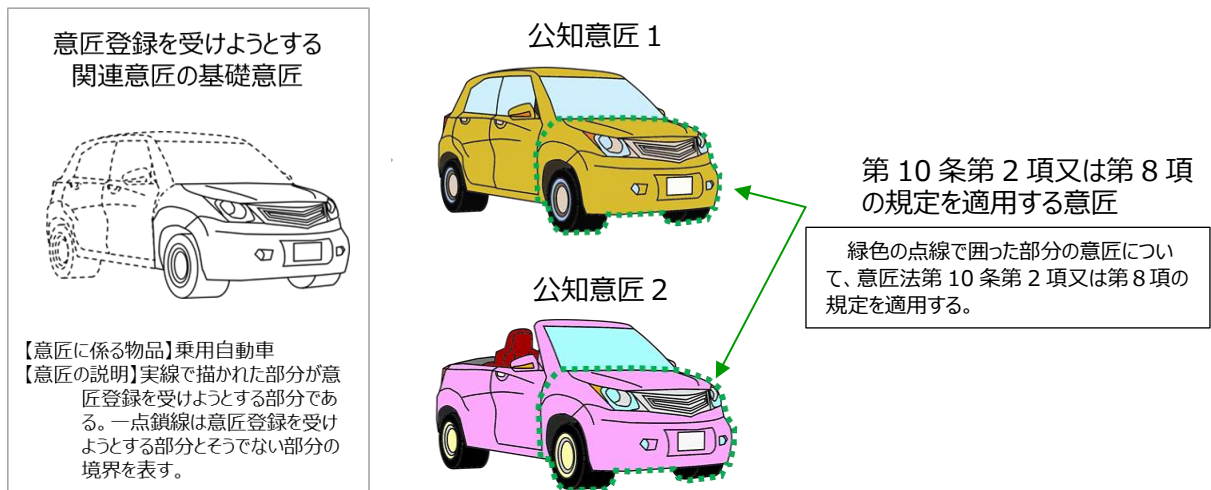
この場合は、審査官は、出願人からの反論を具体的根拠等に照らして検討し、当該公知意匠に対して、意匠法第10条第2項及び同第8項の規定を適用すべきであるとの心証を形成した場合は、当該公知意匠を新規性又は創作非容易性の判断の基礎とする資料から除外する。

他方、出願人からの反論や具体的根拠の内容に疑義を抱かせる証拠を発見した場合は、審査官はその反論を採用しない。

3.7.5 関連意匠として意匠登録を受けようとする意匠の基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠が物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠である場合の意匠法第10条第2項及び同第8項の規定の適用について

関連意匠として意匠登録を受けようとする意匠の基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠が物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠である場合は、審査官は、意匠法第10条第2項及び同第8項の規定の適用については、自己の公知意匠における、当該基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠の意匠登録を受けようとする部分に相当する部分を、新規性や創作非容易性の判断の基礎とする資料から除外する。

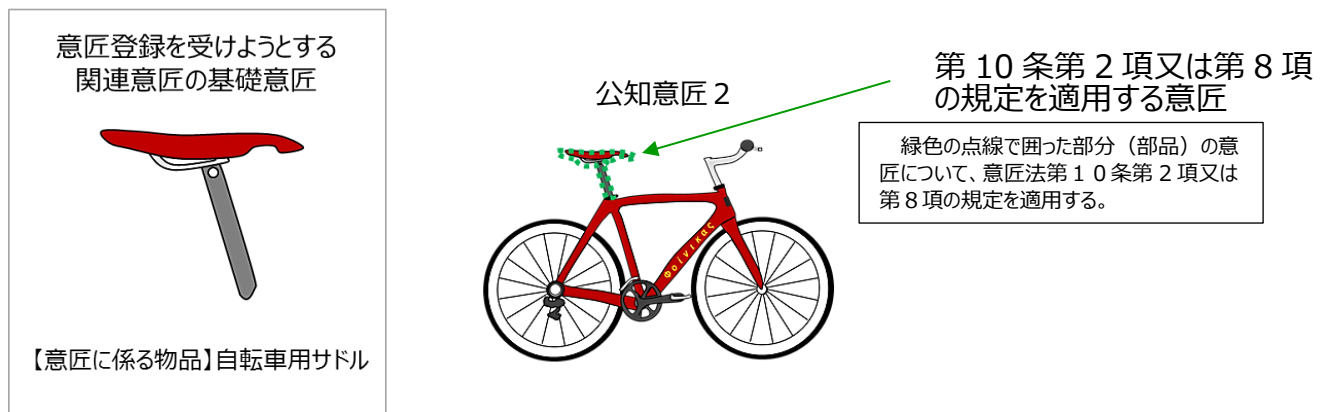
【事例】物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の場合の例



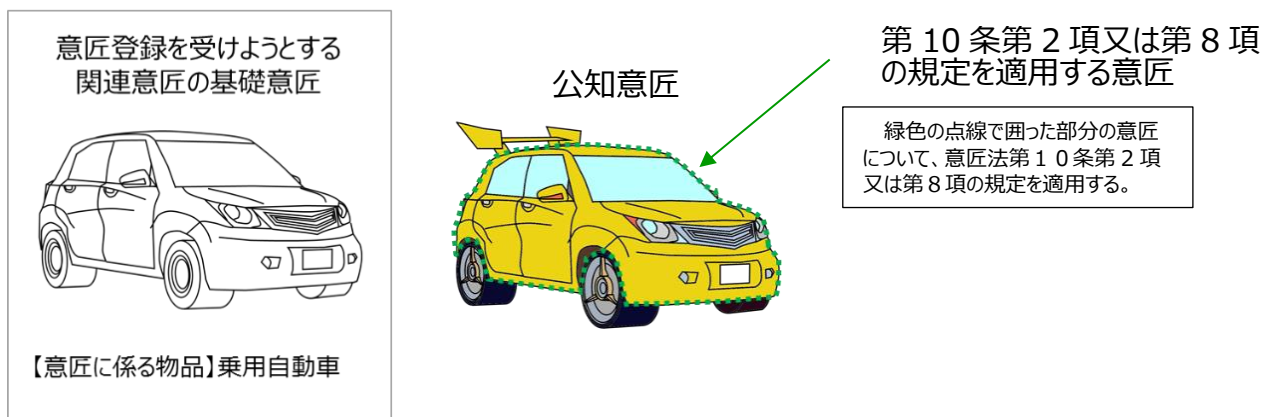
3.7.6 公知となった自己の意匠に、自己が創作した他のもの（以下、「自己の他のもの」という。）又は他人が創作したものが加えられている場合の意匠法第10条第2項及び同第8項の規定の適用について

公知となった自己の意匠に自己の他のもの又は他人が創作したものが加えられている場合であっても、自己の意匠を区別して認識できる場合は、審査官は、付加された自己の他のもの又は他人が創作したものを除いた、関連意匠として意匠登録を受けようとする意匠の基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠と同一又は類似の自己の意匠を、新規性や創作非容易性の判断の基礎とする資料から除外する。

【事例1】部品の全体意匠の場合の例



【事例2】完成品の全体意匠の場合の例



関連規定

意匠法

第十条 意匠登録出願人は、自己の意匠登録出願に係る意匠又は自己の登録意匠のうちから選択した一の意匠（以下「本意匠」という。）に類似する意匠（以下「関連意匠」という。）については、当該関連意匠の意匠登録出願の日（第十五条第一項において準用する特許法第四十三条第一項又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う意匠登録出願にあつては、最初の出願若しくは千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約第四条C（4）の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A（2）の規定により最初の出願と認められた出願の日。以下この項において同じ。）がその本意匠の意匠登録出願の日以後であつて、当該本意匠の意匠登録出願の日から十年を経過する日前である場合に限り、第九条第一項又は第二項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができる。ただし、当該関連意匠の意匠権の設定の登録の際に、その本意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅しているとき、無効にすべき旨の審決が確定しているとき、又は放棄されているときは、この限りでない。

2 第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた自己の意匠のうち前項の規定により意匠登録を受けようとする意匠の本意匠と同一又は類似のものは、当該意匠登録を受けようとする意匠についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項第一号又は第二号に該当するに至らなかつたものとみなす。

3 第一項の規定により意匠登録を受けようとする意匠についての第三条の二ただし書の規定の適用については、同条ただし書中「同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。」とあるのは、「当該先の意匠登録出願について第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求したときは、第二十条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものに限る。」とする。

4 第一項の規定により意匠登録を受ける関連意匠にのみ類似する意匠については、当該関連意匠を本意匠とみなして、同項の規定により意匠登録を受けることができるものとする。当該意匠登録を受けることができるものとされた関連意匠にのみ類似する意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠にのみ類似する意匠についても、同様とする。

5 前項の場合における第一項の規定の適用については、同項中「当該本意匠」とあるのは、「当該関連意匠に係る最初に選択した一の意匠」とする。

6 本意匠の意匠権について専用実施権が設定されているときは、その本意匠に係る関連意匠については、第一項及び第四項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

7 関連意匠の意匠登録出願があつた場合において、当該意匠登録出願が基礎意匠（当該関連意匠に係る最初に選択した一の意匠をいう。以下同じ。）に係る関連意匠（当該基礎意匠の関連意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠をいう。以下同じ。）にそれぞれ該当する二以上の意匠の意匠登録出願であつたときは、これらの意匠については、第九条第一項又は第二項の規定は、適用しない。

8 前項に規定する場合において、第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた自己の意匠のうち当該基礎意匠に係る関連意匠（当該関連意匠の意匠登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、若しくは当該関連意匠の意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき、又は当該関連意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅したとき、無効にすべき旨の審決が確定したとき、若しくは放棄されたときを除く。）と同一又は類似のものは、第一項の規定により意匠登録を受けようとする意匠についての第三条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項第一号又は第二号に該当するに至らなかつたものとみなす。

第二十一条 意匠権（関連意匠の意匠権を除く。）の存続期間は、意匠登録出願の日から二十五年をもつて終了する。

2 関連意匠の意匠権の存続期間は、その基礎意匠の意匠登録出願の日から二十五年をもつて終了する。

第二十二条 基礎意匠及びその関連意匠の意匠権は、分離して移転することができない。

2 基礎意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅したとき、無効にすべき旨の審決が確定したとき、又は放棄されたときは、当該基礎意匠に係る関連意匠の意匠権は、分離して移転することができない。

第二十七条 意匠権者は、その意匠権について専用実施権を設定することができる。ただし、基礎意匠又は関連意匠の意匠権についての専用実施権は、基礎意匠及び全ての関連意匠の意匠権について、同一の者に対して同時に設定する場合に限り、設定することができる。

2 専用実施権者は、設定行為で定めた範囲内において、業としてその登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。

3 基礎意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅したとき、無効にすべき旨の審決が確定したとき、又は放棄されたときは、当該基礎意匠に係る関連意匠の意匠権についての専用実施権は、全ての関連意匠の意匠権について同一の者に対して同時に設定する場合に限り、設定することができる。

4 特許法第七十七条第三項から第五項まで（移転等）、第九十七条第二項（放棄）並びに第九十八条第一項第二号及び第二項（登録の効果）の規定は、専用実施権に準用する。

第Ⅵ部

補正

第Ⅵ部.....	1
第1章 補正.....	1
1. 概要.....	1
2. 補正の制限	1
2.1 補正の内容的制限	1
2.2 補正の時間的制限	1
第2章 補正の却下.....	1
1. 概要.....	1
2. 補正の却下に係る基本的な考え方	1
3. 意匠の要旨	1
3.1 意匠の要旨	1
3.2 意匠の要旨の認定	1
4. 意匠の要旨の変更	2
4.1 要旨を変更するものとなる補正の種類	2
4.1.1 その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことがで きる同一の範囲を超えて変更するものと認められる場合	2
4.1.2 出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものと認められる場合	2
4.1.3 意匠登録を受けようとする範囲を変更する場合	2
4.2 要旨を変更するものとはならない補正の種類	3
4.2.1 その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことがで きる同一の範囲のものに訂正する場合	3
4.2.2 意匠の要旨の認定に影響を及ぼさない程度の微細な部分の記載不備を不 備のない記載に訂正する場合	3
関連規定	1

第1章 補正

1. 概要

補正とは、出願に関する書類等について法律又は所定の様式に照らして誤記や不明瞭な記載などの記載不備がある場合に、出願人が自発的に、あるいは特許庁長官又は審判長の命令に基づいて、その記載不備を治癒するために出願後に当該出願書類等を訂正又は補充する手続行為をいう。

手続の円滑迅速な進行を図るためには、出願人が初めから完全な内容の書類を提出することが最も望ましい。しかしながら、先願主義の下では出願を急ぐ必要があること等により、実際には完全なものを望み得ない場合がある。そのため、意匠法第60条の24において、手続の補正を認めるとしている。

ただし補正は、書類等が出願当初から補正後の状態で提出されたものとして取り扱われるという効果を生じるものであることから、出願当初に記載されていた内容を自由に補正できるとすると、先願主義の趣旨に反し、第三者に不測の不利益を与えることとなる。そこで、補正には内容的な制限、及び時間的な制限が課せられている。

出願人が適法な手続補正書を提出（意匠法第68条第2項で準用する特許法第17条第4項）すると、書類等は出願当初から補正後の状態で提出されたものとして取り扱われる。

2. 補正の制限

2.1 補正の内容的制限

補正は、出願当初の書類等の誤記や不明瞭な記載などの訂正又は補充にとどまるものであるから、願書の記載又は願書に添付した図面等についてした補正がこれらの要旨を変更するものであってはならない。補正がこれらの要旨を変更するものであるときは、審査官は、決定をもってその補正を却下する（意匠法第17条の2第1項）（第Ⅵ部第2章「補正の却下」参照）。

2.2 補正の時間的制限

意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続をした者は、事件が審査、審判又は再審に係属している場合に限り、その補正をすることができる（意匠法第60条の24）。

第2章 補正の却下

1. 概要

意匠法第17条の2の規定による補正の却下とは、事件が審査、審判又は再審に係属している場合に、願書の記載又は願書に添付した図面等についてした補正がこれらの要旨を変更するものであるとき、審査官が決定をもってその補正を却下することをいう。

2. 補正の却下に係る基本的な考え方

補正は、書類等が出願当初から補正後の状態で提出されたものとして取り扱われるという効果を生じるものであるから、出願当初に記載されていた内容を自由に補正できるとすると、先願主義の趣旨に反し、第三者に不測の不利益を与えることとなり、また、審査官が迅速な審査を行うことも困難となる。そのため、願書の記載又は図面等の補正は、意匠の要旨を変更しない範囲に限定されており、これを変更する補正は審査官が決定をもって却下する。

3. 意匠の要旨

3.1 意匠の要旨

願書の記載及び願書に添付した図面等は、登録意匠の範囲を定める基礎となる美的創作として出願された意匠の内容を表しており、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、願書の記載及び願書に添付した図面等から直接的に導き出される具体的な意匠の内容を、意匠の要旨という。

3.2 意匠の要旨の認定

その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、願書の記載及び願書に添付した図面等から直接的に意匠の要旨を導き出すことを意匠の要旨の認定という。

4. 意匠の要旨の変更

4.1 要旨を変更するものとなる補正の種類

願書の記載又は願書に添付した図面等についてした補正が、以下のいずれかに該当する場合、審査官は出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものと判断する。

4.1.1 その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものと認められる場合

出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等からその意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる意匠の同一の範囲を超えて変更する補正を認めることは、先願主義の趣旨に反し第三者に不測の不利益を与えることになるという観点から、審査官は、このような補正について、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものと判断する。

なお、同一の範囲とは、意匠の要旨についての同一の範囲を指すものであって、類似の概念を含まない。

4.1.2 出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものと認められる場合

出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても意匠法第3条第1項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当せず、意匠の要旨を特定することができないものを、工業上利用することができる意匠とする補正、すなわち、出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとする補正を認めることは、上記と同様に、先願主義の趣旨に反し第三者に不測の不利益を与えることになるという観点から、審査官は、このような補正についても、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものと判断する。

4.1.3 意匠登録を受けようとする範囲を変更する場合

出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等において開示していない範囲を、意匠登録を受けようとする範囲とする補正、すなわち、意匠登録を受けようとする範囲を変更する補正について、審査官は意匠の要旨を変更するものであると判断する。

(ただし、他の図と同一又は対称であることを理由に省略する旨記載した場合を除く)

出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等により意匠登録を受けようとする範囲であることが示唆されており、形状についても示されている場合、審査官は、当該範囲を補正により追加しても意匠の要旨を変更するものではないと判断する。

4.2 要旨を変更するものとはならない補正の種類

出願当初と補正後の各々の意匠について比較を通じた判断において、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、当該補正が以下のいずれかに該当する場合、審査官は、当該補正について、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものではないと判断する。

4.2.1 その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲のものに訂正する場合

出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等に、誤記や不明瞭な記載などの記載不備を有していたとしても、その記載不備が、願書やその添付図面作成上の誤記や不手際ないし作図上の制約から生ずるものであることが、総合的に判断して明らかであり、また、その意匠の属する分野における通常の知識に基づけば、当然に不備のない記載を直接的に導き出すことができるときに、不備のない記載に訂正する補正について、審査官は、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものではないと判断する（第Ⅲ部第1章「工業上利用することができる意匠」3.1「意匠が具体的なものであることの要件」参照）。

4.2.2 意匠の要旨の認定に影響を及ぼさない程度の微細な部分の記載不備を不備のない記載に訂正する場合

出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等に、誤記や不明瞭な記載などの記載不備を有している場合であって、総合的に判断してもいずれが正しいのか判断することが不可能なときであっても、その記載不備が、意匠の要旨の認定に影響を及ぼさない程度の微細な部分についての記載不備と認められるときに、不備のない記載に訂正する補正について、審査官は、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものではないと判断する（第Ⅲ部第1章「工業上利用することができる意匠」3.1「意匠が具体的なものであることの要件」参照）。

関連規定

意匠法

第六十条の二十四 意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続をした者は、事件が審査、審判又は再審に係属している場合に限り、その補正をすることができる。

第六十八条

（第1項及び第3項以下略）

2 特許法第六条から第九条まで、第十一条から第十六条まで、第十七条第三項及び第四項、第十八条から第二十四条まで並びに第百九十四条（手続）の規定は、意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続に準用する。この場合において、同法第九条中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判若しくは補正却下決定不服審判」と、同法第十四条中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と読み替えるものとする。

特許法

第十七条

（第1項及び第2項略）

3 特許庁長官は、次に掲げる場合は、相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずることができる。

- 一 手続が第七条第一項から第三項まで又は第九条の規定に違反しているとき。
- 二 手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。
- 三 手続について第百九十五条第一項から第三項までの規定により納付すべき手数料を納付しないとき。

4 手続の補正（手数料の納付を除く。）をするには、次条第二項に規定する場合を除き、手続補正書を提出しなければならない。

意匠法

第十七条の二 願書の記載又は願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本についてした補正がこれらの要旨を変更するものであるときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。

- 2 前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を付さなければならない。
- 3 第一項の規定による却下の決定があつたときは、決定の謄本の送達があつた日から三月を経過するまでは、当該意匠登録出願について査定をしてはならない。
- 4 審査官は、意匠登録出願人が第一項の規定による却下の決定に対し補正却下決定不服審判を請求したときは、その審判の審決が確定するまでその意匠登録出願の審査を中止しなければならない。

第Ⅶ部

パリ条約による優先権

第Ⅶ部	1
第Ⅶ部 パリ条約による優先権	1
1. 概要.....	1
2. パリ条約による優先権の主張の要件等	1
2.1 パリ条約による優先権を主張することができる者.....	2
2.2 パリ条約による優先権の主張を伴う我が国への出願ができる期間.....	2
2.3 パリ条約による優先権の主張の基礎とすることができる出願.....	2
2.3.1 第一国にした正規の出願であること	2
2.3.2 第一国にした最初の出願であること	3
2.3.3 第一国にした意匠登録出願、実用新案登録出願、又は特許出願であること	3
2.4 パリ条約による優先権の主張の手続.....	4
2.5 特許法第43条の3に規定されたパリ条約の例による優先権.....	4
3. パリ条約による優先権の主張の効果	5
4. 優先権主張の効果の認否における意匠の同一	5
4.1 優先権主張の効果の認否における「意匠の同一」についての基本的な考え方 ...	5
4.2 「意匠に係る物品」の欄の記載について.....	6
4.3 一出願に含まれる意匠数について.....	7
4.4 意匠を構成する部品の組合せ、分離について.....	9
4.5 第一国出願の図面等において物品等の全体の形状等が表されていない場合につ いて.....	11
4.6 意匠の構成要素が異なる場合	13
関連規定	1

第Ⅶ部 パリ条約による優先権

1. 概要

パリ条約による優先権とは、パリ条約のいずれかの同盟国(第一国)において意匠登録出願した者が、その意匠登録出願の出願書類に記載された内容について他のパリ条約の同盟国(第二国)に意匠登録出願する場合に、新規性、創作非容易性等の判断に関し、第二国における意匠登録出願について、第一国における最初の出願の日（以下本部において、「優先日」という。）に出願されたのと同様の取扱いを受ける権利である。

我が国においては、世界貿易機関の加盟国の国民又は特許庁長官が指定する、日本国と同一の条件により優先権の主張を認めるとしている国の国民に対しても、パリ条約の例により優先権の主張を行うことが認められている（パリ条約の例による優先権）。

2. パリ条約による優先権の主張の要件等

パリ条約による優先権の主張の要件は以下のとおりである。

（１）パリ条約による優先権を主張することができる者（→2.1 参照）

パリ条約の同盟国の国民であって、パリ条約の同盟国に正規に出願をした者又はその承継人であること

（２）パリ条約による優先権の主張を伴う我が国への出願ができる期間（→2.2 参照）

我が国の意匠登録出願が第一国の最初の出願の日から６か月以内になされていること

（３）パリ条約による優先権の主張の基礎とすることができる出願（→2.3 参照）

①第一国にした正規の出願であること

②第一国にした最初の出願であること

③意匠登録出願、実用新案登録出願、又は特許出願であること

また、優先権の主張にあたり、以下の手続がなされている必要がある。

（４）パリ条約による優先権の主張の手続

我が国の意匠登録出願と同時に優先権の申し立て、出願の日から３か月以内に優先権証明書の提出がなされていなければならない（→2.4 参照）

上記に加え、優先権の主張の効果が認められるためには以下の要件を満たしている必要がある。

- (5) パリ条約による優先権主張の効果の認否（→4.「優先権主張の効果の認否における意匠の同一」参照）

我が国に出願された意匠が、優先権の基礎とする出願の意匠と同一であること

なお、意匠法第15条第1項で準用する特許法第43条の3に規定されたパリ条約の例による優先権については、本部2.5「特許法第43条の3に規定されたパリ条約の例による優先権」を参照されたい。

2.1 パリ条約による優先権を主張することができる者

パリ条約による優先権を主張することができる者は、パリ条約の同盟国の国民（注）であって、第一国に正規の出願をした者又はその承継人である（パリ条約第2条、パリ条約第3条、パリ条約第4条A(1)）。

（注）パリ条約第3条の規定により同盟国の国民とみなされる者を含む。

2.2 パリ条約による優先権の主張を伴う我が国への出願ができる期間

パリ条約による優先権の主張を伴う我が国への意匠登録出願ができる期間（優先期間）は、第一国への最初の出願日から6か月である。実用新案登録出願、特許出願を優先権の基礎とする意匠登録出願の場合も同様に6か月である（パリ条約第4条C(1)、同第4条E(1)）。

2.3 パリ条約による優先権の主張の基礎とすることができる出願

パリ条約による優先権の主張の基礎とする出願は、以下の2.3.1ないし2.3.3の全ての要件を満たすものでなければならない。

2.3.1 第一国にした正規の出願であること

優先権の基礎となる第一国への出願は、いずれかの同盟国における正規にした出願（ジュネーブ改正協定に基づく国際出願を含む（注））でなければならない（パリ条約第4条A(1)ないし同(3)、同第4条C(4)、同第4条D、ジュネーブ改正協定第6条（2））。

（注）「ジュネーブ改正協定」及び「国際出願」については、第Ⅸ部「国際意匠登録出願」を参照されたい。以下同じ。

2.3.2 第一国にした最初の出願であること

パリ条約による優先権の主張の基礎とすることができるのは、パリ条約の同盟国における最初の出願のみである(パリ条約第4条C(2)及び(4)、同第4条D(1))。これは、最初の出願に記載された意匠について、後の出願を基礎として再度(すなわち累積的に)優先権の主張の効果を認めると、実質的に優先期間を延長することになるからである。

2.3.3 第一国にした意匠登録出願、実用新案登録出願、又は特許出願であること

パリ条約による優先権の主張の基礎とすることができるのは、第一国にした、意匠登録出願、実用新案登録出願、又は特許出願である。

なお、実用新案登録出願に基づく優先権を主張して意匠登録出願をすることは、パリ条約上規定されているが(パリ条約第4条E(1))、特許出願又は商標登録出願に基づく優先権を主張して意匠登録出願をすることの可否については、パリ条約上に規定がなされていない。これらのパリ条約に規定されていない優先権主張の効果については、以下のとおり、我が国において、それらの法域相互間の出願の変更が可能か否かに基づいて判断する。

(1) 優先権の基礎となる出願が、実用新案登録出願である場合

パリ条約第4条Eに基づき、実用新案登録出願に基づく優先権を主張して意匠登録出願をすることができる。

(2) 優先権の基礎となる出願が、特許出願である場合

我が国においては、特許法と意匠法での法域相互間の出願の変更が可能である。したがって、特許出願に基づく優先権を主張して意匠登録出願をした場合、優先権証明書の中に我が国への意匠登録出願の意匠と同一の意匠が示されていれば、優先権主張の効果は認められる。

（３）優先権の基礎となる出願が、商標登録出願である場合

我が国においては、商標登録出願から意匠登録出願への出願の変更は認められていない。したがって、商標登録出願に基づく優先権を主張して意匠登録出願をした場合、優先権の主張の効果は認められない。なお、優先権の基礎となる第一国への商標登録出願が、立体商標であっても、優先権の主張の効果は認められない。

2.4 パリ条約による優先権の主張の手続

パリ条約による優先権の主張を行う際は、意匠登録出願と同時に、第一国への最初の出願に基づいて優先権の申し立てを行わなければならない。また、出願の日から３か月以内に、優先権証明書を提出しなければならない（意匠法第１５条第１項において読み替えて準用する特許法第４３条第１項ないし第３項）（ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願については、第Ⅸ部第８章「国際意匠登録出願におけるパリ条約による優先権」３．「パリ条約による優先権等を主張するための手続」参照）。

なお、世界知的所有権機関のデジタルアクセスサービス（DAS）を利用した優先権書類の電子的交換が利用可能な国・地域の意匠登録出願に基づき優先権主張を行う場合は、優先権証明書の提出に代えて、願書にアクセスコード等を記載するか、手続補正書によってアクセスコード等を補充してもよい。

2.5 特許法第４３条の３に規定されたパリ条約の例による優先権

我が国においては、パリ条約の同盟国の国民に加え、意匠法第１５条第１項で準用する特許法第４３条の３の規定により、世界貿易機関の加盟国の国民又はパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国のいずれにも該当しない国（日本国民に対し、日本国と同一の条件により優先権の主張を認めることとしているものであって、特許庁長官が指定するものに限る。）の国民に対しても、パリ条約の例により優先権の主張が認められ、その効果については、パリ条約による優先権の主張の場合と同様である。

＜特許法第４３条の３の規定に従いパリ条約の例により優先権の主張が認められるもの＞

- （１）日本国民又はパリ条約の同盟国の国民（パリ条約第３条の規定により同盟国の国民とみなされる者を含む。）が、世界貿易機関（WTO）の加盟国においてした出願に基づく優先権（特許法第４３条の３第１項）
- （２）WTO加盟国の国民が、パリ条約同盟国又はWTO加盟国においてした出願に基づく優先権（特許法第４３条の３第１項）

- (3) パリ条約同盟国又は WTO 加盟国のいずれにも該当しない国であつて、日本国と同一の条件により日本国民に対して優先権の主張を認めることとしており、かつ、特許庁長官が指定する国(以下この章において「特定国」という。)の国民がその特定国においてした出願に基づく優先権(特許法第43条の3第2項)
- (4) 日本国民又はパリ条約同盟国の国民若しくは WTO 加盟国の国民が特定国においてした出願に基づく優先権(特許法第43条の3第2項)

これらの優先権の主張を伴う出願については、パリ条約による優先権の主張を伴う日本出願の場合と同様に取り扱い、その効果は、パリ条約による優先権の主張の場合と同様である。

3. パリ条約による優先権の主張の効果

パリ条約による優先権の主張の効果については、パリ条約第4条Bで、同盟国の一国への最初の出願の日から他の同盟国への優先権の主張を伴う後の出願の日までの期間内にされた他の出願又は公知の事実等によって、後の出願が不利な取扱いを受けない旨規定されている。

よって、審査官は、優先権の主張の効果を認める場合には、意匠法の以下の①ないし⑤の実体審査における規定の適用にあたり、優先日をその判断の基準となる日(以下この章において「基準日」という。)として取り扱う。

- ① 新規性(意匠法第3条第1項)
- ② 創作非容易性(意匠法第3条第2項)
- ③ 先願の一部と同一又は類似(意匠法第3条の2)
- ④ 先願(意匠法第9条)
- ⑤ 関連意匠(意匠法第10条)

4. 優先権主張の効果の認否における意匠の同一

4.1 優先権主張の効果の認否における「意匠の同一」についての基本的な考え方

審査官は、我が国への意匠登録出願の意匠が、第一国の最初の出願(以下、「第一国出願」という。)の意匠と同一と判断する場合に限り、パリ条約による優先権等の主張の効果を認める。当該判断における「意匠の同一」の基本的な考え方については、以下のとおり。

- (1) 意匠の表現形式にかかわらず第一国出願の意匠と我が国の意匠登録出願の意匠とが同一の意匠であればよい。
- (2) 第一国出願の意匠と我が国の意匠登録出願の意匠が同一の意匠であるか否かは、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、第一国出願の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断することにより行う。
- (3) 第一国出願の意匠の認定（意匠に係る物品等、物品等の形状、模様、色彩、意匠登録を受けようとする部分の意匠全体に対する位置・大きさ・範囲等）は、第一国の法令等も考慮して行う。

4.2 「意匠に係る物品」の欄の記載について

第一国出願の意匠と、我が国の意匠登録出願の意匠が同一と認められるためには、原則、両意匠の意匠に係る物品等が同一でなければならない。

ただし、願書の記載項目や記載方法は各国で異なることから、審査官は、例えば、第一国出願の意匠の意匠に係る物品等の名称と、我が国の意匠登録出願の意匠の「意匠に係る物品」の欄の記載とが相違する場合であっても、当該記載のみで両意匠が同一か否かを判断するのではなく、第一国出願の願書の記載及び願書に添付した図面等と我が国の意匠登録出願の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、両意匠の意匠に係る物品等が同一か否かを判断する。

また、その判断の際には、各国の法令等の相違についても考慮する。

【両意匠が同一と判断するものの例】

【事例】第一国出願の意匠の意匠に係る物品の名称等が総括名称であり、我が国の意匠登録出願の意匠に係る物品の欄に具体的な用途及び機能が明確となるものを記載した場合

第一国出願：意匠に係る物品の名称等が「容器（原文：bottle）」で、図面には一般的な飲料用のペットボトルの形状等が記載されている。

日本出願：意匠に係る物品が「包装用容器」と記載されている。図面に表された意匠の形状等は第一国出願のものと同一である。

（説明）第一国出願の意匠の意匠に係る物品の名称等が総括名称である場合、第一国出願の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して導き出される複数の物品のうち、一の物品を我が国への意匠登録出願において記載した場合には、両意匠は優先権の認否において同一と判断する。

【両意匠が同一と判断するものの例】

【事例】第一国出願の意匠が、画像を含む意匠であり、意匠に係る物品の名称等を「スクリーンパネル」として出願されており、我が国の意匠登録出願の意匠が画像意匠として出願されたものである場合

第一国出願：意匠に係る物品の名称等が「スクリーンパネル」で、図面には画像を表示させるための具体的な物品等は表されておらず、時刻表示用画像のみが表されている。

日本出願：意匠に係る物品の欄に「時刻表示用画像」と記載されており、図面に表された画像は第一国出願のものと同一である。

（説明）画像を含む意匠については、各国で保護の手法が異なる。第一国出願の意匠が「スクリーンパネル」に係るものであり、我が国の意匠登録出願の意匠が「画像意匠」である場合であっても、「スクリーンパネル」そのものには画像が実現しようとする用途及び機能以外にその他の具体的な用途及び機能が想定されないことから、図面において両意匠全体の形状等として表されたものが同一である場合には、両意匠は優先権の認否において同一と判断する。

4.3 一出願に含まれる意匠数について

諸外国において、一出願に含めることができる意匠の数、表し方についての手続規定は様々であるが、審査官は、例えば以下の例のように、我が国の意匠制度に基づき第一国出願の願書の記載及び願書に添付した図面等から認定できる意匠ごとに出一願を行ったものと認められる場合は、1つの出願の中に含まれる意匠の数が相違したとしても、両意匠は優先権の認否において同一と判断する。

＜優先権の認否において意匠が同一と判断する場合の例＞

- （１）第一国出願の願書の記載及び願書に添付した図面等に複数の意匠が記載されている場合に、そのうちの一の意匠を我が国の意匠登録出願の意匠とした場合。
- （２）第一国出願の願書の記載及び願書に添付した図面等に複数の意匠が記載されている場合に、全部又はその一部の構成物品について組物（意匠法第８条に規定する経済産業省令で定める別表第二に掲げる組物）の意匠として我が国の意匠登録出願の意匠とした場合。
- （３）第一国において、物品等の形状等又は画像がその物品等の機能に基づいて変化するものであるにもかかわらず、その変化の前後にわたる物品等の形状等又は画像について、法令等により一の出願に含めることができないこととされており、同一の意匠の変化の前後に

わたる形状等又は画像を複数の出願に分けて出願せざるを得なかった場合に、それら複数の出願を基礎として優先権を主張して、当該変化の前後にわたる形状等又は画像を我が国の一の意匠登録出願に含めて出願した場合。

【両意匠が同一と判断するものの例】

【事例】第一国の法令等により変化の前後にわたる形状等又は画像を一の出願に含められないことから複数の出願に分けて出願したものを基礎とし、当該変化の前後にわたる形状等又は画像を我が国の一の意匠登録出願に含めて出願した場合

第一国出願 A：アンテナ収納時の形状等のみが表されたラジオ受信機の意匠

第一国出願 B：アンテナ引き出し時の形状等のみが表されているラジオ受信機の意匠

日本出願：変化前の第一国出願 A に表された形状等と、変化後の第一国出願 B に表された形状等を含めて一の意匠登録出願の意匠としたもの

（説明）第一国出願 A の図面等に表された形状等と、第一国出願 B の図面等に表された形状等とが、いずれも同一の意匠の変化の前後にわたる形状等又は画像であることが明らかである場合は、第一国出願の意匠と我が国の意匠は同一と判断する。

他方、審査官は、例えば以下の場合には、両意匠は優先権の認否において同一ではないと判断する。

＜優先権の認否において意匠が同一ではないと判断する場合の例＞

- (1) 第一国に出願された意匠と、第一国に出願されていない意匠とを合わせて、組物の意匠として我が国の意匠登録出願の意匠とした場合。
- (2) 複数の優先権主張に基づく意匠を組み合わせた意匠について、我が国の意匠登録出願に係る意匠とした場合。

【両意匠が同一と判断しないものの例】

【事例】複数の優先権主張に基づく意匠を組み合わせた意匠について、我が国の意匠登録出願に係る意匠とした場合

第一国出願 A：ボールペンの蓋の意匠

第一国出願 B：ボールペン本体の意匠

日本出願：第一国出願 A と第一国出願 B とを組み合わせた、ボールペン（蓋＋本体）の意匠

（説明）各第一国出願の意匠から、我が国の意匠登録出願の意匠を直接導き出すことができない。また、各第一国出願の意匠は、それぞれ個別に我が国への意匠登録出願することが可能であることから、審査官は、それら複数の第一国出願の意匠を組み合わせた意匠について、我が国への意匠登録出願に係る意匠とした場合は、同一と判断しない。

4.4 意匠を構成する部品の組合せ、分離について

第一国出願の意匠が、我が国の意匠法第 7 条の規定に照らし一意匠と認められる場合、当該意匠と同じ意匠の単位について我が国への意匠登録出願としたときのみ両意匠は優先権の認否において同一と判断する。

- (1) 我が国への意匠登録出願に係る意匠が、第一国出願の部品の意匠と、第一国出願の願書の記載及び願書に添付した図面等に記載されていない他の部品の意匠とを組み合わせた完成品の意匠である場合、両意匠は同一の意匠と判断しない。
- (2) 第一国出願の意匠が完成品の意匠である場合に、その完成品を構成する一の部品について、我が国の意匠登録出願に係る意匠とした場合、両意匠は同一の意匠と判断しない。

【両意匠が同一と判断しないものの例】

【事例】完成品を構成する一の部品について、我が国の意匠登録出願に係る
意匠とした場合

第一国出願：自転車の意匠

日本出願：自転車用サドルの意匠

（説明）第一国出願は、我が国の意匠法第 7 条の規定から一意匠と認められる自転車全体について意匠登録を受けようとするものであり、その自転車を構成する自転車用サドルについて単独で意匠登録を受けようとするものとは認められないため、両意匠は同一と判断しない。

- （３）第一国出願の意匠が複数の取り替え可能な部品を組み合わせる完成品とするものであって、第一国出願の願書の記載及び願書に添付した図面等にはない組合せについて、我が国の意匠登録出願に係る意匠とした場合
- ①第一国出願の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、我が国の意匠登録出願に係る意匠の組合せについて第一国において意匠登録を受けようとするものであることが不明な場合には、両意匠は、同一と認められない。
 - ②第一国出願の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、我が国の意匠登録出願に係る意匠の組合せの態様を含めて第一国において意匠登録を受けようとするものであると認められる場合には、両意匠は、優先権の認否において同一と認められる。

【両意匠が同一と判断するものの例】

【事例】第一国出願の意匠が複数の取り替え可能な部品を組み合わせて完成品とするものであって、第一国出願の願書の記載及び願書に添付した図面等には開示されていない組合せについて我が国の意匠登録出願に係る意匠とした場合

第一国出願：3つのボールペン本体の意匠（A、B、C）と、3つのボールペン用蓋の意匠（a、b、c）、1つの蓋付きボールペンの意匠（A+a）が記載されている。また、願書に、1つの蓋付きボールペンの意匠（A+a）に限らず、ボールペン本体とボールペン用蓋は相互に組み合わせを変える旨の記載がある※。

日本出願：蓋付きボールペンの意匠（A+b）

（説明）第1国出願において、図示されている意匠は、3つのボールペン本体の意匠（A、B、C）と、3つのボールペン用蓋の意匠（a、b、c）、1つの蓋付きボールペンの意匠（A+a）の合計7つである。

しかし、願書の記載から総合的に判断すると、蓋付きボールペンの意匠（A+a）は例示であり、第一国出願は、図示されていない組合せの意匠（A+b）を含め、蓋付きボールペンの意匠については9つの意匠について登録を受けようとする出願であると認められる。

※第一国の願書に、蓋付きボールペンの意匠（A+a）が記載されていない場合、ボールペン本体とボールペン用蓋は相互に組み合わせを変えるか否かが明確でない場合等、第一国出願の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、我が国の意匠登録出願に係る意匠の組合せについて第一国において意匠登録を受けようとするものであることが不明な場合、両意匠は同一と判断しない。

4.5 第一国出願の図面等において物品等の全体の形状等が表されていない場合について

審査官は、第一国出願の図面等において、物品等の全体の形状等が表されていない場合、それぞれ以下のように扱う。

- （1）第一国出願の願書の記載及び願書に添付した図面等に物品等の一部の形状等のみが表されている場合に、我が国の意匠登録出願の意匠が、当該物品等の全体の形状等について意匠登録を受けようとするものである場合、両意匠は同一の意匠と判断しない。

- (2) 第一国出願の図面に物品等の一部の形状等のみが表されており、我が国の意匠登録出願の意匠が、当該部分を意匠登録を受けようとする部分とし、「その他の部分」を追加したものである場合

- ①第一国出願の願書の記載及び願書に添付した図面等に表された意匠について、形状等が表されている部分の物品等の全体における位置、大きさ、範囲を、その他の第一国出願の願書の記載や物品特性等を総合的に判断しても導き出すことができない場合は、我が国への意匠登録出願の意匠と同一の意匠と判断しない。

【両意匠が同一と判断しないものの例】

【事例】第一国出願の願書の記載及び願書に添付された図面等を総合的に判断しても、意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲を導き出すことができない場合

第一国出願：意匠に係る物品の名称等が「包装用容器（原文：Package）」で、図面には模様のみが記載されている。

日本出願：意匠に係る物品が「包装用箱」で、包装用箱の一部に表された模様部分について意匠登録を受けようとする意匠の出願である。

（説明）第一国出願の図面に模様のみしか記載されていない場合、その模様が付される物品の名称を記載していたとしても、第一国出願の願書の記載及び願書に添付した図面等の記載からは、その模様の物品全体における位置、大きさ、範囲を導き出すことはできないので、同一の意匠と判断しない。

- ②第一国出願の意匠について、形状等が表されている部分の物品等の全体における位置、大きさ、範囲を、その他の第一国出願の願書の記載や物品特性等を総合的に判断した結果導き出すことができ、我が国の意匠登録出願に係る意匠の意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲と一致する場合は、両意匠は同一と判断する。

【両意匠が同一と判断するものの例】

【事例】第一国出願で表されていなかった部分を「意匠登録を受けようとする部分以外の部分」としたとき

第一国出願：折り畳み式の携帯電話機の意匠で、閉じた状態の形状等を表す図面のみ記載されており、開いた状態の内側の形状等は記載されていない
 日本出願：開いた状態の内側を破線で表し、閉じた状態で表れる部分を「意匠登録を受けようとする部分」とする出願

（説明）第一国出願の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断すると、第一国出願は、携帯電話機の閉じた状態で表れる部分のみについて意匠登録を受けようとするもので、かつ、閉じた状態で表れる部分の携帯電話機全体における位置、大きさ、範囲は明確なことから、優先権証明書記載の意匠と我が国への意匠登録出願に係る意匠とは、同一と判断する。

4.6 意匠の構成要素が異なる場合

日本に出願された意匠が、第一国出願の意匠と同一と認められるためには、両意匠の意匠に係る物品等の形状、模様又は色彩（以下、「意匠の構成要素」という。）がいずれも同一でなければならない。意匠の構成要素が異なれば別異の意匠であり、原則として、優先権主張の効果を認めることはできない。

ただし、図面等に表された意匠の構成要素が異なっても、第一国出願の願書のその他の記載等により、我が国の意匠登録出願の意匠にない構成要素について、意匠登録を受けようとするものでないと認められる場合（例えば、第一国出願の図面においては色彩が付されているが、説明で色彩については権利を請求しない旨記載されている）、又は、意匠の作図方法等の表現方法が異なる場合に、第一国出願の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断したときに、我が国の意匠登録出願に記載された意匠と同一の意匠について保護を受けようとするものであることが当然に導き出すことができるものと認められる場合は、両意匠は優先権の認否において同一と判断する。

<意匠の表現方法が異なる場合の例>

- ①第一国出願の意匠と我が国への意匠登録出願に係る意匠とが、異なる図法により表されている場合
- ②第一国出願の意匠が図面（CGを含む）で表され、我が国への意匠登録出願に係る意匠が写真（白黒又はカラー）又は見本、ひな形で表されている場合
- ③第一国出願の意匠が写真（白黒又はカラー）又は見本、ひな形で表され、我が国への意匠登録出願に係る意匠が図面（CGを含む）で表されている場合

【両意匠が同一と判断するものの例】

【事例】表現方法は異なるが、第一国出願の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断すると、我が国の意匠登録出願の意匠と同一の意匠を当然に導き出すことができる場合

第一国出願：くぎの意匠。色彩のない図面によって表されているが、願書に鉄製であることが記載されている。

日本出願：くぎの意匠。写真によって表わされており、一般的な鉄製のくぎに表れるような金属光沢、金属様色彩を有する。

（説明）第一国出願の意匠に模様及び色彩はないものの、鉄製であることが願書に記載されていることを総合すると、我が国の意匠登録出願に添付された写真によって表わされた金属光沢、金属用模様を有するくぎの意匠と同一の意匠を当然に導き出すことができることから、両意匠は優先権の認否において同一と判断する。

【両意匠が同一と判断するものの例】

【事例】第一国出願の意匠が斜視図 2 図で表され、我が国の意匠登録出願に係る意匠が正投影図法による 6 面図により表されている場合

第一国出願：意匠が正面、平面、右側面側からの斜視図と、背面、底面、左側面側からの斜視図により表されている。

日本出願：意匠が正投影図法による 6 面図（正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図、底面図）により表されている。これら 6 面図によって表された形状等は、第一国出願の図面の斜視図から当然に導き出せる内容と一致する。

（説明）第一国出願の図面が、6 面が表れた斜視図 2 図であって、これらの図を総合的に判断して、当然に導き出せる内容と、我が国への出願の意匠とが一致するため、図法が異なるだけで両意匠は優先権の認否において同一と判断する。

【両意匠が同一と判断するものの例】

【事例】第一国出願の意匠が写真で表され、我が国の意匠登録出願に係る意匠が図面（着色図面）で表されている場合

第一国出願：意匠が写真によって表されており、色彩を有する。

日本出願：意匠が図面によって表されており、第一国出願で表された色彩と同じ色彩が着色されている。

（説明）第一国出願では写真を用いているのに対し、我が国の意匠登録出願では図面を用いていることから、意匠の表現方法が異なるが、それぞれ示された意匠が一致するため、両意匠は優先権の認否において同一と判断する。

関連規定

意匠法

第十五条 特許法第三十八条（共同出願）、第四十三条第一項から第五項まで、第八項及び第九項（パリ条約による優先権主張の手續）並びに第四十三条の三（パリ条約の例による優先権主張）の規定は、意匠登録出願に準用する。この場合において、同法第四十三条第一項中「経済産業省令で定める期間内」とあるのは「意匠登録出願と同時に」と、同条第二項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月」とあるのは「意匠登録出願の日から三月」と、同条第八項中「第六項の規定による通知を受けた者」とあるのは「第二項に規定する書類を提出する者」と、「前項」とあるのは「同項」と、同法第四十三条の三第三項中「前二条」とあるのは「第四十三条」と読み替えるものとする。

（第2項以下略）

特許法

第四十三条 パリ条約第四条D（1）の規定により特許出願について優先権を主張しようとする者は、その旨並びに最初に出願をし若しくは同条C（4）の規定により最初の出願とみなされた出願をし又は同条A（2）の規定により最初に出願をしたものと認められたパリ条約の同盟国の国名及び出願の年月日を記載した書面を経済産業省令で定める期間内に特許庁長官に提出しなければならない。

2 前項の規定による優先権の主張をした者は、最初に出願をし、若しくはパリ条約第四条C（4）の規定により最初の出願とみなされた出願をし、若しくは同条A（2）の規定により最初に出願をしたものと認められたパリ条約の同盟国の認証がある出願の年月日を記載した書面、その出願の際の書類で明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲及び図面に相当するものの謄本又はこれらと同様な内容を有する公報若しくは証明書であつてその同盟国の政府が発行したものを次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月以内に特許庁長官に提出しなければならない。

一 当該最初の出願若しくはパリ条約第四条C（4）の規定により当該最初の出願とみなされた出願又は同条A（2）の規定により当該最初の出願と認められた出願の日

二 その特許出願が第四十一条第一項の規定による優先権の主張を伴う場合における当該優先権の主張の基礎とした出願の日

三 その特許出願が前項、次条第一項（第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による他の優先権の主張を伴う場合における当該優先権の主張の基礎とした出願の日

3 第一項の規定による優先権の主張をした者は、最初の出願若しくはパリ条約第四条 C（４）の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条 A（２）の規定により最初の出願と認められた出願の番号を記載した書面を前項に規定する書類とともに特許庁長官に提出しなければならない。ただし、同項に規定する書類の提出前にその番号を知ることができないときは、当該書面に代えてその理由を記載した書面を提出し、かつ、その番号を知ったときは、遅滞なく、その番号を記載した書面を提出しなければならない。

4 第一項の規定による優先権の主張をした者が第二項に規定する期間内に同項に規定する書類を提出しないときは、当該優先権の主張は、その効力を失う。

（第５項ないし第７項略）

8 第六項の規定による通知を受けた者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内に第二項に規定する書類又は第五項に規定する書面を提出することができないときは、前項の規定にかかわらず、経済産業省令で定める期間内に、その書類又は書面を特許庁長官に提出することができる。

9 第七項又は前項の規定により第二項に規定する書類又は第五項に規定する書面の提出があつたときは、第四項の規定は、適用しない。

特許法

第四十三條の三 次の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる国においてした出願に基づく優先権は、パリ条約第四条の規定の例により、特許出願について、これを主張することができる。

日本国民又はパリ条約の同盟国の国民（パリ条約第三条の規定により同盟国の国民とみなされる者を含む。次項において同じ。）	世界貿易機関の加盟国
世界貿易機関の加盟国の国民（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一 C 第一条 3 に規定する加盟国の国民をいう。次項において同じ。）	パリ条約の同盟国 又は世界貿易機関の加盟国

2 パリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国のいずれにも該当しない国（日本国民に対し、日本国と同一の条件により優先権の主張を認めることとしているものであつて、特許庁長官が指定するものに限る。以下この項において「特定国」という。）の国民がその特定国においてした

出願に基づく優先権及び日本国民又はパリ条約の同盟国の国民若しくは世界貿易機関の加盟国の国民が特定国においてした出願に基づく優先権は、パリ条約第四条の規定の例により、特許出願について、これを主張することができる。

3 前二条の規定は、前二項の規定により優先権を主張する場合に準用する。

ジュネーブ改正協定：第6条(1)、(2)

第Ⅷ部

特殊な出願

第Ⅷ部	1
第 1 章 意匠登録出願の分割	1
1. 概要	1
2. 意匠登録出願の分割の要件	1
3. 適法な意匠登録出願の分割の手続とは認められない場合の例	2
4. 分割の要件を満たさない新たな意匠登録出願の取扱い	2
5. 分割による新たな意匠登録出願について意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合、又はパリ条約による優先権等を主張しようとする場合の提出書面について	3
第 2 章 出願の変更	1
1. 概要	1
2. 意匠登録出願への変更の要件	1
3. 適法な意匠登録出願への変更の手続とは認められない場合の例	2
4. 特許出願又は実用新案登録出願から物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠登録出願への変更	2
5. 変更の要件を満たさない新たな意匠登録出願の取扱い	2
6. 変更による新たな意匠登録出願について意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合、又はパリ条約による優先権等を主張しようとする場合の提出書面について	3
第 3 章 特許協力条約に基づく国際出願に係る出願の変更の特例	1
1. 特許協力条約に基づく国際出願に係る出願の変更の特例の取扱い	1
第 4 章 補正後の意匠についての新出願	1
1. 概要	1
2. 補正の却下の決定があった補正後の意匠についての新たな意匠登録出願の要件 ...	1
関連規定	1

第1章 意匠登録出願の分割

1. 概要

意匠法第10条の2は、出願人が、二以上の意匠を包含する意匠登録出願の一部を一又は二以上の新たな意匠登録出願とすることができる旨を規定している。また、同条は、意匠登録出願の分割が適法になされた場合には、新たな意匠登録出願は、もとの意匠登録出願の時にしたものと同みなされる旨を規定している。

意匠登録出願の分割制度は、意匠法第7条が規定する一意匠一出願の原則（第Ⅱ部第2章「意匠ごとの出願」参照）に反し、誤って二以上の意匠を一出願に包含させたまま意匠登録出願をした場合に、出願人の救済を図ったものである。

なお、ここでいう新たな意匠登録出願には、国際意匠登録出願の分割による新たな意匠登録出願を含む。

2. 意匠登録出願の分割の要件

分割による新たな意匠登録出願が、もとの意匠登録出願の時にしたものと同みなされるためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

（1）意匠登録出願が審査、審判又は再審に係属していること

分割の手続は、意匠登録出願が審査、審判又は再審に係属中にしなければならない。

（2）意匠登録出願人が同一であること

分割による新たな意匠登録出願の出願人は、もとの意匠登録出願の出願人と同一でなければならない。ただし、もとの意匠登録出願人から新たな意匠登録出願人へ、意匠登録を受ける権利の承継が適法になされている場合は、審査官は出願人が同一であると判断する。

（3）二以上の意匠が包含されている意匠登録出願についての分割であること

意匠登録出願に二以上の意匠が包含されているとは、願書の記載及び願書に添付した図面等に二以上の意匠が表されている場合をいう。例えば、願書の「意匠に係る物品」の欄に二以上の物品を並列して記載した場合、あるいは願書に添付した図面等に二以上の形状等を表している場合など（第Ⅱ部第2章「意匠ごとの出願」参照）や、一つの物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の意匠に係る物品の中に、形状等の一体性ある

いは機能的な一体性が認められない物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が包含されている場合が該当する。

- (4) 分割による新たな意匠登録出願に係る意匠は、もとの意匠登録出願に包含されていた二以上の意匠のうちいずれかと同一の意匠であること

3. 適法な意匠登録出願の分割の手続とは認められない場合の例

- (1) 意匠ごとに出願され、意匠法第7条に規定する要件を満たしている意匠登録出願を、その物品を構成する部品ごとに分割した場合
- (2) 意匠法第8条に規定する要件を満たしている組物の意匠の意匠登録出願を、構成物品等ごとに分割した場合
- (3) 意匠法第8条の2に規定する要件を満たしている内装の意匠の意匠登録出願を、構成物品等ごとに分割した場合
- (4) 分割による新たな意匠登録出願が、もとの意匠登録出願の最初の願書の記載及び願書に添付した図面等により表された意匠の範囲外のものを要旨とするとき、つまり、新たな意匠登録出願に表された意匠がもとの意匠登録出願に包含されていた二以上の意匠のいずれからみても要旨を変更するものである場合
- (5) 一意匠と認められる全体意匠あるいは一意匠と取り扱われる物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の意匠登録出願を一又は二以上の新たな物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の意匠登録出願に分割した場合

4. 分割の要件を満たさない新たな意匠登録出願の取扱い

審査官は、新たな意匠登録出願は、もとの意匠登録出願の時にしたものとはみなさず、分割のあった時にしたものとして取り扱う。

5. 分割による新たな意匠登録出願について意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合、又はパリ条約による優先権等を主張しようとする場合の提出書面について

分割による新たな意匠登録出願をする場合には、もとの意匠登録出願について提出された書面又は書類であって、意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続きに必要な書面（意匠法第4条第3項の規定により提出しなければならない書面）又はパリ条約による優先権を主張しようとする場合（パリ条約の例による場合も含む。）の手続きに必要な書面（意匠法第15条第1項において準用する特許法第43条第1項及び第2項、あるいは特許法第43条の3第3項の規定により提出しなければならない書面）は、意匠法第10条の2第3項の規定により当該新たな意匠登録出願をすると同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

第2章 出願の変更

1. 概要

意匠法第13条は、出願人が特許出願又は実用新案登録出願を意匠登録出願に変更することができる旨を規定している。また、同条は、意匠登録出願への変更が適法になされた場合は、新たな意匠登録出願は、もとの出願の時にしたものとみなされる旨を規定している。

意匠登録出願の変更制度は、出願人が出願形式（意匠登録出願、特許出願又は実用新案登録出願）の選択を誤ったり、また、例えば、ある新しい形状の発明をし、それが技術的に効果があるものと考えて特許出願をしたところ拒絶されたので、その形状の美的な面について意匠登録を受けようとする場合等において、出願人の救済を図ったものである。

2. 意匠登録出願への変更の要件

変更による新たな意匠登録出願が、もとの特許出願又は実用新案登録出願の時にしたものとみなされるためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

- （１）特許出願から意匠登録出願への変更の場合は、もとの特許出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があった日から3か月以内であること
- （２）実用新案登録出願から意匠登録出願への変更の場合は、もとの実用新案登録出願が特許庁に係属していること
- （３）変更による新たな意匠登録出願の出願人と、もとの特許出願人又はもとの実用新案登録出願人とは同一であること
ただし、もとの特許出願人あるいは実用新案登録出願人から新たな意匠登録出願人へ、意匠登録を受ける権利の承継が適法になされている場合は、審査官は出願人が同一であると判断する。
- （４）もとの特許出願又は実用新案登録出願の最初の明細書及び図面中に、変更による新たな意匠登録出願の意匠が明確に認識し得るように具体的に記載されていること
- （５）変更による新たな意匠登録出願の意匠が、もとの特許出願又は実用新案登録出願の最初の明細書及び図面に表された意匠と同一であること

3. 適法な意匠登録出願への変更の手続とは認められない場合の例

- (1) もとの特許出願又は実用新案登録出願の最初の明細書及び図面中に、変更による新たな意匠登録出願の意匠が明確に認識し得るような具体的な記載がない場合
- (2) 変更による新たな意匠登録出願の意匠が、もとの特許出願又は実用新案登録出願の最初の明細書及び図面に明確に認識し得るような具体的な記載により表された意匠と同一でないと認められる場合
- (3) 変更による新たな意匠登録出願の意匠が、もとの特許出願又は実用新案登録出願の最初の明細書及び図面の記載以外のものを付加した場合

4. 特許出願又は実用新案登録出願から物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠登録出願への出願の変更

特許出願又は実用新案登録出願の最初の明細書及び図面に、変更による新たな物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠が明確に認識し得るような具体的な記載があり、出願の変更の前と後の内容が同一と認められる場合、審査官は、変更による新たな意匠登録出願について、もとの特許出願又は実用新案登録出願の時にしたものとみなす。

5. 変更の要件を満たさない新たな意匠登録出願の取扱い

審査官は、新たな意匠登録出願を、もとの特許出願又は実用新案登録出願の時にしたものとみなさず、変更のあった時にしたものとして取り扱う。

6. 変更による新たな意匠登録出願について意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合、又はパリ条約による優先権等を主張しようとする場合の提出書面について

変更による新たな意匠登録出願をする場合には、もとの特許出願又は実用新案登録出願について提出された書面又は書類であって、意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続きに必要な書面（意匠法第4条第3項の規定により提出しなければならない書面）又はパリ条約による優先権を主張しようとする場合（パリ条約の例による場合も含む。）の手續きに必要な書面（意匠法第15条第1項において準用する特許法第43条から特許法第43条の3の規定により提出しなければならない書面）は、当該新たな意匠登録出願をすると同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。（意匠法第13条第6項で準用する意匠法第10条の2第3項）。

第3章 特許協力条約に基づく国際出願に係る出願の変更の特例

1. 特許協力条約に基づく国際出願に係る出願の変更の特例の取扱い

特許協力条約の規定に基づく国際出願日が認められた国際出願であって、指定国に日本国を含むものは、国際出願日にされた特許出願あるいは実用新案登録出願とみなされる。

これらからの意匠登録出願への変更は、もとの出願が日本語でされた国際特許出願（国際実用新案登録出願）の場合には、出願人の氏名・住所、発明者（考案者）の氏名・住所、国際出願日等を記載した書面の提出をし、かつ納付すべき手数料を納付した後でなければすることができず、また外国語でされた国際特許出願（国際実用新案登録出願）の場合には、前記書面及び明細書、請求の範囲の日本語による翻訳文を提出し、かつ納付すべき手数料を納付した後でなければすることができない。

第4章 補正後の意匠についての新出願

1. 概要

出願人は、補正却下の決定の謄本の送達があった日から三月以内に、その補正後の意匠について、新たな意匠登録出願をすることができる。この場合、その新たな意匠登録出願は、手続補正書を提出した時にしたものとみなされる（意匠法第17条の3第1項）。また、もとの意匠登録出願は、取り下げたものとみなされる（同第2項）。

2. 補正の却下の決定があった補正後の意匠についての新たな意匠登録出願の要件

補正の却下の決定があった補正後の意匠についての新たな意匠登録出願が、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなされるためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

- （1）補正の却下の決定があった補正後の意匠について、新たな意匠登録出願としていること
- （2）新たな意匠登録出願が、補正の却下の決定について謄本の送達があった日から3か月以内にされていること
- （3）新たな意匠登録出願が意匠法施行規則第2条第4項に規定する様式第5により出願されていること

関連規定

意匠法

第十条の二 意匠登録出願人は、意匠登録出願が審査、審判又は再審に係属している場合に限り、二以上の意匠を包含する意匠登録出願の一部を一又は二以上の新たな意匠登録出願とすることができる。

2 前項の規定による意匠登録出願の分割があつたときは、新たな意匠登録出願は、もとの意匠登録出願の時にしたものとみなす。ただし、第四条第三項並びに第十五条第一項において準用する特許法第四十三条第一項及び第二項（これらの規定を第十五条第一項において準用する同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この限りでない。

3 第一項に規定する新たな意匠登録出願をする場合には、もとの意匠登録出願について提出された書面又は書類であつて、新たな意匠登録出願について第四条第三項又は第十五条第一項において準用する特許法第四十三条第一項及び第二項（これらの規定を第十五条第一項において準用する同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定により提出しなければならないものは、当該新たな意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

第十三条 特許出願人は、その特許出願を意匠登録出願に変更することができる。ただし、その特許出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三月を経過した後は、この限りでない。

2 実用新案登録出願人は、その実用新案登録出願を意匠登録出願に変更することができる。

3 第一項ただし書に規定する期間は、特許法第四条の規定により同法第二百十一条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

4 第一項又は第二項の規定による出願の変更があつたときは、もとの出願は、取り下げたものとみなす。

5 特許出願人は、その特許出願について仮専用実施権を有する者があるときは、その承諾を得た場合に限り、第一項の規定による出願の変更をすることができる。

6 第十条の二第二項及び第三項の規定は、第一項又は第二項の規定による出願の変更の場合に準用する。

第十三条の二 特許法第百八十四条の三第一項又は第百八十四条の二十四第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願の意匠登録出願への変更については、同法第百八十四条の六第二項の日本語特許出願にあつては同法第百八十四条の五第一項、同法第百八十四条の四第一項の外国語特許出願にあつては同項又は同条第四項及び同法第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、同法第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後（同法第百八十四条の二十四第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後）でなければすることができない。

2 実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）第四十八条の三第一項又は第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願の意匠登録出願への変更については、同法第四十八条の五第四項の日本語実用新案登録出願にあつては同条第一項、同法第四十八条の四第一項の外国語実用新案登録出願にあつては同項又は同条第四項及び同法第四十八条の五第一項の規定による手続をし、かつ、同法第五十四条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後（同法第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後）でなければすることができない。

第十七条の三 意匠登録出願人が前条第一項の規定による却下の決定の謄本の送達があつた日から三月以内にその補正後の意匠について新たな意匠登録出願をしたときは、その意匠登録出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなす。

2 前項に規定する新たな意匠登録出願があつたときは、もとの意匠登録出願は、取り下げたものとみなす。

3 前二項の規定は、意匠登録出願人が第一項に規定する新たな意匠登録出願について同項の規定の適用を受けたい旨を記載した書面をその意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出した場合に限り、適用があるものとする。

第IX部

国際意匠登録出願

第IX部.....	1
第1章 意匠登録出願とみなされる国際出願	1
1. 概要.....	1
第2章 国際意匠登録出願に係る意匠の認定.....	1
1. 国際登録簿に記録された事項と意匠登録出願の願書又は図面に記載すべき事項との 対応関係	1
2. 物品等の部分について意匠登録を受けようとする国際意匠登録出願の取扱い	3
3. 国際意匠登録出願に係る意匠の認定	4
第3章 国際意匠登録出願における意匠ごとの出願	1
1. 意匠法第60条の6第2項の規定	1
2. 意匠ごとにされたものであるか否かの判断.....	1
第4章 国際意匠登録出願における意匠登録の要件	1
1. 新規性・創作非容易性	1
2. 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外.....	1
第5章 国際意匠登録出願における新規性の喪失の例外	1
1. 意匠法第60条の7の規定	1
2. 国際意匠登録出願の場合における意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるため の具体的な手続.....	1
第6章 国際意匠登録出願における組物の意匠	1
1. 組物の意匠と認められる要件	1
第7章 国際意匠登録出願における補正	1
1. 要旨の変更	1
第8章 国際意匠登録出願におけるパリ条約による優先権.....	1
1. 意匠法第60条の10の規定	1
2. パリ条約による優先権の主張の効果	1
3. パリ条約による優先権を主張するための手続	1
4. パリ条約による優先権の主張の効果が認められるための要件	1
関連規定	1

第1章 意匠登録出願とみなされる国際出願

1. 概要

意匠法第60条の6第1項は、我が国を、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（以下「ジュネーブ改正協定」という。）第1条(xix)に規定する指定締約国（以下「指定締約国」という。）とするジュネーブ改正協定第1条(vii)に規定する国際出願（以下「国際出願」という。）であって、ジュネーブ改正協定第10条(3)(a)の規定による公表（以下「国際公表」という。）がされたものを、ジュネーブ改正協定第10条(2)に規定する国際登録の日（以下「国際登録の日」という。）に我が国に出願された意匠登録出願とみなす旨を規定している。また、本条第2項は、ジュネーブ改正協定第5条(4)の規定に基づき二以上の意匠を含む国際出願については、ジュネーブ改正協定第1条(vi)に規定する国際登録（以下「国際登録」という。）の対象である意匠ごとにされた意匠登録出願とみなす旨を規定している（以下、これらの規定により意匠登録出願とみなされた国際出願を「国際意匠登録出願」という。）。

本条第3項及び第4項は、ジュネーブ改正協定第14条(1)に、国際登録は、国際登録の日から指定締約国における正規の出願と少なくとも同一の効果を有する旨が規定されていることから、国際意匠登録出願を我が国の意匠登録出願として手続をするために必要な事項として、ジュネーブ改正協定第1条(viii)に規定する国際登録簿（以下「国際登録簿」という。）に記録された事項に関し、意匠法第6条第1項に規定する願書の記載事項及び図面の記載事項とみなす旨を規定している。

（注）国際意匠登録出願についての審査

ジュネーブ改正協定は、同協定に基づく国際登録が、国際登録の日から、指定締約国において当該指定締約国の法令に基づく意匠の保護の付与のための正規の出願と少なくとも同一の効果を有する旨を規定している（ジュネーブ改正協定第14条(1)）。一方、ジュネーブ改正協定に基づき指定された締約国の官庁は、国際登録の対象である意匠が当該指定締約国の法令に基づく保護の付与のための条件（出願の形式又は記載事項に関する要件を除く。）を満たしていない場合に、当該国際登録の効果を拒絶することができる旨を規定している（ジュネーブ改正協定第12条(1)）。

我が国の意匠法は、意匠権による保護の付与の前提として、意匠登録出願を審査することを規定していることから（意匠法第16条）、ジュネーブ改正協定に基づき我が国を指定した国際登録についても、我が国の法令である意匠法の規定に基づき審査官が審査を行う。

審査官は、国際意匠登録出願の審査の際、基本的には、国内の意匠登録出願と共通した審査を行う。

本章では、国際意匠登録出願の審査の際に特有の事項を中心に記載しており、本章に記載されていないその他の事項については、他の審査基準の該当箇所を参照されたい。

第2章 国際意匠登録出願に係る意匠の認定

1. 国際登録簿に記録された事項と意匠登録出願の願書又は図面に記載すべき事項との対応関係

意匠法第6条第1項の規定により意匠登録出願の願書に記載すべき事項については、意匠法第60条の6第3項の規定に従い、国際登録簿に記録された所定の事項を、意匠登録出願の願書に記載すべき事項として取り扱う（→〔表1〕参照）。

意匠法第6条第1項に定める以外の願書に記載すべき事項については、国際意匠登録出願は我が国の意匠登録出願とみなされたものであることから、当該国際意匠登録出願に係る国際登録簿に記録された事項のうち意匠法上に具体的な対応関係が明示的に規定されていない事項についても、意匠登録出願の願書に記載すべき事項に相当するものとして取り扱う（→〔表2〕参照）。

また、我が国において意匠登録を受けようとする者は、意匠法第6条第1項の規定により、願書に「意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面」を添付する必要があるが、意匠法第60条の6第4項は、国際意匠登録出願に係る「国際登録簿に記録された意匠」を意匠法第6条第1項の規定により提出した図面に記載された「意匠登録を受けようとする意匠」とみなす旨を規定していることから、国際意匠登録出願の場合には、国際登録簿に記録された意匠を記載した図面、すなわち「国際登録簿に記録された意匠の複製物」を、「意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面」に相当するものとして取り扱う（→〔表3〕参照）。

〔表1〕 意匠法第6条第1項に定める事項についての対応関係

国際登録簿に記録された事項	意匠登録出願の願書の記載事項
国際登録の対象である意匠を構成する一若しくは二以上の製品又は国際登録の対象である意匠が使用されることとなる一若しくは二以上の製品 （ジュネーブ改正協定第5条(1)(iv)）	【意匠に係る物品】
国際登録名義人の氏名又は名称及びその住所	【意匠登録出願人】の氏名又は名称及び住所又は居所

(ジュネーブ改正協定第5条 (1)(ii)、ハーグ協定共通規則第7 規則(3)(i)及び(ii))	
国際登録の対象である意匠の創作 をした者の氏名及びその住所 (ジュネーブ改正協定第5条 (2)(b)(i) 、ハーグ協定共通規則第7規則 (5)(a))	【意匠を創作した者】の氏名及び住 所又は居所

〔表2〕 意匠法第6条第1項に定める以外の事項についての対応関係

国際登録簿に記録された事項	意匠登録出願の願書の記載事項
出願の対象である意匠の複製物又 は特徴についての簡潔な説明 (ジュネーブ改正協定第5条 (2)(b)(ii) 、ハーグ協定共通規則第7規則 (5)(a))	【意匠の説明】又は 【意匠に係る物品の説明】 ※国際意匠登録出願においては、 これらの区別なく、いずれも【意匠の 説明】の欄に記載される。
本出願若しくは本登録又は本意匠 の表示 (ジュネーブ改正協定第5条 (1)(vii)、ハーグ協定共通規則第7 規則(5)(f)、 ハーグ協定実施細則第407節 (a))	【本意匠の表示】
新規性喪失の例外に関する宣言 (ジュネーブ改正協定第5条 (1)(vii)、ハーグ協定共通規則第7 規則(5)(f)、 ハーグ協定実施細則第408節 (c)(i))	【特記事項】の欄の「意匠法第4条 第2項の規定の適用を受けようとす る意匠登録出願」の記載
先の出願の優先権を主張する旨の 申立て	【パリ条約による優先権等の主張】

(ジュネーブ改正協定第6条 (1)(a)、 ハーグ協定共通規則第7規則 (5)(c))	
--	--

〔表3〕 意匠の複製物と図面についての対応関係

国際登録簿に登録された意匠の複製物 (ハーグ協定共通規則第15規則 (2)(ii))	意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面
--	-----------------------

以下、国際意匠登録出願において、意匠法第6条第1項等の規定により提出した願書に記載されたと認められるものを「国際意匠登録出願に係る願書の記載」、意匠法第6条第1項の規定により提出した図面に記載されたと認められるものを「国際意匠登録出願に係る図面の記載」という。

2. 物品等の部分について意匠登録を受けようとする国際意匠登録出願の取扱い

国際出願では、図面中には図示されるが「保護を求めないもの」について、説明において、又は、点線若しくは破線又は着色により表すことが認められている（ハーグ協定共通規則第9規則(2)(b)、ハーグ協定実施細則第403節）。この「保護を求めないもの」の表現は、我が国意匠法において明示的に予定されたものではないが、ジュネーブ改正協定に基づく国際登録制度の趣旨を踏まえ、「保護を求めないもの」が表された国際意匠登録出願のうち、当該「保護を求めないもの」が、意匠に係る物品等のうちの「意匠登録を受けようとする部分以外の部分」に相当し、その結果、「意匠登録を受けようとする部分」を明確に認定することができるもの、すなわち、物品等の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合について意匠登録を受けようとする出願であると認めることが適当なものについては、審査官は我が国における、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠登録出願として取り扱う。

3. 国際意匠登録出願に係る意匠の認定

国際意匠登録出願に係る意匠の認定は、国際意匠登録出願に係る願書及び図面の記載に関する上記取扱いに留意しつつ、国内の意匠登録出願に係る意匠の認定（第Ⅱ部第1章「意匠登録出願に係る意匠の認定」参照）の基準を適用して行う。

なお、国際意匠登録出願に係る願書の記載に関しては、英語で表記された記載に基づいて認定を行う。

第3章 国際意匠登録出願における意匠ごとの出願

1. 意匠法第60条の6第2項の規定

意匠法第60条の6第2項は、二以上の意匠を包含する国際出願について、我が国においては国際登録の対象である意匠ごとにされた意匠登録出願とみなす旨を規定している。しかしながら、「国際登録の対象である意匠」とは、国際事務局の判断に基づく国際登録における意匠の単位を意味しており、我が国意匠法第7条に基づく意匠の単位を直接的に意味するものではない。

よって、国際意匠登録出願が意匠法第7条に規定する要件を満たさない場合には、意匠法第7条の拒絶理由に該当するものとして取り扱う。

2. 意匠ごとにされたものであるか否かの判断

審査官は、国際意匠登録出願が、例えば以下に該当する場合は、二以上の意匠を包含し、意匠ごとにした意匠登録出願に該当しないと判断する。

(1) 二以上の物品等を願書の「意匠に係る物品」の欄に並列して記載した場合

ただし、種類全体を表す複数形の表記（例えば、「Desks」など）である場合、又は、組物の意匠の国際意匠登録出願であると認定できるものを除く。

(2) 国際意匠登録出願に係る図面の記載において二以上の物品等を表した場合（数個の物品を配列したものの場合を含む。）

ただし、組物の意匠又は内装の意匠の国際意匠登録出願であると認定できるものを除く。

なお、意匠ごとの出願に関するその他の判断基準については、第Ⅱ部第2章「意匠ごとの出願」を参照されたい。

第4章 国際意匠登録出願における意匠登録の要件

1. 新規性・創作非容易性

新規性及び創作非容易性の判断の根拠とする資料は、意匠登録出願の前に、日本国内又は外国において、以下の（１）から（３）のいずれかに該当したものである。

- （１）「頒布された刊行物に記載された」（意匠法第３条第１項第２号、同第３条第２項）
- （２）「電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった」（意匠法第３条第１項第２号、同第３条第２項）
- （３）「公然知られた」（意匠法第３条第１項第１号、同第３条第２項）

意匠登録出願の前か否かの判断は、時、分、秒まで考慮して行う。

しかしながら、国際意匠登録出願においては、ジュネーブ改正協定第１４条(1)及び意匠法第６０の６第１項の規定により出願の時が日単位で定められ、その時分までは特定し得ないことから、国際意匠登録出願の出願日と、新規性及び創作非容易性の判断の根拠とする資料が上記の（１）から（３）に該当するに至った日とが同日の場合には、これらの日が国際意匠登録出願の前であるとはしない。

外国で公知になった場合については、日本時間に換算して判断する。

なお、新規性・創作非容易性に関するその他の判断基準については、第Ⅲ部第２章「新規性・創作非容易性」第１節「新規性」、第２節「創作非容易性」、第３節「新規性・創作非容易性の審査の留意事項」を参照されたい。

2. 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外

意匠法第３条の２の規定は、先願の意匠登録出願の出願日後から、その意匠登録出願に係る意匠公報（登録意匠公報、同日競願に係る協議不成立又は不能の場合の拒絶確定出願を公示する公報）の発行日（同日を含む。）までに出願された意匠登録出願に適用するものであるため（ただし書の規定を適用するものを除く。）、国際意匠登録出願の出願日と先願の意匠公報の発行日とが同日の場合には、意匠法第３条の２の規定に該当するものとして取り扱う。

なお、先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外に関するその他の判断基準については、第Ⅲ部第４章「先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外」を参照されたい。

第5章 国際意匠登録出願における新規性の喪失の例外

1. 意匠法第60条の7の規定

国際意匠登録出願についても、意匠法第4条第2項の規定の適用を受けることができるよう、国際意匠登録出願の場合に取り得る手続について規定している。

2. 国際意匠登録出願の場合における意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるための具体的な手続

- (1) 意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面を国際公表があった日後意匠法施行規則第1条の2に定める30日の期間内に特許庁長官に提出（意匠法第4条第3項、意匠法第60条の7）、又は、国際出願においてその旨を宣言（ハーグ協定実施細則第408節(c)、意匠法施行規則第19条第3項で準用する特許法施行規則第27条の4）
- (2) 国際公表があった日後意匠法施行規則第1条の2に定める30日の期間内に、公知意匠に該当するに至った意匠が意匠法第4条第2項の規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面の提出（意匠法第4条第3項、意匠法第60条の7）
- (3) 意匠法施行規則第1条に規定する様式第1による新規性の喪失の例外証明書提出書の提出

なお、新規性の喪失の例外の適用に関するその他の判断基準については、第Ⅲ部第3章「新規性の喪失の例外」を参照されたい。

第6章 国際意匠登録出願における組物の意匠

1. 組物の意匠と認められる要件

国際意匠登録出願が、組物の意匠として意匠登録を受けるためには、「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが経済産業省令で定めるものであること、すなわち、別表第二に掲げる組物に該当するものでなければならない。

ただし、国際意匠登録出願の場合の言語は英語であるため、「意匠に係る物品」の欄には、別表第二に掲げる組物のいずれかに相当するものが、「a set of ○○」のように記載されていればよい。

「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが経済産業省令で定めるものでない場合は、組物とは認められず、審査官は意匠法第8条の規定により拒絶理由を通知する。

なお、組物の意匠に関するその他の判断基準については、第IV部第3章「組物の意匠」を参照されたい。

第7章 国際意匠登録出願における補正

1. 要旨の変更

国際意匠登録出願に係る願書の記載についてした補正については、英語による記載の比較に基づいて要旨の変更か否かを判断することを原則とするが、国際出願の言語として英語以外の言語（フランス語又はスペイン語）を用いた国際意匠登録出願について、出願当初における当該国際出願の言語による記載に基づいた釈明があった場合には、要旨の変更の判断においてこれを参酌する。

なお、補正に関するその他の事項については、第VI部「補正」を参照されたい。

第8章 国際意匠登録出願におけるパリ条約による優先権

1. 意匠法第60条の10の規定

国際意匠登録出願についての優先権主張については、ジュネーブ改正協定第6条(1)の規定による国際事務局経由の手続に一元化するため、本条第1項において、国際意匠登録出願には我が国特許庁に優先権主張をする場合の手続規定は適用しないこととされている。

優先権証明書の提出手続については、ジュネーブ改正協定上国際出願に伴わせる手続とされていないため、優先権証明書提出手続に係る特許法の規定が「ジュネーブ改正協定第6条(1)(a)の規定による優先権の主張をした者」についても準用されている。

なお、意匠法第15条第1項で準用する特許法第43条の3第2項に規定する「特定国」についての優先権の主張は、ジュネーブ改正協定第6条(1)(a)の規定では認められていないため、本条第1項の規定により、国際意匠登録出願には適用されない。

2. パリ条約による優先権の主張の効果

意匠法第60条の10第1項の規定により、国際意匠登録出願については、意匠法第15条第1項で準用する特許法第43条の3第2項に規定する「特定国」の国民に関するパリ条約の例による優先権の主張は認められない。

3. パリ条約による優先権を主張するための手続

パリ条約第4条D(1)の規定により国際意匠登録出願について優先権を主張しようとする者は、ジュネーブ改正協定第6条(1)(a)及び意匠法第60条の10第2項の規定で読み替えて準用する特許法第43条第2項及び第3項に規定する手続をしなければならない。

4. パリ条約による優先権の主張の効果が認められるための要件

国内の意匠登録出願を基礎とした優先権の主張を伴う国際意匠登録出願については、当該優先権の主張の効果は認められない。

なお、パリ条約による優先権の主張に関するその他の判断基準については、第Ⅶ部「パリ条約による優先権」を参照されたい。

関連規定

意匠法：第60条の6第1項～第3項、第60条の6、第60条の7、第60条の10、第60条の24、第68条第2項

意匠法施行規則：第1条の2、第1条の3、第2条、第2条の2、第2条の3、第2条の4、第3条、第2条の4、第4条、第5条、第7条、第8条、第12条の2、第15条、別表第一備考、別表第二、様式第1、様式第1の2、様式第2備考40、様式第2備考42、様式第6備考7～17、備考19～23、備考24、備考27、様式第8備考3、様式第14

特許法：第17条第3項、第4項、第17条の2、第43条、第43条の3

ジュネーブ改正協定：第1条(vi)～(viii)、(xix)、第5条(1)、(2)、(4)、第6条、第10条(2)、(3)、第12条(1)、第13条(1)、第14条(1)

ハーグ協定共通規則（注）：第7規則～第11規則

ハーグ協定実施細則（注）：第401節～第408節

（注）

それぞれ、ハーグ協定の千九百九十九年改正協定及び千九百六十年改正協定に基づく共通規則及びハーグ協定に係る出願のための実施細則の省略記載。

第X部

その他

第X部.....	1
第1章 特徴記載書	1
1. 概要.....	1
2. 特徴記載書とは.....	1
3. 提出手続.....	1
4. 意匠公報への掲載	2
関連規定	1

第1章 特徴記載書

1. 概要

特徴記載書とは、意匠登録を受けようとする意匠又は意匠登録出願に係る意匠の特徴を記載した書類である。意匠登録を受けようとする者又は意匠登録出願人は、この特徴記載書を、願書を提出するとき又は事件が審査、審判若しくは再審に係属しているときに提出できる。

2. 特徴記載書とは

審査官は、特徴記載書の記載内容を、意匠登録出願に係る意匠の認定（第II部「意匠の認定・意匠ごとの出願」参照）、新規性要件等の判断に係る類否判断、その他の拒絶理由の判断に、特徴記載書の記載内容を直接の根拠として用いてはならない。

他方、特徴記載書の記載内容を、例えば、審査における的確なサーチ範囲決定のための参考情報にはできることから、審査の迅速化が期待される。

登録された場合には、意匠の特徴及び説明図の記載内容を意匠公報に掲載することにより、第三者に、その登録意匠の創作に関する出願人の主観的意図を知らせることができる。

特徴記載書の記載内容は、意匠法第24条に規定する登録意匠の範囲を定める基礎とはしないため、権利範囲に対して、直接的に何ら影響を与えるものではない。

3. 提出手続

特徴記載書の提出は義務ではなく、意匠登録を受けようとする者又は意匠登録出願人の選択により提出できる任意の手続である。

意匠登録を受けようとする者又は意匠登録出願人は、願書を提出するとき、又は出願が審査、審判若しくは再審に係属しているときに限り特徴記載書を提出できる。

なお、意匠の特徴については、特徴記載書に記載することとされているが（意匠法施行規則第六条）、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際意匠登録出願については、出願と同時に特徴記載書の提出を行うことができない。そこで、DESCRIPTION（説明）の欄（我が国の意匠登録出願における「意匠の説明」の欄、及び「意匠に係る物品の説明」の欄に相当するものとして取り扱う欄）に、当該意匠の特徴についての記載がなされていても、例えば意匠が不明確となるような特段の拒絶理由に該当する記載でない場合は、拒絶理由の対象としない。

加えて、国内の通常の出願において、同様に、「意匠の説明」の欄に、当該意匠の特徴についての記載がなされている場合についても、同様の取扱いとする。

4. 意匠公報への掲載

特徴記載書中の意匠の特徴及び説明図の記載内容は、出願人が提出したものを、原則としてそのまま意匠公報へ掲載する。新たな特徴記載書の提出があった場合は、最新の特徴記載書の記載内容のみを掲載する。

なお、意匠法第66条第3項の規定に基づく意匠公報（同日競願に係る協議不成立又は不能の場合の拒絶確定出願を公示する公報）には、当該記載内容を掲載しない。

また、特徴記載書の記載中に、公報掲載が不適当な表現等を含む場合は、その部分の公報掲載をしない。

関連規定

意匠法施行規則

第六条 意匠登録を受けようとする者又は意匠登録出願人は、意匠登録を受けようとする意匠又は意匠登録出願に係る意匠の特徴を記載した特徴記載書を、願書を提出するとき又は事件が審査、審判若しくは再審に係属しているときは、提出することができる。

- 2 特徴記載書を提出するときは、様式第九によらなければならない。
- 3 登録意匠の範囲を定める場合においては、特徴記載書の記載を考慮してはならない。

別添 組物の意匠の構成物品等の例

	組物の意匠	構成物品等の例
1	一組の食品セット	・チョコレート（二以上）
2	一組の嗜好品セット	・たばこ、ライター、灰皿
3	一組の衣服セット	・ジャケット、ベスト、スラックス
4	一組の身の回り品セット	・指輪、ネックレス、ブレスレット、イヤリング ・カフスボタン、ネクタイ止め
5	一組の美容用具セット	・化粧用ブラシ（二以上）
6	一組の繊維製品セット	・まくら、掛け布団、敷き布団 ・クッション（二以上）
7	一組の室内装飾品セット	・置物（二以上）
8	一組の清掃用具セット	・ほうき、ちり取り
9	一組の洗濯用具セット	・電気洗濯機、衣服乾燥機
1 0	一組の保健衛生用品セット	・歯ブラシ立て、コップ ・電気歯ブラシ、電気歯ブラシホルダー
1 1	一組の飲食用容器セット	・コップ（二以上） ・皿、ティーポット、ティーカップ
1 2	一組の調理器具セット	・鍋、フライパン
1 3	一組の飲食用具セット	・スプーン、フォーク、ナイフ
1 4	一組の慶弔用品セット	・葬祭用花瓶、香炉
1 5	一組の照明機器セット	・天井灯、壁灯
1 6	一組の空調機器セット	・エアコンディショナー、扇風機 ・エアコンディショナー、エアコンディショナー用室外機
1 7	一組の厨房設備用品セット	・こんろ台、調理台、流し台、収納棚
1 8	一組の衛生設備用品セット	・洗面化粧台、化粧鏡、収納棚
1 9	一組の整理用品セット	・ハンガー、スカートハンガー
2 0	一組の家具セット	・テーブル、いす、子ども用いす ・本棚（二以上）
2 1	一組のペット用品セット	・ペット用服、ペット用首輪

2 2	一組の遊戯娯楽用品セット	・碁盤、将棋盤
2 3	一組の運動競技用品セット	・ゴルフクラブ（二以上） ・野球用グローブ、野球用ミット
2 4	一組の楽器セット	・ドラム、シンバル ・楽譜スタンド、椅子
2 5	一組の教習具セット	・地球儀（二以上）
2 6	一組の事務用品セット	・シャープペンシル、ボールペン、万年筆
2 7	一組の販売用品セット	・包装用容器（二以上）
2 8	一組の運搬機器セット	・エレベーター、住宅用エレベーター
2 9	一組の運輸機器セット	・乗用自動車、自動二輪車 ・インテリアパネル、フロントランプ ・自動車用フロアマット（二以上）
3 0	一組の電気・電子機器セット	・電球（二以上） ・コネクタ（二以上）
3 1	一組の電子情報処理機器セット	・スマートフォン、スマートフォン用充電器 ・ワイヤレスイヤホン、キーボード、マウス
3 2	一組の測定機器セット	・温度計、湿度計
3 3	一組の光学機器セット	・カメラ、カメラ用ケース
3 4	一組の事務用機器セット	・ファクシミリ、複写機、プリンター
3 5	一組の販売用機器セット	・飲料自動販売機、たばこ自動販売機
3 6	一組の保安機器セット	・消火器、消火器スタンド
3 7	一組の医療用機器セット	・手術用メス（二以上）
3 8	一組の利器、工具セット	・ドライバー（二以上） ・理髪はさみ、理髪用梳きはさみ
3 9	一組の産業用機械器具セット	・工業用ロボット（二以上）
4 0	一組の土木建築用品セット	・コンクリート型枠、外装材パネル ・タイルカーペット、壁紙
4 1	一組の基礎製品セット	・板材（二以上） ・バルブ、電磁弁
4 2	一組の建築物	・幼稚園、小学校、中学校、高等学校
4 3	一組の画像セット	・銀行振り込み用画像、現金預け払い機操作画像